

令和元年 第4回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月 6 日 開会

令和元年 9 月 10 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和元年
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

9月6日(金) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 7
○会議録署名議員の指名 7
○会期の決定 8
○諸般の報告 8
○一般質問 14
 3 番 阿左美 健 司 議員 14
 4 番 宮 原 みさ子 議員 27
 2 番 黒 澤 克 久 議員 37
 5 番 浅 見 裕 彦 議員 42
 9 番 若 林 想一郎 議員 54
○諸般の報告 61
○散 会 62



9月7日(土) ○休 会
9月8日(日) ○休 会



9月9日(月) ○開 議 65
○諸般の報告 65
○答弁の補足 66
○議事日程の報告 67
○一般質問 67

8 番 大 野 伸 恵 議員	6 7
1 番 向 井 芳 文 議員	8 0
○報告第 2 号の上程、説明、質疑	9 0
・報告第 2 号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について	
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
・議案第 4 4 号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第 4 5 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
・議案第 4 6 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例	
○認定第 1 号～認定第 6 号の上程、説明、質疑	1 0 0
・認定第 1 号 平成 3 0 年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 2 号 平成 3 0 年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 3 号 平成 3 0 年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 4 号 平成 3 0 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 5 号 平成 3 0 年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 6 号 平成 3 0 年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
○延 会	1 2 2



9 月 1 0 日 (火)	○開 議	1 2 7
	○議事日程の報告	1 2 7
	○認定第 1 号～認定第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 7
	・認定第 1 号 平成 3 0 年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定につ	

いて

- ・ 認定第 2 号 平成 3 0 年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・ 認定第 3 号 平成 3 0 年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・ 認定第 4 号 平成 3 0 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・ 認定第 5 号 平成 3 0 年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・ 認定第 6 号 平成 3 0 年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 発言の訂正…………… 1 6 1
- 議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 8 2
- ・ 議案第 4 7 号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 8 5
- ・ 議案第 4 8 号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 8 6
- ・ 議案第 4 9 号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 8 8
- ・ 議案第 5 0 号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 8 9
- ・ 議案第 5 1 号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 9 0
- ・ 議案第 5 2 号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、採決…………… 1 9 2
- ・ 議案第 5 3 号 横瀬町教育委員会委員の任命について
- 閉会中の継続審査の申し出…………… 1 9 2
- 閉 会…………… 1 9 3

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第11号

令和元年第4回横瀬町議会定例会を、令和元年9月6日横瀬町役場に招集する。

令和元年8月30日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和元年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和元年9月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 阿左美 健 司 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

1、諸般の報告

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設樂政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきましてありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

猛暑も終わり、朝夕はめっきり涼しさが感じられる季節となりました。ことしも例年並みのペースで台風が発生しております。これから本格的な台風シーズンを迎えるところでありますが、近年、想像を上回る気象災害が全国各地で発生をしております。

過日、九州北部に大雨をもたらした要因は、線状降水帯が発生したことによりますが、長崎県では秋雨前線の影響から1時間に110ミリの記録的短時間大雨が降りました。いつ、どこで、このような記録的短時間大雨が降り、災害が発生するかわからない状況でありますので、今後も町民の安全安心のため、しっかりと備えてまいりたいというふうに考えております。

さて、令和元年度もはや半年がたとうとしていますが、各事業等の進捗状況などの一部について申し上げます。

まずは、人材の受け入れについてです。8月1日、独立行政法人国際協力機構、通称JICAから勝間田幸太さんを受け入れ、任用いたしました。現在のJICAは、途上国等海外における開発支援で培ったノウハウや人材を今後は国内の地方創生等の分野で積極的に生かしていきたいという意向を持っており、今回の話につながりました。同法人からの職員受け入れは全国で3例目、埼玉県下自治体では初めてです。

勝間田さんは現在31歳で、横瀬町に来られる前はトルコにおいて、防災分野を中心とした技術協力に加え、情報システム等を担当されておりました。本町では、まち経営課に所属し、主に企画部門の仕事を担当

してもらいます。国際的な広い視野を有し、かつ住民目線で地域密着型の仕事ができる人材として大いに活躍してほしいと期待しております。

次に、地域おこし協力隊ですが、7月1日付で新たに1名着任し、現在、総勢7名体制となりました。新たな隊員となられたのは、谷隼太さん、東京都板橋区出身で34歳です。民間企業でウェブサイトの運営や新規メディアの立ち上げ、広告商品開発等に携わった後、地域づくりNPO代表理事を務めていた経歴をお持ちです。我が国の将来に向けては、官民連携分野の発展が必要不可欠との思いをお持ちで、現在は横瀬町官民連携プラットフォーム「よこらぼ」のさらなる発展のための活動を始めています。今後、大いに活躍してくれるものと期待しております。

次に、よこらぼであります。8月審査分まで提案数111件、採択数63件となりました。現在、事業展開しているものの中から幾つか紹介をさせていただきます。はたらクラスですが、6月15日、7月13日、8月24日の3回、秩父地域と秩父地域外でご活躍されている方それぞれに講師を務めていただき、コミュニティスペース、エリア898で開催をされました。この8月で20回目の開催となりますが、引き続き各回とも好評で、子供から大人まで大勢の方々に参加していただきました。

次に、電動キックボードのシェアリングサービス「LUUP」を提供する株式会社LUUPが、8月20日、埼玉県県民の森で電動キックボードの実証実験を行いました。立教大学観光学部の学生と共同で、電動キックボードの安全性や快適性などについての検証が行われました。

次に、社会で活躍する中学生や高校生によるプレゼンテーションをテーマにしたイベント「よこぜプレゼン部」が6月23日、7月28日の両日、エリア898で開催をされました。6月23日は、カルチャーをテーマに高校生と社会人による各プレゼンテーションが行われました。また、7月28日は中学生クリエイターとゲーム開発者によるプレゼンテーションが披露され、各回とも横瀬町内外からの参加者がそれぞれのプレゼンテーションを聞き、意見を交換し合い、横瀬町を知り、参加者間の交流も深まるイベントとなりました。

次に、横瀬そばの会によるどぶろくプロジェクトですが、8月30日にエリア898において多くのお客様をお迎えしてお披露目会がにぎやかに実施され、どぶろく「花咲山」のボトリングデザイン等が披露されました。このどぶろくは、横瀬でつくった米を横瀬の醸造所で醸して、横瀬で売るという典型的な6次産業品として、今後、地域の活性化に大いに寄与していただけると期待をしています。

次に、埼玉県起業支援金補助事業について申し上げます。この事業は、地域課題の解決を目指し、起業する方に国の地方創生推進交付金を活用し、上限200万円を県が補助するものです。対象地域は過疎法または山村振興法の指定地域を含む県下9市町村で、5月下旬から6月中旬にかけ公募をされ、7月25日に採択結果が公表されました。採択された事業は、県下で全18事業でしたが、その中で横瀬町を事業実施予定地とするものが4事業も入っておりました。この4事業のテーマは、それぞれ民泊、鳥獣害対策、子育て支援、農業と多様性に富んでおり、またこの4事業のうち2事業がよこらぼ提案された事業であること、そして4事業のうち3事業が移住を伴う予定の事業となっているということで、大変よい流れになってきているというふうに感じています。今後の事業展開、横瀬町の課題解決や活性化につながる可能性に大いに期待したいと考えております。

次に、7月6日、寺坂棚田保存会主催による寺坂棚田ほたるかがり火まつりが、寺坂棚田において行わ

れました。夕方、たんぼのあぜに約600個のかがり火とキャンドルを点灯、幻想的な空間でたんぼのまんなか演奏会も開かれるなど、天候には恵まれませんでした。延べ約2,000人の方々に美しい景色と音色の共演を楽しんでいただきました。

次に、8月10日、11日に第34回ヨコゼ音楽祭が開催されました。10日のふれあいコンサートには集計で413名、11日の名曲コンサートには453名の入場者においでいただきました。名曲コンサートは、バンドネオン奏者の三浦一馬さんを中心とする演奏で、昨年好評を博した石田組の石田泰尚さんも参加され、迫力のある演奏に観客が一体となり、大変盛り上がりました。お客様に楽しいひとときを過ごしていただけたと感じております。

次に、6月16日に災害時初動訓練を実施いたしました。土砂災害発生等を想定した待機体制から非常体制配備・活動までの訓練をシナリオに基づき実施するとともに、初動マニュアルも順次確認しながら行いました。あわせて、ことしは例年7月に健康づくり課が実施していた声かけ訪問事業との共同実施による訓練を行い、高齢者等見守りネットワーク協力機関の方々による避難行動、要支援者宅訪問も実施しました。また、社会福祉協議会、赤十字奉仕団と連携した炊き出し訓練も総合福祉センターで実験的に実施いたしました。毎年少しずつではありますが、内容を変え、進化をさせ実施をしております。ことしで4年目となった訓練には、役場職員、消防団員、21の自主防災組織、総勢900名の方々にご参加をいただきました。非常にありがたいことというふうに感じています。一歩ずつではありますが、町民の皆様と災害時における初動対応への共有が図られたのではないかなというふうと考えております。

訓練後に区長を中心に多くのご意見や感想が寄せられています。今後、皆様から寄せられた課題等を検証し、来年度以降の災害時初動訓練に生かしてまいりたいというふうに思います。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業等の執行には細心の注意を払い、効果的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告1件、条例の一部改正3件、決算認定6件、補正予算6件、人事1件であります。ご審議を賜りましてご可決等いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

8番 大野 伸 恵 議員

9番 若林 想一郎 議員

10番 関根 修 議員

以上、3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、8月30日、午後2時より301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございました。会議録署名委員に関根修委員、若林清平委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の掲示を受け、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は9月6日から9月10日までの5日間と決定いたしました。なお、9月7日土曜日と9月8日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日6日から10日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第3回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてはお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和元年6月から令和元年8月実施分までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

内容につきましては、令和元年6月19日、7月23日及び8月19日に報告したものでございます。検査の対象でございますが、6月19日の実施分は平成30年度、令和元年度の一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分は、令和元年度分が対象となっております。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者に現金の出納状況を知るために必要な調書、それから別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、令和元年7月末日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残額は6億6,812万2,932円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告をお願いいたします。

委員長、4番、宮原みさ子議員。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務文教厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和元年8月26日午後2時より、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部11名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、若林想一郎委員、若林清平委員をお願いいたしました。

審査事件等については、1、所管事務調査、マイナンバーカードの取得状況及び今後の取り組みについて、2、教育委員会報告、3、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、いきいき町民課長よりマイナンバーカードの取得状況及び今後の取り組みについての概要を資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、教育委員会報告といたしまして、教育長より資料に基づき、1、校長会、教頭会の主な指示、伝達事項、2、小中学校の児童生徒の現状等、3、教育委員会の主な行事、4、その他についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

3、その他について、執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告をお願いいたします。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 それでは、議長にご指名いただきましたので、こちら産業建設常任委員会の報告をさせていただきますと思います。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時、令和元年8月26日午前10時より。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部5名、事務局2名。

会議録署名委員といたしまして、関根修委員、小泉初男委員、新井鼓次郎委員を指名させていただきました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、ブロック塀対策について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしましては、(1)、所管事務調査に関しましてですが、大畑建設担当課長よりブロック塀対策についての取り組みや今後の取り組みなどを資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、町内にあるブロック塀の現状に関する事、情報収集に関する事、町の補助金制度に関する事、国庫補助に関する事等でした。

まとめといたしまして、当委員会としてはブロック塀対策について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

(2)、その他でございます。執行部から9月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 おはようございます。議長より報告を求められましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

日時ではありますが、令和元年第2回の7月定例会を7月24日午前10時から、開催場所ではありますが、秩父クリーンセンター3階の大会議室において行いました。出席者ではありますが、議員16名全員、それから管理者、副管理者、理事、そして関係職員の出席であります。

議事についてであります。議事は第1から第9までありますが、会議録署名人の指名、それから会期の決定ですが、会期は1日でありました。諸報告がありまして、それから管理者提出議案の報告がありました。一般質問につきましては、3名が行ったところであります。

議案につきましては、12号議案で、平成30年度の秩父広域市町村圏組合水道事業の利益の処分及び決算の認定についてであります。議決結果については、可決、起立多数ということでありました。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部改正に関する条例であります。これにつきましては、議決結果は全員の起立で可決となりました。

それから、議案第14号ではありますが、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算の審議を行いました。議決結果につきましては、全員の起立で可決というふうになりました。

議案第15号 秩父市広域市町村圏組合公平委員の選任についてであります。議決結果につきましては、全員の起立で可決となりました。

この議会の議決終了後に全員協議会を開きました。従前は全員協議会を本会議の前に開いていたのですが、今回は議案数も少ないということで、議長の判断によりまして後でということになりまして、本会議が終わった後に全員協議会を開催したところであります。全員協議会の議題につきましては、諸報告ということで水道事業の経営審議会の経過報告がありました。2番目に、新秩父ミュージックパークの配水池についてということで、これの今の土地の状況だとか今後の進め方についてであります。それから3番目につきましては、小型乗用車の寄贈についてであります。その他、2番については、議会運営についてであります。

広域議会の資料は、今は手元にありますが、後で控室のほうに置いてありますので、ごらんいただければというふうに思います。

私からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 総務文教厚生常任委員会の報告の中で、1番の所管事務調査について少しお伺いします。

マイナンバーカードの取得状況の説明、今後の取り組みということですが、質疑応答が具体的にあったら、その内容を教えていただきたいのと、その中にあればいいのですが、今後、マイナンバーカードの取得者に対してポイント付与がされるというような方向になると一部報道がありましたが、それについて何

か説明があったようでしたら、簡単に教えていただければありがたいと思います。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 質疑応答は何点かありましたが、やはりマイナンバーカードの取得の状況についてということでありました。今後、執行部といたしましては、さらに周知を重ねていくという回答をいただきました。

このポイント制については、なかったもので、今後また執行部のほうから通知等ありましたら、その報告を受けていきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 総務文教厚生常任委員長にお伺いします。

先ほど新井議員のほうからありましたが、取得状況等が報告されたということでもあります。横瀬町では、マイナンバーカードの取得状況、どの程度の率になっているかということについての今の状況について報告があったのであれば、こういう報告であったということで報告を願いたいと思います。今後の周知を重ねていきたいということでありましたので、そこら辺の点が具体的にはどういうことなのかについての当局から説明あれば、そこら辺についてのやりとりをよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 概要の資料に基づいて、その中に横瀬町としては人口の比率の1割程度がマイナンバーカードの取得ということで、郡市内においては1割を超えているのは横瀬町ということで報告を受けております。周知といたしましては、今後も横瀬町広報、ホームページ等でまた周知を行っていくというふうに回答いただきました。

○内藤純夫議長 他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 それでは、産業建設のほうに質問させていただきます。

ブロック塀の対策について調査いただいたみたいですが、私が自分で見て、民間のおうちのこの塀が危ないなと思うことがあるのですが、そこについて行政のほうから、ここについて改修はしませんかという働きかけるといような話は出たのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、広域水道なのですけれども、広域水道になってから数年たった決算なのですけれども、決算状況は合併する前に予想されたというもので出されている数字と余り変わりなく、そして決算に対しての今の広域水道の問題点というものは何かあるのかどうか教えていただきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文委員長。

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 ありがとうございます。今ご質問いただきました件にご回答させていただきます。

まず、私のほうにご質問いただきました町からの積極的なアプローチという点でございますが、町のほ

うでは今現在、調査等を行ってはおりますけれども、基本的な情報収集は区長また民生委員等を通じてというものが多というか、そういう形になっているということではございますが、この会議の中でも町として積極的な把握とアプローチをするべきではないかという質問も出ておまして、町としてもこれからはそういったことも含めて取り組んでいくということで、ご回答いただいております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 大野議員からの質問です。具体的な中身等については、今、私、ここで水道事業会計の決算審査意見書がありますので、その中身で説明をしたいというふうに思います。水道の経営状況はどうかといいますと、全体的な点、総務省がホームページで公表している同一団体と比べてどうかとなっています。この中で普及率は93.8%と上水事業のほうが高い値となっているという点が1点であります。

それから、利益の関係であります。総務省がやっている区分の中での秩父広域は、経常収支比率は118.3%であり、総務省が示している同類型から見て112.5%に対して収支状況はよいというふうな判断をしているところであります。当年度の純利益は5億円となっています。

それから、財政状況を見るとどうかということですが、資本金合計229億円に対して、繰延収益約7億円を加算した自己資本は306億円となっており、これも良好と言えるというふうな点での決算委員の意見はなっているところであります。

課題としては何かという点では、有収率の問題がやっぱり出されています。全体として今回の秩父広域の有収率は78.6%ということで、これが大きな課題であるというふうに示されているところであります。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 秩父広域市町村圏組合の議会報告についての議案第12号で、平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業の利益の処分及び決算の認定について、議決結果が起立多数ということで全員の起立ではなかったということではございますが、こちらの少数意見として反対された方のどんな意見が出たか教えていただければと思います。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは水道事業の決算についてであります。全体的な点で見ると、いわゆる小鹿野町の状況ということでの説明等の中身であります。実際に小鹿野が事業継続したところ、それから秩父市との合併をしたときの経費の関係であります。別所浄水場の更新を含めて経費が全体的には比較相対したらどうかということはずっと論議になってきています。その点で納得できませんということでの反対というふうな意見、反対討論もしながら意見があったというふうに聞きます。詳細等については、まだ議事録等来ませんので、私が聞いた中身での回答になります。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 向井芳文です。済みません、先ほどの回答の中に、ちょっとつけ加えをさせていただいてもよろしいですか。

○内藤純夫議長 はい、どうぞ。

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 済みません。先ほどご回答させていただいた中で、ちょっと抜けてしまった部分があったのですが、アプローチということで、個々の危険なところへのアプローチということは、なかなかまだ思うように進んでいない状況ではございますが、町のほうでも補助金のほうを整えていただきまして、かなりそれで賄えるような補助金、それも壊すの、またつくるの、ともに対応できる補助金等をつくっていただきまして、チラシまた広報にてそれは周知をしていただき、そういった形でアプローチというのはかなり充実しておりますので、そちらはつけ加えさせていただきます。失礼いたします。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆様、おはようございます。3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回も横瀬町がメディアなどから注目されているよこらぼについて質問いたします。平成28年9月30日、芦ヶ久保小学校でのテープカットで始まったよこらぼですが、既に3年が経過しようとしています。今までに採択件数、先ほどのあいさつの中でもありましたが、62件と皆様もご存じのとおり、活況を呈してメディアにも取り上げられておりますが、しかし町民の皆さんからは相変わらず「よこらぼって何だい、何やっているんだい」ということをよく聞かれます。事業内容などの周知が足りないのも、こういう意見が出てくるかと思っておりますので、そこで1つ目ですが、これまでよこらぼで採択され、既に終了した事業がありますが、それらの主な事業の内容と、その事業の成果、町民のメリットはどのようなことがあったのか教えてください。

続いて、2つ目です。今現在、進行中の事業についてですが、進行中の主な事業について、その事業内容と、その事業から今後見込まれるであろう成果、町民のメリットなどを教えてください。

それで、3つ目ですが、これは3月の議会でもお聞きしましたが、今後の課題についてです。3月議会のときも答弁で、今後、より一層のPRに努める必要は感じているとありました。一部の人が盛り上がっているという意見が出る原因は、PRが足りないというこの辺にもあると考えますが、どうお考えでしょうか。

そのほかどのようなことを課題として執行部は捉えているか、お聞かせください。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員の質問1、よこらばについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 ただいまの阿左美議員の質問に答弁させていただきます。

まず、終了した主な案件ということでございますけれども、採択ナンバー1番、ドロップボックスジャパン、これにつきましてはドロップボックスの活用ということで、データファイルをオンライン上で共有できるドロップボックスを使いまして、災害情報の町民との共有などでございます。町へのメリットですが、災害時の情報アクセス、あるいは町における活用の可能性などがございます。結果ですけれども、芦ヶ久保地区におきまして研修会を実施しております。現時点におきましては、具体的なニーズなどの点を考慮しまして休止状態となっております。ただし、同社との今後の連携可能性は、継続していくことになっております。

続きまして、採択ナンバー10、大塚製薬でございます。腎臓病予防の啓発プログラムということで、アンケートなどによる潜在的患者の調査、講習会の実施等でございます。これにつきましては町のメリットですが、早期発見や早期治療に結びつく取り組みの一つとしまして、健康増進と医療費抑制などが期待されました。結果的には地元側のニーズが少なく、未実施で終了しております。これも大塚製薬との情報交換、あるいは協力関係は継続ということでございます。

続きまして、採択ナンバー12、リクルートホールディングスの地域乗り合い自動車でございます。これは車を持つ高齢者等に対しまして、運転手をマッチングさせるシステムの実証試験ということです。町へのメリットですが、移動が難しい高齢者などがタクシーによりまして安く簡単に移動できる手段となる可能性ということがありました。結果ですけれども、説明会を芦ヶ久保の活性化センターで開催し、11名の方に参加していただきました。検討を重ねて、結果としましては自家用車を運転する高齢者が予想以上に多く、現在は休止中ということでございます。

続きまして、採択ナンバー13の狭山ケーブルテレビ株式会社、これは電気の見える化プロジェクトというものでございます。これはスマホとスマートメーターを使った新しいIoTサービスの実証試験です。町へのメリットですが、生活に身近な新しい取り組みの情報や先行メリットが町でも使えるということの期待でございます。成果、結果としましては、参加者を募集しまして、13世帯でアプリを導入しております。試験的に使用し、意見等を伺い、実験は終了しております。これは提案者によるサービス開始には現在のところ至っておりません。

続きまして、採択ナンバー18、株式会社NTTデータ、新規無線通信技術の実証というプロジェクトでございます。これは新製品開発に向けた無線技術の実証試験でございます。技術の有用性を町内各所で検

証です。町へのメリットでございますが、防災行政無線等への活用の可能性、あるいはその後の行政ITサービス等に向けましたNTTデータとの共同の可能性ということがございました。成果ですけれども、予定された実験が終了し、提案者は製品開発ステップに進みました。この結果につきましては、広くリリースされております。また、本件を機会にNTTデータと町の情報交換や人的交流等も開始されまして、さらなる実証試験、これはよこらぼについてなのですけれども、ございました。

続きまして、採択ナンバー22、株式会社コーデセブン、防犯アプリの実証試験でございます。防犯情報を地図上に表示し、ユーザーの危機回避を促すことを目的としたアプリの開発のための実証試験でございます。町へのメリットでございますが、アプリが完成すれば地域の防犯、防災に寄与する可能性がございます。結果としましては、ワークショップを行いまして、10人程度参加していただきましたけれども、そのワークショップで本件は終了しております。今後、開発が進めば、新たな連携の可能性はあるということでございます。

続きまして、採択ナンバー23、会社名が361iというところなのですけれども、これは湿度利用のバッテリーの実証試験でございます。内容につきましては、土の中の湿度で発電するLEDライトを農作物盗難や獣害対策分野に活用するという実証試験でございます。これは町にとっては作物の盗難や害獣対策、駆除への応用ができるのではないかとということでございます。結果としまして、状況ですが、有害鳥獣対策の効果は少ないことが、これによりちょっと確認されました。電気柵の電力としては使えるか、今現在、提案者のほうで開発中であり、よこらぼ案件としては休止中ということになっております。

続きまして、採択ナンバー24、株式会社リバティーイノベーション、見守りアプリの実証試験です。これは高齢者の見守りアプリの改善、普及を目指した実証試験でございます。町へのメリットですが、見守りニーズに関する新サービスが取り込める可能性があります。状況、結果ですが、実証試験参加者を募集しましたところ、平成30年8月に事前説明会を行い、8月から実証試験を行いました。7名の方に参加していただきました。この実験は、平成31年2月で終了しております。

続きまして、採択ナンバー26、ボンジョパンという会社名ですが、これは外国人向けのPR動画の制作、配信でございます。町のPR動画を作製して、ボンジョパンというサイトで配信しております。町のメリットですが、外国人観光客に横瀬町の持つ素晴らしいところがSNSで広められるという点がございます。状況ですが、芦ヶ久保の水柱、山の花道、そば打ち体験を撮影し、SNSで拡散していただきました。以上が終了した主な案件でございます。

続きまして、進行中の主な案件を答弁させていただきます。採択ナンバー2番、株式会社スペースマーケット、これは町有施設の活用でございます。あいたスペースを仲介サイトを活用しまして有料貸し出しを行うものでございます。芦ヶ久保小学校、役場議場、町長室などがございます。町のメリットですが、遊休資産が活用でき、交流人口や利用料収入が増加するというものでございます。状況としましては、芦ヶ久保小学校、平成28年は23件の利用で97万7,000円、平成29年は72件の利用で280万1,000円、平成30年度は101件の利用で398万5,000円の収入がございました。

続きまして、採択ナンバー6番、提案者、浅見裕さんです。プロジェクト名がよこらぼマガジン、これは町の魅力、あるいは町民や来訪者に対しまして情報発信するウェブメディアの運営に携わっていただくものでございます。町のメリットですけれども、町民によるありのままの横瀬町の発信ということでござ

います。状況ですが、これには地域パワーアップ助成金、あるいはTABICA宇根の春まつり、同窓会補助金、よこらぼインタビューなどを掲載、あるいは発信していただいております。

続きまして、採択ナンバー15、東京大学健康スポーツ科学研究室のデータに基づく乳幼児の育児助言プログラムでございます。これは乳幼児の夜泣きなどの原因につきまして、研究、実証試験と協力者への助言を行うというものでございます。町のメリットですが、町民が自分の子供に合った子育てに関する情報や方法が無償で得られるということでございます。状況ですが、夜泣きに困っている町民の方11名が参加してデータを取得しております。そのほかに子育てに関する専門情報の発信や助言によりまして、町で協力していただいております。

続きまして、採択ナンバー30、NTTテレコン株式会社、これはガスメーターで高齢者を見守りというプロジェクトでございます。遠隔検針システムをLPガスを使用している状況を見て、高齢者の見守りサービスに活用するという実証試験でございます。これの町のメリットでございますけれども、見守りニーズに関する新しいサービスを取り込める可能性があるというものでございます。状況につきましては、現在、設置場所につきまして調整中ということでございます。

続きまして、採択ナンバー32、テラドローン株式会社、これは無人航空機の空域管理、空です。空の管理による安全性の向上というプロジェクトでございます。これはドローン管理システムを利用しまして、業務レベルでの安全対策、あるいはワークフロー、処理の流れの確立実験ということでございます。町へのメリットですが、今後、成長分野と考えられますドローン関連業界への町への取り組みができるのではないかとございます。状況ですが、ツーサイクルエンジンによるドローン飛行の実証を昨年、町民グラウンドで行いました。現在は、次のステップにつきまして提案者が検討中でございます。

続きまして、採択ナンバー35、MOSAS、これは関係人口創出プロジェクトでございます。これは関係人口創出のため、さまざまな取り組みを行い、コミュニティスペースの運営や、そこを軸に人々がつながりを持つことで地域愛の醸成を目指しております。これにつきまして町のメリットでございますが、関係人口増加によりまして町がにぎわうと、それに伴いまして人、物、金、情報などが増加するということにメリットがございます。状況ですが、現在、エリア898を活用したさまざまな取り組みに取り組んでいただいております。エリア898でございますけれども、3月23日のオープン以来5カ月ほど経過しておりますけれども、133イベントの利用者が1,704人でございます。

続きまして、採択ナンバー36、株式会社マネジメントシステム、このプロジェクトは見えバスアプリの実証試験でございます。バスロケーションアプリ、バスの位置情報の見えバスというアプリを試験的に導入しております。町のメリットでございますが、ブコーさん号の利用者の皆さんの利便性が、バスの位置がわかるということで高まるのではないかとございます。状況ですが、平成30年10月にブコーさん号におきまして実証試験を開始しております。また、平成31年1月には西武観光バス横瀬線におきましても実証を開始しております。それと、このアプリの横瀬町のダウンロード件数につきましては、985件でございます。

続きまして、採択ナンバー39、有限会社サクラ住建、これはコミュニティスペースの運営ということでございます。空き家を活用しまして子供から高齢者まで気軽に集える場所、横瀬暮らしを推進するものでございます。町のメリットですけれども、町民同士、町内外の皆様が交流の場として使えることで、場所

がふえるということでございます。あるいは、子供の遊び場、子供に対しての防犯上の緊急避難先としても考えられるということでございます。状況でございますけれども、コミュニティスペース、これはさくらんぼという名称で平成30年11月にオープンしておりますが、ことしの8月末までの利用者は1,358名でございます。

続きまして、採択ナンバー48、株式会社y o l o z、これはプロジェクト名が食と農の未来をつなげるというものでございまして、フードロス、売れ残りや食べ残し、そういったものの無駄な分の観点からはかり売りでの野菜を販売し、都内の小売店と町の新鮮な野菜をつなぐことで農業を活性化していきたいというものでございます。町のメリットですが、町の農業の活性化、あるいは空き農地などの再利用等につなげられるということでございます。状況でございますが、現在、町の生産者5者にヒアリングを実施しておりまして、スタートしておるところでございます。以上が進行中の主な案件ということで答弁させていただきます。

続きまして、要旨明細（3）につきまして答弁いたします。今後の課題としましては、よこらぼ事業のより一層のPR、情報発信、これは引き続き行っていきたいと思っております。町民を含む内外の人に一人でも多くよこらぼ事業を知っていただきまして、この取り組みに共鳴し、移住、定住人口や関係人口が増加することが大きな目的の一つであるからです。今後も町のホームページ、「広報よこぜ」はもちろんですが、マスコミなどあらゆる媒体を通じまして情報発信を継続的に行っていきたくと考えております。

また、職員の業務負担が過大とならないように注意する必要があります。職員がよこらぼ案件に時間をとられてしまい、その他の担当業務がおろそかになってしまうことだけは避けなければなりません。7月からまち経営課に加わった新しい地域おこし協力隊員は、よこらぼを知って、これに取り組みたいと横瀬町へやってきてくれました。よこらぼの各種情報の更新やよこらぼ事業で解決できるような町の課題発掘に取り組み始めたところでございます。町民の皆様も自分に直接関係のない事業には、とかく関心が少なくなる人が多いかと思われましますけれども、一人でも多くよこらぼに関心を持っていただき、また職員の業務バランスに注意しながら事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 ただいまの課長の答弁に私のほうから若干の補足をさせていただきます。

まず、先ほど終了した案件、それから進行中の案件ということで、幾つかのものについてその状況をご報告申し上げました。この主な案件ということでご質問いただいておりますけれども、ご説明を申し上げた各案件は、事前に議員のほうからご指定をいただきまして、それについて整理をして、ご報告をさせていただいたということでございます。

それから、課題等については、基本的には課長の答弁のとおりでございますけれども、ホームページ等やはり活用していきたいということで、町のホームページ等につきましては、今年度リニューアルをするという方向で現在、計画をしております。また、職員の業務負担等についても、前回3月にご答弁させていただいたとおり、審査と採択の時点で判断をしつつ進めております。この点については引き続き気にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 ほかに答弁はございませんか。

ただいま3番、阿左美健司議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま3番、阿左美健司議員の一般質問中です。質問を続行いたします。

3番、阿左美健司議員、再質問をどうぞ。

○3番 阿左美健司議員 課長、18件の説明、ありがとうございます。

今聞いた感じなのですが、イベント関係のものは盛り上がり参加者が多いようですが、アプリをダウンロードして、お年寄りですとかそういった方々の役に立つのだろうかというような事業は低調で、やっぱり皆さんが感じているような一部で盛り上がりしているような印象が拭えないかなということで、役場の方たちと町民とのよこらぼに対する乖離があるのではないかなというのを、済みません。改めてちょっと認識してしまいました。ただ、それは私の感覚なので、今答弁いただいた内容を一応私が町民の方と話す機会があれば、その旨ちょっとお知らせして、感想をまた聞いてみたいと思いました。ありがとうございました。

それで、済みません。3月議会のときに前議長から質問には番号を振れというふうになんか指摘をされましたので、今回、きのう夜遅くまでかかってちょっとメモに番号を振らせてもらいましたところ、8件あります。

まず1つ、よこらぼホームページの件について2件教えてください。よこらぼのホームページに出ているのですけれども、提案者に対する約束ということで、提案者に月1回以上の報告と年3回以上の現地での活動ということをしております。これは役場がそれぞれの事業の進捗管理何なりを行うことが目的だと考えられますが、実際これは機能しているのかどうか。例えば月1の報告、あなたからないですよというふうには提案者に町から働きかけがあるのかなのかです。要するにここで、このことがきちんと機能していれば、先ほど報告、説明がありました採択ナンバー6番のよこらぼマガジンというところがありますが、ここが約2年間更新されていないのです。ということは、機能していれば2年間更新されないということが起こらないと私は考えるのですが、そういった提案者からのコミュニケーションというか、報告を受け、進捗管理みたいなものはどのようにしているのか教えてください。

それかもしくは、役場の皆さんもよこらぼホームページを見ていなくて気づかなかったのか、自浄作用が働かなかったのか、もしくは町民からもそういった、まだ更新されていないよという指摘がなかったのか。そうなってしまいますと、それだけよこらぼに対して町民の関心がなかったという証拠にもなってしまいますので、進捗管理、その辺がきちんとできていたかどうか教えてください。

それと、ホームページ関係2つ目です。同じくよこらぼホームページに、この中で審査ということで、

審査は町長を含む複数の審査員により厳正な審査が行われると文言が出ております。専決で決めた審査会条例では、町長は審査員でしたか。違うと思うのですが、このホームページを見ると町長が審査員の中心になって審査をするのだというふうに提案者は受け取るはずです。リクルートに委託して約2,600万円かけてつくったよこらぼホームページの内容は、誰がチェックしているのか、それともしていないのかです。リクルートにつくってもらって、それっきりメンテナンスしていないのかどうか。このようにホームページの中に出ている根本的な情報も正確でなく間違っているのではだめだと思いますので、この辺は大至急改善、訂正をお願いします。このように間違っていることがアップされていることが、そのままになっているという原因はどこにあるのか教えてください。ホームページ関係の運営で2つです。

それと、先ほども課長の説明にもありましたが、余り情報開示がないまま補正予算がついて、整備が進むエリア898についてです。まず、エリア898は、町の施設としてどういう位置づけのものなのかです。正式に町の施設なのかどうかということ、まちなか再生事業の一環で、まちなかにぎわいづくりということだと思いますが、夜、この前を通った人何人かから、夜の11時ごろに前を通ったらアルコールを飲んで騒いでいたという意見が何件か私聞かれました。それは町の施設で飲んでいていいのかというようなことを私意見されましたので、まさか町として夜遅くまでアルコールを飲むという場所を提供するのが横瀬町のにぎわいにつながるとは私は考えられません。

また、そのエリア898の中で1杯幾らということで、アルコールも売っているということも聞きましたが、オープン・アンド・フレンドリーということですが、何でもかんでもオーケーということでは、税金を投入したのでしょうか、そういう施設なので、それはまずいと考えます。貸し出しとか利用する前に管理する部署とか団体ですとか、その辺利用規定とか貸し出し規定とか、一般的にそういったことをする場合の決まり事というのをきちんと役場は整備して活用しているのか教えてください。

それと、それに伴って採択ナンバー35番、関係人口創出についてのことなのですが、今のエリア898と関連があると思いますが、このMOSASという団体と6月議会で補正で519万円決まりましたが、その関係を説明してください。3カ月たちましたので、この519万円はエリア898のソフト面の整備ということで説明を受けましたが、詳細がどのようになるのか教えてください。

5つ目、またMOSASですけれども、MOSASがよこらぼに35番の関係人口創出ということで、こういうことがしたいというふうに提案してできたエリア898であれば、その整備は基本的にMOSASが担当というか担うべきと考えます。そうではないと、役場なりよこらぼ事業自体がMOSASを特別扱っているような印象がありますので、その辺どうお考えか教えてください。

エリア898をつくらなくても横瀬町でも、よこらぼでもスペースマーケットとか採択しておりますので、その辺の活用ですとか今までどおり町民会館ですとか、芦小の活用ですとかその辺ではなぜ、芦小は町の中心ではないからでしょうけれども、なぜだめなのか、要するになぜ新たにエリア898がここで必要になったのか教えてください。

それと6つ目、6月の補正で特設ホームページの製作費ということで194万円計上があります。今既に、もうこのエリア898のカレンダーというか、ホームページがもうでき上がっていて、ホームページ自体は3月中にもうアップされて、いつからアップされたかわからない、いつできたかわからないですけれども、アップされています。そのエリア898のホームページは、いつ、誰がつくったのかというか、誰が発注し

たのかというか、その辺の契約関係を教えてもらいたいのですが、それとも今回、それは特設ということなので、今までと違う、今現在あるホームページとまた違うものをつくるのかどうかです。そういうことをちょっと教えてもらいたいのですが、済みません。何が言いたいかというと、通常予算をとる場合は、こういうことをしたいから予算をとると思うのですが、これをつくってしまったから、後から支払いのために予算をとったというふうな印象が拭えませんが、そういった面からもエリア898だけを特別扱っているような印象がありますので、エリア898のホームページの作成経緯とかお金の流れなどを教えてください。

また、これはよこらぼのホームページの中にも、場合によっては提案者に補助金などの支援とうたってあるので、町が今回、国から590万円の補助金の交付を受けて、その194万円をMOSASに支給したのかどうかということで、この194万円自体が妥当かどうか教えてください。

7つ目です。同じくその関係ですが、6月の補正にあった3Dプリンターなどのリース代です。リースですので、来年度以降も3年から5年程度は発生すると思われます。誰が負担するのでしょうか。クリエイティビティー・クラスの皆さんでしょうか、MOSASの皆さんでしょうか、まさか町でしょうか。ホームページも含め、その辺の来年度以降の維持費を誰が負担するか、あわせて教えてください。

8つ目です。当初、よこらぼには余り予算を使わないということで始めました。エリア898をここまで形をつくってくれた地元の人たちがかなりいらっしゃいます。その人たち、地元の人たちには、町長の答弁もありましたが、手弁当でやってもらったということがありました。手弁当でやってもらって、今後、このエリア898を使うであろう、済みません、あえて言いますけれども、外部からの、外部のふらふらした人たちの活動のために国からの補助金とはいえ、税金を、今回補正で決まりましたが、519万円かけて大多数の町民は何をするのかわからないまま、我々議員も町民の皆さんからいろんなこと、よこらぼって何だと聞かれてもうまく説明できずに、そんな状態で画材が何かわかりませんが、消耗品やパソコン、3Dプリンターなどを彼らに宛てがって、何か私は間違っているのではないかと思います、いかがでしょうか。6月議会でも熱源とか熱量という、そういう言葉が何度も出ました。このままではますます地元の熱量は上がらず、冷え込んでしまうと思います。どのようにお考えか教えてください。

以上、細かいことをお聞きしますが、それだけこちらには情報開示がないということをご理解いただいて、ご答弁よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから阿左美議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、よこらぼのホームページの提案者との進捗管理の件についてでございますけれども、これにつきましては職員のほうでもちょっと確認したり、あるいは提案者のほうからも連絡が来なかったりと、そういったケースは実際ございます。ですので、今後、ここにあるように進捗管理につきましては、職員あるいは提案者に徹底していくように努めてまいりたいと思います。

それと、2番目の審査会の件ですけれども、町長は審査会にオブザーバーということで出席はしております。審査の採点等につきましては、当然そこには参加しておりません。あくまで町長の諮問機関という

位置にございます。ですので、ホームページの表記につきましては確認いたしまして、正しい方向に、もし間違っているようであれば、紛らわしい表記であるようならば是正したいと考えます。

続きまして、3番目のエリア898、コミュニティスペースの関係ですけれども、これは公の施設ということでございます。JAの直売所、農協の直売所であったわけですが、JAのほうから5年間の無償貸与ということでございます。これにつきましてはJA側からも移住、定住、あるいは関係人口の創出、そういったものに使ってもらおうということで、5年契約でお借りしておるところでございます。ですので、議員ご指摘のお酒の販売は現在行っておりますけれども、このご質問、ちょっとメモがあれだったので、まちなか再生事業というのを平成30年度に行っております、その中でワークショップを行う中で、横瀬町にはそういった中心となるコミュニティスペースがないというご意見をそのワークショップで多くの方からいただいております。それらを受けまして、横瀬駅から役場、町民会館、寺坂棚田、ウォーターパーク横瀬と、そういった動線の中において、こういったスペース、エリア898のようなスペースを設けたらどうかという提案をいただきました。その提案があり、先ほど説明いたしましたけれども、MOSAS、ボランティア集団からの提案もありまして、コミュニティスペース、エリア898、こういったものを横瀬町農協の跡地につくるということが目的で、その話をJAのほうにお持ちしたところ、先ほどのような回答で早く無償でお借りしているところでございます。ただ、本年度につきましては、試用期間ということでございます。今年度の利用状況等を材料に、今後の運営方法につきまして検討していきたいと考えております。

オープンしている時間とかそういったものにつきましてはございますけれども、あるいは町民、あるいは利用される申し込み、それをまち経営課のほうには申し込んでいただいておりますけれども、現在は無料で……

〔規定があります〕と言う人あり

○新井幸雄まち経営課長 ちょっとその辺確認しまして、また後ほど答弁させていただきます。実際にそのような規定ということでございますが、また後ほど確認して答弁させていただきます。

続きまして、ホームページの194万円の件でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、エリア898のホームページ、ウェブの料金でございますけれども、これにつきましてはちょっと確認、後刻報告させていただきたいと思っております。

今年度、半年間のリースで3Dプリンターを導入予定でございます。これにつきましては、今年度、国からの補助金を受けて行っております、来年度以降につきましては、これは補助金がなくなるのでやらない予定でございます。

あと8番、ちょっと質問のメモがとれていなかったのですが、エリア898にぶらぶらしているような人が集まっているのではないかとということですが、MOSASの皆さんが運営企画に参加していただいているわけなのですが、MOSASの皆さんは、このエリア898オープンに当たりまして掃除、レイアウト、あるいは情報発信などボランティアで参加していただいております。本当にありがたい民間パワーのうちの一つであると認識しております。これは横瀬町でも「あしがくぼの氷柱」とか花咲山等でも見られますけれども、ありがたい民間パワーの一つでございますので、その辺でぶらぶらしている人々ではないと認識しております。

私のほうからは以上であります。

○内藤純夫議長 答弁ございますか。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから幾つか補足のご説明を申し上げます。

まず、3番です。町の施設としての位置づけということでございますけれども、先ほど課長のほうからもお答えしましたように、町が農協さんから借りて運営をするということでございます。現在、トライアル期間中という、試用期間というふうに申し上げましたが、一体どのような扱い方を、どのようにしていけば一番町の活性化、あるいは皆さんの利用に資するののかというところをいろいろなことを試しながら今行っているということでございます。具体的な町の施設としての利用規定、これについては、その結果を見て、みんなで検討して決めていく、町の施設として固めていくということになるかと思えます。

では、現在何をしているかといいますと、町の人間が管理人としてあけている間は、管理人として入って、そちらの指示に従っていただきながら、中では運用しているということが原則でございます。議員のほうがお話を聞いたということについては、いま一度事実関係確認して、またご報告、お答えできればというふうに思います。

それから、もしかすると5番になりますでしょうか、MOSASと898との関係というところ、これをご説明すると少しご理解いただけるのかなと思います。まず、MOSASという若者、地元の方たちがよこらぼを提案していただいたのは、平成30年4月かと思えます。この時点でリアルなコミュニティスペースをつくって、これまでいろいろなところでつながっている町外、町内の人たちが集まれる場所をつくらう、これがよこらぼの提案でございました。この時点で旧農協跡地であったり、898というのは登場していないという理解でございます。

その後、ふるさと財団から支援を受けて進めたまちなか再生支援事業、この中で横瀬地区の中心地になるであろう場所に、そういった場所をつくってはどうかというご提案をいただき、今、エリア898となっているところを活用していこうということになりました。このときに持続可能な今後とも自転していけるような運営体制、これを求めていくに当たって、地元の方たちの協力が必要ということで、中心として、その時点で参加、協力をしていただいているのが、今のMOSASを中心としたメンバーということでございます。もちろんMOSASだけが協力していただいているわけではございません。そのネットワーク、あるいは既に133回といろいろな方に使っていただいておりますので、いろんな方に関心を持っていただいていると思います。その方たちがボランティアとして協力していただいたり、使っていただいて感想を述べていただいたり、そういったことについては広く参加をしていただくことを前提としております。

それから、特設ホームページの件でございますけれども、6番でしょうか。私の理解では、これは仮オープン、今のトライアル期間をするに当たって、その試用の管理をするために何かしらのホームページが必要であろうということをつくっていただいているものと考えております。この時点で何らか町が何かを委託してということにはなかったというふうに思います。

では、これのために後から予算をとろうとしているのかということについては、正確に言いますとそういうことではございません。これはこれで、今、仮オープン中の利便性を考えてつくられたものでござい

ますので、今後898のホームページをつくるということについては、基本的には別物というふうを考えてよろしいかというふうに思っております。

8番のちょっと全体的な話になるかなというふうに思いますが、よこらぼの周知等についてはホームページ等を使ってということをお話いたしました。あそこでよこらぼだけではなく、いろんな方が集まって活動していくのだということを知っていただくということ、これもよこらぼの、あるいは町の新しい取り組みの周知の一つになっていくのかなというふうに思います。もちろん今、議員のほうでよく目にされるのは、外の人たちが何かをやっているということだと思っております。地元の方たちもたくさんあそこを使って、いろいろな有意義な時間を過ごしていただいております。ですから、全体として町が外からいろいろなものを持ってくるということだけではなくて、地域内と融合させていく、あるいは最後は地域内の人のためになるという方向に持っていくための一つの手段がエリア898というふうにお考えいただけるとよろしいかなというふうに思います。

情報開示が少ないという点につきましては、改めまして振り返りながら必要な情報についてはお知らせをします。また、一緒に考えていただくような機会をつくりたいというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

全てをちょっとカバーできていないかもしれませんが、私のほうからは一旦以上とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 件数が多くて申しわけありませんでした。今、話聞いていますと、要するに何も余り将来のことは決まっていなくてということで、ちょっと印象はジェットコースターに飛び乗るような感じなのかなというような印象がありました。利用者も多いという話ですが、133回で1,700人ですと、1回10人ちょっとなので、そんなに盛況とは私は感じなかったのですけれども。

済みません、情報開示がないままあれなので、いっぱい聞きたいことがあるのですが、続きまして再々質問ということで、そのMOSASですけれども、そういった感じで役場からいろいろな資金援助というか、補助金ですとかそういった支援をしてもらったり、アルコールを売ったり、参加者から参加費を取ったりしているようなので、その辺の会計報告というか、お金の流れをきっちり役場が管理しているのかどうかということと、本人たちもその辺の流れをはっきり管理できているのかどうかということの確認です。

それと、2つ目ですけれども、ことし3月の関根議員も質問していましたが、採用したものの成果があるかどうかを検証しなくてはいけない。それについての審査、チェック機能があるのか。評価する機関があってもいいのではないかと質問されていまして、その質問に対する答弁で町長が、町のチェック機関である議員に見てもらうのが今の段階。議員の皆様と密にコミュニケーションをとって情報開示を進めていきたい。最後は町民の利益にならなければ意味がないとありましたが、コミュニケーションもなく、情報開示もそのままなく、今までと変化がなく、割れた下敷きにもA4ペーパーが1枚、2枚来るだけ。大多数の町民の皆さんはしらけたまま、ついてこられる人だけついてこいみたいに感じます。

また、4月11日、12日と毎日新聞にも「活況も町民に浸透せず」という見出しで取り上げられております。それまでの拍手喝采的な取り上げられ方から少し変わって、問題点を指摘する内容になっていたかと思っております。このように今後は周りの見方もだんだん厳しくなると思っておりますので、先ほどのMOSASとい

うか、エリア898でイベントをやるような、一握りの人たちのお祭り騒ぎ的なイベントのようなよこらぼではなく、よこらぼの審査会の審査基準にある一番の町民、町、秩父地域へのメリットですとか、6番のプロジェクトの将来性、発展性あたりの項目の審査を厳しく評価してもらって、もう少し地に足をつけた住民福祉に結びつく永続性のある事業を採択する審査会なりよこらぼを期待しますが、その辺のことはどうお考えでしょうか。

それと、最初の課長の答弁にもありましたまち経営課の現在の負担ですが、よこらぼ開始前と今とでは人員の変化とかはあるのかどうかです。今回、JICAから職員の派遣があって、まち経営課に配属になり、先ほどの中で企画部門を担当するというのですが、よこらぼをするのかどうかということと、それを考えても外から見ると負担がふえているのだらうなと思える割には人的補強がないかなというふうな感じがありますので、それとも地域おこし協力隊がいるから増員しなくてもいいのかという考えかどうかわかりませんが、まち経営課でその辺の問題が今現在あるのかどうかということをお教えください。もし増員をしなくてもいいとかというのであれば、今現在のメンバーが職員の持てる能力を目いっぱい発揮しているということでよこらぼが回っている、まち経営課が回っているということになると、まち経営課のメンバーの戦力アップはよこらぼによって起こったということですので、こういったいい効果が他部署に波及すれば、今後も職員採用が抑えられるのではないかと思います。それこそまだ目には見えませんが、町民の見える形のよこらぼの成果ではないかと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

4つ目、最後ですが、先ほどの毎日新聞にも町長は取材の中で、開始から3年をめどに事業のメリットなどを検証したいと答えていらしゃいます。そして、間もなくその3年になります。関根議員の答弁でも第6次振興計画に生かしていくというのが今のタイミング、その中で必ず評価するとありました。今後の具体的な検証作業などはどのようにお考えなのか、評価基準ですとか検証スケジュールとか検証内容とかどのようにお考えなのか教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 4つのご質問であったかと思えます。私のほうから申し上げます。

お金の管理ということでございますけれども、基本的にはお金の流れ、きちんとわかった上で進めております。詳細にどのような流れの管理をしているのかについては、改めまして確認をして、またご報告できればなというふうに思います。管理方法です。

それから、2つ目のもっと住民福祉に直結するような永続性のあるものにやっていけばいいのではないかという点でございますけれども、これはよこらぼの根本的な部分にもかかわります。よこらぼは、まず人口減少という最大の課題に立ち向かうために未来を変えるということで、その目的のための手段としてつくられております。未来を変えるために町としては外から人、物、金を流入させて、そのために非常に効果的な方法を検討し、考え、その結果、よこらぼができたということでございます。外から物を流入させるという一言で申し上げましても、まず町の知名度が上がってこなければなかなか効果的にはなりません。ですから、開始後3年間は、町に関心を持ってもらうこと、それから町を知ってもらうこと、これが

結果としては個々の事業が町にとって有意義なことに加えて、非常に大きなポイントだったかというふうに思います。111件の提案と62件の採択というのは、ここに一定の機能を果たしたということと考えます。

また、提案者のやりたいことを広く受け入れているというところについては、世の中の最先端の動きを情報を得るところで、非常によい窓口になってきたというふうに思います。また幾つもの提案については、町で認識されている課題にヒットしてきているというふうには認識しております。小児科オンラインであったり、コミュニティスペースづくり、それから農業の活性化であったり、獣害対策であったり、そういったことについてはやはり町の本当の具体的な課題に近づいたご提案をいただけるようになっているというふうに思います。また、最近では、移住や2拠点生活といったことを含めて、町で起業し、会社をつくり来ていただくというふうな動きも、このよこらぼの中から出てきているということでございます。これは多くの提案が、よこらぼを通じて町に流れてくるということから生まれるということでございます。町に関心を持ってもらい続けることが、最も重要な点かなというふうに考えています。

一時的なイベントあるいはベンチャー企業の実験というのも、自分たちを受け入れてくれるよこらぼ、これがあるから来てくださいます。あるいは、よこらぼの知名度があるから横瀬でやってみようというふうに思っただけということでございます。こういった事案が幾つも続いていくと、1個1個は単発でも続いていくということは、よこらぼらしい発信となり、次の提案を呼び込むということになりますので、中期的に町にとっても意味があるということと考えております。その中でよこらぼ審査会は、1個1個の審査を町のためになるのかどうかという観点からしっかりやっていくということで、それが今後とも引き続きよこらぼ審査会のあり方かというふうに考えております。この積み重ねが重要と考えます。

そうすると、次の中期計画でどうしていくのだということについても同様でございます。この流れはやはり継続していくべきと思います。新しいものをどんどん取り入れる姿勢の中で、いい提案を受けていく。それをどんどん課題に取り込めるかどうか、各施策の各事業に取り込んでいくということを考えていくのが、次の計画の実施の中身の一つかというふうに思います。

さらに、町からどんどん情報発信をする、あるいはここまで3年間で作り上げてきたいろんなネットワークであるとか、自治体のネットワーク、そういったものをフルに使うことによって、交流を深めていくことによって、より町の具体的な課題にヒットするような情報や提案を受け入れるということができれば、この仕組みが本当に機能し始めているということではないかなというふうに思います。そういうことでございますので、基本的には今の流れをより効果的にしていくというのが、一番効率的なのではないかなというふうに考えております。

人員につきましては、JICAあるいは協力隊の方を入れながらということでございますけれども、ベースは町の職員でございます。町の職員の業務負担については、引き続きよく見ながら、どういった陣容で、どういった人を組み入れていくのかについては、今後ともずっと検討し続けながらやっていくことなのだろうと思います。

最後の4つ目については、これから基準を評価をしていくということでございますが、基本的には私が今申し上げたような流れの中で、本当によかったのか、あるいは何か足りないところはあるのか、そういったことを検証しながら計画の中で実施のときのやり方を工夫し直すという作業になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 ほかに答弁はございませんね。

再々質問の答弁漏れはございませんか。

以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

○内藤純夫議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。今回は大きく分けて3点をさせていただきます。

日本国憲法の25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされています。国は福祉関係の法律を次々と打ち出し、国民の福祉向上のため、さまざまな施策を促しています。社会福祉サービスをいつでも、どこでも公平に受けられる横瀬町を目指し、高齢者が暮らしやすい町、障がいを持つ方が暮らしやすい町にさらに目指していただけるように質問をさせていただきます。

1点目は、認知症対策についてお伺いします。人生100年時代を迎え、住みなれた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは、ますます重要課題となります。近年、高齢化率の上昇とともに、認知症とされる高齢者の数が大幅に伸びています。厚生労働省の推進によると、2025年には認知症と診断される方は700万人に達し、65歳以上の方々の実に5人に1人となる予想がされております。認知症に対しては、予防が大事になります。認知症に対しての行政のサポートがしっかりとできる体制をさらに進めていかなくてはならないと考えられます。

認知症の人が話題になり始めたのは1970年代からで、有吉佐和子氏の「恍惚の人」が出版され、認知症の人の存在が広く知られるようになりました。当時は精神病院や老人病院などで拘束されている光景が当たり前のように見られていました。1980年代になると、特別養護老人ホームでの受け入れが始まり、さらに1990年代になるとグループホームや認知症の人を対象としたデイサービスなどが始まり、ようやく介護で対応する時代に入りました。2000年に介護保険が制定されてからは、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの中で、認知症の人にも対応できないかという模索が始まり、そして最近では認知症の人の意見をもとにして、認知症の人でも地域で暮らせる共生社会づくりを目指し始めてきています。

国政においても認知症施策は急ピッチで展開されており、2012年には厚生労働省認知症施策プロジェクトチームに、報告書、今後の認知症施策の方向性についてが公表されました。これに基づいて認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランが策定され、認知症初期集中支援事業や地域ケアパスなどの事業が盛り込まれ、認知症の人に対する地域包括ケアの構築が目指されました。2015年にはオレンジプランが改められ、認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて新オレンジプランが策定され、厚生労働省の医療や介護分野に限定されていたのに対し、新オレンジプランはほぼ全省庁の領域にわ

たり国家戦略という位置づけになり、認知症の人に対しての施策が広がっています。今後ますます認知症に対する諸問題が大きくなっていくことが想定されていく中、横瀬町においてはどのような取り組みをされていくのか4点の質問をさせていただきます。

- 1、横瀬町における認知症と診断された人の人数と把握している人の支援はどのようにしているのか。
- 2、認知症サポーターの人数と、活動状況について。
- 3、認知症に関する相談件数や相談内容について。
- 4、今後、認知症対策を町としてどのように取り組んでいくのかお考えを伺います。

大きい2点目は、発達障がい児への対応、支援についてお伺いします。日本における発達障がいの定義は、平成16年に制定された発達障害者支援法によって定められており、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められるものを言うとしています。人間誰しも得意なことや不得意なことがあります。その中でも発達障がいのある人は得意なこと、不得意なことの差が非常に大きかったり、ほかの多くの人と比べて違った物事の感じ方や考え方をしたりすることが多くあります。そのため勉強や仕事の理解や進め方、注意の集中や持続の隔たり、対人関係でのすれ違いなど生活に支障を来しやすいとも言われています。

平成24年に文部科学省が行った調査では、小中学校の通常学級には発達障がいの可能性があり、特別な教育支援を必要とする児童生徒が全体の6.5%いるという結果が出ています。また、グレーゾーンと呼ばれる診断の段階で、発達障がいの症状に当てはまる部分があるにもかかわらず、診断基準には満たされなかったり、矛盾する所見があるためにはっきりした診断ができない子供たちは、さらにいると考えられます。発達障がいは人と上手につき合えない、相手の言うことをうまく理解できないなど対人関係やコミュニケーションが難しいと言われています。外見からはわかりにくく、叱られたり仲間外れにされることがあり、将来、不登校やひきこもりなどになる可能性も高くなります。そのため、親や周囲の大人たちが早期に気づき、子供の様子を理解し、早期に支援していくことが大切になります。特に就学前に適切な支援が受けられることが非常に重要だと思います。横瀬町においては、就学前の発達障がい児や発達障がいの可能性がある子供たちへのどのような支援の取り組みをされているのかお伺いします。

さらに、発達障がい児の支援等は途切れなく、適切に、継続的に行われなければならないと思います。先日、私は高崎市こども発達支援センターへお伺いしてきました。この高崎市こども発達支援センターは、高崎市役所内にあり、発達に不安や課題を持つ子供と、その保護者などの相談に応じ、子育ての不安の軽減を図るとともに、保健、福祉、学校、医療機関、関係者が共通の理解を持ち、連携をしながら総合的に支援をしていくゼロ歳から中学校卒業まで一貫した支援を行うことを目的に開設されたところです。横瀬町は就学前は子育て支援課、障がいを持っていると健康づくり課、学校に入ると教育委員会となりますが、発達に障がいを持っている子供たちに対して一貫して行える専門的な相談窓口はできるかお伺いします。

さらに、高崎市のほか埼玉県自治体でも取り組みをしている発達支援をしていくために活用しているサポートファイルの導入はできないかお伺いします。サポートファイルとは、子供の発達障がいに対して相談された保護者の方にお渡しし、保管していただき、発達のおくれや特性のある子供たちが生き生きと楽しく生活がおくれるよう保健、福祉、学校、医療機関等が共通の理解を持ち、支援内容の情報を共有し、

一貫した支援に生かしていくためのファイルになります。町としてのお考えをお伺いします。

大きな3点目は、高齢者ドライバーによる事故が頻繁に報道されていて、事故を減らすことは喫緊の課題となっております。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っております。警視庁は昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が2022年には100万人ふえ、683万人にふえると推計しております。こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけしましたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題です。運転に不安を感じた高齢者ドライバーには、免許証を自主的に返納することも積極的に進めることも必要ですが、過疎地を中心に生活の足として車は欠かせないものになっているのが現状です。横瀬町においては、免許証を返納してしまうことで不便になることが多く、できる限り運転していきたいと思う方が多いのではないのでしょうか。自動車事故の中でペダルの踏み間違いが原因と見られるものが多発しています。自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全サポート車や後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速されるとともに、高齢者を対象に購入支援策として補助できないかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終了いたします。

○内藤純夫議長 ただいま4番、宮原みさ子議員の一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時08分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

4番、宮原みさ子議員の質問1、認知症対策についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の1、要旨明細（1）について答弁をいたします。

高齢者の増加に伴いまして、認知症の高齢者の方がさらに増加することが見込まれております。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができればと思っております。

ご質問の人数についてであります。現状では認知症と診断を受けた方の人数は把握しておりませんが、介護認定を受けている方で医師の意見書及び認定調査員が判断する認知症高齢者の日常生活自立度の7段階評価の中で一定基準以上と判断をされた方、これが昨年度末の時点で医師の意見書では387名、認定調査員のほうでは384名となっております。介護認定を受けている方は、おおむね介護サービスを利用

しており、民間のケアマネジャーや地域包括支援センター職員が担当し、認知症の方や、その家族に対する必要な支援を行っております。何らかの都合によってサービス利用につながない方につきましては、地域包括支援センターの職員が訪問するなどして状況確認を行っております。

次に、要旨明細（２）であります。横瀬町では秩父市にあります認知症疾患医療センターの協力により、平成24年度から認知症サポーター養成講座を実施しております。これまでに一般町民の方、企業の方、役場職員、町内の団体の方を対象に実施をいたしました。そして、昨年度初めての試みとして横瀬小学校6年生、横瀬中学校2年生を対象とした養成講座を実施いたしました。平成30年度までに431名の方にサポーター養成講座を受講していただいております。また、平成30年度には認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症の方への接し方を学ぶ実践講座も実施をいたしまして、12名の方に参加をいただきました。今後も幅広い年齢層の方に認知症について正しく学び、適切に対応できる方をふやせるよう継続的に実施したいと考えております。

次に、要旨明細（３）についてであります。認知症に関する相談件数は昨年9月から集計を始めたところであり。申しわけありませんが、それ以前の相談件数につきましては、把握できておりません。また、担当ケアマネジャーからの相談もありますが、これにつきましては個々の支援経過記録に記録をしているため、集計ができておりません。昨年9月以降、窓口や電話等で受けた相談件数は15件でありました。相談は本人、認知症の方の家族、地域の方のほか担当ケアマネジャーが主であります。なお、相談内容は自動車事故と免許返納、ごみの問題、金銭管理、つくり話や妄想の対応について等でありました。

次に、要旨明細（４）についてであります。認知症の方が安心して住みなれた地域で暮らし続けるためには、より多くの方に認知症の正しい理解と適切な対応方法を知っていただくことが必要だと考えております。そのため今後も継続的に認知症サポーター養成講座を実施していく予定であります。また、認知症の方や、その家族が気軽に集い、息抜きのできる機会となる場所として定期的にオレンジカフェを開催していきます。さらに、今年度は高齢者みまもりあいプロジェクトと、認知症による徘徊高齢者や、その家族の支援のために徘徊高齢者の捜索と安全に保護することを目的とした事業であります。この事業を実施したいと考えており、現在準備を進めているところであります。

以上であります。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。それでは、何点かお伺いいたします。

この認知症の認定の数が387名という医師の診断があるところに、相談件数は15人、ほぼケアマネさんとか、医者の方とか、こちらの行政の方とかが通われていて、相談内容というのはこれだけの人数になっていると思いたいのですけれども、やはり私たちも接している中で、「本当に困っているのだよ」という声を多々何人かの方から聞いております。ケアマネさんとかデイサービスの方たちが訪問をしてくださるという中で、私がちょっとかかわった方には、介護認定を受けてデイサービスにも通っているけれども、ひとり親でもないし自営なので誰も来てくれないという、そういう相談もありました。本当に認知症の方を見つけ出す、また家族の方も本当に認知症と認めたくないという思いもあると思っておりますけれども、その中で本当に認知症のカフェをやっておられるということなのですから、ここに来られる方、家族の方

等はまだまだいいと思いますけれども、ここに来られないで、本当に認知症の方と家族で悩んでいる方もいると思います。そこで、認知症カフェだけに限らず、行政のほうにおいて認知症の387名いらっしゃるそういう方々を訪問する形のカフェ的なものができるかどうかお伺いいたします。

それと、認知症サポーター養成講座なのですけれども、小学校、中学校のそういう子供たちも受けているということで、本当に横瀬町は進んでいるなと思いますけれども、やっぱり私も養成講座2度ぐらいしか受けていなくて、実際にそういう方に接したときにどんな対応していいのかというのがとっさのときにはわからなくなるということがあるので、1度だけではなく、複数回受けてもらえるような形にさせていただけるかどうかもお伺いいたします。

この認知症対策というのは、発症してしまうと治らない病気と言われていますが、早期発見により症状の進行をおくらせたり、治療につなげることができるということなので、埼玉県内においても市内の医療機関に備えつけた脳の健康度チェック票というものを記入して、その内容をもとに医師の診察を受ける認知症検診事業を進めているところがあります。横瀬町においては1市4町という広域の場にはなってしまいますけれども、定期的にこの町では60歳のときに無料で町医者の認知症検診を受け、その後2年ごとに検診を受けることができる事業となっておりますけれども、継続的に自分が今この段階で認知症の症状を確認することができるという、そういうメリットがあるということで進められておるそうなのです。予防対策として、このように検診または今、高齢者サロンも多々区内で行っておりますけれども、そういうところで定期的に認知症をチェックできるような構成というか、支度ができるようであればいいと思いますけれども、その点をお伺いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげました医師の意見書による認定というのは、認知症と診断を受けていただいたということではなくてご理解いただきたいと思います。介護認定の段階で、自立度がどの辺にあるかという判断をお医者さんにしていただいたということで、正式に認知症だという判断を下されたということではないところであります。

1点目のオレンジカフェに行けない方に対する支援の仕方というようなことがあるかと思えます。申しあげましたように介護利用されている方であれば、ケアマネがつきまして、いろいろな支援があると思えます。この方、デイサービスに行かれていますようではありますが、ケアマネがついているものとは思いません。なかなかどこにつなげていいかわからない、ご自身がどこに連絡していいかわからないようなことがあるのかもしれない。そういった場合には、地域包括センターの職員、こちらに電話を入れていただいて、職員が訪問し、状況確認をするというような状況はあるのかと思えます。そのような形をこれからも続けていければとは思っております。

それから、サポーター養成講座につきましては、複数回受講できるかということですが、それは可能かと思えます。また、過去に受けられた方が、改めていろんな形で受講していただくよう実践講座というようなことも始めておりますので、そういったところにまた参加をしていただければと考えております。

す。

それから、認知症かどうか検診の際にチェックできるような対策ということではありますが、予防対策ということでもありますので、今後、この辺、近隣自治体等の状況を調べさせていただきまして、十分検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

本当にこの認知症を見きわめるのは、家族でも意外と難しく、自分の親に限ってとか、自分の連れ合いに限ってという、そういうのが意識的にすごく強く思っていると思うのです。それなので本当に町として、そういう専門的なところをもう少し検診なり、本当にせつかく高齢者サロンもできておりますので、そういうところでもう少し来られない人をどういうふうに見つけてあげられるか、やっぱりそこに出てきている人は意外と皆さん元気なのですけれども、そこに出てこられない、本当に今、高齢者のひきこもりの方とか家族が表に出してくれないとか、そういう方の支援をやっぱりそこまで深くやっていけるような対策というのが、今後もっともっと認知症の方がふえてくるという、そういう推移でいるとなると、出てこられない人に今からどのような支援していくかというのを行政のほうでも考えていただければと思うので、その点をもう一度お願いいたします。ぜひ町長のご意見も聞かせていただければと思います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再々質問にお答えをいたします。

こちらのほうでいろいろ準備をしておりますオレンジカフェ等に参加をできない方というようなことかと思っております。オレンジカフェにつきましては、毎月のようにやっております、なかなか会場まで出られない方につきましては、年2回だけなのですが、送迎等もしているわけなのですけれども、それ以外の方につきましては、今後は包括のほうでどの辺まで支援をできるか、職員の間で検討を進めたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えをいたします。

認知症に関しては、さらに増加が見込まれるというふうに理解をしています。そのために町としても手を打っていききたいなというふうに思います。今、次の計画を策定、遂行中であるのですけれども、健康づくりというのは一つ単独テーマとして大きな柱として設定をしたいと思っています。これから人の寿命は延びると言われておるのですけれども、それもその健康寿命が延びないと多分意味がなくて、町としてはそういったことをサポートしたり、支援したりというところをしっかりと組み立てていききたいなというふうに思います。

認知症の議員の問題意識の出られない人をどうするかというのは、非常に重要だなというふうに認識しています。ですので、できるだけ出てきてもらう努力をするという部分と、それでも出られない人を細かくフォローするというのを私どもの町は小さい町で、目が届きやすい町ではあると思いますので、きめ細かな対応はできるようにこれから進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、発達障がい児の対応と支援についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 続きまして、質問事項の2、要旨明細（1）について答弁をいたします。

子供の発育、発達等につきましては、乳幼児健診や乳幼児健康相談などを通じて確認、相談を行っております。また、発達に不安や課題があると思われる子供には、保健師等が個別相談、訪問等を行い、療育相談など必要な支援につなげております。現在、当町で行っている就学前の支援であります。発達支援巡回事業という事業を行っております。発達が気になる子供への早期支援をするため、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士など発達障がい等について専門的知識を有する方が、町の保健師、福祉担当と一緒に町内にあります保育所、幼稚園、横瀬小学校を訪問し、巡回支援を実施し、保育士や教諭に対して発達障がい児及びその保護者の支援の手法について助言、指導等を行っております。

また、この巡回支援事業のほかに、巡回支援強化事業として秩父市立病院の小児科医師によりまして、町の保育所、横瀬小中学校を訪問し、指導をいただいております。これらの事業も子育て支援課、健康づくり課、教育委員会の担当が連携をして実施しております。発達障がいや身体障がい者等支援が必要な子供たちにつきましては、就学前、就学後と分けることなく、関係する課が連携し、一貫した支援を行っております。

次に、要旨明細の（2）であります。発達に障がいを持っている子供についての相談窓口は健康づくり課であります。専門的な相談機関として発達障がいの特性が気になる子供に作業療法士等の専門職が個別療育を提供する地域療育センターが県内9カ所にあります。秩父地域にも秩父地域療育センターが設置をされております。また、専門的な知識や技能を持って障がい児や、その家族を対象として福祉に関する相談に応じるため、1市4町共同で障がい者相談支援事業を実施し、地域における生活を支えています。現在、身体、知的、精神の障がいに対応するため、3つの相談事業所に委託をしております。

要旨明細（3）についてであります。ご質問のサポートファイルについてであります。埼玉県では幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために使用できるサポート手帳を作成しており、主に発達障がいがあったり、発達が気になりだったりするお子さんをお持ちの保護者のうち、希望される方には健康づくり課窓口で配布をしております。また、横瀬小学校におきましては、特別支援学級在籍者に対しましても配布をしております。今後も発達のおくれや発達が気になるお子さんが、生き生きとした生活が送れるよう支援をしていく必要があると考えております。

以上であります。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

横瀬町は本当にいろんな面で支援が強化され、すごく行き届いた支援をされているというのをたびたび質問させていただきましても、すばらしいところだなというのをつくづく感じさせていただきました。

何点か聞きたいのですけれども、今現在、横瀬町保育所ありますけれども、この何年か先に廃止、廃園にまたなりますけれども、今の保育所にはそういう障がいの子も受け入れていると聞きましたけれども、そういう子たちが横瀬町としては認定こども園等ありますけれども、そういうところでのそういう子の受け入れは可能なかどうか、あとは就学前に限ってだったのですけれども、小学校に入学するときに支援学校に行くのか、小学校の支援学級のほうへ行くのかという、そこで本当に保護者の方は迷う方が多くいらっしゃると思います。

医師から言われたから支援学校に行かなくてはいけないと、そう決めている親御さんもいますけれども、知能の程度、障がいの程度によってやっぱり違ってくると思うのですけれども、そこを本当に保護者の方は、済みません。相当迷っていらっしゃると思うのです。そこで健康づくり課が相談窓口と言われていますけれども、そこを本当にもう少し親身になって考えていける、そういう相談できない、やっぱり先ほどの認知症の対策と同じで、そこで相談をできない、そういう人たちがいるということを踏まえた上での、保護者の方もうちはそうではないという、そういうふうに認めてしまう親御さんもいますけれども、そうでなくて、やっぱりそこを一步踏み込んで適切な指導ができるような施策を専門家がいて、横瀬町は小さい町ですけれども、そういう方に手厚く支援ができるような形がとれないかというのをすごくこのところ感じるのですけれども、もう一度そのところをお願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、保育施設等への手帳をお持ちの方の入所、入園についてお答えさせていただきます。

保育所には、現在、手帳をお持ちの方が入所されております。町内にあります保育施設でも手帳をお持ちの方が入園されている実績があります。本当に配慮が必要なお子さんについては、いろいろとご相談をお受けしながら、保育が受けられないことがないようにちゃんと手続等を進めてまいりたいと考えております。

あと就学についてですが、就学支援委員会というのがありまして、子育て支援課のほうの保健師等もそのメンバーに入っております。5歳児健診等も行っておりまして、状況等を把握しております。その辺で、お母さんがちゃんと理解できて、自分の納得がいく決定ができるように、こちらのほうとしては情報提供させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

なかなか相談をしづらい保護者の方もいるということでございます。そういった方につきましては、本来に地域の中で温かく見守っていく必要もあるかと思えます。

それと、専門的な相談窓口の部分のことについてでありますけれども、よりよい支援をしていくためには専門的な相談窓口の設置は必要になるかと思えます。ただ、当町の財政規模といいますか、単独での実施というのはなかなか難しい点があるかと思えます。現在、フレンドリーさんといいますか、そういった専門機関と連携を図っております。途切れない、切れ目のない支援を今後とも心がけていきたいと考えております。また、先ほども申し上げましたように関係する課が連携を引き続きとりまして、切れ目のない支援を続けていければと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 宮原議員の再質問についての教育委員会としての答弁をさせていただきたいというふうに思います。

教育委員会も先ほどの健康づくり課、子育て支援課と連携しながら、就学時にかかわる子供たちの見守り等しております。例えば私どもの指導主事が、来年度、横瀬小学校に入学する児童の予定されている幼稚園、保育所等々を訪問して、まず子供の様子を見ること、そして園長先生、それから場合によっては保護者の方との相談に乗るといったこともいたします。また、就学のときには、就学時健診というふうに称しまして内科や耳鼻科、眼科、歯科といったそういう疾病のほか、聴力、視力、さらには知能検査等も実施しております。その結果によりまして、通常学級の入学等が心配であるというふうな場合には、さらに吟味、検査をしたり、あるいは保護者との相談に乗るというふうな形をとっております。あくまでも保護者の目線に立った支援という形で進めておるといふふうに理解をしております。

さらに、入学後も教育形態の変更ということで、その入学のときだけではなくて、入った後も、その学級があればそういった学級に変更することもできるということで、保護者のニーズに合うようにしております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

私も以前、乳幼児健診に見学をさせていただいたときに、保健師さんとかその行政の方とかが本当に丁寧な一人一人やって、これはずっと小学校、中学校まで持っていくのだよというお話を聞いております。これは要望でありますけれども、ますますそういう細かい丁寧な支援をしていただければよいと思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 答弁よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○阿左美健司副議長 では、以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、高齢者ドライバーの対策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項3、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

経済産業省では、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車、いわゆるサポカーSや衝突被害軽減ブレーキを搭載した車、サポカーについて普及啓発に取り組んでおります。

議員お尋ねのペダル踏み間違い等による急加速時抑制装置設置への補助についてでございますけれども、東京都が高齢者安全運転支援装置設置補助制度により、安全運転支援装置の販売、設置を行う事業者に対して、上限はございますけれども、費用の9割を補助する事業を実施しております。埼玉県に東京都と同様な補助制度について確認をさせていただきましたところ、現在情報のほうを収集している段階であり、補助を行うか行わないかについても含めて、今後検討する旨の回答のほうをいただいております。このようなことから当町といたしましては、埼玉県並びに近隣市町村等の動向を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。

本当に東京都は9割負担ということになっております。埼玉県でもこれから多分そういうふうな方向になっていただければと思います。まして横瀬町においては、車がなければ動けないという、そういう状況が本当に深刻化しておりますので、これは埼玉県で定める前に何とか体制を整えていけるような方向でいけるかどうか、ちょっと町長のほうにも意見を聞かせていただければと思います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、東京都の9割補助は存じ上げています。そして、埼玉県の状況も確認したところ、まだ情報収集の段階であるということです。大きな自治体というか、都道府県単位で動かすというのは、それなりにもしかしたら時間がかかるということなのかもしれません。そこに限らず問題意識等は持っていたいというふうに思っています。これに関しては、横瀬町独自のということよりも、生活の中で車が必要であるということだったり、問題としては秩父郡市で共有できる問題かなというふうに思います。広域の中で問題提起をして意見交換をするというところから始めるのかなというふうに自分の中ではイメージをしています。いずれにせよ問題意識としては持って、この先、まず情報収集から始めて、みんなで議論してみたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

○4番 宮原みさ子議員 大丈夫です。

○阿左美健司副議長 では、ないようですので、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

この夏は7月の参議院選挙、そして8月の埼玉知事選挙と2つ大きな選挙が行われました。執行部を初め議員各位においても負担が大きかったのではないのでしょうか。そして、この夏は梅雨が長く、7月は日照不足による冷夏、一転して8月は猛暑日が続くなど体調管理に気を使いました。皆さん、夏ばてなどはしていませんか。夏ばて、夏風邪、体調不良など起きているとき、病院で医師の診断を受けることがあると思います。身近でありながら、なくてはならない病院医療、今回の一般質問は医療政策について伺いいたします。

大項目、医療政策について、(1)、医療費の割合について。市内、町内の受診状況割合をお答えください。国民健康保険、社会保険、多岐にわたりますので、可能な範囲で構いません。

(2)、町内医療機関の今後の見通しについて。現在、町内には3件の病院があります。医療機関の推移についてどう捉えているのか伺いいたします。

以上を壇上での質問とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 2番、黒澤克久議員の質問1、医療政策に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 質問事項1、要旨明細(1)につきまして答弁をいたします。医療費の件であります。住民の方はそれぞれ勤務先の健康保険や町の国民健康保険に加入をされているかと思えます。治療のため医療機関を受診をされた場合には医療費が発生するわけですが、自己負担のほかはそれぞれ保険者ごとに医療費が支払われておりますことから、この割合につきまして健康づくり課では把握することができておりません。また、町は県とともに国民健康保険の保険者であり、医療費の支払いを行ってはおりますが、詳細を申し上げることはできない状況にあります。

ご質問の受診状況等についてお答えできる部分を申し上げますと、国民健康保険の被保険者が受診をされている医療機関は、月ごとに差がありますが、医科、歯科、調剤とある中で、医科分だけでも160前後の医療機関に対して支払いをしております。そして、その医科の部分の請求件数であります。これも月によって違いがあります。正確なところはわかりませんが、町内の件数は全体の15から17%ぐらいではないかと思えます。なお、人口に占めます国民健康保険の加入割合は25.1%であります。そのほかで受診状況で把握していることは、秩父市立病院の患者数の割合であります。平成30年度の外来患者のうち、町民の方の割合は9.41%、入院では8.62%、合わせました患者数では9.17%となっているようであります。

次に、要旨明細（２）についてであります。町内の医療機関の今後について私からお答えすることは難しいことでもあります。町内の医療機関の先生方には、地域医療に対しまして大変ご尽力をいただいているところでもあります。また、当町の保健福祉事業の推進におきましても、ご多忙の中、いろいろとご協力をいただいている状況にあり、大変感謝をしているところでもあります。

ご存じのことと思いますが、近年、秩父圏域では医師や看護師を初めとする医療スタッフが不足し、地域医療への影響が心配をされております。このことから秩父地域１市４町で取り組んでいる定住自立圏構想の枠組みの中で、地域医療の問題を秩父地域全体の問題として取り上げ、医師、医療スタッフの確保、救急体制の維持、予防医療の推進など秩父医療協議会という組織がつくられております。医師及び医療スタッフの不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながることから、今後も１市４町、秩父地域で地域医療に関し協力関係を整え、取り組みを進める必要があるかと思っております。

以上であります。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

なかなか正確な数字をつかみにくいというのはわかるので、その数字は置いておきまして、今現在、埼玉県で医療分野というのが大まかに二次保健医療圏、そして三次保健医療圏、また第二次救急医療圏、そういうふうになんて細かく分類が分けられています。その中で二次保健医療圏という中では、埼玉を10の地域分に分けて県のほうでは管轄しているのですが、秩父地域だけ県北にも含まれず、独自の秩父という名前で1つのエリアになっています。

そんな中で、県から見ても秩父地域というのは独自で捉えている、そういうのが大前提にあるのですが、一方、この横瀬町においても、先ほど課長からは今後の医療機関、推移についてはベストを尽くしていただいているというお答えいただきましたが、私が今ここで少しお話ししたいのは、ではここから5年、10年先の横瀬の医療は実際どうなってしまうのか、聞かれても私も正確に答えられないのです。周りの皆さんから、横瀬は秩父と兄弟みたいな関係で、どういうふうで捉えている。医療機関、横瀬独自で今後もやっていけるのか、そういうふうで聞かれると、正直判断材料がまだ乏しくて、どうするべきか、どの答えが一番ベストな答えに近づくのかという、そういう段階でいろいろ今回調べたのですか、調べようにも、まず我々横瀬町自体が医療の今後についてどういうふうで考えているのかというのを前提でちょっとお話をさせてもらわないと、この先の見通しが立たないな、そういうふうな思いから今回の一般質問になっているのですが、市立病院が今一つの核となっていて、民間では秩父病院さんが核になっています。

輪番制で救急医療の関係もやっただいただいでありますが、今後は、輪番制からも脱退するという病院さんがもうお話が出ていますが、横瀬町独自で医療機関を誘致するというのは、それは難しい、それは誰もが思うと思うのです。そして、新たな開業していただけるドクターをでは横瀬で引っ張ってこられるか、それも多分難しい。今後の医療をではどういうふうで守るのかといったときには、定住自立圏で実際今、医療スタッフ、医師等を確保する、そういう動きをやっています。それは現段階だと、やっぱりベストな選択をしていると思うのですけれども、ではその効果がいつ出るのかといったときに、ちょっと未知数ですよ。

やっぱり県北、県南、県西部、秩父、そこにおいても医師や医療スタッフの給料体系が違うので、なかなか一人前になったドクターが、では秩父にずっと定住していただけるかということ、生活を考えた場合、医療をもっと最新の医療をやりたい場合、選ぶ場所が変わってきてしまいます。それはやっぱり医療関係者が、皆さん口をそろえるのです。秩父が地元で、秩父で何としてもやらなければいけないという環境でなければ、外の環境下で仕事をしてみたい。若いうちは、特に数をこなしたい、そういう思いを聞くと、実際我々が今後、横瀬の医療を守るために、町長初めどういうふうに見えているのか、お考えをやっぱり聞かないといけないと思ひまして、町長はこの横瀬町に今、医療機関3件ですけれども、足りていると思ひていますか。

そして、今後、この横瀬がとるべき行動というか、方針、これはどういうふうに見通しを立てるのか、先の話になってしまいますけれども、少しお考えを聞かせてください。

質問は以上です。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えします。

医療の状況、ご指摘のとおりで、大変難しい状況だと思ひます。かつ、将来的にはいろいろな心配がされる分野だというふうには思ひています。今現在でということでは申し上げますと、医療の分野によって足りている、足りていないはかなり差があります。まず、高度医療機関というところでは、やっぱり手薄だと思ひう。それから、一番心配なのは、ご指摘もいただいた救急医療の分野であります。それから、産婦人科。産婦人科は残念ながら出生の数が減ってきてしまっていて、二、三年前との状況もまた変わってきているのですが、1院しかないということを見ると、必要十分にはまだなっていないかなというふうにも思ひます。何とか足りていると。それから、小児科医療分野も手薄かなというふうには思ひます。これらに対してどういう手が打てるのかということ、医療に関してやっぱり町単独でできることはかなり限定的かなというふうには理解をしまひして、できるだけ定住自立圏の枠組みの中で、秩父郡市で一致団結していかないと、状況をよくしていくというのは難しいかなというふうには思ひています。まず、これが1つです。

それと、横瀬町は独自の取り組みとして小児科オンライン等をやっているわけですが、小児科オンラインをやっている意味というのは、将来なり得るかもしれない医療過疎の状況ですとか、医師不足というものに対応できる形を模索するという意味もあるわけですが、それら使える技術は使うですとか、あるいはまとまるものはまとまるか、打てる手を広範に打っていくということかなというふうには理解をしまひます。

医者不足とか分野の固まりというのは、やっぱりお医者さんあつての話ですので、なかなか町単独で考えて課題解決をしていくというのが難しい分野だなというふうには思ひています。そんなことで、これからこの地域の人口動態も変わっていきます。高齢化もまだ進みますし、それからお子さん、子供を育てやすい地域であるというのも、当然これからは大変重要なことになってきますので、その辺秩父の医療に穴があかないようにということですか、打てる手をできるだけ秩父郡市で一致団結してやっていくことかなというふうには理解をしまひます。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 お考えわかりました。ありがとうございました。

この秩父地域全体が、今、移住を進めようと、よく各町、市が言っています。でも、移住を考えたときに、移住を考えている方々に何を選択肢の中で入れますかとお話を何人か聞きました。そのときに、やっぱり心配になるのは医療格差があるのではないとか、医療の地域格差というか、その辺が都心部から離れて山間地に来る場合には、ひとつ選択肢の中で懸念する材料だということと言われるのですが、実際に今後は医療の分野をある程度ICTを活用して、カルテなどはいろいろもう医療センターと直接やりとりができるとか、そういうふうな形にはなってきているのですが、ただ移住をしてくださいといったときに、医療は大切なので、やっぱりそれは横瀬町として、この秩父地域として医療については今後ますます考えていく機会をぜひ町長からも頭に入れて発信していただきたいなというのが思いとしてあります。

この医療と、あとは言われるのは教育、教育がやっぱり大切だというのは、2つは大体皆さんおっしゃいます。医療と教育、そこはやっぱりセットになると思うのです。実際、横瀬町の今校医は、横瀬町のドクターではない先生が、今校医に多分なられていると思うのです。昔は、それが横瀬町在住のドクターが校医にいた、そういうふうに私の記憶では認識しているのですが、そこもちょっと確認をさせていただきたい。校医は、今町民なのか、町外なのか。

それと、2月8日に秩父郡市の医師会さんと1市4町全ての議員さんとの勉強会、交流会というのをやりました。それが行われたこと自体が、医師会としても、これはもう首長と話をしているだけでなく、各議員を巻き込んで、この地域を何とかしよう、そういうふうな思いがあるのだろうなということを私は感じたのですが、その辺も踏まえて、やっぱりもう一步踏み込んだ地域での医療、病院の関係を考えなくてはいけないというのがありました。

実際これは、秩父市長さんに政策提言集というのが毎年ある会派から出されているのですが、この中の一文にでもあるのですけれども、これは境域行政改革という項目で書かれていることなのですが、老築化する市立病院、建物の将来展望を検討するとともに、大学病院との連携、地域広域化病院等あらゆる可能性の研究を早期に開始してくださいと。検討してください、研究を始めてください、それは私もすごく共感できました。すぐすぐやるのではなく、まず横瀬町がどこを何をするのかと考えたときには、1市4町の中でも一番病院事情が特殊なので、うちの町には大きい病院がありません。大きい病院があるのは、1市2町の町です。もし何かをするときには、横瀬町というのは秩父市と兄弟関係にあるぐらい商業圏、生活圏、また経済圏が一緒になっている、そんな地域ですので、何かをするのに当たっては、やっぱりある程度秩父市と足並みをそろえることも必要なのではないのかなというふうな思いも持っていますので、その辺の今後そういうこちらから病院医療はどうするのだということを町長どこかのタイミングで発言をするのか、相談をするのか、そういう可能性はあるのか、その点をお聞かせください。

その2点で、学校医の関係と町長の考えをもう一度お聞かせください。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 ただいまの再々質問についての学校医についての質問について答弁させていただきます。

横瀬町在住の学校医の先生としては、内科の石郷岡先生、それから歯科の田端先生にお世話になっております。そのほか内科の市内の先生にもお世話になっております。それから、眼科と耳鼻科については、市内の先生にお世話になっているという状況でございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおりでして、病院に関してはやっぱり広域で考えていくほうがよりいいだろうというふうに思っています。そういう中で、やはり横瀬町の住民の皆さんの行動範囲だったり生活圏と考えると、横瀬町と秩父市の境はそんなに意識していないというケースがほとんどかなというふうに思います。ですので、それもあって広域で考えていいかなというところと、それから市立病院をこの先とかという話も当然、例えば横瀬の住民の皆さんが受益者になっていて、お世話になっているという事実があるのだとすると、それなりに相談をしてということなのだと思いますし、言い方難しいですけども、受益者と負担者というのですか、そこは必ずバランスがとれていないといけないというふうに思います。

医療のケースは、ほぼ横瀬だけの都合と広域の都合というのが余りコンフリクトはないかなという気もしてまして、それから対外的に例えば先生を派遣していただくにしても、県から補助をいただくにしても、まとまっていたほうがきっといいだろうというふうには思っています。そんなことで、また考えていくと横瀬だけのという、やっぱりそうですね。ということよりも、広域で考えていくのかなというふうに思います。

ですので、その中で自分の問題提起が必要な場面があれば、当然遠慮なくさせていただきますし、横瀬町を代表しての意見も当然遠慮せずに言ってきますし、一方で一緒になって広域で進んでいることのメリットを私たちは大きく享受をしていますので、広域行政がうまく進むようにという観点も考えながらやっていくということかなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時18分

○阿左美健司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○阿左美健司副議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可します。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問します。

初めに、けさ、町長のあいさつもありませんでしたが、8月29日早朝の北九州における線状降水帯による大雨は、50年に1度の記録的大雨と言われ、各地で1時間雨量が100ミリを超える地域もありました。川が氾濫し、鉄工所を直撃、5万リットルの油も流出しました。順天堂病院は、周りを水に囲まれ陸の孤島という状況が報道されていました。災害はいつ起こるかわかりません。災害に強いまちづくり、人と人が支え合い、助け合える町を多くの人たちとつくっていく必要性を強く感じ、取り組みの強化を図っていききたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。1番目、官民連携プラットフォーム、通称よこらぼについてであります。事業開始以来3年が経過しようとしています。この間、111件の提案があり、採択された事業は63採択と報告されています。非常に多岐にわたっています。対外的にも多くの注目を浴び、横瀬町は頑張っているなど評価されている状況です。

しかし、一方では、町民感覚としてよこらぼという言葉は浸透していますが、内容はというと限られた範囲という印象です。そこで、けさの阿左美副議長の質問等ありませんでしたが、事業提案について審査会条例では、①として地域福祉の向上、②、地域経済の活性化、③、実現可能性及び町に対する貢献度、④、その他について総合的に審査していくとされています。そこで、提案された項目、これらの分類ごとの数と採択数を示してください。

(2)としまして、審査会条例で会議は非公開と定めていますが、各種資料や広報等によって提案の内容とかが公開されています。町民によこらぼを理解していただき参画してもらうには、よりオープンに進めるべきだと考えます。議事録の公開についての考え方も示していただきたい。審査委員会の委員についてもであります。この条例については入り口論で終わってしまって、条例の中身については論議にならなかった、いわゆる専決問題ということで議員は条例の中身よりも、入り口の点で論議になったので、今改めて条文等を読みますと、いわゆる秘密条項というふうになっているところでもあります。会議は非公開。それから、審査委員会の委員についても守秘義務を定め、その内容を漏らしてはならないとされています。とはいっても、片一方では情報公開ではなくて、町ではよこらぼについてこういう採択して、ここまで進んでいますというふうなのがあるので、いつの時点で公開とするか、また審査委員について縛りがきついが感じがありますので、この点についての見解を示してください。

2番目として、災害対策の避難訓練の充実についてであります。4回目の訓練等もありました。災害対応は住民の生命、財産を守る最大の課題であると思います。ことし6月に実施された災害時初動訓練等の概要と実績を示してください。その中で区長会等でもいろいろ課題等というふうな話も出てきました。出

てきた課題と対応策についての考え方を示してください。

(2) であります。避難行動要支援者の安否確認の扱いについてです。町は避難行動要支援者名簿貸与のための取り扱い要綱をことし3月、告示第11号で決めました。名簿貸与者を支援機関等として行政区、自主防災組織、民生委員、消防団等を掲げています。その一方では、ブコーさん見守りネットワークなどでは、高齢者をみんなで支えましょうとネットワークづくりを進めているところです。このような状況のもとで情報の共有での整合性をどのように考えるか、片一方では取り扱い要綱では名簿はオープンにしないで、ちゃんと定めてまた返しますとなっているけれども、もう一方ではもっとみんなで見守りをしているのではないかと、こういう点での考え方の整合性をどうかということについて示していただけたらというふうに思います。

訓練ですが、3回これで行ってきたところで、今後4回というふうな形になりました。災害対策基本条例に基づいて、各箇所の動きを明確にするように、秩父市であるならば、これは規定を設けた点があります。横瀬町でも規定を設けたほうがよいと考えますが、町の考え方を示してください。

(4) としまして、これは一般的な点での災害訓練ということでみんな進めていますが、学校現場ではどうなのかということで、学校現場における児童生徒の災害対策への避難訓練はどのようなものを想定して実施しているか、一部学校だより等でも示されていますが、そのほかにもありましたら実績を示して説明していただければというふうに思います。

最後、3つ目ですが、社会資本の整備についてであります。町道の3175号線、三菱マテリアル裏方にありまして、木ノ間を通過して駅の南側に結ぶ線ですが、物件調査委託から進めて、工事着工してから4年経過をしています。現状ではまだまだ使用できる状態ではありません。利便性を勘案すると、できることから供用開始すべきと考えます。あとちょっとで結びついてしまえば、木ノ間まではつながるだろうと。新しくつくる道ということで、使えるところまでを早く整備すればいいのではないかと考えるのもとで、この質問をしているところですが、利便性を勘案すると、できることから供用開始すべきと考えますが、町では補助金と町の財政状況を勘案して進めていると説明されているところでもあります。工事の進め方と補助金との関係を含めて、今後の進め方についての考えを示してください。

壇上からの発言は以上です。より課題を明確にして議論を進め、よりよいまちづくりをともにつくっていくようにしたいと考えます。よりよい回答を期待しまして、これで壇上からの発言とします。よろしくお願いたします。

○阿左美健司副議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、官民連携プラットフォーム、通称よこらぼについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 浅見議員の質問事項1について答弁します。

まず、要旨明細(1)ですが、浅見議員の質問にあります住民福祉の向上、地域経済の活性化、実現可能性及び町に対する貢献度合い等についてですけれども、これらは審査の評価基準として条例に示されており、ご質問のようにまち経営課で行っている分類は、この項目どおりではありませんが、この項目に従いまして採択案件を分類し直しました。地域福祉の向上25件、地域経済の活性化25件、実現可能性及

び町に対する貢献度合い等につきましては、これは全部が該当するかと思います。その他が23件に上りました。このうち重複部分があるため、実数よりは大きくなっておりますけれども、ほぼ全ての分野にまたがっていることがうかがわれます。

なお、提案件数につきましては、スタートからことしの8月まで、議員おっしゃるとおり111件に上っておりますけれども、不採択となった案件につきましては分類は行っておりません。

続きまして、要旨明細（2）ですけれども、会議の公開と議事録の公開につきましては別物であると考えます。仮に会議自体が非公開であっても議事録、てんまつ書は公文書でありまして、公文書につきましては町の条例に基づき非開示情報以外は公開することが原則となっております。

続きまして、審査会での守秘義務のご質問ですけれども、案件の審査結果につきましては、よこらぼの取り組みを周知するなどの必要から公表できるものにつきましては、議員の皆様へ情報提供させていただいたり、広報等に掲載したりして広く周知に努めております。しかしながら、よこらぼ提案内容に必然的に含まれてくる秘密情報、個人情報を守秘することは審査会条例にもあるとおりです。一方で、よこらぼの取り組みを周知するなどの必要性から、公表できるものにつきましては公表していきたいと考えておりますけれども、個別に慎重に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございました。

総合的に勘案するというところで、あえて今回、課長のほうで分類を分けてみましたということで、町民福祉に関するものが25件、その他も含めまして、今回条例の中で定めている地域経済の活性化25件、3番については実現可能性及び町に対する貢献度は全部だよということでありました。きょう、午前中の議論の中でも、阿左美副議長のほうからよこらぼ提案にあって終了したもの、それから今中心的なものというふうになりました。

私は、そうすると今、数としてここへ出てきたのだけれども、具体的な中身幾つかを示していただければというふうを考えているところであります。今の分類をしました25件のうちの、これが住民福祉の向上には、こういう問題で幾つかで結構です。こういう問題を取り組んできて、この問題がこういうふうになって、報告の中でもきょうありました。住民福祉の向上に大いに役立った、あるいは町の中でなっていましたという説明等はあったのですけれども、具体的な点を含めながらどうだというふうな点を示されればというふうに思います。これは2番目の地域経済の活性化、こういうものについてもどうかという、特に見える形でできてきたのが、これがこうですというふうに示していただければと思います。そのことによって、町民との共有が図れるというか、よこらぼ、やっぱりやって、みんなでこうなって来ているのだよということの実感を自分たちも持つことができるし、私たちも町はこういうふうになっているのだ。みんなでこういうふうに行っているのではないかとできると思いますので、そのところを示していただければというふうに思います。

それから、公開の問題であります。公開は、私も文書公開を請求しました。その結果、文書公開の決定通知書をいただいて、一番初めの審査会と、それから最後の審査会、2つの審査会のてんまつ書を出して

いただきました。1回目については、非常に終わった点等もあるのですか、中身がドロップボックスジャパンのこういう提案で、どういうことだというふうな話も全部てんまつ書に載っています。

それから、株式会社ガイアックスの点でも、横瀬町の特徴を生かした農業、自然体験等の提供ということで、こういうことで、こういうふうに進めていますというふうなのが説明、質問者からもありまして、回答等も載っているところでございます。

スペースマーケットも同様であります。このように点数は、それはオープンにできなくても、できる点はどんどん広めていくということができると思うのです。

ところが、3つ目の最後の7月25日に行われたよこらぼの、これは元年度の第4回の審査会については、前回審査、この事業提案についてということでは、本当になぜやりたいか、持続可能な観光産業集客をやりたい、リゾート観光地でなく、大規模な開発を伴わないものということですが、多くは黒塗りで、なかなか中身がわからないような状況であります。これは企業の横瀬町の、町長言うように、小さな町なので官が協力できれば、それは事業者が展開できる点での早く情報を得られていいなと、そういう点が官も協力、町も協力しましょうというスタンスであって、企業はそれはオープンにできないところが当然にあるので、そのところはできないと思いますが、よりオープンに進めていく点をどうするかというふうな点であります。

公開ということでは町長のよこらぼ提案の、これは町で取り組んでいるよこらぼということで、予想を上回る展開であって、こういう点で、こういうことで進んでいますということも報告されているところがあるので、できるだけオープンに進めて、できないところは極力絞りながらいくことが必要だというふうに思いますので、より一層の情報公開あるいは町でやっているところの中身をオープンにしていっていただきたいというふうに思いますので、そこら辺の考え方、そして議員に対してなのですが、私たちも結果等、採択されましたらわかるのです。採択された中身が、このように進んで、議員もみんな協力してくれよと、そうすればこうではないか、結果はこうだったよと、そういうのを議会にも情報、働きかけていただければ、もっとよく進んでいくのではないかとというふうに思いますので、そこら辺の考え方についてを示していただければというふうに思います。

3つ目の最後の委員さんに対する秘密の問題です。それは守秘義務ということで、公務員は一般的に守秘義務は課せられているので、これは言うてはうまくないな、これを言うてはうまくないのだけれども、一般の人はどうかといたら、では全部秘密なのだよと。いや、あそこでこういう話があったのだよと。それは言うてはだめかというふうな点等があるので、今後、この情報公開、条例等についても中身の論議もしていく必要があるという見直しも必要なのではないかなというふうに考えています。その守秘義務の範囲を極力狭めていく、ここまではいいよというのをある程度明確にしながら進めていくのがいいのではないかとというふうに思います。

よこらぼについては、町民も、それから議会も巻き込みながら、よりこのよこらぼで進めていければ。先ほど、副町長が話をした外から物を引き連れて発展し、それができなかつたらやらないという点ではもちろんあるのですが、町内も含めてみんなでつくっていこうと。官民連携プラットフォームというけれども、これは公と民でやるもの、そこが一緒にやると。横瀬町はさっきあったいろんな点での取り組みを垣根を越えて、当然守らなくてはならないところはあるけれども、一緒にやっていこうというところが多い

ので、そこも官民連携プラットフォーム、公と民との共同という形の中に取り組み、町全体がもっと盛り上がり上げればいいなというふうに思いますので、今の中、3点になりますか。具体的な点と、それから情報公開の関係、それから委員に対する公開の問題、この3点についての再度説明をよろしく願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 ただいまの浅見議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、具体的な案件ですか、分類の中身ということでございますけれども、まち経営課のほうで分類しているという答弁をちょっとさせていただきました。地域福祉の向上ということで、地域福祉の向上、地域経済の活性化、その他、それと実現可能性及び町に対する貢献度ということですが、実現可能性及び町に対する貢献度ということは全部ということです。

それと、地域経済の活性化、これ具体的にこういった案件といたほうがいいのか。そうしましたら、地域経済の活性化ということですが、2つ、3つぐらいでよろしいですか。済みません。地域経済の活性化ということで、シェアリングエコノミー等が該当するかと思いますけれども、これは町有施設の活用とか体験ツアーTABICA、あるいは先ほど阿左美議員の答弁にもあったのですが、湿度利用バッテリーの実証実験、済みません、間違いました。これではなくて、シェアリングエコノミーですよ。コミュニティスペースの関係でさくらんぼ等があります。それと、地域福祉の向上ですけれども、教育、子育て、健康づくりが該当になるかと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、腎臓予防のプログラムとか、健康づくりですのでタップダンスサークル、あるいはバスロケーションアプリで高齢者を元気にというような考え方の案件もございます。それと、妊婦さんとかお母さんの健康支援、そういったものが挙げられるかと思います。

その他でございますけれども、これは新技術開発あるいは商品開発といったものが考えられると思います。これにつきましては、LPWA網による行政情報伝達実証、これNTTデータですけれども、こういったものとか、株式会社グラファーとかによります日本一楽に手続を行えるプロジェクト等がございます。その他には、あと商品開発等もございまして、横瀬町あるいは秩父地域の特産品を生かしたお菓子の開発、そういったものもございました。あるいは、どぶろく特区とかも考えられる。これに当てはまると思います。この数で、この程度でよろしいですか。済みません。

2番目ですけれども、審査会のてんまつ書をオープンにという考えかと思っておりますけれども、これにつきましては先ほども答弁させていただきましたけれども、非開示情報以外は公開することに基づきまして公開しております。先ほど浅見議員が質問にありましたけれども、個人のアイデア、そういったものが特定できるようなことが類推される項目であるため、非開示となっております。

続きまして、3つ目ですけれども、委員の守秘義務の問題でございますけれども、これにつきましては公務員法あるいは審査会条例にもありますけれども、守秘義務ありますけれども、情報について本人の同意、あるいは町でないところから、あるいはもう既に公になっているような実証につきましては、公開の判断の基準となってくるかと思っております。

先ほどの答弁の中で、よこらぼの取り組みを周知するという観点から公表させていただきたいと申し上げましたけれども、実際に採択し、広報あるいは情報提供している案件につきましては、もう既に秘密の概念はなくなっておると判断しておりますけれども、やっぱり個々の情報につきましては先ほど申し上げましたけれども、慎重に判断していく必要は十分あると考えております。

続きまして、議員の皆様への周知ということですが、現在、議会前によこらぼ案件等につきましては、採択案件等につきましては情報提供等をさせていただいているところですが、さらにわかりやすく情報提供できるようなことも検討していければと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

まず、公開の今実際に手にされているものについてでございますけれども、公開の基準というのは条例ののっとってやっているということなのですが、一般論的に言うと、やはりよこらぼの提案の中に必然的に含まれる秘密情報、それから個人情報、これについてはきちんと守っていくということになるかと思えます。お手元にあるものでいきますと、直近の手にされているてんまつ書の案件は、個人の方が、ご家族とともに非常に新しいアイデアとして提出をいただいているものでございますので、その中の記載は相当部分が個人情報ということになっております。そういった関係で、そのような開示の内容になっているというふうにご理解をいただければと思います。

課長のほうから答弁がありましたように、ご本人の同意があったり、ほかで既に工事になっているというものについては、お知らせをするということがあり得るのだと思いますので、そういったことは個々に判断しながら、慎重に対応していくということになるかと思えます。ですから、これは委員の守秘義務についても同じように考えることができるのではないかなというふうに思っております。

ですから、それ以外の部分につきましては、よこらぼが一体何をやっているのだとか、この案件はどういう案件なのだとかいうところを議員の皆様と共有していくということは、今現在、足りていないところがあるのであれば、今後はもっともっとご相談をしながらしっかりやっていければなというふうに思っております。

最初の分類でございますけれども、そうですね、地域福祉活性化、その他というところでいきますと、地域福祉については課長の説明にもありましたけれども、例えばみまもりあいであったり、小児科オンラインであったり、あと見えバスでバスの利便性が向上するのではないかと、そういったところが入ってくるのだらうと思います。

活性化については、人が来ていただけるとか、そういったことでシェアリングエコノミーであったりとか、どぶろく特区であったり、特産物をつくっていくといった案件がそこに入ってくるのだらうなというふうに思えます。案件の公表できる内容については、広報、それからその後も一覧表の形でごらんいただくことはできますので、その中で見ていただきながら、少しずつ皆さんに実感をしていただくというふうな方向で考えることができればなというふうに思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 いろいろ答弁ありがとうございました。

時間の関係もありますが、あのね、町はもっと自信持ってほしいのです。住民福祉の向上はこうやっているのだよと、地域経済の発展はこうやっているのだよと。いや、これがあります、これがありますというのではなくて、もっと堂々と私はこうやっている。こうやって、これだけ成果が上がっているというふうにやっていただければというふうな、もっと自信持ってやってくださいと。

今、副町長からもあった議員との周知の関係、先ほど私言ったのは、途中経過だとか、こういう成果だったよというのを共有してこそ、みんなで一緒にやっぺいこうではないか。町民も同じで、町民も一緒にやっぺいこうではないかと。そういうところをどうつくっていくかが課題だというふうに思いますので、そここのところを町長にお願いしたい。

1点、町長、きょうあった、ほかの人でもいいのかな、答え。NTTデータのところのやりとりで、新規開発商品ということで、これは今度は横瀬町がやっている防災行政無線とは関係ないですよと特に強く推して、でもきょうの答弁の中では、これを活用しますとかというふうに答えた点があったので、そこはちょっと違う。業者が自分の開発のためにやることと、これは町で今度やっていくのを生かすとかという点での違いはあるのではないかと思いますので、そここのところをちょっと明確にいただければと思います。

町長、2点よろしくお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後、答弁をさせていただきます。

まず、各論のほうからで、NTTデータの件は、今現在、町の防災無線の更新とは別です。しかし、LPWAという電波の実証実験をしたのですけれども、選択肢の一つとしては検討しました。NTTデータの延長線できるかどうかというのも検討しましたが、町としては採択はしませんでした。そういうふうにご理解いただいているかなというふうに思います。NTTデータ、その後、別の実証実験も行っているというふうに理解をしています。

それと、情報共有の件です。非常によこらばを進めるに当たっては大事なポイントかなというふうに理解をしています。おかげさまで3年間よこらばを運営してきました、1年目よりは2年目、2年目よりも今のほうが周知は進んできています。対外的にも知名度も広がっていて、取り上げていただく機会もまだ感觸としてはふえてきているので、これはいいことかなというふうに思います。

一方で、住民の皆さんへの周知徹底がまだ及んでいないという問題意識は強く持っています。したがって、いかに住民の皆さんを巻き込んでいくかというところは引き続き大きな課題で注力していきたい。とりわけ住民代表の議会の皆さんと情報共有していくというのは、ご指摘のとおりで非常に大切なポイントだろうというふうに思っています。以前にご指摘をいただいた後に、少し紙を出させていただいたりとか、あるいはイベントのご案内は漏れなくさせていただいたりというところはやっておるのですが、ま

だ不十分ということだとすると、何がさらにできるのかというところは、議員の皆様と意見交換をさせていただいて、できることは進めていきたいなというふうに思います。

守秘性のところというのは、このよこらばはプラットフォームとして機能していく上では非常に大切なところですが、3年間運営をしてきて、提案者のほうからすると信頼度が高いということで、ここまで来ていると思うのですが、その中に守秘性がしっかり守られているというところは当然大切な要素として入っています。ですので、どうしても情報上お出しできないという部分は最後は残るのですが、一方で進んでいる流れだったり、方向だったり、それから終わってもうよくなったものだったり、成果だったり、そういったものはできるだけ情報共有を図っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、災害対策の避難訓練の充実についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2、要旨明細(1)及び(3)について答弁をさせていただきます。

災害時初動マニュアルに基づく災害時初動訓練等を6月16日曜日に実施をいたしました。初動訓練等の概要を申し上げますと、台風接近に伴う大雨による土砂災害発生を想定した町職員、消防団による警戒体制から非常体制までの動員、活動訓練を実施いたしました。その後、ドローンを使用した被災状況調査訓練を実施いたしました。あわせて自主防災組織と連動した訓練、また新たな取り組みとして高齢者見守りネットワーク協力機関による避難行動要支援者への声かけ訪問事業、社会福祉協議会及び赤十字奉仕団による炊き出し訓練を実施いたしました。訓練はことしで4年目となり、総勢900名の方々に参加していただきました。内訳は、自主防災組織、声かけ訪問事業及び炊き出し訓練関係782名、消防団員36名、役場職員82名でございます。自主防災組織は、21の行政区に参加をしていただき、参加をされなかった行政区は6月と9月に独自に実施をしております。

次に、課題についてでございますけれども、区長さんを中心に意見や感想が寄せられております。幾つか紹介をさせていただきますと、公会堂に備蓄品を置いてほしい、地区避難所に表示板を設置してほしい、土砂災害、河川の氾濫等、各地区によって避難となる要因が異なるので、目的を明確に、参加しやすいようにしてほしい。参加者が高齢者で、若い世代の参加が少ない等の意見が寄せられました。

次に、声かけ訪問事業でございますが、要支援者の安否確認をかねて声かけ訪問をお願いしたわけでございますけれども、確認が終わると訓練が終了するというシナリオがあったことから、避難所に避難した住民の方が、訪問の終了をじっと待つという状況がありました。そのほかにも高齢者見守りネットワーク協力団体の協力者の方が少なく、訪問が大変だった区もありました。今後の実施に向け検討課題であると認識をしております。

今月末には、区長会が開催をされますので、その席上でも意見交換を行う予定で考えております。皆様からの意見等を踏まえ、よりよい訓練となるよう今後検討するとともに、毎年訓練を実施することで経験値を上げ、一步一步ではありますが、前に進めることで、さらに防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、要旨明細（３）、横瀬町災害対策本部条例に基づく規定の整備についてのお尋ねでございますが、災害対策本部条例第４条で、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定めると規定しております。現在、災害時初動マニュアルの中に、風水害及び地震時における待機体制、警戒体制及び非常体制についての各課の活動内容等を記載しております。町民の皆様には職員が災害等にどのような取り組みを行うのか知っていただくことは大切なことと思いますので、今後どのような形がよいか検討をし、例規集のほうに登載をしてみたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうからは、要旨明細（２）について答弁をいたします。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿を作成し、行政区、民生委員、消防、警察等の関係機関に作成した名簿を共有し、安否確認や避難支援に活用する避難行動、要支援者支援制度というものがございます。当町におきましてもみずから避難することが困難な方々を名簿に登録したものを避難行動要支援者名簿として調整をし、災害時に迅速に支援活動を行えるようにしております。

なお、この避難行動要支援者名簿の登録の際に、名簿情報を平常時から支援機関等へ外部提供することについて同意をいただいております。それに伴い、区長会を初め民生委員・児童委員協議会、消防団等の支援機関の情報の共有ができているものと考えております。さらに、この名簿の作成、利用及び提供につきましては、災害対策基本法において規定をされているものであります。さらに、市町村長は情報の漏えいの防止について、必要な措置を講ずるよう法に規定をされていることから、貸与のための取り扱い要領を定めたわけであります。高齢者見守りネットワークは、見守りを行うことで高齢者が住みなれた地域で安心してらせる環境を確保することを目的としております。当町の高齢者の見守りネットワークの協力機関にも、区長会、民生委員・児童委員協議会、消防団等の支援機関が含まれており、災害時に避難や安否確認等に名簿を活用いただくよう、法に基づき要領を定め、平常時から提供することとしたわけであります。

以上であります。

○阿左美健司副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私のほうからは、要旨明細（４）について答弁させていただきます。

まず、平成30年度における小学校での避難訓練は、各学期当初に１回ずつ、年間３回実施しています。主に授業中に地震が発生し、それに伴う火災発生という被災場面を想定していますが、３学期については休み時間中に地震が発生したという想定をして行っております。内容としては、１学期は避難経路、避難場所の確認、水消火器訓練に加えて、５年生の救助袋降下訓練です。２学期は児童の判断力をはかるために、実施日や火災発生場所をあらかじめ知らせない無予告による訓練を、３学期は２学期同様、無予告訓練ですが、ショート訓練と呼ばれる最初の防護行動いわゆる、机の下に身を隠し、自分の身を守ってしっかり指示を聞くといった地震発生直後にとるべき行動を訓練しています。

小学校では「お・か・し・も・ち」を合い言葉として「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない・ちかづかない」という避難の原則を繰り返し指導しています。さらに、ハンカチで口を覆って上履きそのまま避難するなど、実際の被災場面に対応できるように避難をしています。なお、昨年度2学期につきましては、防災士でもあります宮原議員にもご参加をいただきまして、訓練の様子を見守っていただきました。

次に、中学校での避難訓練ですが、小学校同様、各学期の当初に1回ずつ、年間3回実施しております。主に授業中の被災場面を想定していますが、2学期については体育館における儀式的行事、集会活動の被災場面を想定して実施をしています。内容としては、1学期は避難経路、避難場所の確認、避難行動、2学期は、全児童が集まる行事を想定した体育館からの避難経路の確認、避難行動、3学期は理科室からの火災を想定した避難行動を実施しています。なお、3学期は学年別に1年生でDVD視聴、2年生で救助袋降下訓練、3年生での水消火器訓練も実施をしています。また、小中学校ともにJアラートによるショート訓練も適宜実施しておるところでございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これまで避難訓練も4回目になったということで、だんだん充実してきて、それから今後の積み重ねが必要であるだろうと。まさに、災害に対して備えが必要だというふうに思います。

参加のほうの状況も900名ということで、自主防災組織で782名、町民人口のほぼ1割弱ですか、インフラなどが参加になっている。消防団も当然町民ですので、全部入れればほぼ1割を超えるというような状況になっているというふうに思います。こういう中で自主防災組織が2つの区、21区参加して、そのほか15と23区ですか、6月と9月に独自に行ったということで、全体的に自主防災組織が動いてきたというふうな認識を持ったところであります。問題点等に対して声かけの確認、避難等で訓練に来たときに協力者が少ないという、大変だったという、こういう声が上がっているということで、これはまたその次の先ほどの避難行動要支援者の動きにもつながってくるのではないかなというふうに思います。

感想を述べながらと質問等に混ざったわけではありますが、小学校、中学校等については非常に各学期ごとに学校で起こった点について、緻密にそれぞれ考えながらやっていると思いますので、より安全にということが進められればというふうに思います。学校行事の中でも、その他引き渡し訓練だとか避難、降下訓練、こういうのもPTAだよりの中に載ってましたので、非常にされているなというふうに思いますので、また訓練等進めていただければというふうに思います。

私、きょう、問題としたのは、先ほどの名簿の引き渡しの関係で、災害の安否の取り扱いによってということなので、災害救助法に基づいてというふうな点であります。横瀬町は見守りということで、避難支援プランという横瀬町の避難行動要支援者ということで、個別支援計画等もつくりながら来たところなのです。それに対して、だからみんなで共有して、芦ヶ久保は私なんか小さいところだから、みんなの家庭が全部見えて、それぞれの家庭の状況というのがあるけれども、横瀬町全体となっているときには、プライバシーの問題とかがあるということの認識で、名簿提供だとかというふうに守らなければいけないという、そういうところはあるなと感じるのですが、ここにあって避難行動者支援名簿貸与のための取り扱

い要綱が、こういうふうに定められたということ自身が生んで名簿は限られていますよ、ここまでやったということになると、ちょっとこっちとの避難支援プランとの整合性というのが、片一方ではよりオープンにしてみんなで守ろうよ、片一方では、これは出してはだめだよというところが違和感をちょっと覚えたので、そのところをどういう認識で、どう進めるのかという点なのです。

こういう問題があるから、こうだよというところをちょっと説明していただければというふうに思いますので、地域のことで全部わかって、みんな支えていこうではないかということで、サポーター等を含めながらみんなやっている。片一方では、災害救助法に基づいてやるのでは、こういう点があるので気をつけてくださいよということなので、名簿を預かれないよという団体等も出てくるという話も聞きました。そこら辺についての整理を一旦こういう形で、町もこれでいいのかなというような点もあるかなと思うのですが、こういうふうに考えますという整理の点を示していただければというふうに思います。

それから、もう一点、規定の関係ですが、秩父市の災害対策本部に関する規定、こういうふうに定めていたので、そこら辺を見て参考にいただければと思いますので、より町はマニュアルをつかって、各課の動きはもう定めていますよと。だけれども、町民から見たときに、ではどこに、どういうふうに行ったからということがわかりやすくするには、規定から見れば全部が行くとは限らないのだけれども、例規の中にも載って見ることができまますので、そういうよりわかりやすい方法をとっていったほうが、みんな全体のものになるというふうに思いますので、2点ですか、1つはすみ分けの問題の点が1つ、あとは規定は先ほど検討していくということだったので、より進めていければというふうに思っている、こういうふうになりますということができればというふうに思いますので、2点よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 避難行動要支援者の名簿の取り扱い等につきましてですが、ご指摘のように避難支援プランというものが町にはございます。平成26年に策定をされたものです。その後、災害対策基本法というものは一部が改正されております。情報の漏えい等の防止も厳しくなった部分がございます、この法に基づきまして取り扱い要領というのを定めたわけがございます。整合性といいますか、プランはその後、見直し等が十分にできていない部分がございます。一部乖離している部分もあるかと思えます。この辺につきましては、よく内容を精査いたしまして、現状の要領に沿うような形で見直しをしなければならぬかとは思っております。

ただ、高齢者の見守りネットワークというのは、災害時だけではなく、日ごろからのさり気ない見守り、そういったこともお願いしている組織でありますので、そういった面も含めてプランのほうは見直しをしていければと考えております。

○阿左美健司副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

秩父市の規定というお話がございましたが、先ほどの答弁でも例規集のほうには登載をさせていただきたいという話はさせていただきましたので、近い将来にそちらのほうに載せるように作業を進めたいとは

思っております。また、規定にするのか要綱がいいのか、その辺についてはほか秩父市以外にも多分策定しているところもあろうかと思しますので、その辺を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

以上で質問2を終了します。

次に、質問3、社会資本整備についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、社会資本整備についての答弁をさせていただきます。

町道3175号線は、ご承知のとおり三菱マテリアルセラミックス工場付近を通る町道3号線から、西武鉄道の南側を通り宇根地区の町道114号線へつながる全長約900メートルの路線でございます。この事業は、鉄道に沿って走る町道3号線の機能を補完し、現在は狭い鉄道のガードをくぐって出入りするのみの木ノ間地区や行きどまり状態の駅南側の一部地域の交通環境を改善し、駅周辺の利便性向上を図ることで歩行者の安全確保や、また将来に向けた駅南側地域の土地利用の促進等が期待されます。

事業は社会資本整備総合交付金事業として国からの交付金を受けて平成24年度から着手をされ、路線測量、地質調査、物件調査、道路詳細設計等を行いまして、平成28年度、29年度にかけて西武鉄道及び三菱マテリアル等からの用地買収、物件補償を行って、工事については平成29年度から町道3号線に接続をする起点から工事を開始しまして、平成30年度までに延長が280メートルの新設工事を行っております。今年度については木ノ間沢に橋をかけて、町道111号線に接続させる工事を発注して現在進めております。また、来年度以降については、この起点から町道111号線までの舗装を行って供用開始するとともに、その先の切り土や大型ブロック擁壁工事へと進めていきたいと考えております。

この事業の財源となります社会資本整備総合交付金ですがけれども、町道3175号線については対象となる事業費の2分の1の額の交付金を受け、残りの2分の1の額について交付金の取り扱い規定に従って起債と町費で賄い、実施をしております。しかしながら、近年では国の財政難に伴い交付金を要望しても、交付決定額は要望した額を大幅に下回る額となる厳しい状況が続いております。しかし、この町道3175号線は町の重要路線でもありますので、財政とのバランスをとりながら工事の進捗については鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、町道3175号線、令和1年度が111メートル、令和2年度が169メートルで、合わせて180メートル、このままで、あと40メートルで行くというところで、できたものは早くやっしまえよというふうな点なのですが、今課長のほうからあった社会資本整備ということでお金もかかりますということで、だけれども、目の前に見えているのだけれども、ずっと使えない。あそここのところは武甲山への登山公園、安全道路だとか、それから鉄道の下、狭い道というのがあるので、木の間の地域もトンネ

ルをくぐらなくてもあそこに道があるということで利便性は十分あるというふうに思うのです。

そういう点で限られた予算でつくっている。だけれども、ここまではやろうではないかというふうな、それも意気込みも必要ではないかなというふうに思いますので、今後の進め方、今課長がありましたけれども、町長、あと今年度、ぜひ使えるような形で進めていただきたいというふうに思いますので、どう考えますかということでの回答をよろしくお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁いたします。

できるだけ早く供用開始ができるように最大限努力をしまいたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

では、以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時33分

〔副議長、議長と交代〕

○内藤純夫議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○内藤純夫議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は安心安全なまちづくりについてでございます。要旨明細1の1つ目は、道路環境の整備について、2つ目は観光施設等の整備についてでございます。

まず、道路環境の整備についてでございますが、町長の本年の3月定例議会での答弁についてお伺いします。町長は社会資本の整備には優先順位をしっかりとつけていくこと、とりわけ道路の修繕とか改良に関しては安心安全が最優先です。安心安全を確保するための道路改良が最優先、その後は優先順位をつけてになります。町の事情でとにかく小学校の建てかえに大きな予算を使うことになります。それが見えていける中では、道路全体としてはやや絞りぎみでいかないと、町の財政あるいは町の将来を考えるときつかなというふうに思っています。なので、安全とか安心に係る部分は最優先、それ以外は町の財政状況等を

見ながらというふうに自分は考えていますとの答弁でございました。

最優先とされた安全安心という判断基準については、漠然としたもので、どの道路の安心安全が優先されるかについては、より具体的な基準、例えば危険の度合いとか、事故の発生状況とか、交通量あるいは町民の使用頻度などが必要になると思いますが、優先順位を決めていくための具体的な判断基準についてお聞かせいただきたいと思います。

また、整備や改良の優先順位が決められているのであれば、それを教えていただきたいと思います。

続いて、要旨明細 2 の観光施設等の整備についてでございます。やはり本年 3 月定例議会での町長答弁で、武甲山登山口への公衆トイレの設置についての要望書に対して、財政面の課題と環境面が下流域に悪い影響を及ぼしてはいけなないので、その辺を考慮している。財政面では、町単独でやるのはなかなか難しいので、補助金の組み合わせを考えるが、クラウドファンディングを絡ませるという選択肢になるのかと思います。トイレに関しては、今の仮設を今期少しグレードアップして、快適性の高いものにするということを考えていますという答弁をいただきました。

この答弁につきましては、難しい横文字が入ったもので、町民の皆さんにはわかりにくいものではなかったかと思えます。町民の皆さんが、要望している方々にわかりやすい言葉で、その進捗状況を具体的に教えていただきたいと思えます。

また、本年 6 月ごろ、武甲山に登山した人から、家族に SOS の SNS があり、その後、携帯電話が不通となり、大きな騒ぎがあったと聞いております。この真相がわかりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

また、あわせてこの事例への対応等がありましたら、具体的に教えていただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○内藤純夫議長 9 番、若林想一郎議員の質問 1、安心安全なまちづくりについてに対する答弁を求めます。
振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 まず、私からは要旨明細 2 についてお答え申し上げます。

武甲山登山口、一の鳥居付近には、一年を通して仮設トイレを 3 基設置しております。本年 4 月からは、このうちの 1 基を、仮設トイレではありますが、洋式の便器にグレードアップし、快適性の向上を図ったところでございます。現在、仮設トイレをできるだけ快適に利用していただけるよう配慮しながら、将来を見据える中で、常設トイレ建設に向けての課題となっております事柄について、調査研究を重ねているところでございまして、来年度事業として何ができるかを考えているところでございます。

ご質問にありましたクラウドファンディングにつきましては、インターネットに実現したい事業や活動などを発信することで、その思いに共感し、活動を応援したいと思う方々から資金を募る仕組みのことで、町でも武甲山登山口のトイレ建設に取り組む場合には、多数の方々からの要望に基づく事業でもございますので、クラウドファンディングは資金調達の一つとするにふさわしいものと考えております。そのほか補助金や寄附金などを可能な限り活用することで、一般財源の金額を極力抑えた形でできればと考えております。

そのほか本定例会においては、山頂トイレの便器を節水型に交換する補正予算の要求もさせていただい

ておりまして、日ごろから山岳愛好団体の方々の献身的なご協力により、登山コースの整備をしていただいているところでございますが、あわせて今後、登山をますます楽しんでいただけますよう町としても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、武甲山における登山事故の件でございますが、秩父警察署に問い合わせましたところ、本年5月19日に発生した事案が該当すると思われるとして、その情報をいただきました。現場は、武甲山の長者屋敷の頭付近、そのあたりは秩父市の区域となっております。概要は、単独登山されていた方が転んで足を痛めたそうです。たまたま近くを歩いていた登山者が消防署に通報しようとしたのですが、携帯の電波が届かない場所であったため、電波の通じる場所まで移動し、やっと通報できたとのことです。なお、足を痛めた当事者は、症状が軽かったことから自力で下山できたということでございます。この事案は、幸いにも大事に至らなかったケースでございますが、状況によっては人命にかかわる事故にもなりかねません。そのため、携帯電話の使える範囲を広げる対応が必要と考え、携帯電話を運営する会社にアンテナの設置をお願いしているところでございます。

しかしながら、こちらが期待しているような回答が現時点ではいただいております。ただ、携帯電話会社として、アンテナの設置要望というのは記録につけておいていただけるということで、今後の設置に反映してくれるそうです。ですので、会社側の計画に基づきまして、今後、対応をしていただけるものと考えております。町としましても今後の動きを注視しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから（１）に関する答弁と、若干の（２）に補足をさせていただきたいというふうに思います。

まず、道路環境の整備について、優先順位づけについてです。若林議員に言及していただきましたとおり、安全安心が最優先というふうに考えています。この安全安心という部分に絞って、わかりやすい言葉に置きかえてみますと、要は危険性のあるところを改善、改良するというのが最優先かというふうに思っています。危険性のあるところというのは、まずは事故が実際発生していたり、あるいは発生してなくても、その危険性が潜在的に高かったり、一定条件下で、例えば大雨災害時に冠水してしまうとか、あるいは集落からの出口が確保ができなくなってしまうとかということも含まれます。とりわけ交通量の多いところ、幹線としての機能を担うかどうかであったり、さらにとりわけ通学路など子供たちの利用頻度が高いところなどは優先順位が高いということになるかというふうに思います。

そして、これが大事だと思うのですが、私たちは住民の皆さんのために仕事をしているわけですので、住民の皆さんからの声、要望は優先順位を決めるに当たってはとても大切な要素だというふうに理解をしています。これらの要素に加えて、財政的な制約等も総合的に考慮して優先順位を決めるというふうに考えています。

現在、少し具体例で申し上げますと、整備改良を優先して進めている路線としては、具体的には予算計上して実施しているところが主たるものであります。例えば、町道3号線、これは三菱マテリアルのセラミックス工場付近を通る町道です。それから町道3175号線、これは町道3号線から木ノ間地区を通り、駅

の南側へ抜ける今つくっている道路であります。それから、川東地区を通る町道5号線、それから町道3208号線、これは和田河原の道路になります。また、これらに加えて修繕工事として幹線道路のグリーンベルトや区間線等の設置も進めております。以上が（1）に対する答弁であります。

それと、（2）に関してなのですが、クラウドファンディングという言葉がわかりづらかったというところは、少し説明が足りなかったかもしれません。すごく簡単に言うと、インターネットを用いた寄附であります。武甲山のトイレのことを考えていく上で、やっぱり財政的な制約というのは気にしなければいけません。私たちの町の財政状況からすると、町の持ち出しだけでというのはなかなか厳しいところがありまして、したがって組み合わせを考える必要がある。まずは補助金です。使える補助金がありやなしや、そして一般的な寄附、それからインターネットを用いたクラウドファンディング、できるかどうかは、クラウドファンディングが使えるかどうかというのは調査をしてみないと使えるケース、使えないケース、そぐうケースとそぐわないケースがありますので、まだですけれども、そういったものも視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

武甲山のトイレということで絞っていきますと、以前にもたしか大野議員や、それから黒澤議員にも一般質問で取り上げていただいたことがあったかというふうに思います。当然私どもとしても問題意識を持って調査、検討しておりまして、既に来期、予算計上できるかどうかという検討をするように指示をさせていただいております。

私からは以上です。

○内藤純夫議長 答弁はございませんか。

それでは、再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 町長は就任以来、日本一のまちづくり、日本一住みやすいまちづくりを標榜されています。インフラ整備としては、特に道路の整備が必須のことと思います。私は今まで国道では大野屋商店付近の整備、県道であれば下語歌橋付近の整備、町道であれば12区和田地区の整備等をお願いしてまいりました。特に12区和田地区の町道3207号線及び町道3208号線については、平成28年8月1日付で区長名で土地関係者の同意をいただきまして、要望書を提出させていただきました。そして、すぐに平成28年度で路線測量、設計業務委託、平成29年度で用地測量業務委託、平成30年度で物件調査業務委託、用地買収、物件補償、令和元年度の予定として用地買収、物件補償、町道改築工事44メートル、そして令和2年度として用地買収、物件補償、町道3207号線、町道3208号線、73.49平米、町道改築工事、町道3208号線、41.9メートルの工事内容等を建設課の町田課長さん、大畑課長さんにご説明をいただきました。特にお二人の課長さんには、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。

そして、町長、安心安全の観点から、和田地区の道路につきましてはもっとスピードアップをしていただけないでしょうか。この地区では、去る7月12日に救急車と緊急車両が出動しましたが、道路が狭隘なため、安心安全に大変支障を来すようでした。どうか関係者の皆さんも傍聴されておりますので、早目に安心安全を推進いただければと思います。

道路の関係でございますが、ここに衆議院議員の小泉龍司さんの活動報告がございます。残念ですが、横瀬町のことが、こちらには取り上げられておりません。これについてはいかががお考えでしょうか、お答

えいただければと思います。道路関係につきましては、今の関係をお答えいただければと思います。

それから、武甲山のトイレの関係でございますが、ことしグレードアップするということにつきましては、洋式便所をつくるということによろしいでしょうか。

それから、トイレにつきましては、町長が来年度予算化をしたいということでもございました。これにつきましては、あと3年後なのか、5年後なのか、その辺の計画的な事業計画というか、それができるかどうか、いつごろまでにつくるのかということも傍聴の方もいっぱいおりますので、大変関心をお持ちだと思っておりますので、教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、再質問のほうにお答えをいたします。

まず、道路の関係ですが、和田河原地区の町道3207号線及び町道3208号線等の拡幅事業でございます。今、議員のほうからお話がありましたとおり、平成28年度から測量設計業務を開始いたしまして、平成29年度用地測量、平成30年度は物件調査を行い、防火水槽の移設と、それから一部用地の購入と物件補償を行っております。今年度につきましては、昨年度より引き続いて用地交渉を行っております、8月の末時点では今年度予定した部分の用地交渉が成立し、用地が確保できましたので、現在、今年度の予定部分について工事の準備を進めているところでございます。

また、お話にもありましたとおり、狹隘道路の整備ということで、地元の皆さんの要望もあります。できる限り前へ進めていけるように努力をさせていただきたいと思っております。

また、安心安全の観点から河川の増水に備えた県の災害対策事業というのがございまして、その一環として、下横瀬橋に水位計を設置していただきました。また、今年度中に和田河原の河川のしゅんせつ工事を実施されるという予定になってございます。

それから、県道小川秩父線につきましては、改良工事について秩父県土整備事務所のほうに確認しましたところ、現在、下語歌橋から語歌橋までの間の用地交渉と物件調査を行っているということでございます。用地交渉が終了した後に工事に入る予定であるということでもございました。また、国道の大野屋前の交差点でございますけれども、これにつきましては付近の道路の交通状況に鑑みまして県のほうに要望してまいることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○町田文利建設課長 県道の秩父小川線の関係ですか。これについては、今現在、用地交渉と物件調査を行っているという回答でございます。その交渉が終了したら工事に入るという回答を得ました。よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 他に答弁は。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからはトイレのグレードアップのご質問に対してお答えいたしま

す。

現在、武甲山一の鳥居の脇に仮設トイレではありますが、町で3基のトイレを設置しております。昨年度までは3基とも和式のタイプのトイレでございました。このうちの1つを今年度4月から洋式化、洋式の便器のものに、便座のものにかえさせていただいたところがグレードアップでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか補足をさせていただきます。

まず、道路の整備はおっしゃるとおりで、非常に重要ですので、鋭意やってまいりたいというふうに思っています。一方で、これ我が町も県も国も財政的には制約がある中でということになりますので、それを見ながらという形にはなります。

ちなみになのですけれども、県の土木費のここ平成以降の推移というのをちょっと見てみたのですけれども、県は全体で1.8兆円ぐらい予算があるのですけれども、平成10年ぐらいまでは、そのうち土木費がざっくりいうと大体20%ぐらいなのです。ところが、昨今どのぐらいかという、大体6%ぐらいです。だから平成のころのかけられた土木費と今とでは、かなりスケール感は違ってきているというところは一つ言えるかと思えます。という状況なのですけれども、私どもとしましては先ほど言いましたように、優先順位をつけて鋭意県や国と相談をしてみたいなというふうに思っています。

和田河原に関しましては、やっぱり和田地区は横瀬の中でも非常に家の密集度が高いところ、しかも割と後年になって密集度が高くなったところで、道路インフラ等がまだつり合っていないというふうに思っています。そういう問題意識で防火水槽の移設をしたりですとか、また今回の町道3208号の着手等があります。これはできるだけ早く進めてまいりたいというふうに思っています。

それと気になりますのが、災害時の危険性という部分なのですが、それに関しましては水位計を設置しました。なので、状況が今までよりもわかりやすくなったということと、あと今年度、河川のしゅんせつもいたしますので、災害対応力、体制というのですか、強化は図られてきている状況にはあろうかというふうに理解をしています。

それと、先ほどお話いただきました国道の大野屋前の交差点なのですけれども、今順番でいきますと、県道の整備がしかり中です。という中で、国道299号については早目に動かしていければという思いはありまして、少しポイントも絞っていきたく。今年度、実は今月また県土整備事務所と要望及び相談することになっているのですが、大野屋の前というのは以前にも増して固有名詞でしっかり出して話をしたいなというふうには思っています。

それと、武甲山のトイレについてですが、今期はそんなことで、下のトイレは洋式化をしました。女性が使いつらいという声がありましたので、そういった対応をしています。それから、上の山頂トイレの改良もします。いつまでにというところは、まだ明言はできません。それは、今、段階としては来期予算計上したいと考えているのですけれども、できるかどうかということの諸条件をそろえている、確認しているという段階であります。条件が整ってやれるということであれば、できるだけ短い期間でやりたいというふうには考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 先ほどこよっと聞き落としたのですが、武甲山に登山した人が、こちらが言っている事案と振興課長が把握している事案とちょっと違っておりました。こちらで言っているのは、6月にある家族が武甲山に登った。そのときにいたずらで助けてくれというメールをうちへ送ったらしいのです。ところが、家族の人は3回それが来たものだから、何かあったのかと。その人たちは20人ぐらいの団体で行ったと。子供も一緒にいたからと。その人たちがおりるときに、武甲山の裏というのは、ドコモの通信エリア、これで見ますと登山口から山頂までは利用が不可のところなのです。ここから下までおりる2時間ほど不通になったものだから、家族は心配して警察等にも照会したという事例を言われました。

ですから、私が言いたいのは、この通信エリアをもっと広げる。そして、こちらのドコモのあれには登山道でもつながるを目指してというNTTのものが有りますし、登山道での取り組み、あるいは小型基地局を設置するという、これもできておりますので、ですからこの辺の調査をされまして、これはNTTの方に資料をいただきましたので間違いのないと思いますし、インターネットで出したものですから、この辺の研究もされて、早急に横瀬町については武甲山は携帯電話が通じるのだというふうにしていただければと思います。

そして、一つの例として、秩父市のシバザクラについては、当初、不通の状態であったそうです。それが秩父市からの要請で、今は不通が解消されているようでございます。

それから、山梨県の西沢溪谷、こちらについては携帯については使用できるという話も聞いておりますので、どうか先進地の事例等も考えながら、横瀬町の中でいろいろなアンテナを立てていただきまして情報を収集していただいたり、環境の整備を推進していただければと思います。

ということで、ぜひ振興課長さん、どういう方法でか、こちらについて推進していただくように一言お願いいたします。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。2点ほどいただきました。

1点目につきましては、こちらでお答え申し上げた内容が、どうもその事案ではなかったということでございますが、秩父警察署の担当者の方の話では、ここのところそういう事案は、その5月の1件だけでしたという回答をいただいております。ですから、警察署のほうで、その事案、事件、事故として取り扱っていないのかもしれないので、今回申しわけありませんでした。

それから、もう一点、携帯電波の通じないエリアを解消するというところでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、既にその動きを始めております。先ほど要望地点に上げておきますと話をしてくれたところが、NTTドコモでございます。ですので、会社のほうの計画には入らせていただいていると思っておりますので、順番が来た段階でこちらの武甲山も電波が通じないエリアから通じるエリアに変わると、そういうことで考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 先ほど町長には、小泉龍司さんのことについてどう思うかという質問をしたと思うのですが、こちらについてはいかがでしょうか。あるいは、どういうふうに対応していきたいか。例えば、町民の方は、横瀬町だけこちらに出ていないというと、町長が言われる国や県との太いパイプが果たして通じているのかどうか、そういうことも心配されるかもしれませんが、できれば横瀬町もこういうことでやっているなという実態ができれば大変いいのではないかな、こう思っております。それについて一言。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 国や県のパイプは非常に重要だと思しますので、しっかりつくっていきたくて、太くしていきたくてというふうに思います。どう思うかというのはなかなか難しく、出ることもあれば、出ないこともあるということだと思いますし、そこはちょっと評価は個人的には難しいかなというふうに思いますが、町のためにできることを最大限やっていくというところは、しっかり役割を果たしていきたくてというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 ここで、台風の影響に伴う9月定例会4日目の開会時間について、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 議長より台風の影響に伴う9月定例会4日目の開催時間等についての審議依頼がありました。こちらにつきましては、開会時間につきまして議長に一任をし、必要に応じて時間をおくらせるということで一致いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 委員長の報告を終わります。

ここで、お諮りいたします。台風の影響に伴う9月定例会4日目の開会時間等につきましては、議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長一任でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

そのように取り計らわせていただきます。

◇

◎散会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分

令和元年第4回横瀬町議会定例会 第4日

令和元年9月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、諸般の報告

1、議事日程の報告

1、一般質問

8 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、報告第 2号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第 4 4号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 5号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 6号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第 1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5号 平成30年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6号 平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての上程、説明、質疑

1、延 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	3番	阿	左	美	健	司	議員
4番	宮	原	み	さ	子	議員	5番	浅	見	裕	彦	議員
6番	新	井	鼓	次	郎	議員	7番	内	藤	純	夫	議員
8番	大	野	伸	惠	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（2名）

2番	黒	澤	克	久	議員	11番	小	泉	初	男	議員
----	---	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
設	樂	政	夫	教	育	守	屋	敦	夫	総	務	課	長
新	井	幸	雄	ま	ち	小	泉	照	雄	税	務	会	計
				課	長					課	長	兼	計
										管	理	者	
大	場	玲	子	い	き	小	泉	明	彦	健	康	づ	く
				町	民					り	課	長	
浅	見	雅	子	子	育	赤	岩	利	行	振	興	課	長
				支	援								
町	田	文	利	建	設	大	畑	忠	雄	建	設	課	長
				課	長					担	当	課	長
大	野		洋	教	育	大	沢	賢	治	代	表		
				次	長					監	査	委	員

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	平	匡	史	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

本日は、小泉初男議員並びに黒澤克久議員から欠席の通告がございました。

ただいま10名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 初めに、本日未明に関東地方に上陸いたしました台風15号の町の被害及び対策状況を町長にお聞きしたいと思います。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから台風15号の状況及び対応につきましてご報告をさせていただきますというふうに思います。

まだ台風15号は関東を北上中でありまして、千葉や、あるいは神奈川でも少し被害があったやに聞いております。そういう中で、当町に関してなのですけれども、今のところ人身被害や家屋被害等の情報は入っておりません。ただ、農作物の被害は多少あるかなというふうに思っています。ソバが少し倒れたりというところを見ております。

状況なのですけれども、昨日15時に課長以上で集まりまして会議を実施しました。今回は夜半の台風、夜に来る台風ということで、ピークが午前3時から5時ごろであろうということ、それから余り経験のない関東直撃の台風ということなので、万全の対策が必要であるという話を共有しました。夜がピークということでしたので、自主避難所の開設だけは明るいうちにとということで決めまして、夕方、防災無線のほうで告知をさせていただいて、町民会館と、それから活性化センターのほう、自主避難所として開設をさせていただきました。結果は、活性化センターのほうは自主避難をされた方はゼロでした。町民会館の方は、3名の方が自主避難をされて、朝まで過ごしていただきました。

夜に入りまして、9時18分、大雨と暴風雨の警報が横瀬町対象で出ましたので、第1警戒態勢をとるということで、課長以上を招集して警戒に当たりました。ということで対応してまいりまして、結果としてはそれ以上の状況にはなりません、一定レベルで、大雨のレベルだったり、あるいは土砂災害の警戒が必要というところまでは至らずに終わりました。

3時から5時半まで状況確認をしまして、5時半に協力してくれた消防のほうの仕事の解除、それから集まっていた職員の帰宅をできる人からするという形にさせていただきました。ということで、朝まで、きのうは役場の職員が26名、ここにいる人は全員ですか、全員と、それから消防28名、警戒に協力をしてもらいました。

ということで、台風としては、何とか今回は横瀬町に関しては、特段、今のところ大きな被害は確認されていないというような状況でございます。ということで、まとめませんが、私のほうから報告

とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 お疲れさまでございました。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 ここで、第1日目の町政に対する一般質問において、3番、阿左美健司議員の質問に対し答弁漏れがございましたので、答弁いたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 3番、阿左美議員の一般質問におきます答弁漏れについて答弁させていただきます。

関係人口、創出人口の6月補正予算519万5,000円の使い道ということでございましたけれども、これにつきましては、主なものといたしまして、委託料248万4,000円ございますけれども、これがホームページ制作委託料、イベント開催委託料などでございます。

次に、使用料及び賃借料としまして109万2,000円予算化しておりますけれども、これにつきましてはパソコン、3Dプリンター等リース料でございます。

続きまして、消耗品費84万1,000円でございますけれども、これにつきましては文具用品、イベント用消耗品などでございます。

最後に、印刷製本費、これは54万円計上しておりますけれども、利用促進リーフレットなどの作成でございませう。

続きまして、6月補正に194万4,000円のホームページ制作委託料ということで、これについてでございますけれども、いつ誰が発注したということのご質問でございましたけれども、これにつきましては、現在委託内容に関する仕様書を作成中でございまして、近く業者を選定して契約する予定となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、何かございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 答弁ありがとうございます。

それでは、イベントとありましたけれども、どんなイベントをするのか教えてください。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 では、答弁させていただきます。

イベントにつきましては、都内のイベントと町内のイベントということで、コミュニティースペースを使ったイベント等、あるいは都内のイベント会場におきますイベント、都内で1回、町内で12回を予定しておりますけれども、具体的な内容につきましては、よこらぼあるいは横瀬町の取り組みについてのPRであったり、いろいろな集まっていたいただいた人々から意見をいただいたりするような形になると思います。

以上でございます。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

6日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、台風15号、当町には大きな被害もないとのことでした。担当の関係の皆様には、大変ご足労いただきました。ここで感謝申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。まず、質問1として、第6次横瀬町総合振興計画及び男女共同参画プランの作成についての町のお考えをお聞きいたします。ともに本年を最終年とし、来年度から新たな計画期間が始まるものと認識しています。

まず、横瀬町総合振興計画ですが、作成の義務づけはなくなりましたが、町の長期計画は必須であると考えています。

先日、平成30年11月に実施されたアンケートを執行部よりいただきました。10年前の質問と変更点があるので、10年経過後の住民意識の比較ができにくいことなどを感じています。また、設問に対し、該当しない人は「わからない」との回答になり、この回答者数を外した人数で必要度の点数がつけられていますので、正確なニーズの把握となるのか疑問に感じました。

また、大切にしたいものは武甲山と、今回も前回と同じ結果でした。町の人は、武甲山を大切にしたいと思っています。前は自然環境の保全が最多になっていて、連動していると感じましたが、今回、武甲山を大切にするための該当項目はどこなのかわかりませんでした。

今までの振興計画は総花的で、実現的、実効性に疑問を感じていました。義務づけがなくなった今こそ、横瀬町らしい、横瀬町住民主体の振興計画作成を期待しています。5年前、地方創生総合戦略も重複するようにつくられましたが、官庁の判断が是であるとの勇み足を感じています。役場がよいと判断した計画が本当に住民が望んでいるものなのか、地方自治体の主役は住民であります。住民と同じ目線を持つことを願っています。

このアンケート結果から、道路、交通網の整備、労働環境の整備、計画的な土地利用の推進などが必要度点数が多いようですが、今後の振興計画について、住民の要望をどう感じ、何を施策に取り上げ、どの

ようなまちづくりを目指すのかお聞きいたします。

また、現在貧困が社会問題となっておりますが、今回、ひとり親家庭の福祉の充実、さらに子育て家庭の住宅の確保や家賃の補助のアンケート項目がなくなりました。どんな理由なのかお聞きいたします。

また、総合振興計画をつくるに当たり、横瀬町第6次行政改革大綱、横瀬町次世代育成支援地域行動計画、横瀬町地球温暖化防止実行計画、さらには横瀬町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針など各計画がありますが、そのすり合わせが必要と思います。重複するものはこの際整理していただき、最後に資料として添付していただきたいと思います。条例と違い、作成自体を認知できませんので、例規集の中に埋もれてしまわないようにしていただきたいと考えます。

次に、男女共同参画プラン作成についてですが、男女共同参画社会の確立は総合計画のアンケートからなくなっています。前回より一歩進んだ内容となるのは必然と思いますが、どのように進んでいるのかお聞きいたします。

参画プラン作成に当たり、男女共同参画に特化した研修は行っているのでしょうか。また、過去においても実施されたのでしょうか。

また、政策決定の場に女性の意見を反映させることが言われています。審議会などへの3割参加は必要最小限だと考えていますし、また発言しやすい会議の工夫も必要だと考えています。役場内にある男女共同参画庁内会議において、実現の方策をどう話し合っているかお聞きいたします。

次に、質問2として、商業の振興施策についてお聞きいたします。今回、商業の振興についてお聞きしたく、横瀬町行政組織規則の事務分掌を確認したところ、横瀬町では商業に関することはありましたが、商業振興は書かれてありませんでした。観光の振興、観光農業の振興の文言はありました。

埼玉県では、地域商業活性化のため、商店街、個店支援のための施策を商業・サービス産業支援課にて行っています。6月議会の冒頭に町長あいさつでまちなか再生事業に触れられ、駅前をゼロから1にしなければと言われましたが、ゼロにしていたのも事務分掌にも明記されていない横瀬町の行政であったと私は考えています。

今回、10月に横瀬町観光・産業振興協会が観光協会に変更になるやもとの話を聞いています。一部事業者から、観光には全く関係ない職種なので、脱会したと聞きました。町主導で横瀬町観光・産業振興協会がつくられ、独自の商工会がない横瀬町で小規模商業事業者の活性化が進むと期待していましたが、今後観光業以外で秩父商工会議所にも加盟していない小規模商業者に町はどう向き合うのでしょうか。町の事業者の方とお話をしましたが、例えばよこらぼなども町の事業者を集めて説明などがされていない、地域に内在している事業者に町から接触して行ってほしい、町として何かできるか考え、町の事業所としてブランディングしてほしいと言われました。

そこで、今後、観光には全く関係ない個々の事業者に対する振興施策はどうお考えなのでしょうか。

また、まち・ひと・しごと創生法実現に大きく関係する町内事業者のブランディングのため、地域に内在している事業者の聞き取りやアンケートなど、実態の把握をしていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

また、最後に、商業の振興について、振興課の事務分掌に加筆していただけるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3、秩父の県立高校4校の存続についてお聞きいたします。ちちぶ定住自立圏では、4校と意見交換を実施されたそうですが、横瀬町としては独自にどのように取り組むのか、その施策についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員の質問1、第6次横瀬町総合振興計画及び男女共同参画プランの作成についての町の考え方はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、大野議員の質問事項1、要旨明細(1)から(3)までにつきまして答弁させていただきます。

まず、要旨明細(1)ですけれども、まちづくりのチャレンジの一つとしまして、第6次総合振興計画は業者委託をしないで、職員による手づくりで現在作成中でございます。まちづくりの基本方針には、7つの柱としまして、人づくり、健康づくり、安全安心づくり、産業づくり・雇用づくり、にぎわいづくり・中心地づくり、景観環境づくり、人の輪づくりを掲げ、これらの実現に向けた施策が中心となる予定でございます。職員一人一人が横瀬町のことを自分事のように考え、将来に向かって何をなすべきかにつきましてみんなでアイデアを出し合い、事業の緊急性、重要性、実現可能性などを考慮しまして、各課所で現在事業選択を行っているところでございます。

住民の要望を聞く手段としましては、昨年度、まちなか再生事業の一環としまして、町民100人インタビューや1,000人アンケートなどを行いました。同じく、子育て支援課におきましても子ども・子育て支援に関するアンケート調査を行っております。これらアンケート結果のほか、役場職員みずから日々町民と接して業務をやっている中で感じたこと、あるいは町民のニーズに応えるにはどんな事業が有効であるかなどにつきまして、職員ワークショップや職員アンケートなどを通じ、さまざまな意見を出してもらいまして、そういったものを参考に、先ほども申し上げましたけれども、現在各課所におきまして計画づくりを行っているところでございます。

続きまして、要旨明細(2)について答弁します。まち経営課では、先ほど申し上げました、昨年行った町民アンケートを実施する際、各課所における事業に必要な質問項目につきまして照会を行って調整しております。子育ての分野につきましては、一般的な世帯へのアンケートとしまして2問、1,000人アンケートの中に設けてございます。一方、子育て支援課で行いました子育て世帯を対象とするアンケートにおいて、子育て支援施策全般につきまして設問を設けている関係上、まち経営課のアンケートではちょっと質問が少なくなっております。

議員ご指摘のように、各課所で何々計画あるいは何々プラン、そういったものを作成しております、これらは当然、第6次総合振興計画の作成におきましても整合性を図る必要がございます。コンパクトな計画書づくりを目指しておりますけれども、それらを基本方針などに関連づけて整理しまして、計画の中に組み入れていければと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項1、要旨明細（4）について答弁をさせていただきます。

男女共同参画に特化した研修のお尋ねでございます。町が職場内研修として男女共同参画に特化した研修は実施をしておりませんが、埼玉県が実施している市町村職員課題別研修や人づくり広域連合が実施している階層別特別研修の中に特化した研修がございます。今後、これらの研修を職員に周知をするとともに、男女共同参画に特化した研修を町独自に行うことを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細（5）について答弁をさせていただきます。第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画では、審議会等への女性委員の登用割合について、目標年次、平成31年度で25%としております。また、横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条第2号では「男女共同参画の観点から、女性委員の積極的な登用に努めること。」と規定しております。これらのことから、課長会議等、折に触れ、各課に女性委員の積極的な登用についてお願いをしております。

令和元年6月14日現在で、地方自治法第180条の5に基づく執行機関、地方自治法第202条の3に基づく附属機関及び町で独自に設置している委員会、会議及び協議会での女性委員はトータルで96名で23.8%となっております。その後、8月19日付で行政経営審議会委員を新たに委嘱いたしまして、委員総数15名中7名を女性委員として登用していることから、女性委員の割合が若干高まっております。

横瀬町男女共同参画プランは、令和元年度で計画期間が終了となることから、次期プランを今年度中に策定する予定です。今後、現計画の見直し作業、素案の作成等を経て次期プランを作成することとなりますので、議員ご指摘の女性委員の登用割合などについて、横瀬町男女共同参画庁内会議や各課の女性委員の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。今後も、男女共同参画の観点から、引き続き女性委員の積極的な登用をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。真摯に取り組んでいただいている姿勢が見られたので、ありがたく思いました。

その中で数点お聞きいたします。まず、2のほうなのですが、私が前回、ひとり親家庭の家賃補助を提案したところでありまして、子供たちを社会で育てるという意識がとても大切だと思いますので、アンケート項目がなくなりましたが、その実現に対しては十分注意してやっていただきたいと思っておりますので、そこを再確認いたします。

それから、最後に資料として添付してくださいということをお願いしました。組み入れるというお話でしたが、組み入れるのは当然だと思うのですが、それを最後に添付しておいてくださいというお願いなのですが、それを確認いたします。

それから、4番の男女共同参画に特化した研修はしていないということでした。私は、受かってから3期目であります。その3期の間、再三再四、この男女共同参画については一般質問をし、皆様に、執行部のほうに訴えてきたのですが、それをしていなかったという認識というのですか、役場の中の対応は、町長にお聞きしますけれども、どういうふうに思いましたかということをお願いいたします。

5番、男女共同参画庁内会議について実現の方策ですが、これも23.8%ということで、本当にやっていただいてありがたいというふうに思います。しかし、委員会で女性を入れても、女性の意見を取り上げるよう努力しなければ、ただいるだけです。これは1番議員のファシリテーターという言葉もありますが、入れました、だから25%になりましたということではなくて、出席した委員さん、男性もちろんですが、来ていただいたら必ず一言は意見をお聞きするという姿勢を役場の委員会の執行部のほうは持っていただきたいと思うのです。そうでないと、女性がいますよという証拠だけになってしまうので、そのところを1点、課長でも町長でもいいのですが、お願いいたします。

それから、以前にも私、よこらぼの女性委員はいますかということでお聞きしましたが、その後、女性の委員は入れられたのでしょうか、確認したいと思います。

それから、最後、これは町長にお聞きすることなのだと思うのですが、1番のどういう町をつくりますかということなのですけれども、よこらぼをやっていただいて、氷柱の観光客とか関係人口は本当にふえたと思いますし、町の知名度というのもアップしたという、その実績は大変感じております。しかし、町長のほうのお話を聞くと、今回の行政報告書に、町と外の化学反応を促した、持続可能な町の基盤を築くということで、よく町と外の関係人口で町の活性化を促すというお話をするのですけれども、町と外の化学反応を促すだけで、住民が住み続ける、住民が住みやすい横瀬町ができるのか、私はちょっと、いつもクエスチョンマークで聞いておりました。まちづくりの形が見えてきていないと感じています。持続可能な町の定義を町長はどのように捉えているのでしょうか。お金はないかもしれない、財政的にないかもしれませんが、人と人の触れ合いの中での活性化ではなくて、町の形も直したりしなくてはいけないと思うのです。住居環境だとか防災とか、ハードな部門もあわせて持続可能な町だと私は考えているのですが、町の具体的な形をお示ししていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

私のほうからは、ひとり親家庭の子育て支援策のアンケートの調査について答弁させていただきます。子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査を昨年実施しております。対象は、就学前児童の保護者と、あと小学校児童の保護者に行っております。アンケート調査結果の概要につきましては、計画の中で公表をしております。

設問につきましては、家族の状況、居住形態、暮らしの状況等の内容がありまして、単純集計を行っております。今後さらに分析していきたいと考えております。状況を把握し、支援策等に生かしていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、大野議員のいろいろな計画のことにつきましてご質問がありま

したので、答弁させていただきます。

いろいろな計画、各課で作成している計画がございますけれども、この計画を全てのページにおきまして添付するという事は、コンパクトな計画書づくりを目標としておりますので、全てを添付することではなく、基本方針を項目分けしていく中で、この基本方針についてはこういった各課でつくっている計画あるいはプラン、こういったものもあるというのをしっかりと漏れのないように明示していきたいと考えております。

続きまして、よこらぼの審査会の女性委員でございますけれども、現在は一人もおりませんが、役場職員の管理職におきまして女性2名がおります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから、女性委員の割合の達成だけではなく、会議で意見を聞くことが大切だというご質問についてですけれども、議員おっしゃるとおりだと思いますので、課長会議等でその辺、会議のほうで出席していただいた委員さん、女性ということだけではなくて、委員さんに全て、なるべく意見を聞けるような雰囲気だとか状況づくりをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか答弁をさせていただきたいと思います。

まず、男女共同参画プランの作成に当たり、町で男女共同参画に特化した研修は行っているか、現状は町独自のものは行っていません。これについてなのですけれども、考え方としましては、男女共同参画の考え方はとても大切なことですので、町として真摯に取り組んでいきたいというふうに思っています。しかし、現状と、それから理想とする姿にはまだかなりギャップがあります。理想とする姿と現状のギャップを埋めるために、少しずつハードルを上げていって、理想とする姿に近づけていきたいなというふうに思っています。そういう視点で、今年度からまたつくっていく新しい計画は、さらに進化したものにしていかなければならないというふうに思っています。研修に関しては、効果が期待できる研修であればぜひ実施したいなというふうに思っていますので、今時点ではまだ町独自のはやっていないのですけれども、これから、これは工夫が必要なのだと思うのですけれども、効果が期待できるような町独自の研修は前向きに実施をしていきたいなというふうに思っています。

それと、持続可能なまちづくりに関してなのですけれども、横瀬町は残念ながら今のところ、自然体ではまだまだ持続可能とは言えない状況にあるというふうに思っています。人口減少がまだまだ進みますし、規模も縮小していくという中で、どこかでその流れを変えることが必要になります。そのために、危機意識を持って行政運営に当たっていかなければいけないというふうに思っています。

その中で、化学反応を促すというのは私もよく使っているのですが、これは私は必要条件だと思っています。これは必要なことです。それがないと、この町の持続可能性はなかなか開けないと思っています。

しかしながら、ここは議員のお考えと私は差がないと思っているのですけれども、必要条件でありますけれども、十分条件ではありません。それをやっただけで持続可能な町はできません。いろいろな取り組みをする、あるいは総合的に町を持続可能にしていくというのは、当然、化学反応を促すだけでは達成できるものではありません。ですので、住民の皆さんの目線に立って、安全で安心できる生活環境を整えたりだとか、あるいは人の輪をつくっていただくとか、あるいは教育分野もそうだと思いますけれども、そこはバランスをとって総合的に進めていく必要があるという形を今度の振興計画では指し示していきたいなというふうに考えています。ですので、化学反応を促すだけでは持続可能な町はできない、そのとおりだと思います。それから、ハード等もあわせて持続可能な町をつくる、そのとおりだろうというふうに思っています。

それと、あと、男女共同参画に絡めてもう一言申し上げますと、今、最終的にはこの町は日本一誇れる町、日本一住みよい町にしたいわけですが、そこに行くまでにいろんなステージを上がっていかないといけないと思っています。今必要なのは、この町に多様性をつくるということが私はとても大事だろうと思います。多様性というのは、例えばいろんなライフスタイルがここで、この町の中であって、いろんな人が幸せに暮らしているというイメージで、それは昔からこの町にいた人もいるけれども、途中から来た人もいるし、お嫁に来た人もいるし、婿に来た人もいるし、それからここに住んで外に通う人もいるし、中で仕事をする人もいるし、その中にはお子さんもいるし、ご老人もいるし、それから障がいのある方もいるし、そのような人たちが皆幸せに暮らしているというような町を今横瀬町は目指すべきだなというふうに思っています。その中で、多様性ということでいきますと、当然、ライフスタイルの多様性、それから年齢の多様性、それから、当然、男女のということも多様性ということかなというふうに思いますので、できるだけ多様性があるという姿を目指して進めていきたいなというふうに思っています。そういう文脈において、男女共同参画というのは非常に重要だなというふうに自分は理解をしています。

以上です。

○内藤純夫議長 大野議員、再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。ひとり親家庭の補助、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、男女共同参画について、町としてはしていない、段階的にするということですが、もうこの問題をかなり長く、世界的に、日本的にやっているのですけれども、やはり研修は、どんな研修を受けても、大多数、99.9%は利益になるものだと思います。それは、男性も女性も、その研修は、こういうものをつくる時に、ちょっと1人が、役場の職員1人がその研修を受けてもらえれば、その考え方が横瀬町の役場に広がります。新しい考えというのですか、やり方、私も埼玉県の女性リーダー研修というのを受けていますけれども、始めましたけれども、やはり今、意識がすごく変わりますし、とても重要なことだと感じていますので、ぜひそれは、こういうのをつくるのであるという事実があるので、すぐにでも、とりあえず行って、どうだったか、研修をしていただきたいと思います。

多様性は、私はとても大切だと思います。その多様性の中の一つの手段として、目に見えるものが女性活躍です。例えば横瀬町の行政の中でいろんな委員とか、議員もそうなのですが、教育委員さんだ

とか行政委員さんがいますよね。その中で、例えば女性が25%と言わず、80%ぐらいできて、女性活躍日本一の町になるのは、具体的な見える化ではしやすいと思うのです。意識がついていくのはなかなか大変だと思いますけれども、そこのところをお願いしておりますので、いま一度、段階別ではなくて、ちょっとジャンプしていただきたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 努力をしてまいりたいというふうに思います。

ここに至るまで、それでも私は前進しているという手応えも感じています。今、新しい委員さんを選任するとき、まず女性でないかということは考えるというパターンは多分共有できていると思いますし、それから、おかげさまで役場の職員の女性比率も、まだまだと言えはまだまだかもしれませんが、活躍してくれていて、しかも子育てをしながら役場で活躍している女性が目立ってきているなというふうにも実感しています。そういったロールモデルをたくさんつくって、女性が活躍しやすい町というのを目指していきたいなというふうに思っています。この問題に関しては、鋭意前向きに努力をさせていただきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で質問1を終了します。

次に、質問2、商業の振興施策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2、要旨明細（1）につきましてお答え申し上げます。

まず、横瀬町観光・産業振興協会につきましては、本年10月1日に一般社団法人横瀬町観光協会へと変わる予定で登記等の手続の準備を進めているところでございます。この対応は、団体としての責任の所在が不明確であったこれまでの任意団体から、法人格を取得することで対外的な信用度を高めるために行うものでございます。なお、法人化に向けては、同協会員の方々が主体的に話し合いの場を設け、意思統一を図りながら作業を進めていただいていると受けとめております。

その結果、法人名は一般社団法人横瀬町観光協会と、観光に特化していると受け取られそうでございますが、その定款には、これまでの横瀬町観光・産業振興協会の会則にうたわれております設置目的「横瀬町の産業・観光振興並びに会員の健全な発達を図る」をそのまま変えずに定める予定だと聞いております。また、目的達成のための事業についてもほぼ同じ内容でございます。定款にうたう予定だと聞いておりますので、これらのことから、一般社団法人には変わりますが、これまでと同じ目的を持って活動する団体であると、そういうことがわかっただけのものではないかと思えます。

さて、町内の商工事業者の健全な事業活動は、その業種が観光に関係しているか否かにかかわらず、町に多くの恩恵をいただけるものと考えております。その幾つかを挙げれば、まず町内に雇用の場を確保していただけること、また税金等の納入によりまして町財政を支えていただけること、地域コミュニティーの仲介役等として地域貢献いただけること、中でも運転免許証を持たない足腰の弱い方でも、家の近くの

商店で買い物ができれば買い物弱者にならずに済みます。それらにより、この町を元気で明るいものにしてきております。

これらの恩恵もありますので、町では、将来にわたり横瀬町が持続可能な町でいられるよう、地方創生総合戦略等を策定し、各種事業の推進に努めておりますが、その中で町内事業者が将来にわたり安定した事業所経営を維持できるよう、中小企業に対して経営基盤の強化や従業員のための退職金共済制度への加入、融資制度活用事業者が支払う利子の一部補填など、経営活動を支援するための補助金交付事業を行っております。なお、これらの支援事業は、観光・産業振興協会や商工会議所への加盟にかかわらず受けられるものでございます。そのほか、秩父商工会議所では、ちちぶ定住自立圏の連携事業として、中小企業診断士等の企業支援専門家が事業所を訪問し、経営問題等の相談対応や経営力向上につなげるための事業所支援活動を行っていただいております。

続きまして、要旨明細（２）についてであります。これまでの答弁で申し上げました中小企業支援事業や経営相談等を活用していただくことで、事業所の経営能力や社員の業務能力等を高めたいという意欲ある商工事業者の経営力の向上に寄与できると考えます。それらの支援を活用していただくことにより、みずから提供しているサービスや製品に創意工夫を加え、品質の向上を図ることでその価値を高めることができ、消費者が購入したいと思うような信頼されるブランドへのステップアップも可能になると考えています。また、事業所経営者の経営課題に関する相談については、アンケート調査等の実施予定はありませんが、振興課窓口での相談対応もこれまでどおり可能でございますし、秩父商工会議所でも会員以外の方の相談にも対応していただいておりますので、それらを気軽に活用していただければと考えております。

続きまして、要旨明細（３）につきましてです。町の行政組織条例には、振興課が所管する事務の先頭に「商業、工業及び計量に関すること。」という規定を設けています。また、横瀬町行政組織規則においても、振興課の事務分掌として「商業、工業及び鉱業に関すること。」と規定しております。これらの条文からは、商業や工業に関係する事務全般が振興課の所管であると、文字どおりの受けとめとなると思いますが、その上で、商業、工業に関する行政事務を担当する振興課の立場からは、商業、工業に関係する事務を考えたとき、町に求められているのは、商業、工業の活動を盛んにし、商業、工業に関する事業を盛り上げていくということと捉えております。そのため、商業、工業に関することという表記は、商業、工業に関して振興を図ることという意味で読み取るのが自然だと考えております。そのことを踏まえた上での条例及び規則の条文であると考えております。

以上、答弁といたします。

○内藤純夫議長 他に答弁はございますか。町長、よろしいですか。

では、再質問ございますか。

８番、大野伸恵議員。

○８番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。

３番なのですけれども、私の理解力で商業の振興を言っているのだなとは思いますが、ほかのところには振興と書いてありましたので、一言、振興と入れていただければいいのではないかなというふうに思います。これは検討ですので、要望ですので、いいです。

それで、１番の観光には全く関係ない事業者の商業振興なのですけれども、いろいろとやっていただく

ということをお聞きいたしました。私も、観光協会になるのは賛成です。それに対して反対するものではありません。しかし、観光協会になるについての会費が上がったのです。商業連盟の会費と観光協会になる、会費が上がってしまったのです。同じだったら、多分、皆さん、やめるとかどうしようかということは考えなかったのだと思いますが、会費が上がってしまったので、では私は観光には関係ないからという、今まで悩んでいたけれども、やめるわという、一つの機会になったというふうなことを言われました。ですから、目的は同じだといいますが、実質的なもの、会費が違ったということで悩まれる方が多かったということです。ですから、目的は同じといっても、観光に対する支援と商業に対する支援は違いますので、そこら辺も役場には改めて目をかけていただきたいと思いますのですが。

例えば秩父市では観光協会もありますし、商業連盟ともありますし、秩父市の商工会議所の中の商業部会の中でも、商店連盟連合会とかというのと協働していろいろなものをやるというふうなことを言っています。商店と商工会議所、商店と観光協会というのがあるのですけれども、例えば秩父市の場合は観光協会にどのぐらい補助金が出ているかということを把握しているでしょうか。それをお聞きしたいと思います。ですから、商業に対する別個のもの、今までのではなくて今後のこと、あと、元気を当てようキャンペーンのお金とか商業連盟に出ていた補助金はどういうふうになるのか。元気を当てようキャンペーンについては、町の商品券が、商業連盟で商品券をつくりましたが、これらは商業連盟で考えて事業を起こしたものです。それらについて、町としては、そのまま、同じだからですよという考え方でしょうか。

それで、その商品券なのですけれども、観光協会をやめると、加盟していない団体でその商品券は使えませんよということになるわけです。小さな商店で、これに加盟していないで、お客様が来て、1,000円なりの商品券を出したときに使えないわけです。便宜的に自分で立てかえて、使ってもらってもいいわということをおっしゃる人もいますけれども、町の中の商店で今まで頑張ってきた人たちがやめたときには商品券が使えない、会員でないから使えないということになっておりますので、そこら辺を、今まで一生懸命頑張ってきた組合員の方たちに不利のないようにしていただきたいと思いますのですが、その点もお聞きいたします。

それから、私は、横瀬町では地域にお金を落とすことが大事だと思っています。それで、産業づくりや雇用づくりをうたっておりますが、秩父市や、町にホームページ作成なども、町の事業者の方と話したら、ホームページ作成に200万円ですかとかとびっくりされたのです。ですから、町で、もしくは秩父郡市に落とせる、IT環境のあれもあると思いますので、そこら辺をどのように皆さんは考えているのか、役場の執行部はどういうふう考えているのかお聞きしたいと思います。例えば、先ほど私は決算書類を見せていただきましたけれども、芦ヶ久保小学校の防犯カメラ、7日間の使用すらも東京の会社に頼んでいます。そういうふうに、町の業者を伸ばそうとする意識があるのかどうかというのを再度確認したいと思います。

以上、お願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、秩父市の観光協会に市から補助金がどの程度出ているのでしょうかということですが、これについては調査しておりません。ただ、横瀬町、小さな町ですが、今質問にもありました、元気を当てようキャンペーンの補助金につきましては、町からも補助金として交付をしておりますが、そういった事業者の側からの提案に対しての、一緒になって、商業連盟、その当時はそういう名称だったと思いますが、頑張ろうという気持ちを町で一緒に酌み取るというか、そういうところに補助金を出したいと、その団体が活気を持っていただくような、そういう結果になればいいなと思っております、そういった補助事業の効果的な活用というものを目指したいと考えております。

小さな事業所さんが、会費が高騰したので脱退しますと。ただ、小さな事業所さんだからこそ、仲間同士助け合う、そういうことを考えていただければなと思っております。町としても、そういった方々の相談には真摯に対応したいと考えておりますので、その辺で、そういったご意見をいただければなと思っておりますので、振興課の窓口のほうに気軽にお越しいただきたい、そういうところから一緒になって、いい方向につなげていければと、そんな活動になればいいなと考えます。

また、地域の事業所にお金を落とさないで、都内の企業にお金を支払っているのではないかとということでございますが、町としましても、やはり地域の事業所の方々に頑張ってもらいたいという気持ちはありまして、見積もり等をとっていろいろと事業を進めるわけですが、そういうところで格段の差が生まれてくるというようなときには、そこでどうしようかという町の判断になると思っておりますが、競争できる範囲ということがあれば、十分地域の事業所に契約をお願いするということが考えられると思えます。そういうことで、町としての、振興課として考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干補足をさせていただきます。

まず、観光協会の中の商業者に関してなのですが、観光協会、現観光・産業振興協会さんの中での意思決定があったということで今の形になっているということだろうというふうに思います。これは町が直接ということではありませんので、その流れは、観光・産業振興協会さんのコンセンサスを、会員の方の一定のコンセンサスを得て進められているというふうには理解をしています。

しかしながら、その中で少し不利を感じたりということがあるといのも当然想像ができるわけですし、そういったことに関しては、町のほうでもやっぱり声を聞くところからなのだと思うのです。町の商業者がどういう方向に持っていきたいかとか何をしたいのかということ、とても、ご自身の考え方ってすごく大切だと思っておりますので、その辺、もし現状で満足しないというところがあるのであれば、ヒアリングをさせていただくことが必要だろうなというふうに思っています。できるだけフォローはしていきたいなというふうに思います。

それと、先ほどホームページのお話がありましたが、今期、町のホームページを刷新します。本当に、これは気持ちを込めてということですか、やろうと思っておりますけれども、自治体がつくるホームページはなかなかたてつけが難しく、まずセキュリティーがしっかりしていなければいけないですとかということが非常に重要なことなというふうに思います。今当方で考えているホームページにかかるコストは、

他自治体、データを比べたことはないですが、むしろかなり安いのではないかなというふうに自分は実感として持っています。ほかの自治体さんがつくるホームページのコストと比べて、今横瀬町が計画しているものがとりわけ高いということはないというふうに理解をしています。

それと、町の事業者を伸ばしていこうという意識があるのかというご質問に関しては、これは明確にあります。町の事業者を伸ばしていこうという意識は明確に持っています。あとは、そうはいつでも、町の事業者さんでは対応できないものは外になったりだとか、あとは品質がどうかとか、そういったところは考えなければいけないのですが、当然、同じであれば町の事業者を優先してということは意識して行政運営を進めています。

以上です。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

ホームページの金額が経費として同じだというふうなことをおっしゃいましたけれども、中身なのです。金額ではなくて、中身に対してどうかということで、一概に言うと、ほかのところは何百万円だからというふうなことでというのは、そういうはかり方はちょっとおかしいかなと思います。

それから、この問題をやっていくと、最少の経費で最大の効果という、自治法のところにいつもぶつかるのですけれども、私もよこぜ書店をやっておりましたが、大きなところには必ず負けます。必ず負けます。それで、最大の効果が上げられて、よこぜ書店、私のところはもうお店を畳みましたけれども、少しいろいろなものが高くて、町の業者がちょっと潤えば、横瀬町でも雇用も出るし、税収も上がるわけですので、そこら辺のところを考えているというので、実際にやってくださいねということをお願いいたします。今まではやりますということでやられた感じではなかったの、そこのところをいま一度、本当にやっていただくということをお聞きしたいと思います。

それから、来ていただければやりますよというふうなことをおっしゃいましたけれども、埼玉新聞なのですけれども、町工場のような小さな企業では、よいものをつくっていても、どのように発信していけばよいかわからないなど、個人だけではハードルが高い部分がある、世界に向けて技術を発信していけるような取り組みで埼玉のものづくりを盛り上げてもらいたいということなので、個人だけではハードルが高い部分があると業者が言っておりますので、そこのところもこちらから来ていただくではなくて、行っていただきたいと思います。

それから、同じ埼玉新聞なのですけれども、当町の「キラッとカンパニーズ」ということで積極的に取り上げておりますので、ぜひその点、1点だけでいいのですけれども、本当にやってくださいねということ、再確認をお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

まず、ホームページのところは、当然、コストのことだけを私も申し上げるつもりもなく、これも最小のコストで最大の効果が出るようにもちろんやろうと思っていますし、そういう方向で進めさせていた

だいているというふうに考えています。

できるだけ地元の業者というところで、議員おっしゃるとおりで、普通に競争すると大きいところには負けるのですね、可能性が高いと。だから、価格ではもしかすると差ができるかもしれない、でも、その差がほかのもので置きかわるのであればということかなというふうに私は理解しています。私は責任ある立場ですので、最小のコストで最大の効果を生まなければいけない、仕事をしなければいけないわけです。そこで、高いとわかっているのにそのまま使うというのはやっぱりなかなかできなくて、高いけれども、別の経済効果があるとか、あるいは地元の皆さんが元気になるとかという付加価値を含めて上回ればということなのかなと。そこは、必ず地元の業者を使いますもないし、必ずコストで決めますもないのです。なので、バランスをとりながらですが、意識としては町の事業者を伸ばそうということのを肝に銘じてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、秩父の県立4高校の存続の施策はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項3、要旨明細(1)について答弁いたします。

秩父地域の4高校の存続の施策につきましては、今年度からちちぶ定住自立圏で補正予算化して取り組んでいく予定となっております。今年度は、高校存続に向けまして、議員のご質問にもございましたけれども、秩父地域の4高校と意見交換会及び行政の担当者部会等を開催し、高校と連携した地域振興及び高校の魅力アップに向けた取り組みを検討しているところでございます。その中で、高校魅力アップ、この事業に実績のある民間コンサルティング会社等に委託して、4つの高校の魅力や課題の洗い出しを行い、民間企業の視点からも改革案等を提案していただくことになっております。その結果を受けまして、ちちぶ定住自立圏として1市4町で取り組むこと、さらには横瀬町で取り組めることなどが具体化されてくると考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員、再質問をどうぞ。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。また民間のコンサルタントが、どこのコンサルタントかわからないところなのですけれども。

もう二十数年前なのですけれども、秩父の人たちは、商業とか、重立った人たちが、秩父の高校に行っただめだということを盛んに言っていた時期があります。そのときでも、中学校の先生ですけれども、高校は秩父でいいのだけれどもなということをお聞きしています。それで、結局、安井潤一郎さんという、早稲田の商店会の会長で、空き缶のデポジット制を始めた人なののですけれども、後に衆議院議員になった人なののですけれども、親がだめだ、だめだと言っているまちに子供が帰ってきたいと思うわけがないという文章がありました。秩父に4校を残すということは、結局は秩父が好きになるというのですか、秩父を誇りに思うという教育をしていかななくてはならないのだと私は思っています。そう思っておりますので、ぜひよろしく願いますということをお聞きして、これは要望として申し上げます。

以上です。

○内藤純夫議長 では、要望ということでよろしいでしょうか。

以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○内藤純夫議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先日からの台風なのですけれども、全国的には被害の出たところがあるということで、そちらの皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、当町におかれましては、現段階で被害の報告がないということではございますが、まだこの後報告がある可能性もございますので、ないことを心よりお祈り申し上げます。また、職員の皆様、朝までお疲れさまでした。本当に心より感謝申し上げます。

それでは、質問は大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、23区担当窓口についてです。この23区担当窓口についての一般質問は、前期である議員1期目に計6回、内容を含めたものも入れますと7回させていただきました。そして、平成30年12月定例会を最後に一般質問のテーマにはしておりませんでした。本年3月いっぱい丸3年を迎え、4年目に入りましたので、検証にはちょうどよいころかなと思ひまして、テーマとさせていただきました。

1つ目として、平成30年度の実績を教えてください。

また、これまでの3年5カ月の成果と課題を教えてください。

2つ目として、今後の展望を教えてください。

2つ目の質問ですが、ファシリテーター育成と活用についてです。ファシリテーターの育成と活用についても、一般質問として平成28年12月定例会にて一度させていただきました。その後も何度か関連があるところで質問をさせていただきました。そして、平成30年3月定例会のよこらばに関する私の一般質問におきまして、よこらば事業を通じてファシリテーターの重要性が認識されたのではという質問に対しまして、まち経営課長が、ファシリテーターの重要性は認識しており、育成の機会をつくっていけるよう検討していると答えております。

また、同じく平成30年12月定例会の町民の意見収集についての私の一般質問におきましては、意見収集を充実させるためのファシリテーションの導入と活用は現在どのように考えているかという質問に対しまして、町長みずから、ファシリテーションはこの1年間で大きく状況が変わってきており、今が力の入れどころであると考えていると答えております。

それから約9カ月がたちますが、取り組みの現状を教えてください。

また、今後の展望を教えてください。

質問は以上です。お疲れのところで大変かとは存じますが、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員の質問1、23区担当窓口についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(1)及び(2)について答弁をさせていただきます。

まず、23区担当窓口制度の現状についてのお尋ねであります。担当職員は、担当行政区内の情報収集、区長の要請による会議や行事への参加、行政区との連絡調整及び毎月の広報の配布などを行っております。平成30年度での相談件数は、トータルで79件となっております。内容内訳は、祭事6件、防災訓練3件、地域清掃3件、会議等13件、相談、要望等54件となっており、相談、要望等54件につきましては全て解決をしております。

次に、成果についてでございますが、行政事務経験の浅い若手職員が行政区と密接にかかわることにより、職員の人材育成につながることで、区長さんとコミュニケーションを図ることで区及び区民が抱えている課題、問題等の情報収集ができること、区長さんと担当職員との信頼関係の構築などが成果と考えます。

次に、課題についてですが、この制度は、職員の人材育成とともに、町民の求めていること、行政の目が届いていないことなどの情報を収集することが重要であると考えますので、区長さんや住民の方々とのコミュニケーションをさらに高めていくことが非常に重要なことと考えます。また、職員は、担当する職務以外の仕事になりますので、負担に感じる職員もいると思いますので、負担をやりがいに繋げていくことが課題と考えます。

次に、今後の展望でございますが、この制度の目的は、若手職員の人材育成としての研修的役割及び区長会のサブシステムとして各区長の相談窓口として機能させることで、行政区と行政との橋渡しの役割の中で地域の情報収集を行うことであるので、引き続き23区担当間の情報共有、区長を初めとする区民の皆様とのコミュニケーションを図ることでさらなる信頼関係の構築に努め、よりよい制度にしていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど課長おっしゃってございました負担に関してなのですが、職員の負担に関して、負担があると思われるという中で、そのあたりというのは調査等、また聞き取り等の、その情報収集等という

の現状を教えていただきたいということと、土日の祭事等の出席、または会議等、時間外のことが多いと思うのですけれども、そういった時間に関してはボランティアとしてなのかどうかということのあたりをまず1点お願いします。

また、研修を兼ねているということでございます。当時、ちょうど採用人数、多かったとき12名ですか、のときと大体かぶる時期だったと思うのですけれども、毎年職員が対象に採用されるわけではないので、このあたりというのは、中には2年間やる方もいれば、3年間やる方というのも出てきて調整がされるのだと思いますが、そのあたりの採用人数との兼ね合いというのをどのようにお考えかどうか。

そして、次に3つ目なのですが、この制度によって拾えたであろう声というものの検証、もともと、23区担当でなくても、総務課には区長との窓口がございますので、そちらを通じて声というのが入ってくると思います。そういった中で、これはなかなか件数としての検証は難しいと思うのですが、この制度によって拾えたのではないかとすることを踏まえ、その部分に対する認識、この制度によって拾えたであろうという声の検証というものはどうされているかということ。

そして4つ目、この制度の最大の目的というものが何なのかということをもう一度、再度お聞きしたいと思います。

4つ、お願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 まず最初に、職員の負担感ですか、その調査の聞き取りとかをどのようにとかというお話かと思いますが、3カ月に1度、職員間の会議を行って情報共有を図ったりしておりますので、その中で意見等を、その辺の負担とかというのを聞いたことがありますので、そういう会議を通して聞いているということでご理解いただければと思います。

それから、行事等の関係ですけれども、基本的には時間内で参加をしていただくという前提がございます。そうすると、時間外勤務手当は出ないということになるのですが、休日等、あと総会等で平日の夕方等々ある場合につきましては、総会等の参加については時間外ということで、その後に例えば直会でお酒が出る席とかであった場合については、それは時間外の対象にはならないというようなことで、行事についても同じような取り扱いで、あとは土曜日等に行事に出たときについては振休での対応とかというような形をとらせていただいております。

○内藤純夫議長 向井議員、もう一度お願いします。

○1番 向井芳文議員 2つ目が、研修を兼ねているわけですが、採用人数との兼ね合いです。3つ目が、この制度によって拾えたであろう声の検証、そして最大の目的は何か4つ目でございます。お願いします。

○内藤純夫議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 採用人数との兼ね合いについてでございますけれども、入庁後2年程度たった職員ということで行っておりますので、今のタイミングでは順次必要な、その年度に達していない職員を、その

年度に、2年採用、2年後程度以降になっている職員を順次地区担当ということで配置をさせていただいております。現状、2年間ということで、区長さんの任期の期間に合わせてお願いするというので、場合によってはその兼ね合いの関係で3年とかということで、職員が担当しておるケースも若干その中には含まれていると思います。

それから、この制度によって拾えたであろう声ということなのですから、先ほどもちょっと答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、なかなか拾えない声というか、なかなか表に出てこない声とかというのを、先ほど言った行事だとか、それから総会の終わった後の直会というか、懇親会だとかというところで、出席した担当職員に聞きましたところ、そういうところで区長さん以外の方からその地区の考え方とかいろんな要望みたいな話も聞いて、そこで担当職員が吸い上げて各課にフィードバックをしたり、また必要なものは区長さんのほうに話をして、区長さんを通して上げていただくとかというようなことをやっていることと、あと区長さんのほうが、23区担当を育成するという観点から、なるべく23区担当を通して町のほうに声を上げてくれるということで拾い上げているかなというふうに思います。

それから、最後にこの目的ということですが、職員研修ということで人材育成、それから区長さんのサブシステムとしての住民の方々の声を拾うと、その2点が大きな問題で、テーマでございまして、その中で、あくまでも入庁して残り年数がたっていない職員ということなので、あくまでも自分で積極的に取り組んで、一歩前に踏み込んで、いろんな声を聞いて、それを、自分の職務の幅を広げていくというようなことかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、負担に関してなのですから、これはなかなか、負担ってそれぞれ感じ方が違いますので、研修的な要素、地域とのかかわりがすごく大切であるということ、職員の皆様、特に担当職員の皆様にご理解をいただきましてということに努めていただければと思います。

先日も、私、苧米のほうなのですが、お祭りのほうに2人来ていただきまして、大変盛り上げていただきまして、本当にありがたかったなということを思っております。大変すばらしい形で進行されているので、そこは継続をお願いしたいと思います。

その中で、先ほどのご答弁の中での、一応、一番の目的ということでお聞きして、研修要素とサブシステムということで、これは何度か過去にもお聞きしている質問をさせていただいてしまいました。答えはそこに来るかなというところだったのですが、あえてここでお聞きしたのは、この23区担当、恐らく最初は名前が違ったのです。最初は多分、23区別何でも相談窓口という形だったと思うのですが、それが23区担当窓口というふうに、それはいろんな経緯があって変わっていったということだと思いますが、最初のこれは町長の公約でございました。ここで重要とされるのは、小さい声でも拾うということだったと記憶しております。小さな声でも拾う、そういう中では、お祭り等に参加をして、そういったところで、ふだんは自分からは言っていないけれども、世間話をしている中で出てくるような声、それがまさに小さな声なのかなということで、その効果はあるのかなとは思っておりますけれども、各区でいろんな声が

ある中で、23区担当窓口の、この制度は今この形でいいと思うのですけれども、やはり同じく小さな声を拾うということが本当に重要であると、さまざまな声を拾うということでございますけれども、小さな声を含め。

これに関しましては、例えば23区担当で考えますと、なかなか今の業務に加えてというのは難しいかもしれませんが、それは区長会を通してということであればそうなのですが、各区の中で1年に1回でもいいのですけれども、各区または各地区、地区が難しい、地区の中でもいろいろな兼ね合いがありますから、各区のほうによければそれですけれども、聞き取りなんかをして、意見収集の場、例えば町民会議、町政懇談会等がありますけれども、あれは結構広い範囲で行われておりますが、もう少し細かい範囲で、それも意見をしっかり拾い上げられる雰囲気をつくってやっていくということも大切かなと思いますが、そこに関してはいかがでしょうかということが1つと、もう一回同じ質問なのですが、最大の目的というものは何なのかというのを町長にぜひお答えをいただきたいなと思います。その2点をお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

23区担当に関しては、4年目に入りまして、仕組みとしては定着してきたかなというふうに思っています。区長さんも代わりもされるわけですけれども、その中で存在として認知をされて、いろいろな話はされるという状況になっているのは大変喜ばしいかなというふうに思います。その中で、議員もご指摘いただいた職員の負担だとか、あるいは個人差、ここはなかなか難しいところでして、要はどこまでやるべきなのか、あるいは職員としてどこまで求めるのかというところはまだまだ模索している段階かなというふうに思っています。

最大の目的は何かということで行きますと、先ほど、この制度に関しては、総務課長が答弁した2点、区長会のサブシステムとして機能するという部分、行政区と行政との橋渡しという部分と、それから職員の研修という、これは2つの大きな目的になります。しかしながら、それが、それをもって向井議員がおっしゃった、小さな声を拾うまでが本当に実現できているかということ、それはまだまだかなという実感も一方で持っています。横瀬町は小さい町ですから、声をしっかり拾っていくということは非常に大事で、私は生命線だと思っていますので、それはこの制度に限らず、全庁的に行うのですか、全行政の中で小さな声を拾えるシステムをどうつくっていくかということを考えていくのが必要なのだろうなというふうには私は理解しています。なので、23区担当としてはこの延長線上、しかし、それだけでは多分まだ必要十分にはいっていませんので、行政の営み全体を通して小さな声を拾えるシステムをもう少し積み上げていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 向井議員、よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ファシリテーター育成と活用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2、要旨明細（1）のうち、職員の育成について私のほうから答弁をさせていただきます。

会議等において中心的な役割を担うファシリテーターの育成は必要なことと認識しており、今年度職員研修としてファシリテーション研修を11月に実施をする予定です。対象職員は中堅職員以上で、15名程度の職員の参加を予定しております。この研修で培った技法を町主催による会議等で生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、質問事項2、要旨明細（1）の町民向け、町民の方のファシリテーター育成研修の件につきまして答弁させていただきます。

向井議員ご指摘のとおり、当時のまち経営課長が答弁しておりますが、その後に実施しましたまちなか再生事業における町民ワークショップでのことも念頭にあったかと思えます。実際、数回行われたワークショップにおきましては、町民あるいは町外からいらした方がグループに分かれて、課題について議論を行いました。限られた時間で皆さんに意見を述べてもらい、グループ内の意見をまとめ、それを発表する様子を見て、これもファシリテーションの一つであると思いました。

このような町民の皆さんから意見を伺う機会にはまちづくりには不可欠で、その場をまとめる技術、参加者と楽しくコミュニケーションをとりながらも課題解決の意見交換を行っていく、こういった人材は大変重要であるという認識自体は変わっておりません。ただ、現在、まち経営課におきましては、町民の方向けのファシリテーション技術を習得する研修を行ってはおりません。しかしながら、今後の展望につきましては、要旨明細（2）にご質問いただいておりますので、要旨明細の（2）のほうに移らせていただきます。

先ほど総務課長の答弁にもありましたけれども、総務課で実施予定のファシリテーション研修を受けた役場職員が、町民の方の声を聞く会議あるいはワークショップの場におきまして、参加者の意見をまとめることなどを実践していき、町民の皆さんにまずそういったことを示すことから始めていければと考えております。それによりまして、段階的にはございますけれども、ファシリテーションの意義あるいは重要性、さらにはコミュニティづくりの楽しさなどを町民の方に伝えていくことができたらと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問、1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

1個前の質問の最後に、町長がすばらしく次への導入という感じで、それ以外のところでもいろんな意見を拾えるようにということでおっしゃっていただきましたが、このファシリテーションに関しましては、その要素が強いものでございますので、そういった関連もあって質問をさせていただいております。

まず1点目の再質問なのですが、研修を11月にされるということで、こちらの内容、ここで言える範囲

と、言えないことというのではないと思うのですが、内容をお願いします。

また、今後生かしていくというご答弁でございましたが、どのような形で具体的に生かしていくというお考えかどうかということをお願いいたします。

また、まち経営課長にご答弁いただきました、本当に、地域におけるファシリテーションというものに関しまして、ここでまたお聞きしようかなとは思っていたのですが、先ほどのご答弁いただきました内容で、地域の中でのファシリテーションというものをしっかり、そういった会議でのファシリテーターの活躍と体験をしてもらう中で、地域にもそれを根づかせていくと、そのファシリテーションというものの重要性、そしてそれを行うファシリテーターの必要さというものをそこで広げていくということで、大変心強いご答弁をいただきました。こちらを地域同士、私として目指しているところは、やっぱり地域の中で、町と地域の会議はきっかけであって、地域の中での、地域間でのかかわりの中で、こういった認識を持っている方がよりふえれば、地域の中でのいろんなやりとりがスムーズになって、そしていろんなきずなが築かれて、そこに小さい声が集まってきて、それが区長にあって、区長がという、そういう連携が図られるものということをおもっています。そういった中で、1期目からこの質問ということをしていただいております。そういった意味で、地域間でのかかわりに関して、すごくこのファシリテーションというものの意義が強いのと思いますが、そちらに関する認識というものをお願いいたします。

この2点、お願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうからファシリテーション研修の内容ということで、若干変更になることがあるかもしれませんが、骨格的な部分でいくと、内容ということで、ファシリテーションとはどういうものなのかから入りまして、場のデザインスキルだとか対人関係スキル、それから構造化のスキル、合意形成スキル、ファシリテーション演習というような形で、1日で研修を行うような形で考えております。

それから、どのようにそれを生かしていくかということですが、先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたが、町主催で行う会議とか研修会だとか、あと計画策定の部分だとか、そういう会議等があると思いますので、その中で生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 向井議員の再質問に答弁いたします。

地域間における中でのファシリテーションということであったかと思いますが、地域間、これもやっぱり一つのまちづくりでございまして、ファシリテーションによる人材づくり、ファシリテーションを行うことによる人材あるいは会議等をまとめ上げる人材、こういったリーダーシップを図ったり、あるいは地域のプレーヤーの人たちがやっぱり育成されてくるということが、本当に地域間、町の地域づくりに役立つことになると考えておりますので、その重要性を認識しているところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 少し追加で補足をさせていただきたいと思います。

ファシリテーションという言葉もこの議会でも非常にたくさん議論をされておるわけでございますけれども、ある目的で集まった人が、その目的を達成するための議論や行動を円滑にできるように調整したり促進することをファシリテーションというふうに、ネットで見たら載っておりました。その役割をする人がファシリテーターということなのだと思います。企業や役場などで行われる一般的な会議のほか、アイデアを出し合ったりとか、そういったところでは非常に大切なものなのだろうと思いますし、タウンミーティングやワークショップでやっていくと、非常に重要な役割だと思いますが、一方で相応のスキル、技術がやっぱり必要になってくるということだと思います。

また、ファシリテーション、技術が必要になってくるわけですが、それなりにかちつとした、こういうやり方でないといけないというものもないのだろうというふうに思いますので、それなりにやはり経験が積み上がっていくという中で、何かしらそういったスキルが入ってくるということで恐らく身につくものなのかなというふうに感じております。ですから、現状でいきますと、例えばよこらぼの採択された事業の中で、いろんな目的を持って町の人が集まるという機会がふえている、それからまちなか再生事業の中でワークショップやタウンミーティングが行われると、この中には必ず何らかのファシリテーションが行われているということでございます。ですから、結果として経験をしている人も徐々にふえてきているのではないかなというふうには考えています。

ですから、まずことしは職員向けのファシリテーション研修というのを実施いたします。これは、仕事上、会議の多い職員のスキルをつけていくということもありますし、町の会議の中でリーダーシップをとっていくということもあるかと思いますが、町役場としても、ファシリテーションの技術とは何かというのを我々自身も学ぶ機会になるのかなというふうに思っています。ですから、そういったことをまず役場として、きちっとスキルの面を今回勉強した上で、今後ますます町の中でそういった機会がふえていく、そういったところを繰り返しながら全体として身につけていくものなのかなと。ですから、まずはそういった町のミーティングに多くの町民が参加していただけるような、そういった流れをつくりたいと思いますし、その中では町民の方にお任せして何か進めていただくような、そういった流れをつくっていく。そのときには、町役場にこういった研修を受けることによってある程度のそういったスキルがつかますので、そういったものを生かしながら、お互い成長していくような形で進められるのが一番いいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問、1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。再々質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、このファシリテーションという言葉、最近いろんなところで出てきている言葉ですが、これを今後育成を役場内でしていただいて、会議等で活躍をしていただく形になると思うのですが、それは出席者は町民だったり、区長さんだったり、区長さんも町民ですが、のときに、今

までもそれに似たような進行をされる方はいたと思うのですが、こういう形でファシリテーションというものをするというのことにしっかりとお伝えをしていただいて、ただ、会議でファシリテーション、ファシリテーターという形で誰かが進行して、そのまま終わっていくという中でもそれなりの共有というのにはできると思うのですが、それにプラスして、ファシリテーションってどう、ファシリテーションって結構意見が出ていいでしょうみたいな感じの、そういったところもプラスアルファでつけ加えて、あっ、ファシリテーションって大事なのだなというものをプラスで加えていただきたいと思いますと思いますが、そちらはいかがでしょうかということがまず1点目です。

2点目が、地域におけるファシリテーションというものに関して、今後そこで必要性が求められたときには、これはちょっと先々の話なので、まだ段階的なことだとは思いますが、先々、地域の住民対象のそういった場というの、今までも似たようなものというのは、実際にほぼかぶるようなものはあるのですけれども、そこを強調して、ファシリテーションということを強調して、そういった住民向けの研修会みたいなものというの、今後は考えていただけるかどうかということが2点目。

そして、先ほど副町長のお話の中にありました、ファシリテーションという能力、ファシリテーターが持っている、ファシリテーションを行う方がファシリテーターなので、ファシリテーションという能力なのですが、これは本当、副町長がおっしゃったとおりで、経験の中で積み上げられるものなので、ノウハウを得ただけでは全てがやはり賄えないと、日ごろの経験の中で積み上がってきたもの、これは基本的にはコミュニケーションスキルの一つでございまして、それが大事であるという中で、ちょっとこの通告書等にも一切なかった部分でございまして、いきなりな質問になるのですが、教育的な観点です。

これは、ファシリテーションというのは、今の言っているファシリテーションというのは、では小学生、中学生といったら難しいように思えるかもしれないのですが、やはり小学生、中学生のときからそういった、相手の気持ちを考えて、それぞれの気持ちを考えて、そこで合意形成を図っていくということ、これはすごく重要なこととございまして。そういったものを小中学校のほうでも何かの要素で取り入れていただくとことというのが重要かと思いますが、そのあたりいかがでしょうかという、この質問を、3点になりますか、お願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 私のほうからは、ファシリテーションを行うことの目的、趣旨等を職員のほうに周知していくということとございまして、それにつきましては議員のおっしゃるとおりだと思いますし、そういうことによって職員の気づきということも非常に大切と考えますので、その辺も含めて周知をしてみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 向井議員の再々質問の教育の分野でのファシリテーションの生かし方というふうなことについてのご答弁をさせていただきます。

特に学校教育の中においては、人権感覚の育成プログラムというのをここ近年、小学校、中学校でも使っております。その中では、推進役として、最初、当然、教師がいわゆるファシリテーターとなって進めていくということが行われておりますけれども、その技法を子供たちの相互の活動の中に、グルーピングの活動の中に生かして推進役として進めていくという中で、相手の気持ちをおもんばかったり、それからそれぞれの方向、1つの必ず方向を示すというわけではないですけれども、全体の方向性を示したりするような場で生かしていけるのではないかなというふうには思っています。そういう意味の学校の中での生かし方というのはあろうかなと思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 答弁漏れはございませんか。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後、補足で答弁をさせていただきたいと思えます。

ファシリテーション、大事である、そのとおりだというふうに思います。そして、これが地域の人々をつなぐ一つのツールというのですか、コミュニケーションスキルと議員おっしゃいましたけれども、そういうふうにファシリテーションが、ファシリテーターが機能するという形になるのはきっとすばらしいだろうなというふうに思います。それから、教育的な観点でも、若いうちからファシリテーターに触れるとか、ファシリテーションスキルをと考えながらやるとかというの、これも意味があろうかなというふうに思います。

私も、12月の質問をされたときに、1年で大きく状況が変わっており、力の入れどころというふうな言い方をさせていただいたのですが、これは今回、職員向け研修を初めてやるわけなのですけれども、この1年、2年で職員に関しては多くのファシリテーターに接してきました。ファシリテーターがいるミーティングだったり会議をたくさん経験してきた職員が出てきていて、そういう中でファシリテーターとは何ぞやというのがわかっていて問題意識を持ってきているという下地があるので、今回研修をしようかなというふうな流れになっています。

研修をやるからには、やはり効果が必ずないといけなくて、研修をやることによって、例えば学びがあるとか気づきがあるとかという状況にしなければいけない。一方で、消化不良になってはやっぱりなかなかいけないのだろうなというふうに思います。なので、職員に関しては機は熟してきたというのがあって、今回やってみるわけなのですが、その辺は住民の皆さんにというときに、横文字でもそもそもありますし、少し気になるところはあります。しかし、機能としては重要な機能で、地域のきずなの結節点になるというのですか、存在としての地域のファシリテーター、ファシリテーションできる人を育てるといのは、これは非常に重要な話ですので、その辺は前向きにとらえていきたいなというふうには思っています。

まとめませんが、私のほうからは以上です。

○内藤純夫議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○内藤純夫議長 日程第2、報告第2号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第2号、平成30年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 それでは、報告第2号につきまして細部説明をさせていただきます。

報告第2号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてでございます。まず、1の横瀬町の健全化判断比率についてですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に関しましては、赤字でないことから、数値を記載しておりません。

続いて、実質公債費比率ですが、前年度と変わらずの7.4%と、元利償還金等の負担は低い状態を維持しております。

最後の指標であります将来負担比率ですが、前年度に比べ5.2ポイント減の37.2%となり、若干改善しております。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、対象となる下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計ともに、資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

なお、平成30年度につきましても、健全化判断比率と資金不足比率につきましては、監査委員から横瀬町の財政の健全性は保たれているとのご意見をいただいております。

以上で報告第2号の細部説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

日程第2、報告第2号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第44号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第44号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてありますが、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部についての説明をお願いいたします。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、議案第44号の細部説明をさせていただきます。

住民基本台帳法施行令が一部改正され、氏に変更があった方は住民票、個人番号カード等に旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため改正を行うものでございます。

旧氏とは、過去に称していた氏で、戸籍または除かれた戸籍に記載または記録がされておるものでございます。

なお、印鑑登録証明事務は市町村の自治事務であります。その事務の重要性から、昭和49年自治省通知で、現在の総務省通知でございますが、印鑑登録証明事務処理要領が示され、今後における印鑑登録証明に関する制度の改善はこの要領に準拠することが適当であるとされ、これをもととして印鑑条例が制定されております。このため、本条例の改正については、印鑑登録証明事務処理要領の改正に準拠して行っております。

それでは、新旧対照表と資料をあわせてごらんください。改正の趣旨でございますが、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、申請をした方は住民票やそれに連動する個人番号カード等への旧氏の記載が可能となりました。これに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏を記載する申請をした方が旧氏による印鑑登録を行うことができるようにし

たいため、所要の規定の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございます。住民基本台帳に記録されている旧氏または旧氏の一部を組み合わせたものであらわされている印鑑を登録できることとするものでございます。

2、旧氏または旧氏の一部を組み合わせたものであらわされている印鑑の登録に伴い、旧氏を印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項に加えるものでございます。その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

内容に移ります。第2条の登録資格でございますが、用語の整理を行うものでございます。

第5条の印鑑の登録でございます。第2項第2号につきましては、住民票に旧氏の記載または記録がされている場合には、印鑑登録原票に旧氏を登録事項に加える改正を行うものでございます。

また、あわせて第4項にありました磁気ディスクの括弧書きの定義規定を本号において規定するものでございます。

第8号につきましては、用語の整理を行うものでございます。

第6条の印鑑の登録の拒否でございます。第1項第1号及び第3号の条文におきましては、第1号はあらわされていないもの、第3号は以外の事項は登録することができないと否定表現になっておりますので、わかりやすく登録できるものでご説明いたします。登録申請に係る登録できる印鑑について、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称、または氏名、通称の一部を組み合わせたものであらわしたもののほかに、旧氏または旧氏の一部を組み合わせたものを追加し、あわせて用語の整理をするものでございます。

第10条の印鑑登録原票の抹消でございます。第1項第3号につきましては、氏名、氏もしくは名、外国人住民は、通称または氏名の片仮名表記を変更し、登録されている印影と住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名等が合わなくなった場合に、職権で印鑑登録を抹消するものに旧氏を加える改正でございます。

第12条の印鑑登録証明書の交付でございます。第3項第1号につきましては、印鑑登録証明書の記載事項に旧氏を加える改正でございます。

第3項及び第5項につきましては、用語の整理をするものでございます。

なお、施行期日は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行年月日と同日の令和元年11月5日としております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の横瀬町の印鑑条例の一部改正ということでありました。

今課長のほうから説明がありました、細かい点等も含めてなのですが、今回の法令改正が、改正理由の中で、住民基本台帳法の施行令の一部改正に伴って、横瀬町は印鑑条例を変えますということでありました。住民基本台帳法と、それから印鑑条例との兼ね合いについて、昭和49年の、今課長がおっしゃいました要領作成の制度改正でもって、これに準拠し、処理要領が変わったので、印鑑条例を変えますという説

明だったというふうに聞こえたところではありますが、町として住民基本台帳条例というふうなのがあって、その中でこういうふうに定めるのかというふうな点であるところですが、横瀬町の例規を見ると、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領というのが基本台帳のほうで載っていました。それと、あと印鑑条例なのです。そういうことなので、先ほど説明があった、もうちょっと詳しく教えてほしいと思うのですが、住民基本台帳法と印鑑条例との整合性というのですか、そこのところをもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

それから2番目ではありますが、今回、第2条は本町の住民基本台帳に記録されているというふうになっています。今回、条例改正の中で見ると、「記録」されているものを「記載」というふうに文章上の表現が変わってきているので、ここは「記録」と「記載」の関係、どうなっているのかという点で、第2条は変えなくてもいいのかどうかという点が2つ目であります。

それから、3つ目であります。先ほどわかりやすくということで、第6条の説明をしていただきました。印鑑証明の関係、第6条は、町長が印鑑登録の拒否ということで、できないものはこうやればできるのだよという説明だったところでもあります。ここで、今、6条、逆読みすると、こちらの中で第6条は、町長はここに記載された以外のものをやった場合には拒否しますということなので、印鑑登録原票に旧氏を登録事項に加えられますよということになると思います。6条とこれを否定的な点で持っていったので、もう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一個、最後になりますが、横瀬町の磁気ディスクという点でうたわれています。磁気ディスクとは何を指すのかというような点で、町はこう捉えていますということの説明をよろしくお願いします。媒体として何か、ハードディスク、HDDだとか、あるいはDVDだとか、あるいはフラッシュメモリも加えるのかどうか、そこら辺の、磁気媒体はこういうことに横瀬町は定めているという点がありましたら、その4点ですが、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、まず1点目、住民基本台帳法と印鑑条例との整合性についてでございますが、住民基本台帳法第1条に、住民基本台帳制度は「住民に関する事務の処理の基礎とする」とあります。これは、住民の住所などを住民基本台帳に記録することにより、市町村が行う各種の行政事務の基礎にするというものでございます。印鑑登録証明に関する事務につきましても「住民に関する事務」とされ、住民基本台帳が基礎となっております。

住民基本台帳条例がないというお話がございましたが、住民基本台帳に関する事務の法制上の整備につきましては、住民基本台帳法第2条に「国及び都道府県の責務」として「国及び都道府県は、」「住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳法に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。」とあります。そして、第3条には「市町村長の責務」として「住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。つきましては、法令などの整備は市町村が行う措置にないので、住民基本台帳事務に関する当町の条例は制定してございません。

次に、用語の「記載」と「記録」の関係でございますけれども、使い分けのことでよろしいでしょうか。

住民基本台帳法第6条の注釈で、住民基本台帳とは、その市町村の住民全体の住民票をもって構成される、住民に関する記録を行う公簿とあります。そして、住民票とは、個々の住民につき、その住民に関する事項を記載する帳票とあります。住民基本台帳法と同様に、住民基本台帳には「記録」を使い、住民票には「記載」と使い分けるよう改正するものでございます。また、現在は電子データ化されておりますので、条文に「磁気ディスク」とありますが、各データが住民票の原本でこれを調製する場合は「記録」という表現を使っております。

次に、6条の印鑑登録の拒否の条文の改正でございますけれども、先ほども申し上げましたが、印鑑登録ができないものというものを説明すればよろしいでしょうか。例えば3号になりますけれども、職業や資格が入った印鑑というものは登録はできません。また、紛らわしい印鑑というのも登録できない、紛らわしいというのですか、ものは印鑑登録ができないというふうになっております。

次に、磁気ディスクの関係でございますけれども、磁気ディスクはHDDなど、ディスク上の記録媒体のことでございます。当町では、埼玉県町村情報システム共同化事業において、住基、税務情報などの基幹系システムを共同で利用するタスククラウドシステムを利用しておりますので、クラウドサーバーに記録しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他にございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第44号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第45号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第45号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第45号につきまして細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料と新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例も一部改正を行うものです。

改正の主なものは、第13条第4項における幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱い変更と「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の字句の整理とを行うものです。

改正の内容について、字句の整理以外の部分について説明をさせていただきます。第3章の目次につきましては、事業の運営基準であるため「者」を除くものです。

第2条12号から19号と23号につきましては、用語の定義を規定するものです。

第22号につきましては、法定代理受領は特別利用地域型保育等に要した費用の代理受領も含むことを明示する改正です。

第3条第1項につきましては、運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づける改正です。

第3項につきましては、用語の定義を規定するものです。

第4条の見出しにつきましては、第2章第1節は4条のみで、節の見出しと表現が同様のため削除する改正です。

第5条第1項につきましては、重要事項説明書に記載すべき利用者から支払いを受ける費用の範囲を明確化するための改正です。

第6条の見出しにつきましては、第39条の見出しとの統一性を図るための改正です。

第6条第4項につきましては、前2項の選考についての規定であることを明記するための改正です。

第7条第2項と第8条第1項につきましては、用語の定義を規定する改正です。

第13条第1項、第2項につきましては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえは、第35条、第36条において定めることとするに伴う改正です。

なお、第1項では、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正もあわせて行っています。

第4項につきましては、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更する改正です。幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、特定教育・保育施設が利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることができる

食事の提供に要する費用の範囲が1号認定子どもと2号認定子どもの主食費、副食費に改正されます。副食費を徴収しない世帯は、市町村民税所得割合算額が1号認定子どもは7万7,101円未満、2号認定子どもは5万7,700円未満、ひとり親等の世帯は7万7,101円未満、多子世帯の1号認定子どもで、小学校3年生から数え、第3子以降は免除、2号認定子どもで特定教育・保育施設を利用している子供で第3子以降は免除、満3歳未満の保育認定子どもは今までどおり、食事の提供の費用、主食費、副食費の徴収はしないこととなります。

第35条第3項、第36条第3項につきましては、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められていた特別利用教育、特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえを本項にまとめるとともに、第13条第4項第3号に新設された読みかえ規定を追加するための規定です。

第38条につきましては、第46条第5号の運営規程の記載事項の規定と整合性を図るための改正と、連携施設は第42条第1項と同様の定義であることの明記と、重要事項説明書に記載すべき利用者から支払いを受ける費用の範囲を明確化するための改正です。

第39条第2項につきましては、特定地域型保育事業は原則3号認定子どものみを対象としているため、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めるものです。

同条第4項、第40条第2項、第41条第1項第1号、第4項でも同様の改正を行っています。

第3項につきましては、前項の選考についての規定であることを明記するための改正です。

第4項につきましては、連携施設は42条第1項と同様であることを明記するための改正です。

第43条第1項につきましては、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえは全て第51条、第52条において定めることとすることに伴う改正です。

第2項も同様の改正です。

第50条、準用される規定中、読みかえにより対応する語を明確化するための改正です。

第51条第3項につきましては、特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを定めるための改正です。

第52条第3項につきましては、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを定めるための改正です。

附則で、令和元年10月1日から施行する旨定めています。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今説明がありました、今回の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、国の法律に伴って町も条例を変えていくところではありますが、今回、今まで保育料を払っていた人たちが、保育は無償になります。だけれども、主食あるいは副食費の提供について、これは費用負担してもらいますというふうになっているところでもあります。主食あるいは副食費の額についてですが、これは町でこの額にしてくださいよというのだから、あるいは今委託している、あるいは管外保育等を含めながら、事業者が独自に定めて、上限があるか、ないかというか、

定めるものなのか、そういう中で上限があるかどうかというふうなところが1点目であります。

それから2点目ですが、今、實際上、保育料もいろいろな点で減免等がありながら、あるいは所得の関係であります、副食あるいは主食を払った場合に、今の現行支払いよりも超える家庭があるかどうかについてが2点目であります。

それから、ちょっとこのところをどう読むかという、なかなか、所得割の関係で、おおむねこんな点だよということで教えてもらえればというふうに思うのですが、所得割合が7万7,101円、所得ということなので、いろいろ、それぞれの家庭によって違うなというふうに思うのです。だけれども、おおむねの収入と、このぐらいだったらの家庭がこれに該当するのではないかと、そういう数値を持っていたら、こういうところが今想定されているよということに、データの的にあれば示していただければというふうに思います。

それから4点目ですか、内閣府の中で、この運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の中で、今回の(3)の中で、改正法による改正後の子ども・子育て支援法の内閣府令で定める基準の新設ということで①から⑨まで定めています。その中で、秘密保持等という点がうたわれているところがあります。提供事務所の職員あるいは管理者は、正当な理由がなく業務上知り得た施設利用認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないと、家族の秘密を守りましょうというふうな点が言われているところですが、これは町としてこの問題をどのように把握しながら、どういうふうに対処していくかについての説明をよろしくをお願いします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、1点目です。主食費、副食費についてでございます。主食費、副食費につきましては、食事を提供する施設が金額を設定しております。主食費3,000円、副食費4,500円、国の基準ではそのようになっております。

2番目の副食費を払った場合の保護者の負担についてなのでございますけれども、こちらにつきましては、低所得の世帯につきましては免除制度がありますので、保育料を免除しましたけれども、副食費を払うことによって保護者の負担がふえるというご家庭は、確認しましたが、ありません。

3点目の所得の割合の関係なのでございますけれども、国のほうのモデルケースとして、年収360万円相当というのが1号認定子どもの7万7,101円未満で、2号認定子ども、こちらにつきましては、保護者が共働き、お二人働いている家庭などで5万7,700円未満、国では年収360万円相当をモデルケースとして試算しております。

4点目の守秘義務についてです。国の運営基準では、今回の改正で新たに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する部分についても規定をしております。この部分については、条例で定めることとされておられません。ご質問の守秘義務については、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の部分ですので、町のほうでは規定をしておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第45号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第46号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第46号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第46号の細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料と新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この条例改正につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正により、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化を実施することに伴うものです。3歳から5歳までの教育・保育認定子どもと市町村民税非課税世帯に属するゼロ歳から2歳までの教育・保育給付認定子どもの利用者負担額をゼロ円とするものです。

条例改正の内容につきまして説明をさせていただきます。第3条につきましては、利用者負担額の改正

を行うものです。第1項第1号では、3歳から5歳の1号認定子ども、2号認定子どもの利用者負担額はゼロ円とすること、第2号では、ゼロ歳から2歳の3号認定子どもの利用者負担額は別表のとおりとすることを規定するものです。

第2項では、特定保育所、私立保育所の利用者負担額も前項と同様であることを規定するものです。

第4条につきましては、子ども・子育て支援法の改正と本条例第3条の改正に伴い、字句の整理を行うものです。

第5条につきましても、字句の整理を行うものです。

別表につきましては、1号認定子どもの利用者負担額を規定した別表1と2号認定子どもの利用者負担額を規定した部分を削除し、ゼロ歳から2歳の3号認定子どもの利用者負担額を定めるため改正するものです。

なお、ゼロ歳から2歳の非課税世帯についても無償化となることから、第2階層の非課税世帯の利用者負担額をゼロ円に改正するものです。

備考の第1項につきましては、教育・保育認定保護者が指定都市に住所を有する場合、指定都市以外の区域に住所を有するものとするみなし規定について追加するものです。

第2項では、未婚のひとり親に対する寡婦のみなしについて規定するものです。

なお、附則で、令和元年10月1日から施行し、10月1日以前の利用者負担額については従前の例による旨規定するものです。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の横瀬町の46号議案で、利用者負担額に関する条例の一部改正ということでありました。保育料が無償になりながらということだけれども、一部には残るところもあるというふうに思います。

そこで、横瀬町の現状についてであります。前、議会のほうに全員協議会資料が去年の9月に示されまして、1号認定の子供がこれだけ、2号認定の子供がこれだけ、3号認定の子供がこれだけということで、この当時の認定こども園と、それから保育所の関係の人数が示されています。今回の条例改正によって、利用者負担額がどういうふうになるのかというのを、試算で結構ですので、示していただければというふうに思います。

その際、もう一度おさらいになりますが、皆さん、聞いていて、1号認定の子供というのはどういう子供か、あるいは2号認定の子供はどうか、3号認定というのはこういう子供たちを指しますよという、その定義と、そこに何人いて、今回は、ちょっと私も補正予算のほうを見ていないので、これから見るところなのですが、利用負担額がこれからこういうふうになりますという点での概算がありましたら、そこを示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもについてでございます。1号認定子どもにつきましては、満3歳以上の教育のみの認定を受けた就学前子ども、いわゆる今までの幼稚園、保育時間が短い幼稚園に通園されている子供さんと考えていただければと思います。

2号認定子どもにつきましては、3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども、こちらにつきましては、保護者の就労等によりご家庭で保育できないお子様を長時間施設でお預かりする、今までの保育所、保育園等と考えて、3歳以上の子供さんと考えていただければと思います。

3号認定子どもにつきましては、3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども、だから、3歳未満のお子さんについて、ご家庭で保護者の方の就労等により保育ができないお子さんを施設のほうでお預かりすることになります。

利用者負担の現状ということなのですが、今現在、1号認定子どもが67名で、2号認定子どもが84名で、合計で151名の子供さんが1号認定子ども、2号認定子どもとなっております。こちらの子供さんについての保育料が無償化になります。その保育料、利用者負担額についてなのですが、今年度、半年分でございますけれども、1,446万4,800円となっております。

それと、副食費の免除ですけれども、国基準で35世帯39人の方が該当すると思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第46号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

日程第6、認定第1号から日程第11、認定第6号までは、いずれも関連がございますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第11まで、これを一括上程いたします。

日程第6、認定第1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第4号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第5号 平成30年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第6号 平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第6、認定第1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第4号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第5号 平成30年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第6号 平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、決算審査意見書についてご説明申し上げます。

本年5月、平成から令和へと元号が改まりました。ここにおられる多くの皆様方は、私と同じ昭和生まれかと存じます。激動の昭和から平成へ、平成から令和へと力強く生き抜いておられます皆様とともに、末永く横瀬町の安寧を願ってまいりたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます平成30年度決算審査意見書の1ページごらんいただきたいと存じます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成30年度横瀬町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況について審査結果を取りまとめ、去る8月7日付で町長宛てに提出したものでございます。

2ページに参りまして、まず第1の審査の対象でございますが、ここに記載のと通りの10件でございます。

次に、第2、審査の期日、審査の場所及び次の第3、審査の手続でございますが、令和元年7月2日か

ら4日にかけて記載のとおり実施をいたしました。

なお、余談になりますが、町道整備事業の施行箇所の実査にあわせ、エリア898、下水道マンホールポンプ、農村公園、旧芦ヶ久保小学校なども見学させていただきました。お忙しい中、対応してくださった関係の皆様改めて感謝を申し上げます。

次に、第4の審査の結果でございますが、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書はいずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、定額資金の基金運用状況についても適正であると認められました。

続いて、第5の決算の概要でございますが、これより25ページの第13、定額資金の基金運用状況までは、今回審査いたしました平成30年度決算の内容について計数的に取りまとめ、若干の分析を加えたものとなっておりますので、主な点についてのみ触れてまいります。

2ページの一番下の表に、平成30年度の横瀬町一般会計及び各特別会計の決算額が示されております。歳入歳出差引額、実質収支額ともに全て黒字となっております。

3ページをごらんください。第6の横瀬町一般会計歳入歳出決算のうち、3ページの一番下でございます表、収支決算の推移について少しお話をいたします。表頭、表の頭の部分でございます、区分という欄になっておりますけれども、こちらをごらんいただくと、歳入(A)から歳出(B)を引いた単純な歳入歳出差引額が形式収支(C)となっております。ここでは、横瀬町一般会計の平成27年度から平成30年度までの各年度の形式収支額が示されています。ちなみに、平成30年度は1億4,689万4,000円の黒字でした。

そして、平成27年度と平成28年度には、翌年度へ繰り越すべき財源(D)、つまり翌年度へ繰り越された事業費の財源として充当される予定のものが含まれていたため、それを除いて(E)の実質収支を出しています。一方、平成29年度と平成30年度には翌年度へ繰り越すべき財源(D)がなかったため、形式収支と実質収支は同額でした。いずれの年度も、1億5,000万円から2億円程度の黒字で推移しています。

次に、4ページに参ります。3、予算の執行状況になりますが、4ページの大きな表、款別歳入の執行状況、それから5ページの初めでございます歳入の財源別状況の表をあわせてごらんください。歳入は、自主財源と依存財源に分けることができ、町がみずから確保できる財源が自主財源、それ以外の財源は依存財源と言われております。

4ページの大きな表で、自主財源は左側の款番号、第1款町税なら、1を丸で囲んであります。丸囲みがないものは依存財源になります。平成30年度収入済額では、自主財源である第17款繰入金が大きく減少しています。

また、5ページの歳入の財源別状況の表では、決算額から見た自主財源と依存財源の割合について、平成27年度から平成30年度まで比較しています。自主財源が5割弱で、この割合は余り大きく変動していません。

次に、5ページの中ほど、第1款町税の税目別歳入状況の表でございます。平成30年度は、平成29年度に比べ、町民税のうち法人分が大きく減額となったため、町税合計で約1,100万円の減額でした。一方、徴収率は0.1ポイント上がっています。

少し飛びまして、8ページでございます性質別歳出の状況の表をごらんください。平成30年度決算額で

は、平成29年度に比べて、義務的経費の扶助費が23.2%伸び、その他の経費のその他が18.2%伸びています。

次に、11ページに参ります。11ページ下の主要財務比率の年度別推移でございますが、町から提出されております平成30年度行政報告書（主要な施策成果報告書）でも解説がなされておりますので、あわせてごらんいただければよろしいかと思えます。

13ページから16ページは国民健康保険特別会計決算の概要、17ページ、18ページは介護保険特別会計決算の概要、19ページ、20ページは後期高齢者医療特別会計決算の概要、21ページは下水道特別会計決算の概要、22ページは浄化槽設置管理事業特別会計決算の概要でございます。

23ページ、24ページは財産に関する事項でございます。1の公有財産の出資による権利について、秩父広域市町村圏組合水道事業に対する出資金が6,840万8,000円増加し、残高が4億6,553万5,000円となっております。

25ページは定額資金の基金運用状況でございます。ほとんど動きがなく、特筆することはございませんが、今後の課題として、将来にわたって活用する見込みがあるのかどうか、一度調査してみるのもよいかもしれません。

さて、26ページに参りまして、第14の審査意見でございます。まず1、総括の（1）、歳出決算規模の推移でございます。平成30年度の歳出決算規模は、平成29年度に比べ、一般会計が2,187万6,000円の増加、特別会計が1億8,852万6,000円の減少、総合計で1億6,665万円の減少となっております。これは、国民健康保険特別会計において埼玉県が保険者となったことによる科目変更が行われたため、2億3,477万8,000円減少したことが大きな要因でございます。なお、人口1人当たりの歳出決算額は62万7,000円となっております。

次に、（2）の滞納債権管理の実情についてでございます。前年度に引き続き、滞納債権管理の実情を調査し、平成31年3月末現在の滞納債権集計表を27ページに載せてございますので、ご参照いただければと存じます。平成31年3月末現在の滞納債権合計は、表の一番下の右端になりますが、1,785件、額にして1億1,081万5,000円となり、前年度に比べ43件、1,815万2,000円減少しました。これには、不納欠損処分を行ったことによるもののほか、種々の徴収努力もあったと思われまますので、引き続き債権管理マニュアルに沿った形で滞納債権の管理、徴収に努めていただきたいと思います。

続いて、28ページに参りまして、2、一般会計についての（1）、歳入決算からの1）、歳入に占める自主財源比率についてですが、平成30年度は繰入金が大きく減少したため、前年度に比べて比率が下がりました。ただ、先ほど5ページの表で見てきたように、当町では過去5年間、おおむね45%前後で推移してきており、今回のような財政調整のための繰入金の増減以外の要因で大きく変動するようなことがあった場合にはチェックしていくことがよいと思われまます。

次に、2の町税収入についてでございます。法人税割の動きはどうしても出てまいります。5ページの表によると、町民税法人以外の税目ではどれも増収となっておりますし、また現年度分の徴収率は99.2%と前年度より伸びています。引き続き適正な課税に努めるとともに新たな滞納を発生させないよう、年度内納付を徹底していくようお願いしたいと思っております。

次に、3）の収入未済額・不納欠損の状況についてです。平成30年度の収入未済額のほとんどは町税で

す。また、不納欠損額は1,467万6,000円で全額町税です。町税を初め町の財源の確保は行財政運営にとって重要な課題でありますので、関係法令や債権管理マニュアルに沿って適正に行っていただきたいと思いをします。

次に、(2)、歳出決算から1)の不用額についてですが、平成30年度の不用額は1億4,272万5,000円で、前年度に比べ2,903万4,000円減少し、予算額に対する割合は4.2%でした。不用額が生ずる理由はさまざま考えられます。予算を余らすことが一概に悪いとは言えません。ただ、多額の予算をそのまま残し、結果として有効活用できなかつたというような弊害も考えられますので、早目の予算執行を心がけるとともに各部署で予算のチェックを小まめに行っておくのがよいと思いをします。

次に、29ページに参りまして、3)の義務的経費についてです。義務的経費の増加は、財政硬直化につながります。先ほどの8ページの表で見ると、平成30年度の義務的経費は歳出決算額のうち42.6%でした。人件費と公債費が減少したものの、扶助費が大きく増加しています。今後の動向には十分注意して財政運営に当たる必要があると思いをします。

続いて、(3)の財政指標についてですが、ここでは代表的な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、実質公債費比率の4つを取り上げています。財政力指数は財政基盤の強さを、経常収支比率は財政構造の弾力性、経常一般財源比率は歳入構造の弾力性をそれぞれ示し、実質公債費比率は財政健全化判断指標となっています。今のところ、これらの指数や比率に不健全な兆候は見られないと思いをしますが、関連して少しお話しいたします。

私の手元に残っている古い資料で、埼玉県総務部地方課発行の「昭和53年度市町村決算概要(分析編)」というのがあって、この当時、横瀬町はまだ村でした。今から41年前のことです。昭和53年度末の横瀬村の人口は9,358人でした。また、昭和53年度の横瀬村の普通会計の歳出決算額は14億6,345万9,000円でした。このうち、人件費が2億8,905万1,000円、扶助費が4,775万2,000円、公債費が7,422万9,000円で、これらを合わせた義務的経費の割合は28.1%、経常収支比率は70.7%でした。

これに対して、平成30年度の横瀬町はどうかというと、人口は8,383人、一般会計の歳出決算額は32億6,193万3,000円、このうち人件費が6億5,479万9,000円、扶助費が4億4,521万5,000円、公債費が2億9,102万2,000円で、義務的経費の割合が42.6%となり、経常収支比率は88.9%となっています。試みに、今これらをざっくりと比較してみると、この約40年間で人口は約1,000人ほど減り、財政規模は約2.2倍になり、義務的経費の割合は3割弱から4割強になり、経常収支比率は70%そこそこだったのが80%台後半までになってきたということでしょうか。

この中でも目を引くのが、扶助費の伸びかと思いをします。社会福祉の充実に伴う財政負担に今後どう対処していくかが健全性維持の鍵になると思われまふ。財政規模の小さな団体は団体なりに懸命の努力をされていることと察してはいますが、引き続きこれら財政指標を初めとする数値の動きに注意していきたくと思いをしますので、よろしくお願ひいたします。

30ページから31ページは、各特別会計についてのコメントがございます。中でも国民健康保険事業につきましては、保険税の徴収率向上を図るとともに、健康づくり事業等を通じた予防医療の充実に努めていただけたらと思いをします。

また、下水道会計では、引き続き接続率のアップに努めていただきますよう、よろしくお願ひいたしま

す。

以上が私並びに若林監査委員兩名によった決算審査意見書の概要説明でございます。長時間にわたり、ありがとうございました。

○内藤純夫議長 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして休憩をして、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後、再開をいたしまして質疑に移りたいと思いますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時29分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に関係書類等の確認をしていただきました。これより認定案件に係る質疑に入りたいと思います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

監査委員さんには、適切な助言というのですか、指摘をありがとうございます。また、町の施設を見ていただいたということで、現場の視点を持っていただいたことにまた大変感謝いたします。

それで、質問なのですけれども、監査委員さんは初めて町の財政全般を見られたことと思いますが、この決算書を見てどのように感じられたのか、3点ですが、お聞きしたいと思います。

私は決算を見ていつも疑問に思っているところなのですけれども、この横瀬町では、他町村と比較すると、町の財政規模は少ないと感じています。特に投資的経費が少ないと感じているのです。持続可能なまちづくりのためには計画的なインフラ整備が必要だと思っておりますが、ことしは投資的経費、構成比率が、県のほうは6.0というふうに町長がおっしゃいましたが、横瀬町の5.6%について、監査委員さんとしては、将来の子供たちへの投資でもありますので、持続的な支出が必要だと思っておりますので、どのように感じていますかということが1点です。

また、とにかく町内にお金を残していただきたいというのが私の希望でして、多額な情報機器のリース料なども含め、町外の支出が非常に多いと感じています。パソコンなどについても、地元の業者と秩父市内の業者で問題点があったときには解決していただいておりますので、町の業者でも秩父郡内の業者でもできるのだと私は思っているのです。ですから、これも何年か前から担当の係の人に聞いているのですけ

れども、毎年の支出総額のうち町内に占める額を調べて把握し、検証していただきたいのですが、支出について、町内への支出、その他、以外の、秩父郡内の支出、それから県内、県外というか、そういう分け方ができないでしょうかねということをお願いしているのですが、そういうことに関して、実際、町に幾ら落ちているのかということが私は知りたいし、それは検証していかなくてはいけないと思っているので、その点、監査委員さんはどのように感じたでしょうかということが1点です。

また、横瀬町は本来購入すべき公共施設用地が借地で賄われたために借地料が多いと感じています。整理する必要があると思うのですがけれども、その辺についてもどのようにお考えを持っていただいたでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上3点なのですがけれども、忌憚のないご意見というのでしょうか、将来の町民、横瀬町のために忌憚のないご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 3点ご質問をいただきましたので、順次お答えをしていきたいと思っております。まず1点目の財政規模が少ないと感じているということですが、私としてはどうなのかということなのですが、これは一口にはちょっと申し上げにくいかなとは思いますが、質問をいただいて、財政規模って、ではどういうふうに決まってきたのかということがまず1つあるかと思うのです。

以下、私見を述べますが、横瀬町が、ではどのぐらいの財政規模が適正なのか。一つの手がかりは、標準財政規模という言葉があります。今回、私のほうで提出した決算審査意見書の中には標準財政規模の説明がなかったのですが、幸い、町のほうで出していた行政報告書の21ページの一番下に標準財政規模の説明がございます。米印のところに、標準財政規模は地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額である、これではっきりと、何を言っているのかよくわからないと思うのです。ますますわからなくなってしまって、こういう解説って読めば読むほど、実はわからなくなってしまうのですけれども。標準財政規模ですから、標準的に、横瀬町なら横瀬町の財政規模は計算上こういうふうになるということだと思えるのですが、この中にキーワードとして経常的一般財源の規模というのがあるわけです。では、この経常的一般財源というのはどうなのかというと、これは今度、意見書にあるのです。これは、経常一般財源の説明があります。

29ページのところに経常一般財源比率というのがありまして、これは比率の説明なのですが、標準財政規模に対する経常一般財源の割合は100%が目安とされ、それを超えるほど歳入構造に弾力性があるとされる。横瀬町の最近の標準財政規模は、22億7,000万円から23億3,000万円程度で推移している。比率が94.7ということは、標準財政規模が22億7,000万円から23億3,000万円程度で推移しているということですから、9割5分ぐらいが経常一般財源収入と考えられますよね、計算上。ですので、大体22億円ぐらいが横瀬町の標準的な財政規模になるのかな。つまり、標準的に入ってくる歳入の額をベースにしてその規模が考えられているという、そういうことなのです。

そうすると、例えば平成30年度は34億円、横瀬町の財政規模があったわけです。では、その12億円はど

うしたのかというと、その12億円の開きというのは特定財源、一般財源ではなくて、国庫補助金とか地方債とか、そういったもので膨らんだわけです。そうすると、その膨らんだものって、事業のほうでいうと、その財源としては、事業で何なのかといえば、投資的経費がほとんどなわけです。

というふうに考えられるわけなのですがすけれども、そういうふうに考えると、この5.6%というパーセントがどうなのかというと、そんなに多くないかなという、私の印象としてはあるのですがすけれども、ただ、投資的比率というのは、毎年度の事業費によって上下するわけです。だから、標準的に横瀬町の財政規模でいえば22億円ぐらいなのだろうけれども、そういう投資的経費で膨らむから34億円になるという、そういうふうに考えていただいていると思うのですがすけれども、それから考えたときにちょっと、34億円分の12億円というともうちょっとの割合になるのかなという気がするので、特定財源が投資的経費ではない部分に当たっているという可能性があるかもしれないということなので、その辺はさらに分析していただければ見えてくるかとは思いますが。

ただ、投資的経費の比率がどうと言われれば、投資的経費そのものが、監査委員としての私が言えることというのは、あくまでも町の今後の将来構想というのですか、そういったものに沿って毎年度の事業が決められてくるのでしょうから、一概に何%だから低かったとかということとはちょっと言えないのかなと。先ほど聞いてみると、一般質問のやりとりの中でも、町長さんのほうのいろいろお話が出ているようですから、今後計画に沿って、投資的経費が膨らむこともきっとあると思いますし、下がるときもあると、そういうふうに見ていくのがいいかなと思います。私の立場から言うと、投資的経費がばあっとふえたときには、オーバーにならないように、公債費比率だとか、そういう財政指標の動向に注意していったらいいのではないかなというふうに思っているわけです。答えになっていないかもしれませんが。

それから、2点目の情報機器のリース料のことなのですがすけれども、私も役所に勤めているところに、ハードウェアとかソフトウェアとか、よく中身のわからないものが莫大な費用だということはびっくりしてきまして、しかもそれが町うちではなくて区域外の業者さんのほうに支払うなんていうことになると、ちょっと当時は複雑な気分になりました。ただ、これは町長さんのほうからもお話があったと思いますけれども、その中身による、中身というのは頼める業者があるかどうかという問題になってくるかと思うので、私のほうから申し上げられることというのは、その業務が公正に、あるいは能率的に行われているかということをチェックする立場ですので、そういった問題が、今後問題がこういうことから起こるような場合にはチェックさせていただく必要があるのかなと思っています。

それから、購入すべき公共用地が取得されずに借地で賄われたというようなことなのですがすけれども、ちょっとまだ私、日が浅いものですから、具体的な事例を承知していませんので、申し上げられないのですがすけれども。

また、借地料が多いということなのですがすけれども、よそと比較したわけではありませぬので、特別に今言ったような理由で借地料が多いのかどうかはわかりませぬ。ただ、一般論で言うならば、これは当たり前かもしれませんがすけれども、借りている土地を購入したほうが将来的に、将来にわたって町が有利だと、そのほうが有利だということが明確であればということが1つ。それから、将来に負担にならないような財源が確保されているというような条件があるかと思っています。それと、何といたっても、借地ということになると、相手方がいらっしやいますので、その方が、これなら売るよとか、いろんな交渉で出てくるかと思

ますので、慎重に検討していったらよろしいかなというふうに思います。ケース・バイ・ケースで、そのほうが良いと思います。

ちなみに、蛇足ですけれども、用地購入費というのは投資的経費に区分されますので、ご承知おきください。

以上です。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員、再質問はございませんか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。大変心のこもった答弁で、本当にありがとうございます。

それで、町の財政規模が少ないというのは、私もいいか、悪いかはわかっていないところなのです。だから、他町村の人が視察に来たり、他町村に行って財政を見ると随分大きいなというところで、大きいのがいいということを言っているわけではないのですけれども、投資的経費がどうも少ないけれども、どこまでさらにできるのかなということをお聞きしたかったものですから、こういう言葉になりました。今後とも監査委員さんにはまちづくりのため、監査委員さんはかなり今権限があると思いますので、指摘をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。では、ご指摘のほうを、監査委員さんはかなり今指導はあるのですよね、権利があるので、していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、決算の監査委員の意見書と、それからこの意見書に基づいた説明がありましたので、質問を6点お願いしたいと思います。

1つは、この意見書の中の7ページであります。7ページの中で、これは財産収入についてであります。横瀬町の基金に基づく財産収入ということかどうかという、財産運用で94万8,000円ありました、売り払いということなのですが、多くの経験からいったときに、横瀬町の持っている資産というのは、このページでも示されているように、24ページにあります、14億1,663万6,000円という現金がありますよと。これをどう運用するかということの中で、町は慎重性、安全性ということになってはいますが、財産収入の中で、財産運用に限られた中だと思いますが、ここのところをこういうふうにするか、経験から基づいた方法があるか、ないかということについての考え方、ありましたら教えていただきたいのが1点であります。

それから、12ページであります、これは昨年度の説明書と比べてみたときに、財政構造の弾力性ということで、財政力指数、ここには計算式を上げていただき、ありがとうございます。経常収支比率も上がっていきまして、非常にわかりやすくなったというふうに思います。この中で、人件費比率の説明が、ここには前はあったのだけれども、抜けています。そこのところについては、義務的経費のところでは人件費の割合で、29ページに載っていますが、ここに上がったのを抜いた点が、その意味がどうかというような点が2つ目であります。

3つ目ではありますが、18ページであります。介護保険の関係であります。表を入れていただいて、わか

りやすくなって、認定者数及び給付費の推移があります。この中では、今年度は昨年に比べて認定者数が2%減ったと、98%になって、あるいは給付費は逆に9%ふえたというような状況であります。これについては、先ほどの30ページの中での介護保険の特別会計の中で、今後介護認定者数及び給付費の増加を考えると引き続き厳しい状況と思われるというふうなコメントが載っています。ここに表を入れていただいた点とその点についてどう見るかというか、この点の考えがありましたら、こういうふうに見ましたよという点で教えていただければというふうに思います。

それから、27ページであります。26と27で債権管理マニュアルということで、これをこし載せていただいて、債権とは、債権の種類がわかりやすくなったというふうに思います。この中で、滞納集計表の説明がありました。トータルとして、今年度は前年に比べて1,815万2,000円減りましたと。大きな要因としては、不納欠損処分を抜いたということで、不納欠損がかなりの額を占めていて、1,438万円が多分不納欠損だったと思うのですが、差し引きすると町の努力というのが356万7,000円というふうな点になってくるといふふうに思います。ここのところが、時効中断や強制徴収の実施あるいは休日、夜間徴収等の努力がうかがえるというふうな点で評価しているところだといふふうに思います。この点、管理マニュアルに沿って、これだけ上がりましたというところをどう見るかというふうな点での考え方を示していただければというふうに思います。

最後、5番目ですが、これは先ほど監査委員さんが、29ページ、財政力指標についてということで、県のかつての地方課にあった資料をもとに、昭和41年と、それから平成30年で比べて、横瀬町の人口はこれだけ、9,358名から約1,000名減りました。財政規模はというと、支出で見ると14億6,000万円が32億6,000万円で、こういうふうになりましたといふふうに見ながら、これは経済動向の移動とか、いろいろあったといふふうに思います。こういう中で、扶助費が非常に占めている割合があるということで、この扶助費割合が昨年度の支出割合だといふと、4億4,521万5,000円ということで13.6%、これが占めているということで、健全性を保つには、今後の社会保障の、当然、扶助費は必要のところだと思っておりますが、健全性を保つのに、横瀬町の行財政を見るときに、改善できる点が、こういうふうなところに心がけられればいいのではないのかという点があれば示していただければというふうに思います。

5点になりますが、よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 ご質問いただきまして、ありがとうございます。特に細かく見ていただきまして、つくったかいがあるということだと思います。ちょっと言い過ぎました。私が全部つくったわけではなくて、前から監査委員さんが積み上げてきたものを私がそのまま利用させていただいたというようなことになるかと思ひます。そんな中で、気になるところだけはちょっと手を入れさせていただいた部分がありましたので、浅見議員さんには素早くそこをまた反応していただいたということになるのかと思ひますけれども。

1つ目の財産収入のことなのですが、7ページの財産収入については、先ほど議員がおっしゃったように、土地貸付収入が主なものでございます。現金の預金利子とかというのは利率が非常に低いものですから、その運用益というのはほとんど当てにできないというのが現状かと思ひます。それはもう皆さ

ん周知のことだと思います。

そんな中で、現金が十数億円あるのだけれども、もったいないではないかということが考えられます。ただ、今申し上げましたように、それは預けておいても、それが利子を生まない、では株を買ってしまえとか、それはタブーですので、そのお金を、お金からお金を生み出すということがなかなか今は難しい状況になっているかと思えます。これは会計管理者の見解が、ご意見が必要だと思いますけれども。

1つには、例えば土地などで、公有地、不要になっているようなものについては思い切って、買い手がいればですけども、売却してみるとか、そういう考え方もいいかなと思います。そうすれば、民有地になりますと、所有者から固定資産税が入ってまいります。また、そこに家を建てて住んでいただければ、固定資産税プラス町民税、そのほかいろんな収入が、所得、住民とかが考えられるわけです。もちろん行政コストもかかりますけれども、人口がふえれば交付税にもはね返りますし、町もにぎやかになるというようなメリットもございまして、そういうこともひとつ考えていくのもいいかもしれません。そんなところでいかがでしょうか。

それから、2点目の12ページの人件費比率をここから削除して、29ページのほうでは義務的経費という項目を新たにつくった関係で、12ページのほうは削除したのではないかと、そのとおりです。ただ、人件費を表に出さないとか、そういう意味は全くありませんので、義務的経費という項目にはしましたけれども、中身はほとんど人件費比率のときにお示ししていた内容と同じです。ただ、項目として、これからは義務的経費に着目していくほうがいいのかなということが1つ、なぜならば扶助費が含まれているからという、そういう意味が1つです。

それと、現在人件費比率というのが余り注目されていないのです。これは皆さんご承知だと思いますけれども、公務員の高給与というのが非常にやり玉になっていた時期がありまして、昭和50年代、平成の10年代ぐらいまでですか、かなりたたかれました、今はかなり低い水準といたしますか、改善が進んでいます。ですので、職員の人件費については、今財政分析という観点からですけども、財政分析という観点から考えたときには余り注目されていないというのが現状でございます。そんなこともありまして、今後は人件費だけに注目するのではなくて、人件費、公債費、扶助費を含めた義務的経費ということで、セットで見えていったらどうかということでございます。

それから、3点目の介護保険のところでございます。18ページのほうで、表を入れてわかりやすくなったというお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。やったなという感じだったのですが、よく見ると確かに平成30年度は認定者数が3人減っているのです。ご指摘のように、30ページで介護保険会計の意見として、本会計は今後の介護認定者数及び給付費の増加を考えると引き続き厳しい状況だと思われる、ふえていないではないかというご指摘もとてもでございます。私が非常にアバウトに、3人減ったぐらいでは横ばいというような感覚なのかな、それ以前はかなりふえてきているものですから、これで差し支えないかなという見方。

それと、介護保険事業計画というので将来推計がされていまして、これは平成30年3月末に横瀬町のほうで策定をされたようですけども、これに将来ふえるだろうという見込みがあったものですから、そんなことでこんな表現をしてしまいました。令和元年度の決算の状況を見て、ここが増加を考えるというふうに言えるのかどうか、それを見てまた来年は来年で考えてみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

ました。

それから、27ページの債権管理マニュアルの部分です。26ページのほうで、今回、表のように見えるのですけれども、これは初め、こういう枠囲みはしていなかったのですが、平成30年3月の町長決裁で大変すばらしい債権管理マニュアルが策定されておりまして、以前のを見ると、何かよくわからないと言うと語弊がありますが、難しい表現がされているので、こういった定義の部分というのは、既に出回っているものがあれば、それを引用するのが、統一もとれますし、それがいいかなと思ひまして、ここに使用させていただきました。ただ、地の部分と連続してしまうような嫌いがありまして、局長に言って、これを枠で囲んでしまえということにしたものですから、何か表のように見えるのですけれども、そんなに深い意味はないのですが、マニュアルから定義の部分をお借りしました。

27ページの債権が1,815万2,000円減ったと、不納欠損が1,467万6,000円だから、職員の努力による部分は三百数十万円ではないか、おっしゃるとおりです。ただ、それは私が決算審査のときにそういうふうに聞いたわけではありません。私は、成果は上がりましたか、上がりました、ではよかったですねと言っただけで、幾ら上がりました、1,000円取ってきた、そういうことは聞いていません。だから、おっしゃるように、ここで引き算をすればそうだったのかもしれないけれども、そういうことよりも、頑張って、取ってくるという言い方はちょっと不穏当かもしれません。納めていただいているという、その努力を評価させていただくというつもりで書いたものでございます。

それで、最後に、議員さん、昭和53年度ということで私のほうは申し上げました。それはこういう本なのですけれども、特に昭和53年度にこだわったということはないのですけれども、たまたま私が市役所に就職した年が昭和53年度だったものですから、これより古い資料が手元にないので、一番古いデータで比較をさせていただいたということです。ほかに意図はありません。

改善できる点ということなのですけれども、総体的に、私は秩父市のことしか知りませんので、今まで知らなかったもので、今回初めて横瀬町のことを学ばせていただきましたけれども、先ほどそちらでもお話ししましたが、財政規模は小さいですけれども、ありふれた言い方かもしれませんが、職員の方々は一生懸命やっているなというのが私の印象です。行政報告書も、議会運営委員会ですか、そのときに配られて初めて見たものですから、ちょっと食い違いがあつたかもしれませんが、財政の健全性の部分の分析とか、それから各分野の事業実績とか、見やすく、よくまとめられているなという印象を持ちました。

1つ気がついたのは、秩父市の主要な施策は行政評価という観点がかかなり入ってきています。横瀬町の様式を見ると、タイトルの右側に評価、主要、重点、新・継とかと書いてあるのですけれども、この辺が、私もまだそんなに深く聞いていないものですから、あれなのですけれども、もしこれから行政評価とかということをお考えのようであれば、ぜひそういった観点も取り入れていただくとよりいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

最初に、一般会計の決算全般についてをお願いいたします。

質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 14ページの歳入の不納欠損でお聞きしたいと思います。

不納欠損額が1,467万6,613円、大変金額的に大きい金額ですので、こちらについて説明をお願いしたいと思います。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員、もう一回、ページ数と質問をお願いします。

○9番 若林想一郎議員 15ページです。

歳入の町税のところの不納欠損が固定資産税で1,438万3,302円ありますので、金額に大変金額が大きいものですから、こちらの説明をいただきたいというところです。

○内藤純夫議長 税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、お答えいたします。

不納欠損額が増加した理由でございますけれども、固定資産税が大幅に増加したわけですが、これは滞納していた法人が休業状態になったことによります。この法人につきましては、毎月分割で納付しておりましたけれども、休業状態となったことから納付が途絶えました。

そこで、税務調査を行いました。税務調査の結果、預金等がないことから、建物等を差し押さえし、公売を行いました。公売によって建物等を売却して、公売代金を滞納税に充当しましたが、累積した税額が残っており、これ以上換価できる財産がないことから、平成30年度に不納欠損処分をしたところでございます。町の主要な財源となる町税でございますけれども、差し押さえ等を行い、換価してもなお滞納税があり、収入の見込みがない町税につきましては不納欠損処理を行うことにつきましてご理解を賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 簡潔な説明をいただきまして、ありがとうございます。なかなか不納欠損にするには、私も税務課長をやったことがありますので、目立つ数字でございますので、こういう説明をいただければ納得いただけるのではないかと思うところでございます。とにかくコンプライアンスを推進していただきたいと思うところでございます。

そして、収入未済額等も町税で6,267万385円、国保も減りますけれども、4,292万7,063円、両方で1億559万7,448円、これはひときりから見れば本当に少なくなっている数字でございますので、税務会計当局のほうのご尽力のたまものと思うところでございますので、どうか今後ともコンプライアンスを遵守して頑張っていただければと思うところでございます。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 質問ではないですね。

では、質問、他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、ちょっと項目が多いのですが、全般的な点でまず1点であります。

先ほど代表監査委員からも指摘されたところだと思うのですが、この行政報告書の中で、ことしは評価、主要あるいは重点、新規、継続というのが全然書かれていないのです。1つあたり継続というのが出てきたと思うのですが、そこのところが入っていないのがどうかというふうな点であります。

それから、四捨五入の一貫性の問題があります。この数字の中で、全般的な点で、四捨五入の数字の出し方、これは切り捨てなのか、これは切り上げなのかというので、それぞれの数字を見るとまちまちになっているところが多く見られましたので、統計、数字上、いくときの数字をどういうふうに扱っているのかというのがこの中の2つ目です。

それで、あと主要施策を抜いたもの、新規のもの、昨年と比べてそれぞれの状況、総務部門あるいは民生部門、例えば民生部門におけるならば、新しくアクティブシニアの推進事業、これのページの、まだ前段に書かれているところですが、これが入った。抜いたのは、地域生活支援事業、こども医療費支給事業ですか、こういうのが抜けています。全体的にほかでもみんなあるので、抜けた点は、こういうふうに数えてみれば、事業数で見ても16ぐらいで、ふえたのが10ぐらいな感じです。これはどういう基準でやったかの点です。主な点で、この中では、教育部門だというと、社会教育、公民館事業、ヨコゼ音楽祭費補助事業、文化祭補助事業、これは全部抜けてしまっているのです。そこら辺の考え方を示していただけるといふふうに思います。

一般会計のほうに入ります。不用額ですが、いつも不用額、言われているところですが、非常に多くにわたっていますが、特に私は、300万円を超える点が4件ありました。87ページの負担金、同じく87ページの扶助費の311万円、さっきの負担金は702万5,000円です。それから、129ページだということこの委託料、それから151ページで工事の請負額というふうなのが300万円を超える不用額として出てきています。これについての説明をよろしくお願ひしたいという点です。

それから2番目、さっきからいくと3番目になりますか、ふるさと納税の関係です。ページが、これは39ページになります。ごめんなさい、39ページはこっちでした。ふるさと納税、給付金です。それで、この中身が、ふるさと納税の、ここだというと、63から65ページになっています。うららかよこぜ推進事業の中で、入ってきたお金、多分、862万5,000円です。支出したお金というのは、この中で、報償、郵便料、返送品、それからふるさと納税収納手数料、ヤフー公金、楽天、横瀬Special、「ふるさとチョイス」、ヤフー公金、ここまでが経費だというふうに思います。この経費が335万7,000円となって、トータルは差し引き526万7,000円というふうに私は計算したのです。今後の、見て、進め方というか、どのように進めていくかというのが2点目であります。

次が、これは、こっちのほうでは36ページ、本編では59ページになります。地域おこし協力隊員のお仕事であります。今5人、ことしは7人になりましたという、町長のほうからありまして、それぞれの仕事、こんな点を見える人と見えない人、ごめんなさい、私は見えているつもりなのですが、見える人、見えない人というのがあつたりするので、こういう仕事を主にやっていただいていますというふうな点での説明をしていただければというふうに思います。

次に、子育て世代の包括であります。これが111ページになります。子育て世代支援事業ということで、これがこちらの59ページにも載っているところでありまして、主にここでは不妊治療あるいは不育という

形で進めてきた中身であります。実際にどうかというと、不妊治療で22万円、これは相談料、それから不妊治療費で30万円となっています。全体の事業費はもうちょっといって、これの中だということ、いわゆる子育て包括支援センターを設置して、保育士あるいは専門家による相談支援業務を実施する、また産後鬱や児童虐待の予防から支援が必要な児童に対し、育児支援、家庭を訪問するとかというような点でうたわれています。具体的にこういうふうな点で来たという点での説明をしていただければというふうに思います。

次に、ページのこちらで61ページと、こちらでいうと117ページになります。中山間地域の直接支払の関係であります。中山間地域の支払いについては、こちらだということ、名前がちょっと、中山間地域の直接支払交付金ということで、集落協定を結んでこういうふうに来てきていますと。多分、5年間の経過措置ということになっていると思いますので、今後の見通しというか、非常に地域を、例えば芦ヶ久保で見ると、それぞれの荒れた農地あるいは日向山に登っていく道の両サイドとかということで、非常にここを活用しながら、歩く人にもいいというあれだと思います。この点での見通しをよろしく願いいたします。

次に、この中で、有害鳥獣駆除の関係であります。119ページになります。有害鳥獣駆除事業ということで211万円になっています。非常に有害鳥獣、いっぱい出てきているところなのです。有効な手段をどうとっていくかという点で、この予算ではとても賄い切れない、でもどうしたらいいのだというのはみんなで見恵を出し切らなくてはだということに思うのです。

これは、もう一個、次の121ページで野生生物の個体分析調査事業ということで、イノシシ、ニホンジカの個別分析調査委託料で122万円載っています。これをあわせやりながら進めているというふうに思いますが、ますます被害が広がっていく中で、振興課としてこの事業をどう今後進めていくかという点であります。

それから、今度は学校ICTの問題であります。これが149ページに、教育委員会の管轄になりますが、学校ICTの関係でデータ通信料が191万2,800円と、これは小学校、中学校で、タブレット50台というふうなのです。きょう、計算してみたのです。これを50台で割って、年間幾らで、それを12カ月で割ると月幾らとなると、1台当たり三千幾らになってしまっていると思うのです。計算が間違っていたら、そうではなくてこうだよと言っていたらと思うのですが、ICT事業ということで、タブレットは無償で来ました、でも、その後の負担、後が、それは子供たちにかかる教育で、ICTに学んでいくので、いいなというふうに私は思います。でも、現実こういう点があるのだよということの確認の意味で、この学校ICTの点を挙げたところであります。

もう一個、教育委員会には学校の消耗品費の関係であります。これが学校の管理費の中で、学校というところなので、配り物も多いし、紙だとか、あるいは鉛筆だとか何か、その他もろもろ、いっぱいあるというふうに思いますが、ぱっと予算上で見たときに、消耗品費というふうな、非常に多く上がっているところが見られましたので、ちょっとそこら辺の中身について説明していただければというふうに思います。

非常に多岐にわたってなので、済みませんが、先に手を挙げてしまったので、指されたので、よろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁をお願いいたします。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 では、私のほうから、まず不用額、大きな額の部分の87ページの部分ですか、障害者福祉費の関係で、19の負担金、補助及び交付金が700万先、次の扶助費が300万先の不用額の部分でありますけれども、まず700万円のほうの部分は、障がい者に関しましての5つの事業の総額を合わせた不用額が700万円を超えた部分であります。特に大きなものが、障害者医療費の支援事業分で457万2,998円という額、それから障害者地域生活支援事業で160万3,565円であります。

医療費関係につきましては、当初見込んでいた方に対する費用がそこまで伸びなかったという部分ではあるのですが、3月の補正のために年度末まで見込んだ時点では、ここまでの費用が必要だろうという部分で予算を確保していた部分であります。

それから、障がい者の生活支援事業部分につきましても、延べ1,000時間部分の移動支援等の費用を見込んでおりましたが、700時間までしか伸びなかったという結果、160万円ほどの不用額が出たという部分であります。

それから、扶助費の部分も障がい者に関する4つの事業の合計であります。一番大きなものが、重度心身障害者医療費の支給事業で268万9,003円であります。これも重度心身障がい者の医療費部分でありまして、医療費の支払いにつきましては時差がありまして、3月の補正の積算段階では年度末の見込みがこの程度必要だろうということでありました。19の負担金のほうが、執行率が95.16、扶助費のほうは89.52で、年度末までは十分見込んだつもりでしたが、結果的に5つからの事業の積み上げがこういう結果になったわけであります。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、不用額の関係で、129ページの道路維持費の関係についてお答えを申し上げます。

これは、道路維持費については、3つの事業の不用額がそれぞれまとめて397万8,552円という形になっておりますけれども、その中の一番主なものについては、道路の除排雪対策事業というのがありまして、雪の対策として委託料のほうを見込んでおったのですけれども、昨年度については降雪量がかなり少なくなつたために、その部分で216万5,938円の不用額が出ました。そのほかについては、道路維持管理の境界点の再現測定の業務量、これも見込みよりも少なかったということがあって約90万円、それから防災安全対策事業として、橋梁点検業務についても当初の見込みよりも安くでき上がったということで、これが約90万円ほどの不用額が出たということで、合わせての不用額になります。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから何点が答弁させていただきます。

まず、主要施策におきます上段部、新規項目あるいは継続、新規、継続とかいうところに記入があるか、ないかということですが、確かに記入があったり、なかったりというページがございました。申しわけありませんでした。これは、今後統一するような形で修正していきたいと考えております。

続きまして、四捨五入の関係ですけれども、原則四捨五入ですので、合計金額は当然、あらゆるところ

に掲載されている金額と統一するようには心がけております。ただ、内数字につきましては、どうしても四捨五入の関係で、パーセントにしても1,000円単位にしても動きが出てしまうかと思えます。原則は、合計は統一するように考えております。

続きまして、ふるさと納税の進め方でございますけれども、これは返礼品につきましては、国の指示どおり、3割を超えない返礼品ということで考えております。それと、ふるさと納税していただく選択肢、これにつきましては9月の補正におきまして財源補正を行い、ふやしていく意向でございます。

それと、地域おこし協力隊の7人の内訳でございますけれども、まず彫金というのですか、工芸的な部分を行っている協力隊、あと紅茶を行っている協力隊、あと農業を推進している協力隊に協力している協力隊、それと伝統芸能あるいは町のキャラクターでありますブコーさんについての協力隊、それと観光インバウンドに取り組んでいただいている協力隊、あと健康づくりあるいはマッサージ、そういったことに取り組んでいただいている協力隊、あとよこらばに協力していただいている協力隊の7名でございます。

この主要施策報告書の選択の基準でございますけれども、常に同じ事業でなく、事業費、内容等を毎年精査しまして掲載するようには心がけております。ですので、毎年同じ事業が載るといったことはないようにしております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからは、決算書の117ページ、中山間地域の直接支払交付金につきまして、それからもう一点ありますが、まず中山間の直接支払交付金です。

こちらは、農業生産条件の不利な中山間地域において、5年間の協定を結んで地域で農用地を維持管理することを進めるための交付金でございます。現在第4期対策が行われておりますが、今年度が最終年度となります。それで、ついこの間なのですけれども、来年度から第5期対策としてまたこの事業が行われますという情報をいただきました。この交付金をいただいて、横瀬の農地が少しでもいい状態で維持管理をしていただければということで、また該当される方々にその継続をお願いするというように考えております。

続きまして、119ページの有害鳥獣被害防止事業、それからその次の121ページの野生生物個体分析調査業務でございますが、現在町内では野生生物による農業被害、これが大変深刻な状態でございます。それで、対応としましては、ここに上げさせていただいております、有害鳥獣のほうでは猿害等防除網購入費補助金を交付すること、それから農家の方にロケット花火等を交付して追い払いに協力をいただいております。また、個体分析調査では、県のほうからのお金をいただきまして、アライグマ、イノシシ、ニホンジカの個体を調査しながら、個体のふえないような対応を県とも考えていただいているところでございます。また、このほかに、秩父地域では鳥獣害対策協議会というものを1市4町等で構成しております。こちらのほうでもその対応とともに当たっております。また、埼玉県農業技術研究所の研究の中で、町内をかなり研究していただきまして、効果のある対応を考えていただいております。また、先ほどよこらば採択事業にも、野生生物の鳥獣被害を防止するという採択をしていただきましたので、そういった方々と協力をして、少しでも今の深刻な状態をよくするほうに町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 決算書の111、報告書の59ページ、子育て包括支援センターについて答弁をさせていただきます。

マイ・エンゼル事業では、平成28年度に不育治療に内容を拡充し、助成額についても拡大しております。平成30年度から埼玉県補助事業を活用しまして、不妊検査費についても助成を行っております。

子育て世代包括支援センターでは、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援を提供する体制を構築することとなっております。主な実施事業につきましては、乳幼児健康相談が年12回、発達健康相談が年24回、子供の心の相談事業が年3回、育児支援家庭訪問事業が延べ417件等を行っております。相談訪問事業では、先ほど議員おっしゃったように、保健師以外に臨床心理士、助産師、保育士、ホームヘルパー等の専門職の方々にご尽力をいただいております。こちらの事業につきましては、国、県の補助金、3分の1、3分の1を活用し、実施しております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

まず、151ページ、工事請負費の不用額でございますが、こちらは中学校の体育館トイレ改修工事、それから中学校のブロック塀改修工事の入札の差金でございます。

それから、149ページのデータ通信料の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、ほぼ月1台3,000円程度の通信料はかかっているということでございます。当初のiPadの導入事業に伴いまして、そういった契約となっております。これはLTE回線ということで、携帯電話と同じようにどこでもつながるといふふうなことで、若干その辺の通信料が高くなっていたのかなというふうには思っているところです。

それから、小学校でいきますと、145ページの消耗品、それから中学校でいきますと、151ページの同じく消耗品の関係でございますけれども、本当に細かい消耗品の積み上げです。具体的には、小学校でいきますと、ビニールテープでありますとか、またコピー用紙、両面テープやケント紙、あるいは接着剤、ボンドとか画用紙等、また石けんとか、そういったものの本当に細かい消耗品でございます。中学校におきましても、同じようにまた、チョークですとかトイレトペーパーですとか電池、そういったものの消耗品でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 多岐にわたり答弁、ありがとうございました。幾つか確認するか、もう一回お願いしたいところなのですが。

評価の関係、これは代表監査委員も言われたと思うのですが、誰が評価して、よかったか、悪かったかという点がどこも載っていないのね。新規、継続とかというのは、継続は幾つか書かれているけれども、ほとんど書かれていないのです。これはずっと見ると、書かれている点は、例えば振興課の例えば、70、71ページ、これは継続、継続と、それから74、75も継続、継続と書かれていますが、76まで、あとの点についてはほとんど書かれていないので、そこら辺の記載をどういうふうに見るかということ、それから評価、

誰が評価してどうのこうの、あるいは主要か、重点かというのは、それは定まっていると思うので、ぜひ記入していただきたいという点が1つであります。

それからあと、まち経営のほうだと、地域おこし協力隊員はことしは7名、去年は5名でいいのですよ、5名の方で。今説明があったのは、工芸と、それから紅茶、農業、伝統工芸、それから観光イベント、健康づくり、マッサージという、どこかダブっているのですか、それぞれが、それだけではないと思うのですが、主要な点をそういうふうに定めていっているということで、もうちょっと詳しく、こういうふうな点で町に活躍していただいているという説明をしていただければというふうに思います。

それから、振興課長のほうには、先ほどの有害鳥獣駆除の関係でありました。今、追い払い用花火の爆竹の交付されているのですが、そのときだけなのです。猿は、鳴らしても、遠くへ行くか、見ているだけで、ああ、俺のところは来ないかと、鳴ってもまたすぐ戻ってきってしまうのが実態なので、やらないよりやったほうがいいのかというふうに思うのですが。

そのほかに、今農業技術研究所と、それは定住、1市4町ですか、効果ある対応ということで、これは行政に任せたって、それは同じ、みんなで考えていかななくてはならないと思うのです。いろんな経験等、あるいはこうやってうまくいったところとかの情報をやりながら、行政でできること、それから地域でできること、それから、あるいは委託すること、そういう点を踏み分けながら進めていっていただきたいと思いますので。それで、最近になって、わなを仕掛けてというか、だけれども、入れたらみんな逃げたしまったというのものもあるみたいなのだけれども、そこら辺の、こういう点にまた努めていけるという点があるならば、そのところを説明していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げました、行政評価報告書におきます新規、継続につきましては、入っていないところがほとんどです。これにつきましては、入ったところ、入っていないところ、もう一度精査して、今後調整して、この項目自体の意味、その辺も考慮して調整していきたいと考えております。

続きまして、評価についてですけれども、評価については、行政評価につきましては、これとは別冊に、またこの後行う、実施予定でございます。

それと、地域おこし協力隊についてですけれども、もう少し詳しくということですが、彫金、工芸ですが、これは、協力隊につきましては、現在旧芦ヶ久保小学校に、主にそこにおきまして工芸等を行っております。紅茶につきましては、もう3年目になる協力隊なのですけれども、最後の3年目ということで一生懸命頑張っていただいております。それと、農業推進、この協力隊につきましては、女性の方なのですけれども、やっぱり都会から見え方ですので、農業の推進についていろいろ勉強していただいているところでございます。それと、伝統芸能、これにつきましては、芦ヶ久保の獅子舞あるいは人形芝居等、あるいはブコーさんの着ぐるみ等で活躍していただいております。それと、観光インバウンド、この方につきましては観光事業等に協力していただいております。それと、健康、マッサージ、この方につきましては理学療法士でありますので、町内におきまして一般の町民の方等と健康について取り組んでおるところでございます。それと、よこらぼは、文字どおりよこらぼに協力していただいている、申しわけあ

りませんでした。現在の人数を申し上げなくて、大変申しわけありませんでした。先ほど申し上げましたよらば推進、それと農業推進の女性の方につきましては、ちょっと、今年度ということで、申しわけありません。5人の方に平成30年度は活躍していただいております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうから有害鳥獣の被害の関係、再度お答え申し上げます。

現在、大分深刻な状態です。そんな中で、1つは昨年度、町民を対象とした有害鳥獣の講演会というものを開かせていただきました。そこでの講師は埼玉県職員の方なのですが、効果的な方法としてということでお話がありましたが、地域住民と一緒に追いかい活動をするというのが効果があるのだという話をされておりました。今後、地域ぐるみでそういった追いかい活動ができるようなことを考えているところでございます。

また、振興課としましても、県の協力をいただきながら、今、発信器をつけた猿の行動を統計的に把握、そういうデータをためております。GPSを使って、横瀬の中に何群かある、群れがあるのですが、それを群れごとにどういう行動パターンがあるか、そういうものを調べています。これをもう少し、いつごろはどのあたりに動きそうだとということをつかんで、そういうものもこの対策に活用できればというところでございます。

また、一番のところは、武甲猟友会の会員の方が大分高齢になってきて、人数が少なくなっているところでございます。何とか新たな会員の方に加わっていただいて、そういう猟友会の方が一番の頼みの綱と今なっているものですから、そういう方に、もう少し人数をふやしていただいて、わなで捕獲していただくとか、そういうことにつながればよいかなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

猿の被害等を含めてなのですが、もう一回、しつこいようですけれども、行政報告書の評価と、それから主要か、重点か、これは、町はこれでこういうふうに評価しましたよというのを、別冊ではなくて、この中で掲げて、議員にもわかるようにして、みんなで取り組んでいるということが必要だと思うので、再度よろしく、別冊でと先ほど言いましたが、次につくるときはぜひここに入れて、これの番号だけでもいいですから、これは評価は、ことしはうまくいったよとかと、そういう点を掲げて出していただきたいのですが、どうでしょうかということで伺います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、今の点を含めて私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、行政報告書です。これは、開示の書類としては一定の意味はあるかなと思っております。なので、すけれども、我々としてまだまだ十分には使いこなせていないのかなというふうにも実感しています。なので、情報を上げて、それをどういうふうにかかしていかとか、その中で優先順位をみんなで共有していくという部分が、ご指摘のとおりだと思っております。まだ弱いかなというふうに思っています。なので、

今期は計画をつくる期でもありますので、今期のタイミングで優先順位づけ等、もう一回見直すということ、それから評価に関しては、この中でしっかり示せるようにやっていきたいというふうに思います。

それと、あと幾つか補足なのですが、地域おこし協力隊に関しては、平成30年度ベースでは5人が活動しております。5人の業務は大きく2つに分かれていまして、まずはベースの地域おこし協力隊としての業務というのがありまして、芦小の管理、それからよこらぼだったり、あるいはふるさと納税事務だったりのお手伝いというところが入っていて、これは人によってウエートが違うのですが、そこもベースで手伝ってもらっています。これがベースであって、の上で5人それぞれの活動があります。地域おこし協力隊の性格上、3年という限定期間で、私はやっぱりポイントだと思いますが、その後、いかに定住に結びつけてくれるか、あるいは自分の業として起業するかとか、自分のなりわいをこの地域でつくっていくかというところが大事でして、そこの準備期間という位置づけでもあろうかなというふうに思っています。

そういう中で、今課長のほうから説明させていただきましたが、代表的な業務としては、例えば1人目にする、紅茶畑の再生というのが一つ取り組むことなのですが、それには限っておりませんで、例えば観光分野で協力してもらったりとか、いろいろアイデアを出してもらったりということもあります。これは2人目の伝統芸能をやっている方もそうでして、例えばブコーさんの着ぐるみを着るのもそうなのですけれども、ツイッターで発信するですとか、あるいはハイキングコースを検証してもらって、その先を考えてもらうですとか、そういったことまでもやってもらっています。それから、彫金の人は、この中ではかなり毛色が違う人でして、要はアーティスト、行く行くはここを拠点に、その人は彫金なのですけれども、軸にして、幾つか創作活動できる人が集まるような形をつくっていききたいという夢を持って今取り組んでいます。そんなことだったり、必ずしも一言で業務はこれですと、これは人によってかな、人によってなのですけれども、しっかり活動はしていただいているなというふうに思っています。その5人の活動があるので、その後の応募とかにつながっているのかなということも実感しております。

それとあと、ふるさと納税で1つなのですが、再三、皆さんにもいろいろご指導、ご指摘をいただいているところでもあります。まだまだ十分とも思っていないので、これは返礼品のアイテム数をふやすというのも大事なのですけれども、見せ方をもっときれいにするとか、あるいは横瀬ならではをつくっていくというところも手がけていきたいと思っていまして、こちらはまだ改善を鋭意図っていききたいなというふうに思っています。

私のほうからは以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 4つほどなのですが、まずページ数が85ページのアクティブシニア推進事業です。こちらは新規事業だったと思うのですが、内容に関しましては、大々的に広報もされていまして、大変盛り上がっていたなということで記憶はしておりますが、こちらの検証と、成果と課題というのですか、はどうだったでしょうかと、まだ1年なのであれですが。

それから、次に113ページ、こちらも新規だったと思いますが、カーボン・マネジメント強化事業調査業務等委託料ということで473万400円ですか、計上になっておりますが、こちらの内容を教えてくださいたいと思います。

3点目が133ページなのですが、これは済みません、毎回のように私のほうで触れてしまうのですが、都市施設用地賃借料ということで、これは平成33年までなので、あと2年間です。これは4月15日に恐らく支払いをすることになっていると思いますので、残り、支払いでいうと2回ということになると思います。今まで30年間ということで、あと2年間といえば2年間なのですが、金額でいえば68万4,840円掛ける2ですから、まだ支払いがあるわけです。

これは、要綱のほうと契約書のほうもちょっと見させていただいたのですが、なかなか解釈が難しいところではあるのですが、その中に一般慣例に基づいてという、民法、関連法令及び一般慣例に基づいて話し合いができるような文言が入っていました。一般慣例というと、一般的に行われていることからなのだと思います。及びということは、法律でない部分で、ある程度常識の範囲内での話し合いができるというようなことと私は解釈したのですけれども、それを踏まえ、交渉をこの1年間でしたかどうかということと、そのあたりをどう捉えるかということをお願いします。当時のご答弁では、なかなか法律的にも、弁護士等ですか、話し合いをしているのだが、なかなか進まないというような答弁もいただいておりますので、そのあたりをお願いいたします。

最後に、155ページの真ん中辺なのですが、学校ICT整備運営事業のアプリ使用料、これは予算が2万7,000円だったのですが、これは過去の本会議の中でもアプリの関係はちょっと話がありましたので、関連していると思うのですが、このアプリ使用料が32万4,000円になっている部分、ここのこれだけ上がっているということの内容をお願いします。

以上4点でございます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから、85ページ、アクティブシニア事業についてであります。

シニアの方々が地域デビューをする、そのサポート事業という形で事業を行いました。主に男性という話なのですが、60歳以上の高齢者を対象とした事業であります。ボイストレーニング塾や料理塾、スマホ塾、それから筋力アップ塾等を実施いたしました。平成30年度が初年度ということで、3年、この補助事業を実施することができるので、今2年目に入っているところでありますけれども、地域デビューというようなことで、それぞれ参加した事業、個々に継続した活動を続けていっていただきたりとか、そういったサークルにつながって、組織立って地域とつながりが持っていていただきたらと思っております。ことしも2年目の事業が始まっておりますけれども、継続してそういった活動を続けていけたらと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからはカーボン・マネジメントの強化事業につきましてお答え申し上げます。

ページは113ページでございます。こちらの業務でございますが、町の施設から排出されるCO₂の量を測定していただきまして、今後どのような排出抑制策が見込まれるか、そういったものをご提案いただく、そういった報告をいただけるような業務委託でございました。この事業につきましては、環境の国庫補助

金を事業費と同額のものをいただいて行ったものでございます。今後は、横瀬町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）ということで、現在、本年度までなのですが、この事業がございまして、次期計画を策定する上で、この報告内容を活用しまして、それに策定をしようと、そういうことでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、133ページの都市施設用地の関係でございます。

都市施設用地の関係につきましては、3月の議会でもお話がちょっと出ておりましたけれども、この件については、かつては顧問の弁護士の先生と相談しながら契約の解除についての交渉をした経緯がありまして、やはりそういった不利な点があって、なかなか交渉が成立していないという状況もあります。残念ながら、ことし、この1年間については解除についての交渉はしておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 155ページのアプリ使用料の関係についてお答えいたします。

議員ご指摘の当初予算のところでは、50台分ではなくて、台数に見込み違いがあったということで、その後補正をさせていただいております。平成29年度の決算額ですが、そちらのほうは24万3,000円ということでございました。今年度、それよりも、32万4,000円ということで多くなっているわけなのですが、これにつきましては、当初の始まったところが平成29年7月からということで、平成30年につきましては12カ月分、1年分、全部ということで、平成30年度分については額が多くなっているということでございます。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

アクティブシニア推進事業なのですが、今後もこれは大変大事な事業なので、続けていっていただきたいのですが、こちらに関する現段階での評価等、今後の課題というか、そちらをもう一度お願いします。

○内藤純夫議長 答弁をお願いします。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 アクティブシニア事業であります。評価としましては、初めて取り組んだ事業であります。初年度としてはおおむね順調に実施ができたかなと思っております。

それから、課題であります。60歳以上という方を募集しておりますが、なかなか地域の中にデビューがしづらい方もまだまだいらっしゃるかなというふうには考えております。今後、広く周知をして事業展開をすべきかなと思っております。

以上です。



◎延会の宣告

○内藤純夫議長　ここでお諮りいたします。

ただいま一括上程しました認定第1号から認定第6号までの審議中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

延会　午後　3時53分

令和元年第4回横瀬町議会定例会 第5日

令和元年9月10日（火曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決

1、議案第47号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（11名）

1番	向井芳文	議員	3番	阿左美健司	議員
4番	宮原みさ子	議員	5番	浅見裕彦	議員
6番	新井鼓次郎	議員	7番	内藤純夫	議員
8番	大野伸恵	議員	9番	若林想一郎	議員
10番	関根修	議員	11番	小泉初男	議員
12番	若林清平	議員			

欠席議員（1名）

2番 黒澤克久 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長	大沢賢治	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

今日は、黒澤克久議員より欠席の通告がございました。

ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 議事につきましては、9日に認定第1号から認定第6号までを一括上程し、執行部に対する一般会計決算の質疑中でございます。

引き続きご審議をお願いいたします。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

ちょっと件数が多いので、再質問が必要なものと必要ではないものを分けて、最初に再質問が必要ではないものをお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 はい、お願いします。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

それでは、まず決算書の33ページと報告書の39ページです。ふるさと納税についてです。受入額と出ていった金額、控除額、実質減額、その他、数値としてあるならばお示してください。

それと、決算書の55ページ、自動車の修繕費です。昨年183万円ということで、事故の件数が多かったようですが、ことしが20万9,000円になっております。事故の件数とか、わかれば教えてください。

それとは別に、各課の公用車管理のところに自動車修繕の項目が、恐らく車検のときの点検費用ですとか部品の交換だと思いますが、その辺の合計が特別会計を含めて130万円ぐらいあるのですが、その辺の、ここに、55ページに出てきている修繕費との区別がわかれば教えてください。

それと、決算書の65ページ、報告書の29ページと30ページ、同窓会事業と25歳の成人式です。報告書のほうに目的がそれぞれ、Uターンを促すとかというふうに、町内へのUターンを図るためとかいう文言がありますので、その辺の実績があったのかどうか、追跡調査しているのか教えてください。

それと、25歳の成人式のほうについてなのですが、こちら、事業実績として一番下の実施内容のところに、改めて横瀬町に愛着を持ってもらう機会となったとありますが、何を以て愛着ということを

判断したのでしょうか。ちょっと曖昧なので、教えてください。

それと、報告書の35ページにSNS関係のことが書いてあります。こちらは去年も質問させていただきましたのですけれども、その中の答弁で、個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針に基づいて運用すると答弁いただいたのですけれども、乗っ取り対策ですとか、そういった面のセキュリティ対策はどうなっているのか教えてください。LINEでしたっけ、フェイスブックか、一時期、乗っ取りで結構、乗っ取られたアカウントがあったようなので、その辺の対策はどうなっているのか教えてください。

それと、決算書の93ページ、報告書の51ページ、労働対策事業ということで定住就職促進奨励金があります。これは、予算金額が102万円で、決算金額が30万円です。執行率が悪いので、金額を上げる、要するに支出を多くするために制度の見直しをお願いできればと思うのですけれども、要件を緩くするとか、そういったことを考えているのか。要するに、30万円程度では、ここにもありますが、UJIターンを促進するとありますけれども、それに役立っているとは考えられませんので、対策をどういうふうに考えて、今後の対策を考えているか教えてください。

それと、決算書の125ページと報告書の67ページ、これも去年も質問しているのですけれども、商工会議所の補助制度とかぶるものがありますので、その辺の見直しを改めて考えているかどうか。ここで何を言いたいかといいますと、なるべく役場の皆さん、職員の皆様も、住民からいろいろ要望事項が多くなってきていると思いますので、その辺のサービスを広げるのもいいのですが、サービスを絞るといふか、そういった取捨選択をする時期に来ていると思いますので、会議所とかぶるのであれば、もし、なら会議所のほうに制度を代行してもらおうとか、そういう考えがあるのかどうかお聞かせください。

それと、127ページの観光トイレのところですが、改修は何力所ぐらいしたのかどうか教えてください。

それと、ICT関係の決算書149ページ、155ページ、今までICT、タブレット、電子黒板等を使ってきて、子供たちにどんな影響があったか、悪い影響があったか、問題点があったかどうか、その辺お聞かせください。

以上、再質問が必要がないものは以上です。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、ご質問に答弁させていただきます。

ふるさと納税につきましては、収入が862万5,000円で、そのうち報償品として支出しておりますのが、返礼品、支出しておりますのが242万9,057円でございます。そのほかに経費といたしまして、返礼品の郵送料につきましては51万8,672円、そのほか、ふるさと納税のPRあるいは受け口となつていただくインターネット関係の経費、そのほか内訳としまして、基金積立金ということで、ふるさと納税の人材育成基金のほうに350万円積み立てしております。

続きまして、車の修繕費、自動車修繕料の45万8,802円でございますけれども、これは公用車2台の修繕料でございます。1台が16万8,816円、もう一台が28万9,986円となっております。

続きまして、65ページの同窓会事業につきましてはすけれども、これにつきましては11回の開催がございました。

続きまして、25歳の成人式におきまして、愛着を持ったかということでございます。何をもってそうい

うことを判断したかということでございますけれども、これはこの後、アンケート等によりまして、どういところで愛着を持っていただいて、どういところでこの会で得たかというのは把握していればと考えております。

続きまして、SNSのセキュリティー対策でございますが、議員ご指摘のとおり、セキュリティーの分野におきまして、今後注意していくことはもちろんですけれども、今年度ホームページ等の更新を予定しております。それに伴いまして、こういったSNS、町のインターネット関係につきましてはセキュリティー面で強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、私のほうからふるさと納税に関して、町内の方が他の市町村に寄附した金額の状況でございますけれども、昨年度、平成30年につきましては126の方が寄附されまして、寄附金額につきましては937万6,000円でございます。そのうち、住民税から税額控除された金額が434万4,643円でございます。そのうち、75%交付税措置されますので、実質減収分は108万6,161円でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから自動車の修繕費の総務課分に係る分についてでございますが、ページは137ページの消防自動車の関係になりますけれども、基本的には全て、ちょっと資料がないのであれですけれども、ほとんどは法定点検の費用になります。それで、これについては事故の件数はございません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず1点目でございます。決算書93ページの定住促進奨励金でございますが、確かにご指摘のとおり、予算額に対しまして、実際に補助金を交付している割合は今のところ少なくございます。これにつきましては、PR活動をもう少し高めることと、補助金の交付条件等の見直しを図りまして、できるだけこの補助金が有効に活用できるように努めてまいりたいと考えます。

続きまして、決算書の125ページでございます。商工会議所との連携によりまして、中小企業の支援金をここで用意しているところでございますけれども、確かにサービスの種類をふやすのではなく、できるだけ効果のあるものに絞り込むということが大切だと思います。ということで、これまでも商工会議所さんとは連携を図っておりますが、さらにまたその辺の絞り込み等、相談をしながらよりよいものにできるように努めたいと考えます。

続きまして、決算書127ページのトイレの改修箇所でございますが、平成30年度は4カ所ございました。

以上です。

○内藤純夫議長 教育長。

○設楽政夫教育長 それでは、149ページのICTのよい影響、悪い影響、それから課題等について答弁させていただきます。

まず、よい影響としましては、授業でやはり活用ができているというところがあるかと思います。1台を使って、先生が子供たちのそれぞれのノートをとって、それをすぐに提示できたりというふうな使い方もありますし、グループの使い方として、グループごとに持って外に学習に行き、そしてそれを映し出すということで使う使い方、あるいは個々の児童が、50台、50台がありますので、個々の児童生徒が活用する使い方もございます。それは、ある問題に対して、先生がどうだろうというのを回答して、それがすぐ一斉に出てくるというふうなものとしては、タブレットは非常に使い勝手のいいものかなというふうに思っているところが多くございます。それは普通の授業、それから特別支援学級の使い方としても、大変いい使い方がございます。例えばそれぞれの児童に応じた、漢字であったり、算数の問題、そういったものをそこでできるというふうなことがございます。また、外国語活動、小学校でいうと外国語の授業が始まっておりますけれども、そういったものとして活用するという使い方もあります。

悪いというか、課題というふうな形でちょっとお話をさせていただければと思うのですが、課題としては、まだまだ、実は使える先生って、やはりまだ使いこなせない先生というのは正直おります。その先生方にも、やはりみんなが使えるように先生方がなっていくと、子供たちへも浸透していかない部分がありますので、その辺はひとつ課題かなと思っています。その課題解決の方策としては、昨年度、1つですけれども、小学校の授業研究会という形で授業を示してもらって、それを先生方に見てもらった、こんな授業での使い方がありますということをお示した例もございました。

それから、授業以外の活用としては、例えば修学旅行等にそれをグループで1台持って行って、それぞれのグループごとの活動のときの写真を撮ってくる、それをまとめて使って行く。また、国際交流のときにも、オーストラリア、それから国内交流での活動などにもグループあるいは個人で使うというふうな場合があります。その場合には、中のデータを抜いていくとかというような配慮はしております。

以上のような形で、だんだんですけれども、使い方が徐々に広がっている感じはしております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから訂正的なところを3点補足をさせていただきたいと思います。

まず、質問の3番目、25歳の成人式に関して、横瀬町に愛着を持ってくれた、何をもってというところなのですが、これはなかなか数値化するのは難しいかなというふうには思っています。しかし、25歳の成人式を重ねてきて、着実に浸透してきているということと、反応は見えてきていていいなというふうに思っています。例えばなのですけれども、参加してきた人たちが、ありがとうございました、この企画を続けてくださいという声だったり、あるいは参加者で、私のところにメッセージをいただいて、30歳でもぜひやってほしいですという声をお願いしたりとか、それからこのイベントで知り合った人がその後の町のイベントに顔を出してくれたりですとかということが出てきていたり、それから25歳の成人式をきっかけにして同級生が会う機会がふえましたという声もいただいています。こういったことは、愛着を持ってきているということにつながっているのではないかなというふうに自分は理解をしています。あとは、実績を積み重ねる中で、それをより確かなものにしていきたいなというふうに思います。

それと、SNS関係のセキュリティー、これは大変大事です。町の情報を公開していくですとか、SNSをやっていくということは必ずリスクが伴います。これは、どんなにケアをしても必ずリスクは出てくるのですけれども、これを極少化していきたいというふうに思っています。今回もホームページの更新に当たるわけですけれども、先日、担当の方と初めて私は会ったのですけれども、私はとにかくセキュリティー最優先で構築してほしいという注文もしております。SNSの発信に関しても、そういった目線ですっきり管理をしていきたいというふうに思います。

それと、質問10番目、ICTのいいこと、悪いことということなのですが、今教育長のほうからお話をいただいたとおりでございます。そもそもですけれども、学習指導要領が変わって、恐らくこういった方向に、ICTをもっと使っていくという方向に日本の教育がかじを切っていくという中で、先取りができているという意味は大きいかなと思います。学習指導要領の改訂に先立って、横瀬町は補助金もいただいたりということもあるのですが、ICT機器を導入して使うことを始めている、そしてその経験値を積み上げているという意味は非常に大きいかなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 先ほどトイレの修繕箇所、改修箇所、4カ所と申し上げました。1つの事業で2カ所改修しているところがございまして、合わせて5カ所の改修でございました。

細かく申し上げますと、横瀬駅の観光トイレに換気扇を設置するという工事がありました。また、札所八番につきましては、便器を洋式化するという工事を行いました。また、東林寺前の観光トイレにつきましても、洋式化と小便器の交換工事を行いました。また、札所九番前とあしがくぼフルーツガーデンのところの2カ所で、トイレの入り口のドアを設置ということで工事をさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 今までの質問で再質問は。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 済みません。私のちょっと質問のあれがわかりづらかったと思うのですけれども、同窓会と25歳の成人式は、目的がUターンとあるので、Uターンした実績は何件あったかということをお聞きしたいのですけれども。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

同窓会事業におきまして、この事業を受けてUターンした方の人数は把握しておりません。しかしながら、この同窓会の事業につきましては、若い方々の同窓会もございまして、横瀬町に長い間住んで、横瀬中学校を卒業した方、OBの方、そういった方々もいらっしゃいます。ですので、目的はUIJTターンと記載させていただいておりますけれども、横瀬町になお一層の愛着を持っていただくことも目的の一つかと思っております。

答弁になっているか、以上で答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、次の質問をどうぞ。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

では、続きまして、再質問とかちょっと必要なものを幾つか教えてください。よこらば関係です。決算書57ページ、報告書32ページ、決算書のほうで外部専門家ということでもあります。今年度はどんな意見があったのか、519万円かけているので、519万円の価値があったかどうかお聞かせください。

それと、外部専門家の金額です。昨年度、平成29年度が511万円で、ことしが519万円上がった理由を教えてください。

それと、報告書のほうで、都心で2周年記念イベントを行ったとあります。いつ、どこで、どんな人たちを集めて、どんな目的でやったのか教えてください。

それと、同じく報告書にある、第6次総合振興計画策定職員向けワークショップ開催ということで61万7,480円出費しておりますが、ワークショップをやった結果、職員の皆さんからどんな意見があったとか、どんな報告があったとか気づきがあったとか、その辺の報告内容というか、内容がわかることがあれば教えてください。

それと、人材育成支援委託料61万円、お金の使い道と、ここでいう人材育成とは、どういうことを指して人材育成と言っているのか、意味するのか教えてください。決算書は57ページです。

これがよこらばで、次がその下のタウンプロモーション事業です。報告書は37ページです。これは、平成30年3月の予算審議のときの課長の、大野議員だったかな、に対する答弁で、横瀬町への移住定住、人と人との交流を促進するための事業、この町に住みたくなるプロモーション映像を撮影したいというふうな答弁がありました。私、改めて、このときも見たのですけれども、以前も見たのですけれども、今回改めて見てみましたところ、移住定住を促進というか、促すものではなく、町のPRでもなく、単純にはたらクラスのPRになっています。答弁内容と違うものに仕上がっているように感じました。また、このムービーの上のところにも、はたらクラスをよりたくさんの方に知ってもらうためにプロモーションムービーを作成しましたとはっきり出ております。答弁内容と違うので、間違っていて支出されていないか、その辺をお聞きします。

それと、あと成果報告書のほうに出ています目的のところ、何のためにというところで、対外的に町の魅力をプロモーションし、移住者の定住を図るとあります。どんなことをしたのかという内容のところ、町の魅力のプロモーションのため、チラシの作成、配布、各種イベント等の出展を実施するとありますので、報告書の目的と内容と実際の事業内容、でき上がっているものの内容が違うのではないかというふうに考えますので、その辺を教えてください。

それと、プロモーションムービーということで、幾つか購入しているようですが、プロモーションムービーをつくり終わって、今後は購入した備品の管理ですとか誰が使うのかとか、その辺がわかれば教えてください。

それと、報告書の下の実業内容の1行目に、はたらクラスコンセプトムービーの作成委託料、機材費等101万4,000円というふうに出ております。内訳を教えてください。ちょっと決算書の科目をいろいろ計算してみたのですけれども、済みません、私が計算間違いしたのかわかりませんが、計算が合わなかったので、101万4,000円の内訳を教えてください。

それと、平成30年度の予算書と決算書を見比べてみましたところ、予算書になかった項目が決算書に出てきて、私の金曜日の一般質問のときの印象からもするのですけれども、予算金額と決算金額は大体同じ

になってはいます。ただ、中身の新しく項目をつくったりして、合計が何となくぴったりで、何となく、済みません、つじつまを合わせたような印象があるのですが、その辺を教えてください。

それと、タウンプロモーションの撮影等謝金とプロモーション動画編集・作成委託料、これの違いを教えてください。

それと、これがよこらば、タウンプロモーションのところと、あとが横小の校舎整備検討委員会のところですが、済みません、ちょっとここ、私のほうで領収書というか、支払いの項目までここでは見られなかったの、わからなかったのですけれども、柳澤先生の支払い項目はどこに発生しているのか教えてください。

それと、柳澤先生に願います、決定した経緯と申しますか、きっかけと申しますか、紹介者と申しますか、その辺の、どういうふうにして柳澤先生と関係を持つことができたのか、その辺、わかれば教えてください。

以上、済みません、件数が多いのですが、よろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 申しわけありません。答弁、数が多いので、漏れたり、あるいはちょっと時間がかかる可能性があります、よろしく願います。

まず、外部専門家招聘委託の関係でございますけれども、これにつきましては、小児科オンラインの普及施策とその効果を測定していただいております。あるいは、よこらば参加企業へのPR活動などを行っていただいております。

続きまして、都内におきます2周年記念イベントの関係でございますけれども、昨年12月21日におきまして、スタートアップ・ハブ・トウキョウというところでよこらばのイベントを初めて開催しております。これにつきましては、首都圏から113名の方に出席していただきまして、よこらば2周年の歩み、あるいは町長が参加してパネルディスカッション等を行っております。

3つ目の第6次計画のワークショップ、職員向けでございますが、これによりまして、職員の報告内容ということでございますけれども、これをもとに第6次計画において、先日も答弁させていただきましたけれども、業務委託せず、職員の手づくりによる計画ということで、その後、職員の階層別ワークショップあるいは職員のアンケート、そういった中に今回の研修を生かして計画づくりのほうに反映するようにしております。

続きまして、57ページの人材育成支援委託料61万7,480円につきましてはでございますけれども、これは総計画策定の職員向けワークショップ、4回実施しております。研修委託ということで4回実施いたしました。

済みません。答弁漏れがありました。前年度に比べ、金額がふえているという理由でございますけれども、こちらにつきましては外部専門家アドバイザー制度を利用した事業でございます。前年度と比較して、専門家との協議によりまして事業内容等を検討いたしまして、前年度に比べてふえているということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、タウンプロモーションについて幾つかまず答弁のほうをさせていただきます。決算書57ページ、報告書37ページでご質問をいただいた部分でございます。

まず、移住定住、交流人口の促進事業ではないのではないかとこの部分でございますけれども、これは私どもといたしましては、関係人口、定住、交流人口の促進のためにつくっているという認識でございます。これについては、対外的に大きな反響を呼びました横瀬クリエイティビティー・クラス、この実績を利用して、その続編のはたらクラスという取り組みを映像にし、発信することで、横瀬町をまずは町外の方に広く知ってもらい、魅力を感じてもらい、関係人口の増加あるいは移住促進、その先につなげたいというものでございます。

したがって、今回の目的はそういうことでございますので、本件については一般財団法人地域活性化センターの助成金の事業として申請をすることといたしました。移住・定住・交流推進支援事業というところで、資金面につきましては、10分の10の補助金をも活用しながら進めていくということで取り進めました。申請に当たりましては、横瀬クリエイティビティー・クラスの映像作品をも財団のほうに送りまして、見ていただきながら当方の取り組みを説明し、その内容が評価され、今回無事申請を採択いただくということになっております。したがって、目的のところにつきましては、私どもといたしましては、タウンプロモーションということで当初から考え、その流れに乗って取り進めて実行したということでございます。

それから、最後のほうで、動画の委託、それから謝金というのはどう違うのかというところがございます。これもセンターへの助成金のやりとりの中で発生しておりますので、あわせて私のほうからご説明を申し上げます。これについては、こういった映像を撮っていくというところ、どのように企画をして進めていくかというところ、そこの委託の段階をまず最初に始めたというところで、その部分がこの委託の部分に当たっております。その企画を完成させた後、実際の映像作成に入ると、実際に映像を撮っていくというところ、この部分が謝金という部分に当たっております。私どもが本件を取り進める流れに沿って、このように構成して、このように申請事務を、財団のほうに申請をいたしまして、ご承認を受けているというところで、このような開示の仕方になっているというところでございます。

私のほうから、まず以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 私のほうからは、決算書147ページ、横瀬小学校の校舎整備検討に関することでお答えをさせていただきます。

まず、柳澤先生の報酬の関係ですが、こちらにつきましては、ここにごございます横瀬小学校校舎整備検討委員会委員報酬、この中から報酬を出しております。

それから、柳澤先生をお願いをするきっかけということでございますが、こちらは教育委員会の職員が研修会に参加しまして、その研修会の講師をされていたということでございます。研修会が終わった後、職員が当町に、横瀬町においても今校舎建築を計画しているということでちょっとお話をさせていただいて、名刺交換をさせていただいたと。大変いいお話で、またそのときの、何かあったら協力しますよというふうな、感触も大変よかったということで、うちのほうも、先生、どういった方かというのをいろいろ

確認させていただいたところ、大変信頼のできる、また校舎建築にも造詣が深い先生だということがわかりましたので、お願いできればということでお願いをしたところでございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから、補助金で、使い終わった後の備品につきまして、今後どのような管理ということのご質問でございますけれども、これにつきましては町のほうで管理していくことになるかと考えております。

続きまして、委託料、機材費という項目のところは101万4,000円ということでございますけれども、これにつきましては撮影等の謝金が70万円とプロモーションムービーの撮影委託料が31万3,200円でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点補足をします。

1点は、2つ目の質問の2周年イベントなのですが、これは都内で昨年12月に実施をしました、スタートアップ・ハブ・トウキョウという東京都の施設をただでお借りすることができまして、そこで113名の方に来ていただいてイベントをしました。幅広くお声がけをしたのですが、ターゲットとしては、後々よこらばにいい提案がいただけそうな事業家さんだったり、あるいは地方創生のところに興味がある人だったりという、もちろん横瀬町に興味がある人もそうなのですが、という人たちを対象にやらせていただきました。イベントとしては大変いいイベントで、そこでつながった人もいるし、その後、そこをきっかけによこらば提案してくれた人も出てきています。横瀬町として初めて外に出てのイベントということだったのですが、1回目の感触としてはとてもよかったです。しかも、コスト的には実質、町の持ち出しはなしでできたイベントですので、こういう機会をまたつくっていきなというふうに感じています。

それと、5つ目のタウンプロモーションです。まず、これはそもそも移住定住を促すことになっているのか、いないかでは、これは明確になっています。そこを狙っています。今、移住定住策は各自治体がいろんなやり方で知恵を絞っているということだと思っておりますが、大切なのは、その中で特徴を出すとか横瀬町ならではの、色を出すというのが非常に大事だなというふうに思っています。という問題意識を持っていたところ、一般財団法人地域活性化センターの中で10分の10で使える補助金があるからということになりまして、地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業助成金というやつをいただくことにしました。10分の10の補助金ということもありまして、最後のつくり込みのところはどうしても活性化センターの意向というのですか、補助金の枠組みの中におさめていくというところが必要でありまして、そういった形になっています。なので、どちらかという、当然、補助金としては認めてもらわないといけないわけですし、使えないと意味がありませんので、活性化センターとのやりとりの中で、内容も、あるいは支出のところも調整がされているということかなというふうに理解をしています。

一方、これも成果物は非常にいいものができていまして、ホームページでも公開をされていますけれども、これを見て横瀬町に魅力を感じたという人も、実際声も聞こえていますし、発信もこれでさらにされているという状況もありますので、成果物としては非常にいいものができたなというふうに自分は思っています。一方で、よこらばですと、今後もこういったものは多分ふえてくるという中で、町として、自治

体としてあるべき姿、あるいはあるべき処理の形というのはあると思いますので、そこはしっかり管理をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 答弁漏れなのですけれども、人材育成とはというところがまだ、人材育成支援委託料の人材育成の、何を、どういう人材を育成するのかということ、それと職員向けのワークショップ、どんな意見が出たのか、それを教えてください。

○内藤純夫議長 答弁をお願いします。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 人材育成という、その人材についてのご質問でございますけれども、このワークショップにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、職員向けに行っております。職員の計画策定における考え方、あるいは今後の、将来の横瀬町の考え方等の研修を行っております。

もう一点、職員の意見でどのようなものがあつたかということでございますけれども、項目が多岐にわたっておりますが、今後の将来の横瀬町について必要なことであるとかよこらぼについて、あるいは住宅政策について、あるいは項目、ちょっと全て申し上げられないのですが、そういったアンケート、あるいは職員の階層別、主事、主任、主査、管理職、そういったクラスにおける、クラス分けしたワークショップにおいて意見出し、総合振興計画策定につながる町の将来構想の意見出し等を行っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 わかりました。

それでは、再質問させていただきます。では、外部専門家、去年と同じ人なのかどうか、同じ人ならばなぜ上がったのか。

それと、タウンプロモーションのほうです。撮影等謝金の70万円ですけれども、先ほど会計資料をちょっと見たところ、特殊だから1日5万円ということで、14日来てもらって、1日5万円の報酬というふうに単価が出ていました。特殊だから5万円と書いてありましたけれども、高くないですか。70万円、1日で5万円。どこから、一応根拠らしきことは書いてありましたけれども、10分の10の事業だからやったということですが、たしかあのムービーは1分五十何秒の、2分弱のムービーで、これからいきますと約100万円以上のお金をかけてやっているわけですので、1分単価とすると50万ですよ。ちょっと私の感覚からすると考えられなくて、ほかの、インターネットでも、会社のPR動画なんかをつくるのも、10万円台から10分、15分の動画をつくるような、請負のところもありましたので、そうすると、2分で100万円ということはかなり高いというふうに思います。だから、70万円が妥当かどうかということと、事業全体ではこれは200万円を超えていますので、2分で200万円だから、1分で100万円という計算もできてしまうのですけれども、その辺、高いと思いますので、そういった金額に対するコスト意識といいますか、その辺があつたのかどうかです。

それと、30万円と70万円の支払いで、30万円のほうはイグジットフィルムという法人に支払いが発生していますけれども、70万円のほうは、確かに税金は源泉で控除して支払っていますが、代表者個人の口座

に払われているようです。別々でいいのか、なぜ2口に分けたのか、なぜ1口ではまずかったのか、その辺を教えてください。

先ほど私、2分で100万円とか200万円という、単価が高いのではないかとお話し申し上げましたけれども、今までのよこらぼ関係の質疑とかで、横瀬町を応援してくれる人がふえてきている、その人たちが横瀬のために何かしたいからということも何回か説明があったかと思えますけれども、その何かしたいからというのが、結局、100万円なり200万円、お金を支出、国から来ているとはいえ、町として支出しているわけですので、単純に横瀬のために何かしたいというふうには考えられなくて、そこはやっぱり商売ですから、ビデオなりムービーなりをつくって200万円なりの金額、100万円なりが発生しているわけですので、単純にそこは、横瀬を応援したい人たちが横瀬に集まっているというふうに浮かれている気分で、浮かれながらそういったことを取り上げるのでは、そういう気持ちでやっているのではまずいと思いますので、その辺の考えが今後どうなのかとかそういったコスト意識、そういうのがあるのかどうかをちょっと教えてください。

それと、最初、ちょっと質問するのを忘れていたのですけれども、地域おこし協力隊についてです。地域おこし協力隊について、成果報告書の総論の一番最初の主要施策のところ、地域おこし協力隊も7名、令和元年8月末現在にふえ、横瀬町の活性化につながるさまざまな分野で活躍を見せており、地域の活性化や多様な施策に通じるネットワークの広まりに関して重要な役割を担っているとありますが、抽象的過ぎて何を言っているのかわかりません。横瀬町の活性化につながるさまざまな分野ということで、きのう、お茶の話とか、いろいろありましたが、その次の地域の活性化や多様な施策につながるネットワークの広がり、具体的に説明してください。重要な役割を担っているとありますが、彼ら、1人、月額報酬、手取りにすると10万円から15万円弱ぐらいですか、その人たちに本当に重要な役割ができるのかどうか説明してください。

以上、よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 最初のご質問であります外部専門家招聘委託の関係でございますが、前年度と同じ人物でございます。

なぜ上がったかということでございますけれども、同じことを前年度とやっているということではなく、平成30年度につきましては町のための地域活性化に取り組むということで、小児科オンラインあるいは横瀬町のPRに取り組んでいただいております。

70万円の謝金ということで、1日5万円の単価ということでございますけれども、これにつきましては、撮影等の謝金につきましては、町で予算積算のときに使っております基準どおりには当てはまらない専門的な分野あるいは機材等の使用もあるということで、ほかの事例等を参考にしまして支払いの基準を定めております。

続きまして、謝金と委託料の振り込み先の違いでございますが、委託料につきましては、撮影委託を企業にお願いしているということの認識でございます。

続きまして、地域おこし協力隊につきましてはネットワークということでございますけれども、地域お

こし協力隊、横瀬町の協力隊、都内の研修あるいはあらゆる場所の研修等へ行って、人材ネットワークを結んだり、町のために協力していただいているということでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 タウンプロモーションの件につきまして、私のほうから補足のほうをさせていただきます。

まず、値段でございますけれども、こういったものにかかるコストということでは、当然、一般的な水準がどうなのか等々については、一般論として調べた上、相場感を持ってやらせていただいております。本件は、横瀬クリエイティビティー・クラスに参加していた、そこで映像を撮ったクリエイターにやっていただくのが一番効果的で効率的であるというところがまずスタートでございます。ですから、それにつきましては、まず、今ご質問でおっしゃいました代表者の方、この方にアドバイザー的にまずご相談を始めるところから本件は始まっております。そういった流れを受けまして、最終的には映像の撮影、これは企業としての会社に発注するということになりますので、そのあたりで区切られているというふうにご理解をいただければと思います。その相場につきましては、非常に個別性のあるものですから、画一的なものはないのだと思いますが、当然、いろいろな類似の数字についてはネットその他でも確認をし、我々の中でも議論をしながら決めていったというところで、コスト意識がなく、やみくもに、言われたとおりにやった値段ではないということをご理解をいただければというふうに思います。

そういうことでございまして、町として、いろいろ協力してくださる方、よこらぼというのは、町で何かをやりたい、それに対して町ができることがある、それをウイン・ウインの関係にして低コストで進めるということですが、そういったものをさらに進めるときには、きちっと契約ベースでご相談をするということもあり得るというふうに考えております。本件については、そのような文脈の中でご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足です。

まず、コスト意識ということに関してです。タウンプロモーションのこれに関しては、いわゆる10分の10の補助金であります。これは、補助金であろうがなかろうが、我々は地方自治体として正しい手続きをしていく、まずこれは大前提です。そこに、補助金10分の10と補助金のない案件の差はないです。

では、一步踏み込んで、コスト意識がどうかといいますと、私の意識としては、一般論として無駄遣いはよくない、しかし、小さな町の身銭を切る話と補助金がもらえる話では、コスト意識の制度は少し違います。補助金を使った話のほうが、コスト意識が必ず必要なのですよ、必ず必要なのですけれども、私の中の感度では、町の身銭を切るためにという部分とは少し差があると思っています。これは地域活性化センターから補助金をいただいてやるという話なのですけれども、当然コスト意識は持って臨んでいます。とりわけ、こういう動画制作ですとかというものの価格、我々もいろいろ調べたのですけれども、ピンキリです。コストだけ、まずコスト一義にして、安いものをつくろうと思ったら、もっと安いものができる、一方で、湯水のように金を使って、本当に一流の人を使ったらこんなものでは済まないかもしれないとい

う中で、横瀬町の立場として一番効果が出る落としどころというのを考えて、この人をお願いしたということだというふうに自分は理解しています。本当に、安くつくろうと思ったら、コストだけだったらもっと安いのはできます、正直な話。一方で、金額は切りがないです。これは、使う機材のレベルとかグレードとかスタッフさんの数とか、その人たちがどうかということで全く違った話になっています。これも高いようですけれども、私にとっては全然高くなくて、まずは、これでもいろんなボランティアの人に協力してつくってもらっているということだと思いますし、その後の反響の大きさとか、町から発信したものとではとてもいいものができたなというふうに、ありがたいなというふうに思っています。

あとは、これをやってくれた人なのですが、この人はこれが欲しくてやったわけではない人です。これまでにクリエイティビティー・クラスでたくさん実績をつくってくれて、それは全部手弁当でやってくれていて、機械コストというのですか、で試算してみようという話は一回あったのですけれども、これはクリエイティビティー・クラスに至るまでに、ほかのスタッフさんを集めて、多分、1,000万円単位の話のものが町の持ち出しなしでできているということだと思うのです。そういう積み上げがあって、実績があって、だから補助金としても認めていただいてこの形ができたということかなというふうに自分は理解をしています。ですので、なかなか難しいといえば難しく、こういったもの、幾らが妥当なのかというのはいろいろな回答がある中で、少なくとも、できたもの、町にもたらしたい影響を含めれば、十分コストとしてはおさまっているというふうに思っています。これが1つ。

それから、地域おこし協力隊なのですが、重要な役割は担っています。重要なというのは、いろんな重要ながありまして、町の職員に期待する重要なもあるし、私が期待される重要な役割もあるのですが、地域おこし協力隊にしか、各人にしかできない重要な役割もあります。それは、その人のネットワークを生かして新しい人を呼び込んでくるですとか、あるいはその人の持っているスキルで何か横瀬町に新しいものをもたらしてくれるですとか、一人一人はそういう意気込みを持ってやってくれています。ここには私としては大きな期待をしていますし、いろいろな重要なという定義があるのですが、重要な役割を担っていただいているというふうに自信を持って言えると思います。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 いろいろありがとうございました。

それでは、最後なので、今町長から1,000万円単位という言葉が出ましたけれども、そうすると、町長の頭の中では、あのプロモーション動画に対して、1分当たり500万円ぐらいかかっているという計算になってしまうのですけれども、そういうふうに、もっと高いものになるかと思ったけれども、思ったより安かったという捉え方でよろしいのでしょうか。

それと、今回の田村さんなりイグジットフィルムさんですけれども、確かにクリエイティビティー・クラスでかかわって、その中でということがあるかもしれませんが、通常、こういったことが、ほかの町の契約ですと、随契なり入札なり、そういったことが発生、手続を経て契約になるかと思うのですけれども、今回そういうことの手続は踏んでいないと思いますので、そういったほかの契約と今回の支出が特別であったかということの、違いますと言われてしまえばそれまでなのですが、どこでそういう、違うという判断をしたのか教えてください。

それとあと、ウイン・ウインでという話がありましたけれども、結局、この100万円なり200万円が地域活性化何とかというところから補助金でもらったとしても、それが町へ還流しないで、そのまま東京に返ってしまうことですので、そういったことではウイン・ウインではなくて、横瀬町にとってはお金の面でいえば片手落ちになってしまいますので、その辺もあれですし、補助金だろうが何だろうが、あれですけれども、町の持ち出しということではなくて、それは全て、私たちというか、町民の皆さんが納めている、日本国民が納めている税金ですので、その辺の補助金の使い方に関する感覚と町の持ち出し、町の財源から出る金額との、お金との、そういった使われ方の意識が、基準が違うというのは私は間違っていると思いますので、その辺の考えを教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、契約の手続について、随意契約の手続をとっていないのではないかとというご質問についてお答え申し上げます。

ここまで、この場でも何回か、きょうお答えしておりますけれども、こういった目的のため、そしてこの実施方法、それからこの経緯を踏まえて、私どもとしましては、随意契約の範疇に入るというふうに判断をいたしまして、そのような手続の中でこの契約は行っております。横瀬町の随意契約ガイドラインに照らして、随意契約ということで判断をし、最終的に契約をしているというところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、クリエイティビティー・クラス、済みません、数千万と言ったのは、かかわってくれた方々が来ていただいた回数ですとか、あるいは機械費用ですとか、そういったものを全部足し上げてということがあります。クリエイティビティー・クラスに関しては、成果物は映像だけではないです。映像も何本もあるのですけれども、プラス、教育的な効果であったりですとか、それからクリエイティブソンみたいなものもやっていますので、そういったものだったりとか、トータルでひっくるめて、これはお金に換算するのは難しいので、かかわってくれた人のトータルコストという考え方でいったのが先ほどのレベルの金額ということでありまして、映像1本に対して幾らで安い、高いという感覚では全くないです。それはご理解いただきたいと思います。だから、今回のも、なかなか、繰り返しですけれども、これが高いか、安いかは非常に難しいですが、少なくとも私としてはかけたコストを上回るものはできているというふうに理解をしています。

それと、税金を使うという部分、おっしゃるとおりです。これは、税金を使うという話は、当然に我々は相応の感度を持って気にしていかなければいけない話であります。それはおっしゃるとおりです。そこに差はないといえませんが、しかしながら、この町を預かる立場としては、町のコスト管理、コスト意識というのですか、そこはちょっと、一歩踏み越えて、自分としては考えざるを得ないというところですか。だから、難しいのですけれども、決して町の持ち出しがないやつは幾らかけていいとも全く思わないですし、コスト意識は必要です。ベースのコスト意識は持った上で、表現が難しいのですけれども、町

に関しては、私たちは財布の小さい町で、さらにこの財布が小さくなっていくという想定がされている以上、より気にしなければいけない、そういうことなのかなというふうに思っています。なので、決して、補助金をもらえるからコスト意識不問ということでは全くありませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 その他質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 10番、関根です。

成果報告書の、まず広報のところですか、広報紙だから33ページと、あと、2つ質問なのですけれども、地域おこし協力隊の36ページなのですけれども。

まず、広報のほうなのですけれども、平成28年度だと600万円ですか、平成30年が690万円、90万円ふえている、その間に660万円、30万円ずつ、30万円とか60万円ふえた、よろしいですか。その増額の要因ということをまず聞きたいと思います。

それと、広報、大変よくできているとは思うのですけれども、改めて、行政改革のときに、カラー刷りは見ばえもいいですから、これはこれで今日的でいいと思うのですけれども、経費がかさんでいくという、ふえていくという要因が、どういう要因かがまだわかりませんので、その辺のことをまず聞いて、それでもう一つは、どういうふうに編集体制があって、どういうチェックをして、最終稿としてどういう採決をしてこの広報を出しているか。あくまでも広報は大事な手段で、住民対象ですので、住民にとっては本当に情報の伝達がスムーズにいくというのがすごく大事だと思うのです。そういう観点でつくられていると思うのですけれども、その辺をどういう体制でどういうふうに編集して、どういうふうに最終チェックして、最終的なものを出しているかということをごとこで改めて教えていただきます。一般的なことをやっているのだと思うのですけれども、一応そういうことです。

それと、地域おこし協力隊なのですけれども、地域おこし協力隊の人数が、3人から始まったのだけな、2から始まって、5、7とふえているわけです。近隣市町村とか、この地域おこし協力隊の人数というのが出ていますけれども、多いところは35人もなんていうのが北海道なんかにあるのですけれども、これはどういうのかなと。それで、それも小さな町でやっているのですけれども、職員の半分ぐらいいるのかなという気はするのですけれども。本来、地域おこし協力隊に頼らなくてはならないような町であってはならないのではないかと。

ある本を読みましたら、もともとの地域おこし協力隊というのは、いろんなスキルがあったり、要するに若者の就労、地域への移住促進ということなのですけれども、それには当然、横瀬町、7名の方が来て、定着すれば一番いいわけではすけれども。これは全国平均、調査があるのですけれども、同一、移住した先に定着した人というのは5割ぐらいいるのです、48%ぐらいだったのです。その周辺地域というのは、それと、6割ぐらいはいるのです。6割というか、あと15%ぐらい上積みになる。ただ、不利益地域というのですか、他の不利益地域に行ったというのも15%か20%あって、それで他に移動したというのがあります。それと、わからないというのが10%ぐらいあるのです。それは総務省で追跡調査しています。それは二千何人の追跡なのです。ですから、60%として1,200人は定着はしている、僕は結構効率なのだなと意外に思いました。埼玉県の調査は、4人で、4、定着なのです。だから、100%と書いてあるのですけれ

ども、これは数が少ないからあれなのですけれども、横瀬町もその辺、この人数の問題をどういうふうに今後捉えていくかということなのです。

それともう一つは、紅茶をやっている人ですか、が3年の任期を終えるわけですよね。その人の動向はどうか。これは当然、就労支援だとか事業継続だとか帰農だとかという場合に、これを見ると100万円ぐらいの補助金が、交付税措置の補助が出るということになっています。だから、そういう、当然、とどまってやってほしいということは、説得なり、いろいろなお話なりはすべきだと思うのです。ただ、これは調べれば調べるほど、横瀬で呼んだ人が、定着できる人が、農業、就農とか起業とかでいるのかどうかというのがすごく疑問に思いました。本人がスキルがある、例えば看護師さんだとか介護士さんだとか、さっき言った理学療法士さんだとか、言えば、横瀬に住んでどこかに勤めたりとか、あるいは開業したりとできるけれども、横瀬町にとって、農業を推進してやりますといっても、農業で食えるのですかと、食えないから兼業というか、やめていく、放棄地が多くなるので、その辺の要因も考えないと、前も一般質問も言いましたけれども、目的を持ってここに来てもらえる方というのをやっぱり募集すべきだと、目的というのは明確な具体的な。3年でそれが不可能なら、それはやめて帰ってもらってもしょうがないです。いろいろな問題があって、来たけれども、提案したけれども、お金がない、何とかがないといってできなかったと、話が違うのではないかと帰る人もいっぱいいたそうです。それと、地域とのギャップです。

だから、受け入れ側の、よく化学反応といいますけれども、僕は化学反応ではなくて相乗効果だと思うのです。人間は化学物質ではないから。だから、その辺の言葉のあやはいいのですけれども、相乗効果があるということは、地元の住民が自発的にそういうものと共鳴し合ってやっていかないと、やっぱり地元のことは活性化しないのだというのが根底にあります。だから、よそからどんどん来たって、では職員は何をやっているのだというのが僕の耳に入る。7人では、関根さん、多くないかいという意見もこの間聞きました。これは区長経験の人たち。だから、答えようがないのです。町長の質問を聞けば、ああ、なるほどなと思うこともあります。でも、これは要らないのではないのかなというのも実はあります。

ちょっと、僕の特論ばかり言ってもあれですけれども、特別交付税はどれぐらい、交付税の額は9億7,000万円ですけれども、特別交付税の3年間の推移というのを教えてください。交付税には、普通交付税と特別交付税があります。それについては承知していると思います。特別交付税は6%、総額の6%が特別交付税で換算されますよと説明書には書いてあります。だから、計算すれば9億円、10億円ですから、6,000万円ですよね、が来ているという計算に、特別交付税が来ていれば当たるわけですよね。6%、僕は上限だと思うのです。でも、交付税の、普通交付税は94%ということが書いてありますよね、説明書を読むと。6%は特別交付税として給付しますと。特別交付税は普通交付税に換算、見合わなかった分と、基準財政需要額とそれの、あれでしょうけれども、緊急性ですよね、災害時の復旧だとか、そういう緊急性のものだとか、そういうものに出ますと言っています。ですから、特別交付税はどれぐらいなのかということをお聞きします。それが1点。

だから、広報については増額要因と、なぜ、編集過程を教えてください、最終チェックです。それと、支援隊については今言ったような、特別交付税は幾らなのか、それと数を今後どうするのか、それと期限が来た人はどういう方向性があるのか。

それともう一つ、当然、読んでいくと、準公務員というか、公務員的なことになるわけですよね、3年

間の。そのときの就業管理は誰がどういうふうチェックしてやっているか、どういう業務把握をしているか、それをお聞かせください。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員の質問中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの10番、関根修議員の質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 関根議員の質問に答弁させていただきます。

広報印刷費増の要因でございますけれども、要因としましてはページ数の増でございます。毎月、「広報よこぜ」におきまして、情報量が多い月とそうでない月とがございます。ばらつき等がございます、ページ数の増によりまして前年度に比べふえております。

続きまして、広報につきましては、より広く、町の情報をわかりやすく住民の方にお知らせする使命が、関根議員おっしゃるとおりでございます。広報の作成につきましては、広報担当がおります。町内にも広報編集委員というものがおりまして、その月の広報に掲載する情報を持ち寄っております。校正を2回行いまして、最終的に町長の決裁ということで広報が完成する流れとなっております。

続きまして、特別交付税の3年間の交付額でございますけれども、平成28年度が1億1,113万7,000円、平成29年度1億1,075万8,000円、平成30年度が1億1,133万6,000円となっております。

協力隊の管理につきましては、横瀬町に3年間在籍していただいて、その後、横瀬町に定住していただくことが目的となっております。今後も、そのように協力隊の皆さんも町のために貢献していただけることを期待しております。

私のほうからは以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 地域おこし協力隊の件につきまして、私のほうから少し補足をさせていただきます。

数はどうするのか、3年過ぎたらどうするのかといったところがお尋ねの中にあつたかと思うのですが、まず冒頭、議員のほうからいろいろな世の中の地域おこし協力隊に対するデータであったり動きについてご説明がございました。私どもとしましては、そういったものはよく見ながら、我が町の地域おこし協力隊をより効果的に、そしてよりすてきなものにするために日々考えております。

まず、私どもの地域おこし協力隊は、各自の持ち味、能力、特技等を生かしていただくというところを主に置いております。町のお仕事の一端を担っていただくというところもちろんございますけれども、その一方で各人のやりたいことを尊重しながら進めていくということでございます。なぜかと申しますと、それがその先の地域への定着、あるいはその方たちが横瀬での3年間を生かして、その後立派に暮らしていけるといった、何かを残したいというところでございます。現に今来ていらっしゃる7名の方は、それ

ぞれ地域のネットワークに上手に入っていていただいておりまして、ある意味、地域にも定着している方もいらっしゃるかなというふうに思っております。また、自分たちの特技を生かして、今後、横瀬の町にこういったものを残したいということで考えておる方もいらっしゃるようでございます。そういったことを応援していくというのが我が町の地域おこし協力隊のあり方でございます。各地でいろいろな課題が指摘されることはありますが、そういったことにならないようにしていきたいなというふうに考えております。そういうことですので、3年過ぎるとどうなるかにつきましては、もちろん我々としてはこの地域で活躍をしていただくということを希望いたしますけれども、ご本人の希望を尊重しながら決めていきたいというスタンスでございます。

日々の管理につきましては、まち経営課のほうでサポートしながらやっておるところでございます。今後、自然体で、よりやりたい人がふえて、我々のほうでサポートできるということであれば、数については少しずつですが、ふえていくということもあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 地域全体のことは、国もこれからのことで、いろいろ様子を見ながらやっていくのだと思います。それで、いろんなプラスとマイナスの面が出てきたり、いろいろ検証してということは流れを読むとわかるのですけれども、町として、やはり町のビジョンの中でやりたいことをやればいいというのはわかるのだけれども、集めるがためにそういう制約のないやり方はいかなものかという、書いている人がいます。やはり公的なものなのだから、ある程度の制約、制約というよりも、やはり募集をふやして、来てもらいたいがために取り合いになっているのだけれども、華美な宣伝をしたりとか条件を緩めたりとか、そういうことがはびこってきているということをちょっと、これはどんどんふやすとそういう獲得合戦になりますよね。だから、そういう面があるのです。

町独自のということを町長はよく言いますから、町独自は何なのかというのを具体的に言わないと、答弁を聞いていると、たくさんだとか大変反響があるだとか、そういうことは、言葉はいいです。では、どういう反響なのかという具体性が我々には伝わってきません。やはり具体的な成果としてどういうものかということがないと。だから、要は何が言いたいかという、自由にやるのはいいかもしれないのですけれども、やはり2カ月に1回とか半年に1回でもいいですけれども、レポートを出してもらおうとか、地域おこし協力隊の人に書いて出してもらおうとか、そういうことは実際しているのかとは思いますが、あえてそういう、やると。広報にも絡むけれども、その人たちの、7人いる方の活躍の、自分のレポートでもいいですから、書いて広報するだとか、別の広報でもいいです。そういうのを出していかないと、やっぱり、横瀬もそうなのだけれども、何をやっているのだという。

確かにいろんな、うちにも、個人的にはあれですけども、6区に住んでいて一生懸命やっています。伝統芸能をやっている方を僕は知っています。具体的にはその人しかよくわからない、はっきり言うと。あとは、そうなのだと、名前もよくわからない、僕の勉強不足かもしれないですけども。地元に住んでいて、地元のあれに出てくる人はわかります。ですから、やはり共有するためにそういう部分を、ページ数がふえてしまってどうのというから、この際、ページ数がふえるのだったら、町長の談話は1回削っても別に構わないと思うのです。僕はそう思うので、そういう配慮しながらやると。

実は、16年の行革の時期に、10万円、20万円、1万円、2万円を削るのに苦労したのです。ですから、コスト意識を持ちますというのは、僕は、税金を使う以上、そういうことがコスト意識だと考えます。だから、議会も協力している。それと、先ほどのあれではないけれども、補助金があるけれども、持ち出しがなければ、それは財政に関係ないということなのだけれども、実は、ある外郭団体にお金が行っても、それも税金なのですよね、国の、だと思ふのです。だから、そういうところから、税としては同じです。

僕が言いたいのは、特別交付税は幾らですかと。そうすると、ふえたり減ったりですけども、ほとんど1億1,000万円ぐらいで推移しています。ということは、6%より多いなとは思ふのだけれども、ちょっと多いですね、かなと思ふのですけれども、僕は特別交付税にも枠があるのではないかと思っているのです。交付税の出し方って、国の基準の裁量で結構操作してしまっていることがあるのです。実は、きのうも財政のことを言いましたけれども、16年当時30億円ですよ。交付税は多分6億円ぐらいなのです。それを合併しないと減らしますよと言われたときに、減らしても1割か2割、そうすると、2割減らしたって1億2,000万円ですよ。あるいは、1割だったら6,000万円しか減らないです。横瀬町をいじめてもしょうがないよねという額なのです。だから、僕はこれ以上減らないのだなとその当時思いました。当然、グラフでの高さをはかると減らないのです、ふえるのです。だから、この3億円が上積みになって、34億円ぐらいな感じにしかなくなっていないです。国の方針が変わって、地域にお金を出すということで交付税も緩くなったのだと思ふのです。一時、財政力指数でいうと上がったけれども、最近は落ちている。それは、国の操作、基準の操作で上がったり、落ちたりしている経緯があるのです。上がったときはそうなのです。だから、そういうこともあるので、結局、これは、地域おこし協力隊はゼロから600万円になって1,700万円になっているわけでしょう。これは全部措置なのです、特別交付税の措置なのです。そうすると、それを引いていくと、使える、普通に特別交付税の措置をした部分が減っていくのです。そういうふう考えても不思議はないです。僕は、国のやることだから、多分、無条件でふやすようなことはしないなとずっと思っていました。

というのは、特別交付税の特会というのは、百何億だったかな、1兆4,000億円だったか、何かあるわけですよ。その総額は変わらないのです。僕の経験で、総務省と財務省の次官同士が駆け引きして、特会は減らすけれども、違うところをふやしますと、1%ずつぐらい譲って、いつも同じなのです。総額が。そんなことをやっているのです。お役人というのは、大体、自分のときにドラスティックに変えられるのは困るわけだから、実績で。だから、総額はほとんど変わらない。そうすると、横瀬町に来る額はそんなに、人口の問題が、減っていけば当然減るわけですから、でも、協力隊に言えば、その分が減るのではないのかなという懸念はある。ですから、コストがかかっていないということを使うけれども、実は横瀬町にいっぱい、財源の中でその分はそっちに使って、違う部分をカウント、使うべき、できるはずのものを使っていないということなのです。だから、その辺を、僕も不確かなので、執行部はちゃんと計算して検証してもらいたいと思います。ですから、その辺も、まち経営課かな、もってもらいたいと思います。

一般的に見ると、僕は34億円で富田町長はよくやっていると思います。というのは、16年当時は1人当たりの、一般会計ですけども、多分、1人当たりの費用が37万円だったのです。今、42万円ぐらいなのです。前は37万円ぐらいだった。これは近隣の、16年当時は一番率がよかったのです。合併するときに、

秩父市とほとんど同格なのだから、普通は財政効率が悪いのだったら合併するけれども、悪くないからする必要はないではないか、だから、してしまうとよそに、秩父市にも、吉田だとか大滝とか荒川に分けてあげなくてはいけない立場になってしまうということなのです。1人当たりの財政も税収も、横瀬は秩父市とほとんど同等でした。今も多分余り変わらないと思うのですけれども、これは類似団体のというのがあるので、類似団体別事項明細とかあるので、当然知っていると思うのですけれども、それは調べてもらえばわかるけれども、横瀬町の類似団体の部類でいくと、1人当たりの経費は80万円なのです。だから、極端に言うと半分近いあれでやっている、面積が小さいということもありますけれども。だから、一概には言えないのですけれども、単純な平均で出しているやつはそうです。税収はやっぱり同じぐらいなのですね、平均なのです。でも、構成比率が16.7なので、横瀬は倍ですよ、33%ぐらいありますよね。だから、横瀬というのは16年当時から割と健全に財政規律を守ってやっているなと思うのです。規模的には今までやっていけたのだから、これで十分だと思いますけれども、先行投資がなかなかできないというのは財政状況の不安定さもあるのです。だから、1万円でも2万円でもやっていくということになると、人数もどこで制限するかということも十分考えなくてはいけないことだなと思います。これは今後、余りふえていって、35人とか、よそから来てにぎわえばいいのだということよりも、地元の人が納得したり、地元の人とコラボできる、そういうキャバがあると、年寄りがふえていくわけですから、若い人が少なく、呼び込もうといってもどだい無理があると僕は思うのです。では、どういうふうに若者対策をするかという問題ですけれども、その辺をもう一度、どういう方針、方針を考えてほしいということです。これで、長くなってしまいますので。

それと、横瀬町の広報なのですけれども、中身は、これは一般的で、詳しく出ています。見る人と見ない人、見ない人は見ません。ただ、表紙なのです。これは言おうかな、どうかなと思ったけれども、これは言っておかないと、これは誰を対象に出しているのですかということなのです。住民ですよ。住民というのは、ここに住んでいる人だと思うのです。「よこぜまち」に住まねえかい？と、住んでいる人に「住まねえかい？」というのは失礼ではないですか。これは、チェックのときに疑問が出なかったのですか。「住まねえかい？」「おいでよ」と。来た人に「おいでよ」と言っているのだけれども、これが、読んだ人から僕のところへ電話が何件か来た。「関根さん、サークル活動しているのかい。開くと、ほかもそういうのが多いで。仲間だけでやっているようなのでは困るよ」というので、僕は本当はここで言いたくなかったのだけれども、でも、一応、皆さんが2回もチェックして、副町長と町長まで出て。もっとひどいことを言った人がいるのだよ、言わないですけれども。これはちょっと。次の号も「イトコあるよ、よこぜまち」と、みんないいところだから住んでいるのだよ。これはちょっと浮いていませんかということなのです。

だから、もう一度編集を、中身はいいのです。でも、表紙が顔です。これが姿勢になってしまうのです。だから、よそにだけ向いて、よそにはまかないはずのものを、一部秩父市なんかにやるけれども、そういう効果を狙っているものではないですよ。その辺のことを、弁明はしなくてもいいのだけれども、もう一度編集をちゃんとすると。

それと、極端に言うと、よそからどンドン呼ぶということは、管理職の人たちがなめられているのだから、もうちょっと頑張らないと。頭脳なのですよ、心臓部でもあるのです。だから、町長に、そんたくと

いうことはあれだけでも、余りそんなくしないで、言いたいことは言って、だめなことはだめだというような経営体にしないと。民間目線、民間目線というけれども、まずは自分たちの規律が大事だと思うので、その辺をしっかりとってください。

このことは、住民から直接電話が来たり、だから、僕が選挙をやったから来るかもしれないけれども、そういうことではないと、僕も実は家族で、「これはちょっと言ったほうがいいのではないの」と言ったら、娘には「言わないほうがいいよ」と言われたけれども、いろいろあるから。でも、あえて一般質問ではなくてこの機会に言いました。だから、ぜひ、最後に、写真もいいのだけれども、その辺をもう一回考えてもらいたいと思います。それを町長に一応、提言なので、答弁してもらいます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、広報の関係と、それから地域おこし協力隊の関係を答弁させていただきます。

まず、広報のほうは、貴重なご意見ありがとうございます。住民の皆さんの声を聞きながらつくっていくというのが広報のあるべき姿だと思っています。きょうのは貴重な声として受けとめさせていただいて、次回以降の編集にしっかり生かしていきたいなというふうに思います。これは、職員とも協議をしたいというふうに思います。

ただ、今の中で、外から人が来るということは、管理職はなめられているのだよというのは全く当たらないというふうに思っています。それは、うちの管理職は皆よく頑張ってくれていて、それでも横瀬町はオープンにして、いろんな人に入ってもらってということを私はやっていきたいです。そういう中で、管理職の皆はやる気を持ってやってくれているなというふうに自分も感じています。その辺は引き続き、しっかりコミュニケーションをとっていきたいなというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊なのですが、議員ご指摘のとおり、特別交付税に総枠的な考え方があるというのも承知しています。なので、地域おこし協力隊は、表向きはコストゼロなのですが、実際は少し違うということも認識しています。一方、今の制度としては、基本的には地方にとって大変ありがたい制度であるのは間違いないです。使い方をうまくすれば、非常に力になる制度というのですか、かなというふうに思いますので、制度としては、町としては利用できるものは利用していきたいなというふうには思っています。

そういう中で、横瀬町はどのくらいの数までだったらというのは中でも議論はしています。幾つか制約事項があって、それは具体的に住むところだったり、管理の目の届く範囲だったりということも考えて、今、職員との間で、管理をしている職員と意見交換をしながらというか、話をしている中では、10人前後ぐらいまでだったら今の受け入れ態勢でも大丈夫であろうということは話をしています。だからといって、すぐということではなくて、これは相手がある話です。全国で、30人や20人台で使っている自治体がたくさんあります。いろいろそういう情報もとってはおるのですが、基本的に人数をふやすに当たってのネックになるのはやっぱり募集なのです。なかなか、全国の自治体が用意ドンで募集をしても、人気があるところ、ないところの差はありますし、というところはあります。そういう意味では、おかげさまで、横瀬町はなぜ7人まで来られたかという、1人目、2人目ぐらいですか、苦労したので、3人目ぐらいからは非常にいい人に手を挙げてもらえるようになったという状況があります。なので、横瀬町が管理がで

きる範囲というのですか、を考えながら、そして一人一人がしっかり地域に根づいているかどうか等も含めてしっかり管理をしていきたいなというふうに思っています。

あとは、3年後が問題なのですが、私は地域おこし協力隊はやっぱり3年後以降が大事なというふうに思っています。おかげさまで、今、卒業間際の人1人いるのですが、その人は、仕事はともかく、横瀬に残りたいという意向を持って今活動してくれています。これは大変ありがたい話です。ですので、仕事を決め落ちでなくてもよくて、横瀬であれば多分いろんな出口の形があると思います。ここに住んで外に通うでも、最後は、私はそれは本人が望むならいいかなとも思いますし。だから、そういう意味では、一人一人の3年後、しっかりサポートもしてあげて、できるだけこの町にとどまるようにやっていきたいというふうに思っています。

いずれにせよ、地域おこし協力隊はまだ導入してから日も浅くて、我々もまだ試行錯誤しながらではあるのですが、しっかりコスト意識も持って、かつ管理もしながらやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 よく、制度半ばで、国のほうもこれからふやしていく可能性はあるのだけれども、国のほうも諸問題が出てきています。

きょうの新聞で、地方何とかコンシェルジュとかいうのがあって、不人気だと、2件ぐらいしか来ないなんていうけれども、いろいろ試行錯誤しているのですけれども、やはり人数の問題というのは、これを見ると、近隣だと秩父市が9人、横瀬が5人、皆野が2人、小鹿野が6、神川が2、長瀬とか東秩父とか、あと上里だとか、そういうところは埼玉県は出ていないのです。埼玉県で出ているのは、やはり秩父地域と、神川だから西のほうになります。だから、やはりこういう、我々のような地域には必要なのかなとは思いますが、やっぱり目的意識をちゃんと持っていただいた方が来る。それと、誘致というか、募集合戦で、かなり募集ポスターとか、いろんなのに費用をかけているところがあるらしいのです。だから、そういうのには乗らないでほしいと。やっぱり今まで積み上げたことからアプローチしてもらいたいなと思います。それで、やはり定着を強めれば、横瀬町に来たら定着するのだということは、とりあえず国の方策としてはそういうことが目的なのだから、やっぱり定着させることが次のステップにつながるのだと思うのです。実績なのだと思います。これは、どこへ行ったかわからないというのが20%いるのです。

それともう一つ、一度、ほかに、横瀬町でやりますよね、3年間。終わったら、ほかのところにも行けるのですか。そういう情報はありますか。それを僕はちょっと、行ったりしている人がいるのかなとか、そういうのをすごく疑問に思うのです。というのは、それをやると、ベーシックインカムではないけれども、基礎的な給与はあるから、それで全部賄ってもらえるから、転々と3年ずつ歩くというのが出ますよね。募集の母体がありますよね。母体というか、あっせんするところ、何か俺は聞くと、I J何とかというのがあるけれども、日本橋か何かに事務所がある。そういうところで募集の、地域おこし協力隊QアンドAみたいのがあります。そうすると、多分、募集もあっせんする母体なのかどうかかわからないけれども、外郭、一般法人かな、何かであるのです。だから、そうなると、そこでストックした人を渡り歩かせるというビジネスが成り立ちますよね。それで、そこも経営的なものがあるから、そこにやります。だから、

一等地にビルを構えて、そこで借りながらそういういろんな業務をしているということはお金もかかるわけですから、要するに田舎を食い物にしているようなやつがいるのではないかなんて思うこともあるのだけれども、その辺は渡り歩けるのかどうか。今の情報だけでいいのですけれども、教えてください。町長の答弁で、気をつけてやらしてもらえば十分だと思うのですけれども、それだけ、1つ。

○内藤純夫議長 では、答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、都市住民が地方に行って、そこで1年から3年活動していただくことが原則となっております。ですので、横瀬町に在籍した協力隊員がまた地方の協力隊をできるということはないと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですね。

〔「考えていますって、情報はないの。今のところないの」と言う人あり〕

○新井幸雄まち経営課長 できないと認識しております。

○内藤純夫議長 それでは、円滑に進めるために、6番、新井鼓次郎議員、質問だけお願いできますか。一般会計に対する質問を。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 お昼を食べようと思っていたので、失念しておりました。

何件かあるので、手短かに確認させてください。まず、P55、これは確認ですが、旧芦ヶ久保小学校の浄化槽設置工事、これをやっていただいて大変ありがたかったのですが、規模がたしか13人とか14人槽で計画され、実施されていると見ました。計算とか法定のもので、これで間に合うという指導のもとでやったと思われませんが、これはあくまでも平均値でのことであって、この芦小の場合、特殊事情、一遍に人が来て、一遍に使うというときに果たして足りるかどうかという疑問がまだ残ります。商店のようなところでは、小さなところでも三十何人槽を設置しなさいというような義務づけがされているので、それに比べるとやけに小さいのですが、やっていただいてありがたいので、通常時の検査はされていることと思いますが、イベント実施後の近々において問題ないという実証をされたかどうか、またされていないようであれば、次年度以降、そういうお考えがあるかお伺いします。

それから、P93、秩父地区メーデー助成金、これは従来よりずっと助成されているのですが、時代が変わってきまして、恐らく50半ば以上の人でないとメーデーというものを知らないのではないかなというような時代になってきました。現に秩父地域においての活動というのも、集会を開いていることとは思いますが、5月1日ではなくなってきたと認識しています。実際には小規模になってきて、消滅寸前ではないかと思うのですが、今年度も実施、助成されているので、それは問題ないのですが、次年度以降、どういうふうに捉えるか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、P125、これで商工業振興費と観光費で町観光・産業振興協会におのおの補助金を出しております、15万円と90万円出していらっしゃる。統合されているので、1つにまとめ忘れたのか、あるいは商工費としてということと観光費として明確に区別しなければいけなかったのか、その数字を明確に示

しておく必要があったのか、どちらでしょうかということと、今後、一般社団法人ですか、になられるということで、営利を追求できるようになるはずなのですが、そういった場合にそういう団体に補助をどのように考えるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、135ページ、町営住宅の浄化槽維持管理検査委託料、これが40万2,795円、前年が、これは同じ検査で8万六千何ぼで済んでいるのです。大幅にふえているのですが、検査であるならば、ふえたりはちょっとわからないので、これを教えてください。

それから、飛びまして、P143、中学生国際交流事業の、ここで謝礼金6万円、これがどんなものなのか教えてください。

次に、言うだけ言ってしまいます。P159、終わりのほうで町民会館管理運営事業の中で、ホール舞台吊物機構保守点検委託料、これは毎年38万8,800円かかっています。ちょっと疑問に思ったのが、中学校とかのほうが数万円で済んでいるのに、町民会館のものがやけに高いなということと、これはどなたでも使っているので、クレーン、ホイストの作業主任、免許が要らない軽微なものであると認識しておりますが、法定点検の義務があるのか、経費が何でこれだけ高いのか教えてください。

それから、戻りまして、P57、タウンプロモーション事業、これで先ほど3番議員さんから質問がいろいろあったのですが、その中で、ちょっと済みません、理解できていないので、私のほうからも質問させていただきます。プロモーション動画編集・作成委託料31万3,200円、こちらが明確に記入されていますので、ビデオ制作代金、機器を使用しようが何しようが、つくって請求されたお金が31万何ぼであるという認識でいいのか。そのほかに70万円を別個で謝金として払っているということなのですが、先ほどの答弁で、課長のほうは、さまざまな特殊機械を使っているの、それに対する謝金であると言っているし、町長、副町長のほうでは、クリエイティビティー・クラスから続く労苦に対するお礼を含めているということで、特定してクリエイティビティー・クラスから参加している人に頼んで謝金を払っているということ、その場しのぎのいいかげんな答弁でよくわからないです。要は、会社として請求しているのは三十何万円で、それで済むのに、余計に70万円謝礼、御礼、70万円、税金を使ってくれているということで認識してよろしいのかということ。よろしいでしょうか。要は、税金を使ってこんなことをしているのということをお伺いします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいま決算認定の審議中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、新井鼓次郎議員の質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、まず最後にご質問をいただきましたタウンプロモーション事業について

お答えのほうをさせていただきたいと思います。

まず、謝金の70万円については、今回の撮影に対する正当な対価としてお支払いをしております。

もう一度今回の事業についてご説明を申し上げますが、全体としてこのタウンプロモーションの映像撮影というところに入りましたときに、まず、プリプロダクション、企画段階のところで、法人のほうに企画のご相談を申し上げ、それが委託料ということになります。そこで組み立てられました企画等に基づきまして、撮影がその後行われ、それに対する対価としてこの70万円のほうが払われていると、そのようなことになります。

そして、ご質問の中でありました、発言の相違、特殊な技術、それから横瀬クリエイティビティー・クラスとの関係でございますけれども、基本的には全ての事情は含まれているというふうに思います。発言の中でどちらかが先に出たというところはございますけれども、これは特殊な技術を使うものでもあり、そして今回の撮影に関しては、横瀬クリエイティビティー・クラス、これの評価を使ってやるのが一番効果的であろうというところ、全て含んでいるということになろうかと思えます。

私のほうから、タウンプロモーションについてのご説明は以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、旧芦ヶ久保小学校における合併浄化槽の件につきまして答弁させていただきます。

これにつきましては、人槽につきまして、10人槽を設置しております。10人槽という人数、容量の根拠でございますけれども、日常におきまして平均的な利用者数等を算出し、建築確認が所管であります県土整備事務所と協議を行いました。それに基づきまして、建設面積等は大きいものの、利用人数等を勘案して10人槽を設置しております。また、単独槽のときにも同じようなお願いをしておりましたけれども、利用者には、大人数のイベントとかに利用される場合につきましては、イベント時には仮設トイレ、あるいはちょっと離れるのですが、道の駅等のトイレの利用にもご協力をお願いしているところでございます。検査につきましても、ことしの1月末に工事が完成し、5月に1回検査を行っております。いずれにしましても、環境に配慮して、今後も今までと同様に、大人数が集うようなイベントのときは、環境等にも配慮し、検査等も行えるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、質問にお答え申し上げます。

まず、決算書の93ページの秩父地区メーデー助成金につきましては、労働者の権利拡大や労働条件の改善等を目的とした活動に対して助成するものでございまして、昨年5月1日に秩父地区のメーデーが開催されたものを支援しております。参加者同士の交流の場ということもありまして、その補助につきましては、今後また活動の状況等を確認しながら、今後の助成について考えてまいりたいと思います。

また、続きまして、125ページと127ページに観光・産業振興協会に対して2つの補助金を交付しております。これにつきましては、観光・産業振興協会の活動の中で、観光振興に取り組むもの、それと商業振興に取り組むものに対してそれぞれ分けて交付しております。補助金の交付目的が、その活動を、町では観光振興、商業振興という2つの目的に分けて考えておまして、これは申請者側もそのように分けて活

動に使っていただいているということでございます。

今回、10月1日に一般社団法人に変わるということもありまして、町ではこの機会をよい機会だと捉えております。補助金だけでなく、いろいろ見直しを図ればと考えておりまして、今後の補助金交付につきましてはやはり見直しをしていきたいと、そのように考えています。ただし、すぐすぐの対応は難しいかもしれませんので、今後の経過を確認しながらその対応に努めてまいります。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 私からは、135ページの町営住宅の浄化槽維持管理検査委託料の増額要因の件でございますが、平成30年度につきましては、汚泥等の引き抜き、運搬、処分をさせていただいたことによる増額の部分になっております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 では、答弁させていただきます。

私のほうからは、決算書143ページ、中学生国際交流事業の謝金についてお答えいたします。これは、事業協力をいただいた業者に対しまして、協力謝金ということで歳出をさせていただきました。歳出先は、自然郷東沢さん、それから有限会社やまみずさんです。この国際交流事業が新たな取り組みとして、国内事業ですけれども、進めていたわけですけれども、その中でいろいろとご協力をいただいたということで、この中にはバスの送迎等も含めた協力、運行依頼、運行協力ということで謝金を支出させていただきました。

それから、159ページの町民会館のホール舞台吊物機構保守点検委託料でございます。こちらにつきましては、まず学校のつりものの点検につきましては、体育館のバスケットゴールがつってあるということで、その点検料だということでございます。こちらの町民会館のホールにつきましては、つりものの数が多いということで金額も高くなっているということかと思えます。点検装置としましては、電動装置としまして、どんちょうが2本、それから中割幕1本、それからスクリーンが1本の計4本が電動装置でございます。それから、手動装置としましては、ボーダーライトバトン、ライトのバトンですとか後ろ幕ですとか、そういったもので手動装置14本ございました。それから、固定装置としまして、霞幕というものが3本ございます。合計で21本のつりものの点検をしているということでございます。

○内藤純夫議長 答弁漏れがございましたか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

質問の中で、補助金のほう、90万円としゃべったようですが、900万円でした。申しわけありませんでした。訂正して、おわび申し上げます。

ご回答のほう、ありがとうございます。それでは、少し再質問させていただきたいと思えます。まず、タウンプロモーション事業でご説明いただいたのですが、動画編集・作成委託、要は、つくってくださいというところで31万3,200円なので、こちらの謝金、そういうのがあるとはいえ、どうも読めないの、ややこしいです。それから、普通、そういう企画を相談したら、そこがやればいいだけの話だと思うので

すが、もちろん、実際につくった方もその事業所にいるのだろうけれども、わざわざ委託料を社に払って、謝金を個人に払うという、2つ分けたというところに疑問点があるのではないかと思います。いずれにしても、高いというところの解釈はいろいろあるということで、特殊機材云々というのは具体的に何を使ったとか、機材の損料が幾らとかいう根拠が示されていませんので、何が特殊かわかりませんが、非常に無意味な出費ではないかと指摘しておきます。

それから2点目なのですが、中学生国際交流事業の謝金、これは6万円で2事業者さんが担当されているということなのですが、一方が5万円で、一方が1万円でした。稼働日数から見て、この算出根拠が全然わからないのです。一方の方は横瀬町内から名栗まで2往復されているという、非常に長い運行というか、距離をご負担していただいております。これは事業なので、その開催期間中の行動というのはあらかじめわかっているわけです。謝金に対する1万円と5万円の違い、算出根拠、規定等ありましたらお願いします。

それから、つりものに関しては、確かに二十数本ですか、非常に数が多いと、電動を含めると物すごい数になるので、そういう金額になるのだと思うのですが、保安基準、法定点検義務等の法的要素というものがあるのかどうか。

それから、同じつりものでエレベーター、これは法的根拠があって、点検、クレーン協会だったかな、が代行でやるのだけれども、同じつりものなので、同じ人に、同じ協会でしょうから、やって、コスト削減というのはできるはずなのですけれども、別々にやっているというのは合理性に欠ける、できないかもしれないのですけれども、その辺の検討はされたことがあるのでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 ご指摘ありがとうございます。

タウンプロモーションにつきましては、最後、無意味な出費というふうにおっしゃっていただいたのですが、これのプロモーションの目的は、移住定住促進、関係人口の創出というところを目指してのものでございますので、それを目指してのものとしては非常に効果的なものができたというふうに考えております。

やり方につきましては、先ほどご説明したとおり、あるいは午前中ご説明したとおりでございます、仕事の流れとしまして、企画を相談し、それから撮影に入り、その撮影に最も技術の適した人ということで撮影をしていただき、それに対する対価を払っているということでございますので、特段不自然なことをやっているとは考えておりません。また、そのような流れをもって、今回活用させていただいております助成金については申請もし、説明をした上で承認をいただいて進めているというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

まず、こういった行動が予想されていたのではないかとこの点でございますが、当初予算を計上させていただきまして、その後実施に向けて検討する中で、今回、国内事業をやるということは、本当に新しい事業でございます、いろいろ手探りな状態もありました。そんな中で進めていくところで、予算の範囲

内でこの事業をしたいということでこのような形をとらせていただきました。謝金についての根拠ですけれども、これについては特に規定はありません。ですので、予算の範囲内といいますか、で歳出をさせていただいたということでございます。

それから、町民会館のつりものの関係でございますが、これは法的には義務はないということでございます。ただ、町民会館としましては、安全性の観点から毎年点検を行っているということでございます。

それから、エレベーターとの関係でございますが、現在私が承知しているところでは、その検討をしたことはないというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。

謝金のところで、中学生国際交流事業のほうの謝金について再度お伺いします。片方が5万円、片方が1万円です。片方のほうは名栗までの往復、延べ2日で1万円、もう片方の事業者さんは、5日間と書いてあったのですが、実際に事業自体は2日の中でのことなので、大したことをやっていないのだろうと思うのだけれども、5万円です。走行距離を資料から見ると、1万円のほうははるかに多い、だからかかわっている時間も長いのに対して、1万円と5万円の差があるのはなぜかということ再度お尋ねします。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 お答えいたします。

バスの運行につきましては、1業者の方につきましては、名栗からの往復ということで1回ということになります。もう一つの事業所の方につきましては、運行回数でいきますと全部で10回ほど、町民会館との間を運行していただいております。それとあと、そのところには宿泊もしていただいております、宿泊中のいろいろな、留学生とかに対する対応とかを、もちろんご商売ですから、そういう商売の観点もあるかと思いますが、それとは別にやはり町のほうの事業をやっていただいているというお考えを強く持っていて、その辺も本当にいろいろと配慮していただいて事業を進めていただいたというところも含めまして、その辺の金額の差があるのかなというふうに理解しております。

○内藤純夫議長 他にございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、3点お聞きいたします。

ちょっとこれは今思ったところで申しわけなかったのですが、37ページなのですけれども、雑入です。補助金ではなくて雑入のところに入っている、雑入の中で今までいろいろと問題になっている財団法人地域活性化センターの助成金、地域活性化センターというものは大体どんな事業なのか、この団体についてネットで調べてみたのですが、ちょっとよくわからなかったもので、どのような団体か、ちょっとお聞きします。

それから、同じようにまちなか再生支援事業助成金と、これは助成金ということなので、どこからの助成金というのかが出ていないのですけれども、これを教えていただきたいと思います。

次が93ページの小児科オンライン事業なのですけれども、これは執行部のほうはどう感じているのか、私はなかなか理解しにくいのですけれども、消防署の救急対応は乳幼児の件数が少ないのですね、広域市

町村圏のをちょっと調べてみましても。医療費も救急車要請も高齢者が多い中で、これを実施することで医療費の削減に寄与するのはちょっと疑問かなというふうに思っています。また、国、県のほうでやっております24時間体制の#8000や#7119もある中で、この小児科オンラインを横瀬町で、6時—10時、予算を出してやる意味があるのかなということを思います。

また、本庄圏域では患者搬送病院に補助金を出しているという、新聞ニュースで見たのですけれども、秩父の医師会はこの事業に対してどう感じているのか。私は、地域医療を守るためにも、お金を圏域に落とすほうが良いと思っています。守らなければいけないと思っております。ですから、このオンライン事業については、私は、例えば乳幼児の場合は病気の進行がとても早いので、そこで例えばスマホの画面で見て、大丈夫ですよと言っても、激変とか急変することがあります。もしそれで事故でも起こったらと思うと、私もとても心配なのですけれども、例えばこれは初見のカルテがないのだと思うのです。だから、私、例えば行政書士で、命にかかわる仕事でなくても、電話で問い合わせた場合にはお応えできませんというふうにお答えしているのです。条件が全然違うので、問い合わせたことに対しては、答えが例えばAであったとしても、言われていない内容でいろいろなものがあつたときに答えがBになることもあるわけなのです。ですから、そこら辺のことを思うと、命にかかわることですので、私は消防署の救急車をお願いして安全を確保したほうが良いと思っておりますので、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、167ページなのですが、体育関係なのですけれども、町の駅伝競走大会なのですけれども、私も時間があるときは行って見せていただいているのですけれども、これは参加費があっても他町村からの参加者が多くて、全く、走るような大変なことをよく横瀬まで来てやってくれているなど、大会を盛り上げてくれているなどと思って感謝しているのですけれども、とてもよい事業だと思っておりますが、これも関係人口の増加と考えれば観光施策とも言えると私は考えています。町のPRにもなるので、もっと予算を多くし、魅力的な事業にして参加者に喜ばれるようなものにしてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

最初にご質問にありました一般財団法人地域活性化センターにつきましてですが、こういった地方の取り組み、移住定住あるいはそういった取り組みに対して助成金を出して事業を行っていただくというセンターでございます。

それともう一点、まちなか再生支援事業に関しましては、こちらは一般財団法人地域総合整備財団というところがございます。こちらはまちなか再生のプロデューサーを、横瀬町と一緒に事業を行っていくことによって助成をいただいているところがございます。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 小児科オンライン相談事業について答弁をさせていただきます。

小児科オンライン相談事業につきましては、去年から始めております。利用後のアンケート調査も行っ

ておりまして、相談時、医師の説明がちゃんとわかりやすかったかという、92%の人がわかりやすかった、今後利用したいと思うかということにつきましては、96%が利用したいと思っているという回答になっております。相談内容といたしましては、予防接種についてですとか発熱、排便、発疹、嘔吐、下痢等の相談を利用されているようです。

こちらの小児科オンライン相談事業につきましては、小児科医が直接、テレビ電話、チャット等で相談に応じています。埼玉県では、#8000番という、看護師さんですとかが対応になるということでございます。利用後に子供さんの状態が重篤化したかということについても確認をしておりますが、そういった事実は今のところないようでございます。今後も、住民の方のニーズ等を把握しながら、確認しながら事業を行っていかねばと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、駅伝大会の関係について答弁させていただきます。

ただいま、駅伝大会、参加チームの6割が町外からの参加ということになっております。入賞賞品とかに、地元のジャムセットですとか、またコンニャクセット、しょうゆやみそというようなものを、地元の賞品として、入賞の賞品として使っております。ただいまご指摘のように、そういった観点からたくさんの人を呼ぶということで、また観光担当課ともいろいろと相談しながら進めてまいりたいと思います。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから、小児科オンラインについて少し補足のほうをさせていただきます。

議員ご指摘のように、いろいろな類似のように見えるサービスがあるというのは私どもも承知をしております。その中で、今回お願いしている事業者の方とお話する中で、私の理解といたしましては、いろいろなサービスがあるのですが、基本的には情報提供型という形でやられているところが多いのかなと。いずれにしても、医療行為には当たらない範囲で皆さんやられているわけなのですが、現在横瀬町で取り入れている、この小児科オンライン、産婦人科オンラインについては、彼らの言葉をかきますと、問題解決型に近いところでやっていきたいというふうに言っております。その問題意識といたしましては、今までいろいろなサービスがある中で、#8000であったり、その他のいわゆるドクターシェアリングと言われるような類似の事業があるわけなのですが、そこで現場の医師としてここが足りないのではないかと感じているところをこのサービスとして立ち上げ、企業として立ち上げたというところでございます。

具体的には、最終的にしっかりと診た上で、これはお医者さんに行ったほうがいいですよという割合、これはいわゆる#8000に比べて、こちらの小児科オンラインのほうが低いというふう聞いております。これは、その後、ではどうなったのかというのはしっかり見ていかないと、ご指摘のような事故の可能性というのが怖いわけなのですが、これについても追跡をしておられまして、これについてはほとんど問題はなかったというふう聞いております。すなわち、できるだけ夜間外来のオンライン版のような形でできるような体制をとり、それだけのサービスを提供しながら、無駄に救急車で夜間に行くことのないような、そこまで突き詰めたいのだという思いでこの方たちはやっている、それに対して私どもも協働させていただいているというところでございます。もちろん、全てが、100%そうなるということではございませんので、リスクはあるかと思っておりますので、そこは慎重に、この事業者の方も進めておられますし、我々

も非常にコミュニケーションを密にしながら、町の人利用者あるいは関心を持っている方のご意見も密に吸収しながら、お聞きしながら進めているところでございます。我々としたしましては、こういった新しい取り組み、それからもしそれがそのとおりになるのであれば、救急搬送に行って、結局何もなかったという回数が減る可能性があるわけですので、そういったことも頭に置きながら、このサービスについては慎重に、しかし前向きにやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員、再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

地域活性化センターについては、私も調べました。あと、まちなか再生支援事業助成金なのですけども、財団法人地域整備財団と仕事を一緒に行うというふうにおっしゃられましたけれども、私はちょっと意地が悪いので、こういう考え方をしてしまうのだと思うんですけども、国から財団にお金が行って、そのお金が市町村に行くわけなのですけども、国からのお金を財団がまたカムバックするための、この事業団が事業者を推薦とかして、この事業者を使ってくださいというふうなことがあるとすれば、それは問題ですので、そこら辺のところは注意していただきたいのです。株式会社プブリクスとかというのをちょっと調べてみましたけれども、ちょっと、どんな会社なのかもわからなかったもので、そこら辺の迂回の金額、予算だとすれば、ちょっとこういう事業は、お金をもらっても、町としては余り、取り組むのいいかどうかと私も思いますので、そこのところは十分注意していただきたいので、事業者の推薦等はないのですねということを確認します。

それから、オンライン事業なのですけども、救急車は、だから、結局、言いましたけれども、子供よりもお年寄りのほうが多いわけですよ、働いている人とお年寄りのほうが。だから、救急車を削減できるということが目的で始めたのですけれども、これで、では全て賄えるかということ、ちょっと対象が違うのではないですか、小児科ではなくてお年寄りのほうではないのですかというふうに思います。その点を1点お聞きします。

それから、これは使った人は確かによかったというあれだと思います。問題が起きてからだと大変なわけですから、使った人はよかったのは当たり前なのですが、この事業のために93ページで150万円支払っているのですね、事業者に。それで、なおかつ、57ページで5,190万円、外部専門家への支払いということで5,000万円ぐらい払っているのですが、これの内訳が何かというと、小児科オンラインの普及、小児科オンラインの効果計測の分析、町民参加企業へのPR活動、よこらぼ運営に関する助言ということなのです。だから、これも結局、小児科オンラインへの費用だとすれば、結局、700万円近いお金がこれのために出ているわけです。子供たちの安全を守るためにこのお金が出ているということを考えると、私はやっぱり地域医療にお金を払ったほうがいいと思うのです、定住自立圏とか秩父の医療の人に。例えば寄居町なんかは1回運ぶと、本庄市の圏域ですけども、患者搬送病院に補助金で、1件につき1万3,000円ということが出ています。こういうことで地域の医療を守ったほうが私はいいと思っていますので、この莫大なお金、結局、事業者は現場の医師が足りないと思ったところを事業化したと言っていますので、事業なのですよ、これは。福祉事業ではなくて、営利を目的とした事業者なのです。だから、そういうとこ

ろがありますので、ウイン・ウインだとか、赤字を出してまで会社を起こすという事はあり得ないと思うので、そこのところを私は危惧しますので、そこら辺のところをお願いしたいと思います。この600万円近いお金が実際出ているのです。それをどう思いますか。救急車の要請も高齢者が多いのです。そこら辺はどうしますかということです。

あと、結局、これは事業ですので、この事業、営利を目的とした事業ですから、福祉、1階のところに小児科オンラインを受けましょうみたいなタブレットが置いてありますけれども、あれは結局、突き詰めていけば、それを使えば使うほど、そこの事業者がもうかるわけですから、#8000、#7119を使いましょうというのだったら、それは事業に結びつかないのですけれども、そういう事業に結びつくものが置いてある中で、ちょっと町民としてそれは本当にいいのかなと。都会の休業中のお医者さんの救済ではないのという声も私も聞きましたので、その点を確認します。

それから、駅伝競走、ありがとうございます。皆野では、盆踊りの団体に1万円とか助成をするというので、横瀬町のほうでもその団体に例えば1万円の商品券を渡して、横瀬町で何か、ちょっとくつろいでいってほしいなものができればいいなと思ったのですが、その点どうでしょうか。

以上、お願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは、まちなか再生支援事業の件につきまして答弁させていただきます。

この事業につきましては、地域総合整備財団がまちなか再生プロデューサーあるいはまちなか再生プロデューサーが所属する法人、これらの業者と町で委託契約をするものでございます。したがって、契約の一つである以上、町と契約するわけなのですけれども、業者につきましては、この地域総合整備財団の指定する業者ということになっております。それで、助成金をいただきまして、町と業者の契約によって事業を行っていることになっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 駅伝大会の関係ですけれども、どういう形ができるかなという、また検討かと思いますが、例えば参加してくれた方がゼッケンとかを、町の中のお店とか、そういうところへ行ったときに、例えば5%くらい割引してくれるとか、あるいは何か、ワンドリンクサービスしていただけたらとか、そのような形は、お昼ちょっと過ぎぐらいで終わりますので、その後、ちょっと温泉に入っていたりだとか食事をしていただくというようなことで、そういったことが今のところちょっと考えられるかなというところでは。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 先ほどふるさと財団の事業者選定のところでございますけれども、財団のほうでこういった専門家がいますというご紹介は、恐らく表になっているかと思うのですが、あります。地方自治体がこういった助成を受けて町の事業に取り組みたいというときに、どのような方がいらっしゃるのか、どのような分野でどのような専門家がいるのかというのがすぐにはわからないことがございますので、そ

う意味ではそういった一覧があるのだと思いますが、私どものほうで昨年やらせていただいたところは、結果としてその中に入っている方ではございますけれども、私どものほうでいろいろ検討した上で見つけてきた人でありますので、財団のほうから指定された人と契約したということには当たっていないというふうにお考えいただければと思います。

それから、小児科オンラインについて少し私のほうから申し上げられるところを申し上げておきますと、一番最後にちょっと、手のあいているお医者さんの救済というふうなコメントがございましたが、私の知る限り、あるいは私を見る限り、今このオンラインで相談に乗っていただいている方たちは非常にお忙しいくらいしゃって、その診療時間後の時間をさらに潰して、よりよい小児科サービスのためにということで、医療のためにということでやっておられる方でございます。非常に思いの詰まった事業者であるというふうには理解しております。

それで、先ほどのところで医師会でどう言われているのかというふうなご指摘もあったかと思うのですが、私がこの件で医師会の先生方とお話をする機会、少しございましたけれども、基本的には厚意的に見ていただいております。いろいろとご質問を受け、お答えをすることもありますが、前向きにご発言をいただく、お話をいただくということが多かったということはこの場でお伝えできればなというふうに思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、お金のところともろもろ、小児科オンラインについてコメントさせていただきます。

まず、コストが見合うかという話ですが、これはゼロから立ち上げて、立ち上げ期でしたのでというところはあろうかなというふうに思います。年間、毎年600万円とか700万円かけるということは想定していません。

小児科オンラインの現状を申し上げますと、利用者の満足度は極めて高い、一方でまだ利用者の裾野の拡大がまだまだであるということかなというふうに自分は理解をしています。もともとこれを始めたのは、切れ目のない医療サービスができないかというところがありまして、既存の医療サービスではすき間になってしまうようなところ、それから将来的にはまだまだ秩父地域は医療過疎になっていく可能性はあるわけですので、そこに対して何か課題解決になるようなものはないかなということで考えたわけです。

医療の分野は、小児科分野だけやればよいということでも当然ありませんで、高齢者の医療も大切ですし、秩父に関してはとりわけ救急医療、それから産婦人科というところが一番逼迫しているわけですので、それは定住自立圏という枠組みの中でかなりの資金的な裏づけをもって今やっているというふうに理解しています。しかし、定住自立圏の枠組みだけで必要十分かという、そうでもなくて、やっぱりまだまだ、特に横瀬町の場合には、今は小児科も産婦人科もない町ですので、先行きを考えると、いろいろな課題解決の方策は探っていきたいなという思いでやっています。

ですので、医療費が削減できるかどうかはこれか検証が必要です。医療費削減のパターンというのは、救急搬送がとめられたもそうかもしれませんし、それからお母様方が最初で、初診、診に行ってもらおうというところを事前相談することで行かないで済んだというのでも医療費の削減なのだなというふうに理解

していて、その辺がどのくらいいきいてくるのかというところは検証したい、する必要があるというふうに思っています。ですので、まだまだ小児科オンラインについてはこれからという部分があります。町としては、しっかり検証していきながら、先行きは考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

外部専門家一覧表はあって、これは予算のときにも言ったと思うのですが、今横瀬小学校を横瀬町はつくるということがもうわかっていたので、小児科オンラインではなくて、専門家とすれば、山梨県の都市整備課ですか、建設に対してのプロということで専門家が入っていましたので、そういうところをお願いしていただければありがたかったなということをお話を1点申しておきます。

それから質問なのですが、休業中の医師というのは、この事業が始まる時に説明されたのです。こういう、お医者さんだけでも、今、例えば育児休暇をとっているとか、そういう方がいるので、その方たちの時間を使っていただいているのだと私は説明を聞いたので、そういうことで休業中のお医者さんだったのではないのかと思ったら、お忙しい方がやっているというお話を聞いたので、ちょっと、お忙しい方はお忙しいので休んでいただきたいなと思っているのですが、その点、説明のときには休業中のお医者さんがというお話をいただきました。

それから、きめ細やかな医療サービスというのはもちろん大切なだけけれども、結局、きめ細やかといっても10時までです。そして、オンライン診療というのは、私、今後必ず進んでくる分野だと思っています。一度お医者さんに行って、そしてその後はオンラインで、インターネットで同時に、お医者さんと一緒に遠隔地でも診るといふふうに医療は進んでいくと思っています。そうした場合には、私は、横瀬町は定住自立圏でこの事業を早く取り組むように進めたほうが、町長、よろしいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 最初のご説明のところについて、少し私のほうからお話いたします。

休んでいる先生方ばかりがやっているわけではございません。ただ、今いらっしゃる中には、休業中、女性のお医者さんで、今育児休暇であったり、産休であったりということで休んでおられる方も、ネットであればということで、皆さんに参加していただいているという話は聞いております。全員がということではなくて、皆さんがそういった事業に参加される、協力される方、お医者様の皆さんがやりながら、その中には休んでいる方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 定住自立圏で早く進めてというお話がありましたけれども、もちろんそれはあると思います。定住自立圏で世の中で一番いいサービスができれば、それはもう早く進めていくということは、そういうことなのだろうというふうに思っています。

一方で、オンライン診療に関しては、まだまだ世の中でハードルがたくさんあります。法的な問題だったり、いろんな問題があって、世の中全般でいくと全くまだ浸透していないという状況です。したがって、今、オンラインサービスに類するサービスの提供を受けたいという人がいても、それが受けられる状況にないわけです。横瀬町に関しては、リスクを見きわめた上で、医療行為ではないですけれども、オンラインサービスに近いサービスを提供できるということをやりたくてというのもあって、先行的に小児科オンラインも進めているところでもあります。とにかく、それはオンラインサービスができればいいのですけれども、その受益者になるためにはまだまだ年月が必要なわけですし、やっぱり今、切実な子育ての悩みとか育児の悩みを抱えているお母さん方に一番適したサービスだということで横瀬町では導入をさせていただいています。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕



◎発言の訂正

○内藤純夫議長 では、答弁の訂正がございますので、まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 済みません、ありがとうございます。

申しわけありません。私の答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

午前中の関根議員の質問にありました地域おこし協力隊の関係なのですが、3年、ここでやって移動した場合、私のほうでできないというふうに答弁しましたけれども、ただし書きがございまして、同一地域で活動が2年以上かつ解職1年以内、こういったケースにおきましては、条件不利地域に移動した場合は協力隊ができるという規定がございました。おわびして、訂正させていただきたいと思います。活動を2年以上かつ解職1年以内、それで3年になるかと思うのです。申しわけありませんでした。

○内藤純夫議長 以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について4つ質問いたします。これは、行政報告書のほうからのページ数で言いますので、そこでもよろしくをお願いします。

まず1点目ですが、97ページです。これの行政報告書の97ページで、世帯当たりの税負担額ということで記載されています。昨年と比べて、1世帯当たりの税負担額は7,473円ふえました。それから、被保険者当たりの1人当たりの税負担額は5,782円ふえましたというふうにされています。この結果は、

96ページにある保険税率の改正によって、所得割は変わらないのですが、資産割が40%から35%になったということと、それから後期高齢者の支援分、7,000円が8,800円になりました、医療分の均等割の関係が1万円から1万1,500円になったという、この結果がこういう形になったと思います。負担額を計算してみますと、世帯でいくと959万5,332円というような数字になりました。そして、1人当たりでいくと、5,782円を2,148人を掛けると1,241万9,736円、これだけが町民の負担の増になったと見られるところだというふうに思います。全体的な点での資産割を変えてということは理解できたところですが、負担増にならないようにと求めてきたところでありました。

それで、今回、法定外繰り入れを前年度してきたところであります。どう考えるかという点で、負担増になったものの軽減策を講ずべきではないかと、減免ですか、軽減ということは、7、5、2の軽減がありますので、減免か何かを講ずべきではないかと考えますが、そこはどう考えるかが1点であります。

次に、同じ97ページですが、不納欠損額についてであります。昨年度の不納欠損額は237万4,568円だったと思いますが、ことしは35万6,740円と一般分になっています。大幅に減少になっているのですが、不納欠損額が減った理由ですか、そのことについて、この点での理由を説明していただければというふうに思います。

次に、100ページになります。同じ、この決算書の100ページであります。療養費の状況ということであります。この中で診療費という項目があります。昨年はゼロだった、ことしは47件、47万6,410円ということで費用がかかり、保険者の負担があります。この療養費の状況なのですが、診療費というのはどのようなものなのか、そして前年というのか、今年度発生した原因についての説明をよろしく願いいたします。

最後、もう一点であります。105ページになります。これの中で保健事業の活動推進費の関係であります。この中でどんなことをどのようにということの内容であります。特定健診の結果や診察情報等から利用者の検証結果を行うというふうに記載されているところあります。この効果検証ですか、これはどのように行ったのかについての説明をお願いいたします。

以上4点であります。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、お答えいたします。

私のほうから、不納欠損の減少の理由についてお答えさせていただきます。平成29年度の不納欠損額237万円ほどあったわけですが、これは国保税滞納者が町外に転出した後、所在不明となったものがおりました。その分の不納欠損として処理したところでございます。平成30年度につきましては、そのような該当者がいなかったことから減少しているところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、私のほうから残り3点のほうをお答えさせていただきます。

まず1点目の軽減策あるいは減免等を講じていただきたいといったお話でございますが、まず平成30年度の税率の改正につきましては、県から示されます市町村標準保険税率、そして賦課総額を参考に税率を

検討し、賦課総額に足りないかと判断し、被保険者への影響を丁寧に見きわめ、税率を改正させていただきました。議員がおっしゃる軽減策ということでございますけれども、町は政令で定める基準に従って均等割額の7割、5割、2割軽減を行っていますが、法定以外の均等割額の軽減は認められておりません。また、減免につきましても、災害等に遭われたりだとか、または市町村長の、特別の事情がある場合においてというような、減免を必要とすると認められた者に限り減免することができるというふうになっております。つきましては、公平で適正に国保制度を運用していきますために、何らかの軽減策等を講じるのは難しいかと存じます。

次に、診療費の件でございます。診療費とは何かということでございますけれども、診療費は被保険者が負担した療養の費用について後で現金給付を行うものでございます。診療費は、被保険者が一旦医療費を全額自己負担した場合の療養費を申請により現金給付をしたものでございます。ケースといたしましては、保険証を持たずに受診し、医療機関に医療費を全額払ったときや国保加入期間中、誤って以前加入の保険証を使用してしまったとき、またあるいは被用者保険の被扶養者の資格調査などで、また外れてしまって、さかのぼって国保に加入していたというようなケースがございます。昨年度はゼロ件でございましたが、平成30年度は47件となっております。

続きまして、3点目の利用者の効果検証を行っておりますかということでございます。こちら、埼玉県のコバトン健康マイレージ事業に参加している方の健康への効果を検証するため、埼玉県が今年度、アンケートや特定健診の結果等を調査して実施するとしております。そして、埼玉県のほうで参加者から得られたデータを細かく分析し、この取り組みによって医療費が幾ら削減されたかなども算出し、改善を図っていきたいというふうにしております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございました。

ここは、法に、先ほどの減免の関係ですか、定められているということで、特別な事例ということでありました。市町村長が認める特別な事由ということでもあります。公平性を担保しながらということですが、被保険者の状況というのは、国保の加入世帯、これは平均でいくともうちょっとふえるかな、これは年度が終わって現在という形で出ているので、37.5%が国保に加入しているのが年度末現在ですので、30件ふえるとちょっとパーセントが上がるかなと思うのですが、こういう国保の状態です。国保の加入状況の個人、1人当たりと、町民の人口から見ると、これもちょっと数字が動きますが、年度末で見ると25.1%、4人に1人というところでありました。公平性を担保したときに、この減免をするのかどうかということでもあります。

従来、横瀬町は法定外繰り入れ、国は法定外をなくすために今回の広域化を含めて進めてきたということですが、横瀬町の町民に優しいというか、そういう点を踏まえたときにこれをどのように考えるかについて、では町長のちょっと見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 個々のところに関しましては、制度改正後間もないということですので、一番いい形をし

っかり見きわめていきたいというふうに思っています。

今ご指摘の減免のところにつきましては、やっぱり大原則は公平性があって、一方でセーフティーネットも必要だということで、バランスをとって進めていきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 引き続き、介護保険のほう、よろしくをお願いします。

これもページのほうから出てこないの、行政報告書のほうのページでよろしくお願ひいたします。報告書の108ページであります。これの中で、申請者の状況というのが載っています。申請件数、新規申請、更新申請、変更申請とありますが、昨年度との比較でありまして、更新申請が175から220、ほかの新規と変更については減っているのですが、変更申請だけがふえています。前年はここはマイナス74だったので、ことし45とふえてきているので、この点の見解ですか、どういう理由によってかというのについてが1点であります。

次に、2点目ではありますが、111ページです。これも行政報告書の111ページではありますが、包括的支援事業のイの行政支援の相談支援事業等であります。この件数で、これも先年度と比べてみました。電話相談はプラス16で今122件になりましたが、来所相談、訪問による相談、マイナス45、マイナス44というふうなので、非常に相談事業が減ってきているように見えます。これについての説明をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、112ページの、これはちょっとページ数が、こっちの65ページですか、介護保険の。ちょっと数字が出てこないの、ごめんなさい。回答だけなのですが、昨年度、家族介護者の支援手当支給というのが出ていたというふうに思います。前年、17人で67万5,000円というふうな数字が読めていたところがあります。これがことし載っていないので、どうなのかというふうな点が3点目であります。

それから4点目ではありますが、114ページになります。これは、地域支援事業の任意事業であります。この中で、どんなことをどのようにという内容の中で、成年後見制度の利用支援業務というふうな点がうたわれています。横瀬町でもぜひ成年後見制度を取り入れた形を進めていただきたいと思いますが、ここの中に載っている支援業務という点は具体的にどうなっているのかの点があります。ここです。

それから5番目、最後になりますが、一般介護予防、117ページであります。この中で、介護予防事業の中でさまざまな事業を行っていますが、65歳以上の高齢者に対しての介護予防事業を実施というふうにあります。ここに直接記載はありませんが、高齢者サロンがあります。高齢者サロンに対しては、156万3,000円の出費がされているというふうに思います。見直し等というふうな声も聞こえるところではありますが、高齢者サロンを行っている場所というのですか、宇根が減ってしまったけれども、苜米でふえたというふうなところもあるというふうに思います。非常に、高齢者の生きがいという点では大きな役割を得

ているのではないかなというふうに私は考えます。この点についての、ここでは出費はこういうふうにされていますが、今後の考え方について示していただければというふうに思います。

以上、介護の点についての5点ですが、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 答弁いたします。

まず、108ページの更新申請の部分ですが、被保険者の状態等によって更新の状態が違います。認定期間が1年であったり2年であったりという部分がございますが、昨年の差とは違う形で、ことしは前年度比で15件ふえているということで、有効期間の差によるものが主なものであります。

それから、2つ目が111ページの下部分の相談の件数でありますけれども、包括支援センターのほうで受けている部分にはなるのですが、全てではありませんが、以前には入院患者から直接こちらのほうに相談があったようなものが、最近、病院の中に連携室というものが設けられておりまして、その連携室のほうで対応等を、相談を受けていただいております。そういった部分で減っている点がございます。

それから、112ページの家族介護者支援手当の部分でありますけれども、平成29年度までは介護保険特別会計の中で任意事業として行っておりましたけれども、県の指導等によりまして、平成30年度からは民生費のほうの在宅福祉事業のほうに移行したことによりまして特会の中からは除かれております。手当のほうは一般会計のほうで支出はしております。

それから、114ページですか、成年後見制度の利用支援事業ということでございますけれども、今後は認知症高齢者とか、そういった方がますますふえて、後見人の需要というものが高くなるというようなことが見込まれておりまして、法人後見であったり、市民後見人の活用等も含めまして支援を進めていく必要があるということで検討しているものであります。それから、平成30年度には埼玉県成年後見制度利用促進秩父地域協議会というようなものも発足をし、利用の促進を図りたいというふうには考えております。

それから、117ページの地域支援事業の中のサロンの部分であります。済みません、このページではなく、111ページのほうにサロンの設置事業については表記をさせていただいております。サロンの実態につきましては、平成30年度では5つの地区でサロン活動をしていただいております。芦ヶ久保、根古屋、中郷、川東、15区であります。今年度に入りまして、苅米地区で新たにかかるいきクラブというような団体もサロン活動をスタートさせていただいております。今後もこういったサロン活動が各地域に広がればいいと考えておりまして、今後も支援はできる部分で続けていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 相談件数についてであります。

今、入院患者の対応をここで、包括したけれども、今の説明の中で、連携室での対応というふうに変わってきたので、減ってきたということであります。連携室の相談ということで、統計的にとっているかどうかなのです。そのたびごとに対応というふうな点が多いかなというふうに思いますが、数値としてもしつかんでいるならば、こういう形で低下はしていませんというふうになればというふうに思うのですが、つかんでいるか、つかんでいないか、つかんでいたらこれだけありますということでの説明をしてい

ただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あともう一点は、家族介護の支援なのですが、県の指導ということで、今急ぎ一般の決算書を見ているのですが、ちょっとすぐ見つからないので、このところで金額はこうですというような点を説明していただければというふうに思います。

2点ですが、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 まず、相談のほうの件数であります。連携室等で対応した件数は町のほうでは把握はしておりません。申しわけございません。

それから、家族介護者支援手当につきましては、一般会計決算書の85ページの在宅福祉事業の中に家族介護者支援手当ということで6万5,000円の支出であります。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で介護保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 後期高齢者の関係であります。

これは、これも行政報告書の中での120ページになります。これの中で受診状況があります。それで、昨年度の記載と比べてみましたが、前年度はなかった点でのその他療養費というのがあります。その他療養費というのは何を指すのかであります。ここの説明を1点お願いします。

もう一点は、これは121ページのほうで、今回の介護の関係、平成30年度、平成31年度の保険料の率と均等割の額があります。ここでは、均等割が前年度、その前から比べると4万2,070円が4万1,700円ということで370円下がりました。均等割はどうかというと、8.34%から7.86%ということで0.48%下がったということで、非常に助かったのではないかなというふうに思いますが、この下がった理由等について、こういうことでということの説明をよろしくお願ひいたします。

2点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、まず1点目、受診状況の中のその他療養費でございますが、こちらにつきましては、補装具、はり、きゅう、あんま、マッサージに係るものでございます。昨年度はこちらの項目がございましたが、埼玉県後期高齢者医療広域連合から資料提供されるものとあわせた形で変更させていただいております。なお、特別療養、昨年までありました項目につきましては、平成29年度、平成30年度ともにゼロ件でございます。

次に、保険料率の関係でよろしいでしょうか。こちらは、埼玉県後期高齢者医療広域連合のほうで保険料のほうの改定を行っております。こちらのほうで、療養分等を見越して率を下げたというような話は伺っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

その他質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道事業特別会計について質問します。

これも報告書のほうからの中身になります。124ページに汚泥処理業務委託というふうながあります。これは昨年も質問したと思いますが、発生汚泥の量、それから処分についてであります、処分価格の立米単価契約かどうか、そしてこれは入札なのか、随意契約なのか、そして収集運搬費がどうなっているのかという部分についての説明をよろしくお願いいたします。

それから2点目ですが、薬品費であります。同じ124ページの主な施設の維持管理費の中ですが、今回薬品費が513万6,012円となっております。昨年よりも121万2,181円ふえています。処理量を見ますと、昨年度の水質管理センターの放流量から見ると余り変わっていないというふうに、日平均等も見て、あるいは全体も、3%しかふえていないけれども、ここは非常に薬品費が多く上がっている、この点がどうしてなのかというふうな点であります。

あともう一点は、区域内人口の関係であります。区域内人口が44人減るということで、横瀬町の人口が昨年と比べて減りましたというのは、決算意見書の中で今年度トータルとして町の人口はということ、ごめんなさい、すぐ出てこないです、ページ数が。減ったのに対して、結構、あれ、こんなに減ってくるのかなという点なので、その見解、こういうことだよというので、わかれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

人口減少は、決算意見書の中で合計人口は79人減りましたというふうに出ているのです。そうすると、ここでの44人って非常に多いなと見るので、ここのところ、どうかなというところであります。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、お答えをいたします。

まず初めに、汚泥の処理の関係でございます。汚泥の処理につきましては、平成30年度については年間で276トン排出をしております。汚泥の処理に係る費用でございますけれども、この点については三菱マテリアルにセメントの原料としてということで引き取ってもらっているわけでございます。単価につきましては、汚泥の処分としてはトン当たり1万2,000円、運搬費についてはトン当たり2,000円という単価に

なっております。これにつきましては、随意契約ということで行っております。汚泥については、当初、汚泥の処理については、まず考えられたのが埋め立て処分ですとか、あと肥料での利用ですとかというような方法があったのですけれども、横瀬町については三菱マテリアルさんがあって、そこでセメントの原料にして、これは再利用という観点もありますので、ぜひそういうところで利用させてもらいたいということで協議をして、恐らく周辺よりも少し安くしていただいているという認識でおりますので、そういったことをお願いしているところでございます。

続いて、薬品費でございます。薬品費については、幾つかの理由があります。大きく分けて3つぐらいの要因があります。まず、流入汚水に添加をして汚泥の沈降を促進する、いわゆる凝集剤、パック剤というのがあるのですけれども、パック剤が前年よりも少し量が多くなっています。この辺の要因については、幾つか考えられるのかと思うのですが、大きくは流入汚水のいわゆる濃度というのですか、それが少しやはり濃くなってきているのかなというふうに思います。流入汚水のBOD換算でいきますと、平均で238.7ミリグラムパーリットルという数値があるのですけれども、下水の計画値については198ミリグラムパーリットルで計画しておりますので、ちょっとこの辺が濃くなってきている傾向はありまして、それでパック剤のほうも少し多くなるのかなという気はしています。

それと、もう一つの要因は、同じく凝集剤なのですけれども、高分子凝集剤といたしまして、これは濃縮汚泥をつくる時に、これも少し添加をするものでございます。これについては、前年度まで使っているストックがなくなったので、平成30年度にそのストック分を購入したという経緯があります。

それともう一つ、同じくこれもストック分ですけれども、濃縮汚泥を搬出するときにおいが出ないようにする消臭剤がありますので、その消臭剤のストック分も平成30年度に購入したというところがありまして、そこでふえている要因になります。

続いて、区域内人口になりますけれども、この辺は、区域内の人口を出すときに、町の持っている住民登録の記録をベースに、その中から下水道区域内の人口を担当のほうで、下水道台帳とかいろいろ参考にしながら出しているわけなのですけれども、そういったところで数値をはじき出したところ、やっぱり人口減少がそれに反映されたのかなという感じはしております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 発生汚泥について、今埋め立てあるいは肥料というふうなことであります。売れば、これはなんだけれども、売れないから産廃という扱いになっているというふうに思います。そういう点で、今埋め立てだとか肥料ができるかどうかと、できればそういう、再利用という、セメントの材料にするか、あるいは産業廃棄物なのでできないから、マテリアルに今やっていただいているという、そこに処分費という形で発生するのだと思いますが、埋め立て、肥料が可能かどうかという点が再質問の中の1つ。

もう一個は、放射能の含まれる、放射能を測定しているかどうかという点であります。発生汚泥については、やっぱり放射能が心配されたときに受け入れられないというときもあったのだというふうに思いますので、今もはかっているか、はかっていないか、はかっていたら今こういう程度の量ですよというのが、ベクレルですか、こういうのが出ればというふうに思いますので、2点であります、よろしくお願

ます。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、お答えいたします。

埋め立て費用ですけれども、当初埋め立て等も含めて検討しているのですが、埋め立ての単価は幾らというのは、ちょっと記憶が薄れて、なくなってしまったのですけれども、今現在行っているマテリアルのほうに搬出する費用よりもはるかに高い埋め立て費用がかかるなという印象は持っております。

それともう一点は、埋め立てする場所がもう既にその時点でどんどん、どんどんなくなってきているという傾向がありましたものですから、横瀬については三菱マテリアルさんのほうにお願いするという結論になりました。

それから、汚泥の放射能ですけれども、放射能の測定は行っております。毎年行っておりまして、検出下限で、検出されていないという結果になっております。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で下水道特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、浄化槽設置管理事業特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 浄化槽設置のほうで3点、よろしくお願ひいたします。

1つは、これ全部、131ページから行きます。浄化槽設置基数ということで、平成30年度までに助成を行った浄化槽基数は668基となった、昨年667なので、プラス1ということであります。浄化槽設置基数がプラス1なのかどうか、これについてどうかという点が1点であります。

次に2点目であります。浄化槽の人口の関係であります。この数値が非常に動いているというか、どう見るのだろうと、浄化槽設置状況を平成30年度の末で見ると、事業区域人口が4,421人、昨年4,583から見るとマイナス162、浄化槽人口については3,336人が2,741でマイナス595、くみ取り便槽がどうかという、これは1,247が1,680、プラス443というので、数字根拠、非常に、昨年度と比べたときに、ええっと、通常の動きから見てこんなに動くはずないのだけれども、そこのところがどうかというのが2点目であります。

3点目は、帰属の問題であります。ことしは帰属ゼロというふうな状態でありました。そもそも浄化槽の設置管理事業ということは、公共用水域の水質浄化を図り、美しい自然環境の保全と町民の快適な生活環境を創出するというので、浄化槽管理事業で町が設置を進めましょう、新たにふやすというところと、あるいは今完全な、なかなか保守点検がされていない、それを帰属という形で町でやれば安くなって、本当にそれが環境に優しくなっていくのだよということで始めた事業だというふうに思います。その中で、帰属、今回がゼロというふうなのは、非常に今までの帰属の経歴を見ますと、131ページでも、平成26年度から4基、9基、2基、2基、ことしはゼロ、17基しかというか、17基やったと見るか、17基しかと見るところなのでありますが、そこのところの見解を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 それでは、お答えをいたします。

まず1点目の基数プラス1の関係ですけれども、これについては浄化槽設置整備事業の基数になるかと思えます。町設置型の事業と、それから補助金を出す従来型の設置整備事業というのがございまして、設置整備事業については、交付対象の区域が、下水道の整備区域の中でもいわゆる認可区域というか、事業計画になっていない区域の救済措置としての補助金ということで、これについては前年度もほとんど申請がなかったのですけれども、昨年1件あったということで、その件数になります。

それから、2番目の人口についてですが、この辺については、建設課のほうで行っております浄化槽整備区域内調査というものに基づいて数値を記入しておるのですけれども、議員ご指摘のとおり、数字が大きく変わっておりますので、なかなか、精度が余り確かではないのかなというふうに私も感じておりますので、この辺の調査の精度を上げる必要があると思えます。調査に当たっては、浄化槽の種類ごとに使用人数というのを集計しなければならないのですけれども、住民記録等をベースに、下水道の区域の人口、それから個人の設置型の浄化槽の補助をした世帯の人口や市町村設置型の人口等を引いていって、残りを既設の合併浄化槽のお宅、それから単独槽のお宅、それからくみ取り槽であろうお宅というふうに分けていろいろ数値を出しているのですけれども、その辺の精度が大分落ちてきているのかなというふうに思えます。この辺については、問題意識は建設課でも持っておりますし、ことし、整備区域内の汚水処理の実態調査というのを今計画をしておりますし、アンケートをしたり、細かくいろいろ調査をして、きちんとした実態を把握した上でPR等をしていこうというふうに今考えているところでございます。

それともう一点、帰属の問題でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、帰属を受けることで、浄化槽の維持管理について町のほうが責任を持って行うという、事業の一つの趣旨でもありますので、この辺はよくPRをしながら進めていきたいと。また、今まで補助事業のほうで進めていたお宅なども把握しておりますので、そちらのほうもPRしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で浄化槽設置管理事業特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

ここで、一括上程中の6案件に対しましての質疑漏れ、また全体的な質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 それでは、質問させていただきます。

一般会計の127ページ、観光案内板道標整備工事138万2,400円、これについてお聞きしたいと思います。けさ、私、札所五番のありますよこぜイラストマップ、案内板13-1を見てまいりました。そこにはまだ、高原パーク横瀬、秩父消防署横瀬分署、旅館たばた、焼き肉山ん根、きじ亭、よこぜ書店、モンマートやおうめというようなところがまだ載っておりますし、もう既に、加藤前町長さんのときに、これは直したほうがいいのかという話をさせてもらいましたが、まだ直っておりません。ここに138万2,400円

もっているのですが、ぜひこれについては早目にしないと、大変、町として恥ずかしいのではないかと。というのは、札所五番ですから、札所四番、金昌寺に寄った方がこちらへ来て、まだこの古いのを見ているという状況ですので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。1つは、横瀬駅前にもイラストマップがありまして、これは3月16日に西武鉄道のラビューがデビューした日でございます、町長にまだこれは直っておりませんよという話をしたところ、これについては撤去をいただきました。とにかく、これについては早い対応をお願いしたいと思います。それが1点。

もう一点は、135ページ、町営住宅につきましてでございます。町営住宅につきましては、年間の管理費が664万8,000円、この中で住宅使用料、収入済額で193万3,590円、差し引き、単純に471万4,410円の赤字でございます。町営住宅を今後どのように方向性を持っていくのか教えていただきたいと思っております。

以上2点、お願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからは、決算書127ページの観光案内板道標整備工事につきましての答弁をさせていただきます。

日本一歩きたくなる町を目指している、この横瀬町にありまして、町内を気持ちよく歩いていただくために正しい情報を提供するというはなくてはならないことだと思っておりますので、できるだけ早い対応をさせていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 私のほうからは、135ページの町営住宅の今後の予定ということでございます。

現状でございますけれども、平成30年度の当初で入居者が14名いらっしゃいました。そして、9月に補正をさせていただいて、移転料等をとらせていただいて、その後移転をしていただいた、平成30年度末までに13名の方に退去いただきまして、残りの1名につきましては、今年度に入りまして、4月3日に最後のお一人の方が退去いただいたという状況に今なっております。

今後の予定でございますけれども、現在ある町営住宅の建物でございますけれども、昭和47年から昭和50年にかけて建築されたものでございまして、令和2年度末をもって、昭和50年、最後に建築された建物が耐用年数に到達するという、そして用地の賃貸借契約が令和3年度末に期間満了になるということから、令和3年度中に建物の取り壊し工事、そして用途廃止、用途の返還というスケジュールで進めていく予定でございます。その予定でいきますと、その前の年、令和2年度につきましては、建物の取り壊し工事の設計業務委託をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま大畑課長さんに答弁いただきまして、ありがとうございます。地元の12区の区長さんを初め、かなり町営住宅につきましては皆さんが関心を持っておりますので、今のように具体的にいつまでにどうなるという説明を今回いただきましたので、こちらもそのように説明をさせていただきますので。

ただ、その中では、既に令和3年で契約が切れるという話ですが、さかのぼって早期返還もいいのではないかと、そしてその後、この用地についてはどうするのかと。例えば地主さんにお返しした後、町の地所もありますので、あそこを宅地で分譲したらどうかとか、人口増加につなげるような施策がとれないかとか、そういう話もありますので、その見解をお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 建設課担当課長。

○大畑忠雄建設課担当課長 答弁させていただきます。

当然、地主さんがいらっしゃることですので、今後返還等のスケジュールの中でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 質問忘れです。2点です。

エリア898なのですけれども、この決算書のどこに出てくるか、ページ数だけ教えてください。

それと、小学校の建てかえに関してですが、先ほど次長のほうから報酬の出ているところは聞きました。金額的には、柳澤先生はその金額でよく引き受けてくれたなというふうに思っております。その金額に対して不満ですとか、そういったことがなかったのかどうか教えていただければ、快く引き受けてやっていただいたのかどうかということと、それと先日、プロポーザルで設計業者が決まりましたが、ここは決算の場でもありますので、もし可能であればわかる範囲で公表していただきたいのと、あともう一つ、要望といたしまして、できるだけ早い時期にそのことに関しまして全員協議会なりなんりの開催をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑の答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 柳澤先生の報酬の関係ですが、当初よりうちのほうはこういう形でお願ひしたいということでお話ししておりましたので、ご了解の上、快く引き受けていただいたということでございました。

それから、プロポーザルの関係でございますが、この場ではちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。またまとめまして、適切な機会にお話をさせていただければと思います。

○内藤純夫議長 ただいま3番議員の質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿左美健司議員の質疑に対しての答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 阿左美議員のご質問に答弁させていただきます。

エリア898の整備費用ということでのご質問ですけれども、ページ数では59ページ、地域おこし協力隊推進事業の中にございます、下のほうですけれども、活動拠点整備工事あるいは消耗品費、これらの中にエリア898の整備ということで載っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。もっと早く気づけばよかったのですけれども、済みません。

そうしますと、あの施設は公の施設ということで先日も答弁いただきましたけれども、地域おこし協力隊の活動拠点ですと、はたらクラスとかやるのは当たらない、できないのではないですか。それとも、いいのですか。その辺がちょっと私はわかりませんが、科目と支出の使い方がちょっと一致していないような感じもしますが、いかがでしょうか。

それともう一つ、5年間の無償貸与ということですが、あそこの、そうすると、無償で借りています。町が借りています。そうすると、あの建物から発生するであろう、町に入るべき固定資産税があるかと思えます。その町に入るであろう固定資産税の扱いはどのようになるのでしょうか。

以上2点、お願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 地域おこし協力隊推進事業ということで、エリア898が目的に合っていないのではないかとご質問でございましたけれども、毎朝、地域おこし協力隊におきましては交代で、2名から3名で掃除に行って、あけて、そのような管理もお願いしております。協力隊におきましては、その場所におきまして、エリア898におきまして、自分のできることをやる時はそこで活動しているようなこともございます。

続きまして、固定資産の関係につきましては、町で借りている間は固定資産税はいただかないようになっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 エリア898の整備というのは、まちなか再生事業の一環としてやったのですよね。何で地域おこし協力隊の事業の中に入っているのですか。おかしいと思います。

それと、地域おこし協力隊があけるということは、鍵を常に持っているのでしょうか。その辺のセキュリティというか、何というか、済みません、今ちょっと聞いてはいけないことを聞いてしまったのかもしれないけれども、その辺、済みません、説明をお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 申しわけありません。

最初の固定資産税の関係におきましては、無料でお借りしているということでございます。固定資産税

につきましては、契約書をちょっと確認して答弁させていただきたいと思います。

また、鍵につきましては、役場職員がまず掃除にも行っておりますので、協力隊だけをお願いするということではございません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まちなか再生事業ということで整備したというふうに説明もされましたが、実際、支出が、地域おこし協力隊の事業の中から支出されていますので、その関係を教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 エリア898ですけれども、基本的には町がJ Aから借りて運営の主体となっていて、それに対しまして、いろいろな方の協力を得ながら運営しているというところをご説明のとおりでございます。その中で、地域おこし協力隊にも管理のお手伝いというのはしていただいているという部分がまずございます。管理、それから彼らの活動拠点としての一部としても使ってもらっているという中で、こういった費用が協力隊の活動の中に重なってくるというふうに理解しております。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 そうしますと、物事の拡大解釈で何でもかんでもそういうふうに、自分たちのやっていきたいことに対して、何でもかんでもそういうふうに拡大解釈をしてしまいますと、何でも流用ができてしまうというふうに思いますが、そういったときの歯どめとかはかからないのでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 何でもかんでもと申し上げたつもりは全くございませんで、協力隊の活動拠点として必要な分、それについてこちらの協力隊の活動費の中であそこにつけていただいていると、設備、環境等を整えていただいていると、そういう理解でございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まちなか再生事業からエリア898では支出されていないということですか。

○内藤純夫議長 答弁ございますか。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、ちょっと支出の関係は後で答弁させていただくのですが、エリア898の位置づけとしては複合施設だと思っています。実際にイベントをやるスペースがあるのですが、それだけではなくて、オフィススペースとしても機能していて、そこに地域おこし協力隊が仕事ができるスペースがあります。地域おこし協力隊は、人数がふえたということと、あと、より活動的に動いていただきたいということがあって、役場にもスペースがあるのですが、役場と、それから旧芦ヶ久保小学校と、それからエリア898、3カ所を使える形になっているということです。なので、エリア898はもちろん町が管理するスペースですので、今はまだ試用期間という位置づけです。これは、できるだけ早いタイミングでその使い方は定めていきたいのですが、使い方を定める前にいろいろやっぱり試しておきたいというふうには思っています。なので、人寄せスペースと、それからオフィススペースがあるという

ふうには理解していただいてよろしいかなというふうに思います。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 説明は、利用の仕方というのはわかるのだけれども、決算認定のところにまちおこし推進事業費としてこれを、まちなか再生事業でやったのに、だと説明があって、その費用を支援事業費として載せることが適切かどうかということだと思のです。それで、今の副町長の答弁でいくと、ではほかの費目にもエリア898の費用がどこかなくてはいけないことになりますよね、と考えるのですけれども、だから、この決算書にこの名目で載せていること自体がちよっとわかりにくいかなと思のです。その後の、協力隊がオフィスとして使ったり、何とかというのは利用の問題だから構わないと思うけれども、まちなか再生事業の説明で全部来たよね、今まで。来たのだから、あくまでも事業費としたらまちなか再生事業費、どこかの補助だとか何か、100%補助ですよみたいなのがあったら、まちなか再生事業の項目で載せないと、ちょっと矛盾するような気がしますけれども。

○内藤純夫議長 答弁はございますか。

副町長。

○井上雅国副町長 ちょっと混乱、ちょっと混線してしまったかもしれないのですが、まちなか再生事業というのは、町なかをどのようにつくっていくかということとを専門家を交えてプランニングをしていくという事業でございます。その中で、今のエリア898あるいはその他のところを整備していきましょう、それはこういうふうな運用主体でやると持続可能ですねという、そういう報告書をみんなで議論をし、そして報告書をまとめ、今後の町政の参考にしていく、推進のもとにしていくという事業でございます。ですから、まちなか再生事業として取り込んだ、その事業費がエリア898の整備あるいはその中の設備に直接使われるという関係にはもともとございませんので、まちなか再生事業というのは、まちなか再生に係るプランニングの事業というふうにはまずご理解いただければと思います。

その中で、拠点を整備したいよねということでJAさんからお借りいたしました。その使い道としては、イベントであったり、オフィスであったり、ミーティングルームであったり、その中で地域おこし協力隊の一部活動地点というところも兼ねて使っていただくということで、その部分がこの中で地域おこし協力隊の活動費ということで計上されているというふうには、そういうふうな整理だと思います。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 地域おこし協力隊が一部使うためにここにその部分が載っているということは、そうではない部分の拠出の部分というのはどこに載っているのですか、費用は。

○内藤純夫議長 答弁ございますか。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 私の答弁の中におきまして、まちなか再生事業ということで、この説明の際に、横瀬駅を起点として役場、JA、町民会館、寺坂棚田といった中で、再生支援、この事業におきまして整備をしたという発言があったようです。これにつきましては、私の発言が誤解を招いた結果になって、まことに申しわけございません。まちなか再生事業につきましては、今副町長が申し上げたとおり、プランニング、計画の作成でございました。JAの整備につきましては、これとは別に町の予算で行っておるということでございます。私の答弁が紛らわしく、まことに申しわけございませんでした。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 だから、では、さっき阿左美議員の質問に、これが費用ですと言いましたよね。副町長の答弁でいくと、協力隊も使うので、一部使いますと。では、総額があるはずだけれども、分離しているように聞こえるわけ、ほかからも出している。ここだけでやったのか、ほかからも、でも、答弁を聞くと、ほかにも抛出の項目があるはずだと思うのです。そうしたら、それはどこなのですかということなのです。今の答弁でもそうですよね、一部こうだということだから。だから、総額がどうなのだとということだから、2つあるような答弁に聞こえますよね。そういうことなのです。

だから、ここしかないのだったらないで構わないのだけれども、要するに地域支援隊の拠点としてつくったのですねという、今度はそういうことになりますよね。それを違うことで利用するのだということになりますよね。どっちなのですか。だから、そうなると、地域支援隊があそこにずっと、掃除だけではなくて、いなくてはいけないとか、オフィスがわりなのでは、そこが拠点ということなのだから、意味が違ってきてしまいますよね。そうすると、ではエリア898を自由に、夜は使えるかもしれないけれども、ふだんそこに入りが可能なかどうかということも出てくるし、いろんな使い勝手も出てくるので、どっちなのかなということなのです。説明としては、こっちが理解するには、どっちを理解したらいいのかということなのです。だから、協力隊の部分のお金もあるし、ほかの部分の抛出もあるということのだったら、決算書のどこに明記されているかということ、そういうことなのです。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 申しわけございませんでした。

この決算書の中で、エリア898の整備に係るものについてはほかにはございません。あそこにお金として使ったものについては、現状、この中に全部入っております。基本的に、拠点の整備はいろんな方のボランティアでできているというところはございますので、皆さんに集まっていただき、作業をしていただいたり、家や使わなくなったオフィス等々で余っているものを持ち込んでいただいたり、そういうことであそこの中の設備はほぼほぼできておりますので、大半の部分は皆さんが持ち込んでいただいたボランティアのものというふうになります。ただ、ある程度、一定のオフィスとして使うに必要なものについては、拠点整備の部分がございますので、ここで計上させていただきます、使わせていただいたと、そういうことになります。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 安くやったとか、そういうことを聞いているのではなくて、拠点整備に出した、実際のお金はこれでやりましたということなのですよ。ほかからは出していないということですよ。それだけでいいのです。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 全般に関してのことなのですけれども、この予算執行全般にわたって、きょうの議論にもかなり中心的にも出てきておりますが、町外向けのアピール、プロモーションがすごくしっかりで

きているというか、逆にそちらがかなり主になっている現状というのがこの町にあるのかなということを思います。それは大変必要なことであるとは思っております。やはり対外的にいろんなところからの評価をいただく中で、この町、横瀬町、いいよねと周りから言われることで自分の町のよさに気づいたりとか、そういったこともありますし、すごく大事なことだとは思いますが、最近よくあることで、町外の方から、横瀬町、すごいよねとよく言われるのです。すばらしいよね、いいよねと。だけれども、その一方で、町内の方からそういう声って余りないのです。町外の方からはすごく評価が高いのですけれども、町内の方からは余りそういう評価をいただかないと。

前にも同じような質問をさせていただいたときに、お答えいただいた回答が、先々、町民のためになることなのだということで、私もそれはそのように理解をしております。ただ、それは、アピールをして、この町がすごいということでほかの方たちが入ってきてくれて、いろんな文化、いろんな機会が創出されて、交流人口、関係人口がふえるということが、最終的にそこにつながる、逆にそこにたどり着くには必要なことであるということは理解をしているのですけれども、そこにたどり着くためには、それをやっていく過程で、具体的に言えば、よこらぼの事業とかでも余り浸透せずに終わってしまった、企業からすれば余り検証できずに終わってしまったような事業というのもたくさんあると思います。そういった事業というのは、やはり町民の理解が得られなかったこと、それによって町民の参加が少なかったこと、これなんか影響しているのではないかなということを思っております。やはり町民にそのあたりを理解してもらって、町民自体がまず町に満足をしていけばそういうことはないのですけれども、その満足度向上、そしてそれが町外に対してのいろんなことをアピールして、いろんなことに取り組んで、いろんな関係人口、交流人口をつくって取り組んでいるということがいずれ町のためになるのだということをもっとしっかり具体的に示すことというのも必要なのではないかなと。

例えば広報等で、先ほど広報も議論に出しておりますけれども、広報等で何か、町外の人に対して手厚くないかみたいな質問があって、いや、これはこういうためだよみたいなやりとりとか、ちょっと行き過ぎているかもしれないけれども、そのぐらいまでしてしっかり町民の皆様に、そこで意図するものがあるのであれば、それをしっかりと伝えていかなければ、なかなか相乗効果というものが生まれないのかなということを強く思っております。

その中で、まず1つの質問といたしまして、その部分に関する町内の、最終的には町のためになるということではあっても、町民の方々がいまいち、まだ理解をできていない、そして町に対する満足度というところもなかなか、対外的なアピールのレベルに対してはほど遠いというところ、このあたりの認識というものを、どういうものを持っていらっしゃるかということをもっと1つお願いをいたします。

また同時に、私の解釈の中で、町外に対するアピール、タウンプロモーションというものがすごく、先々、この町にとって有効であるということは解釈をして、理解をしておりますけれども、そこを具体的に、こういう経緯で最終的には町に利益が来るのだという、そういうビジョン、戦略というものがもしあれば、ここでそれも教えていただきたいと思えます。

以上2点でございます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 町政全般にかかわることですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1つ目、町内と町外の評価の格差というのですか、についてですが、認識しております。町外からは、お褒めいただくことがふえてきたのは間違いありません。町内に関しての浸透というのですか、まだまだだと、やる必要があるなというふうに認識しています。

一方で、ある意味必然的な差でもあるかなというふうに思っています。その一つは、町内の浸透も、おとしより去年、去年よりことは、私は向上しているという実感を持っています。なので、この動きを続けて、町民の皆さんの理解していく努力を続けていくということが大事かなと。決して、ここに至るまで、ステージアップしているというのですか、段階は踏んできていて、それはいい形にはなっているという実感は持っています。しかし、まだまだであります。

具体的にということになりますと、これはまさに次の計画が大事です。次に計画を今つくるところなのですが、そこでしっかり、どこまで持っていきたいのだというところは示す必要があろうかなと。それは、例えばいろんな数字であったり、あるいは満足度というところも含めてなのですけれども、我々のほうでしっかり目標を持っていうのですか、みんなで目指せる目標を持ってそこに向かっていくということが大事で、その検証をしっかりしていく、それから町民の皆さんの声を聞いてしっかりフィードバックしていく、そこが大事かなというふうに思っています。なかなか難しいです。いつも言うのですけれども、横瀬町はまだまだこのままではいけない町ですので、まだまだいけない町でやるべきことを、まだまだこのままではいけないということで、やることをしっかりやって、それを町の皆さんにしっかり見ていただいて、あるいは声を拾ってしっかりフィードバックしていくということが大事かなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。現状の認識をしていただいた上で、先々、いい町になる過程の中での、想定内ということで解釈をさせていただきます。

今、最初のときの質問の中で、質問としてはしなかったのですけれども、その状況はわかりました。その中で、やはり今、いろんな外に対するプロモーションというのは、これは今のままで続けていただきたいというような思いでございます。町内向けのほうを上を上げて、対外的なものを下げてくれという意味ではなくて、対外的なプロモーションは、今、日本一有名な町になりつつあると思っておりますので、それはそのまま、そこに町内の部分を近づけていただきたいというのが思いでございます。ただ、なかなか町内、近づいていただくといっても、この秩父地域という特性もありまして、なかなか難しいという中で、もう少し町民に対する説明の機会というものを、先ほどの広報等も使っているいろんなアピールをしているのは町民のためだというようなことだったりとか、よこらぼという事業がどういうふうに町民に、具体的にどのように町民に役に立っていくのだということをぜひもう少し詳しく伝えていただきたいなということを思っております。そちらに関してはいかがでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 お答えします。

説明機会をふやすとか、丁寧にというのはそのとおりだろうというふうに思います。そこは意を砕いてやっていきたいと思います。

なかなか小さい町といえど難しいという部分があって、それはやっぱり情報格差であったり、世代格差だったり、年代格差だったり、趣向性の違いだったり、まだ伝わっていないというのがかなりあると思うのです。そこをやはりできるだけ埋めていきたいなというふうに思っていますし、最後は、逆に言うと、町民のためにならないのであればやめる、取捨選択して、やらないとかやめるとか、あるいは優先順位をしっかりとつけるとかというのは非常に大事です。その辺を意識してやっていきたいなというふうに思います。

いずれにせよ、トータルの流れとしてはいい流れにはなっているかなという実感を持っています。やっぱり、なかなか、時間がかかるということかもしれませんが、一步一步着実にやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。

続きまして、討論に移ります。

まず、反対討論から受け付けます。どなたかございますか。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 それでは、上程されております平成30年度の認定第1号から第6号の一般会計初め特別会計6議案の歳入歳出決算の認定について、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてのみ、反対の立場から討論させていただきます。

質疑においては、私、件数が多く、大変申しわけありませんでしたが、まだ私の感覚からすると、質疑、質問した内容における不明点が解消されてはおりません。具体的なことで言えば、官民連携プラットフォーム、通称よこらぼ関連の支出についてですが、このご時世、幾らスピードが大事とはいえ、このよこらぼ事業はルールを敷きながら機関車を走らせるような事業の進め方のように感じられます。また、執行部によるよこらぼ事業の評価も甘く、手前みそ的だと言わざるを得ません。ここから始まった事業もありますが、国から補助金が横瀬町に来ても、また東京のほうに持っていかれる事業が多いので、横瀬にお金が落ちません。また、執行部のよこらぼにける思いとは裏腹に、一般町民の受け取り方は相変わらず冷ややかそのものです。まさに横瀬の町民は、民はよらしむべし、知らしむべからずの状態と言えます。

間もなく事業開始から3年が経過しますが、その間の予算案の審議のときにも情報開示などがされないため、正確な情報をもとにした十分な審議が尽くされず、支出されてしまっただけからの決算報告になってしまっています。この状態で、この認定といいますか、この決算書を認めてくれと言われても、執行部の予算の使い方をチェックする議会の役割、機能が果たされないと考えます。今定例会での質疑でも、よこらぼ関連の使途の透明性がはっきりと証明されたとは言えません。

以上のことから、他の特別会計の認定には賛成をいたしますが、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定については反対いたします。町民の声が執行部に届くように、議員の皆様の賛同をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 次に、賛成討論を許可いたします。どなたか。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定第1号から第6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度は、横瀬町地方創生総合戦略の4年目になり、第5次総合振興計画9年目に位置しております。本年は、新事業の取り組みを実施した年度になり、町の内外から横瀬町にかかわる人が目に見えて見えるなど、これまで重点的に取り組んできた各分野の施策において手応えを感じられる年度になったと思います。

近年、世の中の流れはますます速く、変化も激しくなっており、こうした変化の激しい時代へ柔軟に対応していくためには、どんな時代になっても安全で安心して暮らせるような、持続可能な町の基盤を築いていくことが大事になると考えられます。

平成30年度の決算状況を見ますと、一般会計においては、歳入では前年度比より0.8%減少の34億882万7,000円、歳出では前年度比より0.7%増の32億6,193万3,000円になっております。歳入歳出差引額は前年度に引き続き黒字になっており、1億4,689万4,000円となります。限られた財源の中で、適正な活用になっていると思われま。

続いて、特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道特別会計、浄化槽設置管理事業ともに、町民の皆様のご協力とご理解をいただきながら安定した成果を上げていると思います。

以上のことから、厳しい財源の中、各会計とも良好に財政運営が執行されていると確信し、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛同をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 反対討論ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。私、各決算についておおむね賛成ではございますが、一般会計の一部に納得できないものがあり、反対討論をさせていただきたいと思ひます。

認定第1号から6号まで、非常に精査されており、おおむねよろしいのではないかと思ひますが、認定第1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の一部、具体的に申しますと、中学生国際交流事業のところの謝礼金、同程度の協力をして、片や1万円、片や宿泊代を取っていながら5万円もいただいってしまうということは、明らかにひいきがあり、差別があると思ひし、二重払いの可能性も否定できません。

それからもう一つ、タウンプロモーション事業の謝礼金の扱いについても同様でありまして、これも二重払い、一生懸命やっていた方へのひいき、これがあると思ひます。気持ちはわかりますが、税金

で賄うべきではありません。こんなことは許されるわけもございません。

よって、今後こういうことが起きない、起こさないためにも、ここは一旦、この2項目のみ反対をしまして、再考を促したいと思います。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 賛成討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、認定1号から6号、平成30年度歳入歳出決算に対し賛成の立場で討論いたします。

一般会計決算書につきましては、歳入歳出ともに堅調なものと捉えました。一柳前々監査委員さんから指摘のありました債権管理マニュアルの作成が長年の課題でありましたが、作成され、またその実施により停滞していた滞納債権が整理されたことに感謝しています。町税は、公平公正を旨とし、横瀬町行政の根幹をなすものです。今後も努力していただくようお願いいたします。

また、今年度の人口減少は79名でした。前年は136名など、毎年100名以上の減少でしたが、今年度微減となったこと、近隣自治体が苦しんでいる中、一定の効果を上げていると実感されます。

特別会計につきましては、国保会計が県による運営主体へと変更となる年でしたが、無事に移行となり、安心していきます。他の特別会計につきましても、厳しい状況の中で努力していただいております。

今後とも、職員皆様のご努力をお願いし、町長には今後とも町政実行に対し、歳入歳出の支払い基準の透明性に努めていただくよう強くお願いし、PDCA、Cを特に実行していただき、町民福祉の向上に努めていただくようお願いし、賛成討論といたします。議員諸兄の賛成をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに採決を行います。

日程第1、認定第1号 平成30年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2、認定第2号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第4号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号 平成30年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第6号 平成30年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第47号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第47号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,728万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,671万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時57分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点ですか、よろしくをお願いします。

1つは、12ページです。先ほど寄附金の関係で、選択肢を言われて、財源を確かにするというように聞こえたところであります。寄附金の関係、ふるさと納税、もうちょっと詳しく説明をよろしくをお願いいたします。

それから2番目であります、これは20ページであります。新婚世帯の家賃補助ということで、不足が生じたのでということで、新婚世帯、入ってきてよかったなと思うのですが、これが何件であって、今回これだけふえたので、こうなりましたということがあれば、その説明をよろしくをお願いいたします。

3点目であります、子ども・子育て支援法の改正によって、保護者の負担、保育料無償化ということがあります。確認です。今回の保育料負担金が315万5,000円という形で示されています。これが保育無償化で親に与える影響は、これだけ負担があったのがなくなりましたよということでよろしいかどうかの確認です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、ページ数を。

○5番 浅見裕彦議員 ごめんなさい。ページ数が、今は23ページの子ども・子育て支援の関係で、先ほどの収入の関係とかがありましたが、ここで負担金としての保育料負担金が315万5,000円と言っていますので、この金額は親御さんにとっての無償化になったところだよということの確認です。

それから、最後は33ページになります。職員、総括、一括で給与明細になっていますが、職員数の比較で、2名が今年度予定よりも少なかった、これは採用されなかったというふうに聞いているところであります。それで、それぞれの中で見ると、人件費の減を見ると、商工費だとか、あるいは国民年金の関係の人たちのところが多く見られます。足りない、職員数が満たされなかった分をどのように対応しているのか、職員の負担増だけではとても乗り切れるというのではないと思いますので、そこら辺、どのように対応しているかについての点であります。

4点ですが、よろしくをお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 それでは、私のほうから、12ページ、ふるさと納税寄附金につきまして答弁させていただきます。

財源補正ということでございます。補正前におきましては、一般と人材育成という、分かれておりました。

たけれども、これを一般、人材育成、出産・子育て、健康づくり、定住・交流、雇用・産業、安全安心、教育の計8つの選択肢の財源補正となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 新婚世帯家賃補助の関係でございます。

当初では、120カ月分、上限が1万円でございますが、当初予算計上しておりましたが、現在14件で109カ月分消化しております。令和婚により、今年度は年度の早い段階での申請数が多くなっているということ、そしてまた新築のアパートができたことがあると存じますけれども、不足が生じることが見込まれるため、12カ月分、12万円の計上をさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

幼児教育・保育無償化により、保護者の負担がどれくらい軽減されるかということでございます。横瀬町の1号認定、2号認定子どもさんについては151人いらっしゃいます。それで、半年で利用者負担額、保育料が1,446万4,800円、これが軽減になります。今回、補正予算で管外保育料運営費委託料で予算計上させていただいています人数ですけれども、認定こども園と事業所内保育施設等に通園されているお子さんについて、歳出でその負担金分を町で一度負担するというところで予算計上しております。126名分をこちらで予算計上しております。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから4点目、職員数の関係で、満たされなかった分、どのように対応したかについてということにつきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

職員の定年退職によりまして、当然、2名の方が退職をされたという部分で、新規職員の採用等を見込んでおりましたけれども、急遽辞退をされるというような状況もございました。1名につきましては、再任用プラス非常勤職員での対応をさせていただいたということ、それともう一名については、急遽検討させていただきまして、臨時職員での対応ということで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 寄附金の関係であります。

歳入の内訳で見ると、一般の中では寄附金、一般寄附金、2、3、4で、商工費寄附金、土木費、消防費寄附金というふうな費目分けがされているというふうに見えます。一般のところ、今言われた点での選択肢をふやしてということで、人材育成あるいは安全安心、あとは、ちょっと自分で書いた字が読めなかったの、それを創設しましたということ、この中で見えるのは、ふるさと納税寄附金しか見えないのですが、今の説明との整合性というのですか、人材育成だとか、あと安全安心だとかというのはどこにのってくる形になるのですか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 科目の組み替えということで答弁させていただきました。本来であれば、議員のご質問のとおり、充当先に充当すべきであったかと思えますけれども、ふるさと納税、現在の予算額ということで、各科目の振替は現時点ではまだ行っておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第47号 令和元年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第48号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第48号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,911万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億350万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。
質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第48号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第49号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第49号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,361万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,746万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時12分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 7ページです。諸支出金ということで、償還金及び還付加算金の関係で償還金であります。年度当初、補正額が、補正前、1,000円の費目設定だと思いましたが、今回償還金及び利子及び割引料ということで306万5,000円が来ています。

これについて、先ほど説明が、国、県からの支払金に対して、決算からいって、国、県に戻すというのですか、というふうに聞こえたところですが、私、これを見たときに、もともと計画というか、費目設定していて、それに新たに、これを償還するので、繰上償還かなと思いました。町の財政の、町債の財政の状況ということで、民生費が平成30年度末ですか、2,756万2,000円の債権が残っていると、返しているのが三百九十幾万なので、同じような額で、ああ、これになるのかなというふうに考えたのですが、もうちょっと、そうではなくて、ここはこうなのだという説明をもう一度、済みませんが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 7ページの償還金部分でございますが、前年度決算に伴いまして、国、県、それから社会保険診療報酬支払基金、この3つに対しまして、決算が確定したことによって、不用額といたしますか、差額分について償還をするための予算計上であります。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると、償還金というか、差額分について戻すということで、特に利子等はどういうふうになっているかについて、もう一度、済みませんが、こうなっていると。償還金という、普通、償還金の利子を含めるのですが、利子はあるか、ないかについてです。よろしく願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 この中に利子は含んでおりません。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第49号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第50号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第50号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,555万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時19分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第50号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第11、議案第51号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第51号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,146万8,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,612万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時23分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 7ページであります。

下水道事業で、管渠実施設計等委託料で1,648万9,000円が計上されています。非常に多額な委託料ということで、これを見ると、大分大きな工事を発注するのだなというふうに見えるところであります。横瀬町の下水道の整備状況ということでは、報告書で今140ヘクタールまでいって、残りが計画でいくと、全体計画と未整備の面積で113、ちょっと数字がこれは合わなくなってしまったのだけれども、7ではな

いのだ。それで、今14区地内ということで、これは今後どのぐらいな計画だということ、全体計画に対して認可区域の、これだけを入れていきますということで、整備率をどの程度まで持っていこうとしているのかについての説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○町田文利建設課長 では、お答えいたします。

今回の管渠の実施設計の補正についてですが、今現在、来年度の工事を予定しておりまして、県道熊谷秩父小川線の設計を進めております。その中で、県土整備事務所との工事の協議をする中で、現在下語歌橋について、これは当初の設計ですとそこに添架をするわけなのですけれども、これについては県土整備のほうで、下語歌橋自体をかけかえをするのか、それとも別途歩道をかけるのかというところはちょっと今検討中だという回答をもらっておりまして、そうしますと、その部分については、ことしの設計ではどうしても管渠設計が後回しになるということがあります。その関係で、来年度工事についてはその部分を除いたものになる。それともう一つは、やはり14区地内の管渠の工事がある程度進めたいということから、少し前倒しをして、5号線側の管渠設計も進めたいというふうに考えております。具体的にどのぐらいの面積で進めるかというのは、ちょっと今手元に資料がないのですけれども、全体計画の区域としては令和7年度をめどに今現在進めているところでございますので、そういった目標に向けて整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第51号 令和元年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第52号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第52号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万3,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ5,693万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時29分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第52号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時38分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第13、議案第53号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第53号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります
が、横瀬町教育委員会委員浦島則之氏の任期は令和元年10月12日で満了となるため、後任として平塚一寛
氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の
規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

平塚さんの経歴等について申し上げます。平塚さんは、横瀬町第9区にお住まいで、昭和51年3月25日
生まれの43歳でございます。平成17年より東林寺の副住職に、平成29年10月からはご住職となられており
ます。人格が高潔で、文化等に関し識見を有しているとともに、地域活動にも積極的に取り組まれており
ます。また、保護者として横瀬小学校PTA副会長を現在務めております。教育委員として適任と思いま
すので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第53号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいさせていただきます。

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和元年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修